

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

第1. 招 集

1. 日 時 平成27年3月6日
2. 場 所 西会津町役場

第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会 平成27年 3月 6日
2. 閉 会 平成27年 3月 20日
3. 会 期 15日間

第3. 議員の応招・不応招

1. 応招議員

1番 小柴 敬	6番 猪俣 常三	11番 清野 佐一
2番 三留 正義	7番 鈴木 満子	12番 五十嵐 忠比古
3番 長谷川 義雄	8番 多賀 剛	13番 武藤 道廣
4番 渡部 憲	9番 青木 照夫	14番 長谷沼 清吉
5番 伊藤 一男	10番 荒海 清隆	

2. 不応招議員

なし

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

議事日程一覧

平成27年3月6日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告
 - 陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 議会活性化特別委員会報告
- 日程第5 保育施設運営に係る調査特別委員会報告
- 日程第6 例月出納検査報告
- 日程第7 付議事件名報告
- 日程第8 提案理由の説明

平成27年3月9日（月）

- 日程第1 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について
- 日程第2 議案第41号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第3 議案第42号 西会津町第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画の策定について

平成27年3月10日（火）

- 日程第1 一般質問（猪俣常三 伊藤一男 小柴敬 長谷川義雄 渡部憲）

平成27年3月11日（水）

- 日程第1 一般質問（多賀剛 鈴木満子 青木照夫 荒海清隆 五十嵐忠比古）

平成27年3月12日（木）

- 日程第1 一般質問（清野佐一 長谷沼清吉）
- 日程第2 議案第1号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第3 議案第2号 西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第4 議案第3号 西会津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例
- 日程第5 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第6 議案第5号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第7	議案第6号	西会津町行政手続条例の一部を改正する条例
日程第8	議案第7号	西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例
日程第9	議案第8号	西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例
日程第10	議案第9号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
日程第11	議案第10号	西会津町介護保険条例の一部を改正する条例

平成27年3月13日（金）

日程第1	議案第11号	西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第2	議案第12号	西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第3	議案第13号	西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
日程第4	議案第14号	西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
日程第5	議案第15号	西会津町体育施設条例の一部を改正する条例
日程第6	議案第16号	西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を廃止する条例
日程第7	議案第17号	平成26年度西会津町一般会計補正予算（第12次）
日程第8	議案第18号	平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
日程第9	議案第19号	平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
日程第10	議案第20号	平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
日程第11	議案第21号	平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
日程第12	議案第22号	平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
日程第13	議案第23号	平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）

平成27年3月16日（月）

日程第1	議案第24号	平成27年度西会津町一般会計予算
日程第2	議案第25号	平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第26号	平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第27号	平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第5	議案第28号	平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第6	議案第29号	平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算

日程第7	議案第30号	平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第8	議案第31号	平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第9	議案第32号	平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第10	議案第33号	平成27年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第11	議案第34号	平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第12	議案第35号	平成27年度西会津町水道事業会計予算
日程第13	議案第36号	平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算

平成27年3月18日（水）

日程第1	議案第24号	平成27年度西会津町一般会計予算
------	--------	------------------

平成27年3月19日（木）

日程第1	議案第25号	平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第2	議案第26号	平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第27号	平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第28号	平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第5	議案第29号	平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第30号	平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第7	議案第31号	平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第32号	平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第33号	平成27年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第34号	平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第35号	平成27年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第36号	平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算
日程第13	議案第37号	町道の認定について
日程第14	議案第38号	西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第39号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

平成27年3月20日（金）

日程第1	報告第1号	委任専決処分事項
追加日程第1	提案理由の説明	
追加日程第2	議案第43号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
追加日程第3	議案第44号	西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結について
追加日程第4	議案第45号	副町長の選任につき同意を求めるについて
追加日程第1	議会案第1号	町長の給与の特例に関する条例
追加日程第2	議会案第2号	東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議

- 日程第2 陳情第1号 充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への山荘移転新設陳情書
- 日程第3 経済常任委員会の継続審査申出について
- 日程第4 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第5 議会広報特別委員会の継続審査申出について

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月6日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第1号）

平成27年3月6日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告
陳情の受理、委員会付託

日程第4 議会活性化特別委員会報告

日程第5 保育施設運営に係る調査特別委員会報告

日程第6 例月出納検査報告

日程第7 付議事件名報告

日程第8 提案理由の説明

散 会

(全員協議会)

(議会広報特別委員会)

○議長　　ただ今から平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を開会します。（10時05分）

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、年度末を控え、公私誠にご多忙のところご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、平成 27 年度当初予算をはじめ、条例の制定、計画策定の審議など、重要な議案であります。円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達せられますよう切望いたします。3月となり暖かくなったとはいえ、まだ朝夕の寒さは続きます。各位には十分ご自愛の上、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、高橋謙一君。

○議会事務局長　　報告いたします。

本定例会に、町長より別紙配付のとおり 42 件の議案及び 1 件の報告が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した陳情は 1 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

次に、本定例会の一般質問の通告は、12 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査結果については、監査委員から報告がありましたので、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、教育課長を、農業委員会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。

以上であります。

○議長　　以上で諸報告を終ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、長谷川義雄君、9 番、青木照夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 3 月 20 日までの 15 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から 3 月 20 日までの 15 日間に決定しました。

日程第 3、議長諸報告を行います。

12 月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は 1 件であります。会議規則第 93 条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、経済常任委員会に付託いたします。

日程第 4、議会活性化特別委員会報告を行います。議会活性化特別委員会の報告を求める

ます。

議会活性化特別委員会委員長、清野佐一君。

○議会活性化特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第 74 条第 2 項の規定による少数意見の留保の手続きもなかったことから、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

(「議事進行」の声あり)

○議長 議事進行がありましたので、意見を認めます。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 4 番、どういうご意見を言わんとしているかわかりませんが、全員で特別委員会、全員でこの原案とおりに 3 月議会に提案をするということの決定をもって委員長が報告をしてありますので、それはきっと認めていかなければ議会のルールに反するわけです。これはやっぱり意見は差し控える、言うべきではないと。

今、議長が言ったように、少数意見を留保してあるならば、少数意見として発表してもいいでしょうが、それもなかったわけですから、これは心におさめて発言はしないように、そのように議長として取り計っていただきたいと思います。

○議長 議事進行のため、暫時休議にします。(10 時 50 分)

○議長 再開します。(10 時 59 分)

再度お諮りします。

本報告については、会議規則第 74 条第 2 項の規定による少数意見の留保の手続きもなかったことから、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本報告についての質疑、討論は省略することに決しました。

これから、議会活性化特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

議会活性化特別委員会報告は委員長の報告のとおり決することにご異議ありません。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会報告は委員長の報告のとおり可決されました。

これをもって議会活性化特別委員会の報告を終わります。

日程第5、保育施設運営に係る調査特別委員会報告を行います。

保育施設運営に係る調査特別委員会の報告を求めます。

保育施設運営に係る調査特別委員会委員長、鈴木満子君。

○保育施設運営に係る調査特別委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 お諮りします。

本報告については、会議規則第74条第2項の規定による少数意見の留保の手続きもなかったことから、質疑、討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

これから、保育施設運営に係る調査特別委員会報告を採決します。

お諮りします。

保育施設運営に係る調査特別委員会報告は委員長の報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、保育施設運営に係る調査特別委員会報告は委員長の報告のとおり可決されました。

これをもって保育施設運営に係る調査特別委員会の報告を終わります。

日程第6、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○代表監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終ります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第7、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

○議長 暫時休議します。(11時31分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(14時31分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月9日（月）

開 会 16時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第4号）

平成27年3月9日

開 議

日程第1 議案第40号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定について

日程第2 議案第41号 西会津町過疎地域自立促進計画の変更について

日程第3 議案第42号 西会津町第6期介護保険事業計画・第7期高齢者福祉計画の策定について

散 会

○議長 平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(16 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

時間を延長します。

日程第 1、議案第 40 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第 40 号、辺地に係る公共的総合整備計画の策定につきまして説明させていただきます。

議案書並びに議案第 40 号説明資料、さらには辺地に係る公共的施設の総合整備計画書をお配りしておりますので、併せてご覧いただきたいと思います。

計画書の説明の前に、本計画策定の目的について簡単に説明させていただきます。

本計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところでございまして、辺地地域での生活・文化水準等の格差是正を図るため、交通体系、教育文化、生活環境の整備、産業の振興などを整備促進することを目的に策定しているところでございます。

本計画を策定するメリットでございますが、公共施設の整備を行う際の財政上の特別措置としまして、辺地対策事業債を活用して事業実施が可能なことがあります。この辺地対策事業債でございますが、町負担額の全額を借り入れすることが可能であり、しかも、返済額の 80 パーセントが地方交付税に算入される、最も有利な地方債でございます。

今次、辺地対策事業債に係る総合整備計画につきましては、今年度が最終年度でございまして、今次、新たに計画書を策定したということでございます。今次計画の計画期間は、平成 22 年度から 26 年度までの 5 年間ということでございまして、すみません。

今次、今の計画でございますが、計画期間が 22 年から 26 年度までの 5 年間でございました。本年度が現計画の最終年度となりますことから、本年度、平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間を期間とする、新たな総合整備計画の策定作業を進めてきたところでございまして、県との事前協議まで完了しているところでございます。

計画書の説明に入ります前に、辺地区域の変更から、説明をさせていただきます。40 号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

本町には、これまで野沢・尾野本・群岡・新郷・新郷三河・奥川と 6 つの辺地指定地区がございました。辺地の指定区域とは、役場・医療機関・学校までの距離や、定期バスの運行の有無などを数値化しまして、辺地度点数を算定します。辺地度点数が 100 点を越えると辺地の指定を受けることができます。本町においては、5 年前の前期計画策定期からの変更要素として、小学校の統合、デマンドバスの運行開始などがあり、それらを加味し辺地度点数の算出作業を行ったところでございます。

その結果は平成 27 年度と示した数値でございまして、野沢辺地につきましては安座地区 1 集落の指定でございましたが、辺地度点数が 88 点となりました。結果としまして、安座地区につきましては辺地地区から外れるという結果になりました。

次に尾野本辺地でございますが、辺地度点数 104 点という結果になりました。これまでの、小杉山・長桜・泥浮山・程窪・黒沢・青坂に加えまして、今回の計算の中で出ヶ原・軽沢を追加編入したということでございます。新たに加わったということでございます。

次に群岡辺地でございますが、これまでの徳沢・宝川・屋敷・檜木平・熊沢に加えまして白坂が新たに加わったということでございます。

次に新郷辺地でございますが、小学校が遠くなつたことが要因しまして、これまでの荒木・高目・小清水・漆窪・呼賀・原に加えまして、樟山・平明・新村・滑沢・滝坂というような形で追加編入したところでございます。

次に新郷三河地区でございます。井谷・八重窪地区が、これまで辺地地区として指定されていたところでございますが、デマンドバスの運行によりまして辺地度点数 85 点というふうになつてしまいまして、今次から除外という形にさせていただきました。

次に奥川地区でございますが、辺地度点数 167 点となり引き続き地区全域が辺地地区になったところでございます。

続きまして、計画内容についての説明に入らせていただきます。計画書をご覧いただきたいと思います。なお、各辺地の公共施設の整備計画でございますが、実施計画等で今後計画されている事業の中で、辺地債充当可能な事業をピックアップしまして盛り込ませていただいたところでございます。まず、1ページをご覧いただきたいと思います。

尾野本辺地の総合整備計画です。尾野本辺地につきましては、人口が 279 人、面積 27.1 平方キロメートルとなります。1 の辺地の概要、2 の辺地の公共的施設の整備を必要とする事情につきましては記載のとおりでございます。

次に、3 の公共的施設の整備計画でございますが、林道泥浮山線の改良工事、小型動力ポンプ 1 台、防火水槽 1 基の整備を計画いたしました。

次に、3 ページをご覧いただきたいと思います。

群岡辺地の計画でございます。群岡辺地につきましては、人口が 358 人、面積は 34.1 平方キロメートルとなります。1 の辺地の概要、2 の公共的施設の整備を必要とする事情につきましてはご覧のとおりでございます。

次に、3 の公共的施設の整備計画でございますが、林道岩井沢檜木平線開設事業、防火水槽 1 基の整備を計画しております。

次に、5 ページをご覧いただきたいと思います。

新郷辺地の計画でございます。新郷辺地におきましては、人口が 429 人、面積は 16.9 平方キロメートルとなります。辺地の概要、必要とする事情は記載のとおりでございます。

次に、3 の公共的施設の整備計画でございますが、町道漆窪線改良舗装事業、防火水槽 1 基、小型動力ポンプ 1 台の整備を計画しております。

次に、7 ページをご覧いただきたいと思います。

奥川辺地の計画でございます。奥川辺地にありましては、人口が 825 人、面積は 77.5 平方キロメートルとなります。

事業計画でございますが、次の 9 ページをご覧いただきたいと思います。

町道小山松峯線改良舗装事業、それから、町道弥平四郎山荘線舗装事業、防火水槽 3 基、小型動力ポンプ 1 台、小型除雪機械 4 台の整備を計画したところでございます。

以上で、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についての説明を終わらせていただきます。

本計画につきましては、去る2月13日開催の総合政策審議会に諮問をしまして、原案が適当であるとの答申を受けているところでございます。本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回、新郷三河地区が外れたということではあります、この地区を新郷の辺地と一緒にすることは不可能だったのか、それを説明をしていただきたいと思います。

もう1点は、ほ場整備をして、新しい字名が誕生しているわけですが、この新郷の計画にはそれは載っていない、載っていないのはほ場整備したところに関しては、公共設備というものは原則つくれないから、これ除いてあるのかなという気もしますが、このほ場整備をして新しい地名というものはどういうふうに取り扱っておられますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず新郷三河地区でございますが、先ほど説明しましたように、デマンドバスの運行が始まったということで、今回85点という結果になってしまったということではあります。これは新郷の地区に含めることはできなかったのかという質問でございます。新郷三河という形で一つの辺地を策定して今までできたものですから、そういった形にはちょっとできなかったということではあります。

それから、おおむね5平方キロメートルくらいが一つの辺地の単位ですよというようなことがあります。奥川地区なんかは一つの塊としてあるものですから、区切らないであげているということではあります、今回の新郷三河については、除外という形になってしまったということではあります。それから、今回、この指定するにあたり、字切図等を用いまして、ほ場整備も含めて字名はすべて拾い出したということでございますが、そういったことで区域、裏面に図面がついているわけでありますが、この区域の中に存在する字名はすべて拾い出しをしたというふうに考えているところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今さっと見たから見つけることができなかつたわけですが、私らのほうは高清水という、新しい字名があるわけですが、それはちょっとここに見つけることができなかつたわけですが、高清水という字はここに入っていますか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今ほどの質問でございますが、ちょっと探し当てることができないということではあります。見てみますと、ほ場整備になっている字名も入っている箇所もありますので、ちょっと今一度よく点検させていただきます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ここで議決をしていいのかどうか、議決をしておいて、次また変更計画で字名を入れるということはできるでしょうが、われわれとしては字名が網羅されていないのを議決するのはいかがなものかというふうになってくるわけでありますので、そこら辺はどう考えたらいいわけですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回のさまざま、当面5年間でできそうな事業につきましては、拾い出しをして、今回の計画に盛り込んだということでございます。計画の変更ということも可能です。というのは、ここに今関連する事業が、この字名に関連していなければ、さほど大きな問題ではないのかなというふうには思いますので、そういう事態が生じた場合には変更させていただくということでご理解いただければというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長 暫時休議します。(16時20分)

○議長 再開します。(16時35分)

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議あり」の声あり)

○議長 異議がありますので、起立によって採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第40号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の策定については、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第41号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第41号、西会津町過疎地域自立促進計画(変更)について説明をさせていただきます。変更の内容の前に、過疎計画自立促進計画につきまして、簡単に説明をさせていただきます。

本計画は、過疎地域自立促進特別措置法に基づき、過疎地域での都市部との格差是正を図り、自立促進を図ることを目的にしまして、産業の振興、交通通信体系の整備、生活環境の整備、保健福祉の向上、医療の確保などの事業計画を盛り込み、過疎地域に指定された市町村が、市町村ごとに計画策定しているところでございます。本計画を策定する最大

のメリットは、事業を行なう際に、財政上の支援措置としまして、過疎対策事業債を活用して事業が実施できることにあるわけです。この過疎対策事業債でございますが、町負担額の全額を借り入れすることが可能なほか、償還の際には、元金・利子を含めた 70 パーセントの額が、地方交付税で措置されるという大変財政的に有利な起債でございます。

次に過疎の区域でございますが、本町の場合は町内全域が過疎地域として指定されておりまして、現在の過疎、この計画につきましては、平成 22 年度から 27 年度までの 6 年間となっておりまして、27 年度、来年度が最終年度となっているところでございます。

それでは、資料、西会津町過疎地域自立促進計画（変更）の 1 ページご覧いただきたいと思います。

今次の変更でございますが、現計画に登載がなく、平成 27 年度事業として当初予算に掲載された事業を追加するものであります。今次追加する事業は 7 事業でございます。まず、区分 3 の交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に事業名、(1) 市町村道、道路、事業内容に上小島芝草線、舗装修繕、エルイコール 935 メートルを追加するものです。本路線は、芝草の国道 49 号からさゆり公園前を通り、主要地方道喜多方西会津線に通ずる路線であります。通行量が大変多く、舗装の経年劣化が進んでいることから、国の交付金を活用し舗装修繕を計画したところございます。

次に、橋梁ですが 2 項目ございます。一つ目が川浦線、町道野沢西林上小島線、エルイコール 45.9 メートルを追加します。川浦橋は下小屋住宅と西林間にある橋梁でございますが、架橋から 38 年が経過しまして損傷が著しいことから、国の補助を受け長寿命化工事を実施するものでございます。

次に、大槻橋、町道本町森野線、エルイコール 27 メートルを追加します。大槻橋は、本町から森野に通ずる旧県道に架かる橋梁でございます。本橋梁にあっては架橋から 57 年が経過しておりますが、損傷が著しいというようなことでございまして、これにつきましても国の補助を受け長寿命化工事を実施するものでございます。

次に、区分 4 の交通環境の整備、事業名、(7) その他、さゆり公園施設整備事業でございます。さゆり公園施設につきましては、2 期整備を終えてから、20 年以上が経過したところでございます。さまざまな施設が経年劣化で老朽化が進んでいるということで、町では、平成 27 年度長寿命化計画を策定しまして、国の社会資本交付金を活用しまして、計画的に施設修繕を行っていくことといたしました。そうした事業に対処できるよう、事業の追加を図るものでございます。

次に、区分 5 の高齢者の保健及び福祉の向上及び増進でございますが、事業名、(4) 認定こども園、事業内容、認定こども園整備事業一式を追加するものでございます。町では、保育施設の老朽化が進行していることなどの実態を踏まえ、保育施設のあり方を検討組織を立ち上げて検討してまいりました。その結果、新たに町営の認定こども園を西会津小学校の隣接地に整備することが決定されたところでございます。認定こども園については、平成 27 年度から用地取得、造成工事等に事業着手する予定であることから、今次の変更で計画を登載することといたしました。

次に、6 の医療の確保、事業名、(1) 診療施設でございますが、追加事項が 2 件あります。まず 1 件目ですが診療所です。事業内容は手動式除細動器一式でございます。平成 27

年度、手動式除細動器一式を西会津診療所に整備し、医療体制の一層の充実を図るものでございます。

次に、事業名、循環診療車、事業内容、訪問看護サービス用車両 1 台でございますが、昨年 4 月、西会津診療所内に訪問看護事業所が開設されました看護サービス用車両の購入を計画しましたことから、追加するものでございます。

いずれも新たな計画で、計画書に追加登載するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましても去る 2 月 13 日開催の総合政策審議会に諮問をしまして、原案を適當と認めるとの答申をいただいているところでございます。本案につきましては、過疎地域自立促進特別措置法第 6 条第 7 項により準用する同条第 1 項の規程によりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 41 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 41 号、西会津町過疎地域自立促進計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 3 、議案第 42 号、西会津町第 6 期介護保険事業計画第 7 期高齢者福祉計画の策定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 42 号、西会津町第 6 期介護保険事業計画第 7 期高齢者福祉計画の策定についてご説明申し上げます。議案書と第 6 期介護保険事業計画第 7 期高齢者福祉計画の計画書をご覧いただきたいと思います。

本計画につきましては、現在の第 5 期介護保険事業計画が本年で終了することから来年度平成 27 年度を初年度にした 3 力年の計画を策定するものであります。現在の町内の高齢者の状況や今後の推計により 3 年間の介護サービスの利用料を見込み介護保険料を定めることと、高齢者を支えていく仕組みづくりや介護予防、認知症対策をどのように取り組んでいくのかを定めるものであります。

まず、策定の経過でありますが、6 月に第 1 回目の策定委員会を開催し策定委員として 19 名、作業部会員として 18 人の方を委嘱しました。策定委員会を 2 回、作業部会を 3 回、

策定委員と作業部会員の合同会議を2回開催し、検討を重ねてまいりました。

2月4日から18日にかけては計画案を公表して意見公募を行ない、3名の方からご意見をいただきました。

2月25日の第4回策定委員会で最終案を協議いただき、2月27日には町保健福祉審議会に諮問したところであります。

それでは議案書をご覧ください。

議案第42号、西会津町第6期介護保険事業計画第7期高齢者福祉計画の策定について。西会津町第6期介護保険事業計画、第7期高齢者福祉計画を別紙のとおり策定したいので、西会津町議会基本条例第8条第1項第2号の規定により議会の議決を求めるものであります。

配付をしてあります計画書をご覧いただきたいと思います。

1ページから3ページは目次であります。第1章から第3章までが総論、第4章から第7章が各論となっています。

4ページをご覧ください。第1章、計画のあらましであります。

1番目としまして計画策定の目的と背景。2番目で計画の位置付けを記載しております。計画の位置付けですが、介護保険法第117条及び老人福祉法第20条の8第1項に基づき策定するもので町の総合計画の基本構想・基本計画のもと、高齢者福祉の基本的な計画となります。

5ページですが、3、本計画の基本理念と基本目標であります。町の総合計画に基づいて策定していますので、基本理念は「みんなの声が響くまちにしあいづ 人と自然にやさしいまづくり」としました。基本目標は、地域包括ケアの考え方でもあります「いつまでも安心して暮らせる高齢者にやさしいまちづくり」としました。

6ページをご覧ください。

4の計画の体系であります。計画の体系としましては、基本目標であります「いつまでも安心して暮らせる高齢者にやさしいまちづくり」に沿って、各種取り組みを実施していくという内容になっております。

7ページをご覧ください。

今計画の計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3カ年であります。策定体制につきましては、町関係者、県関係者、医療関係者、福祉関係者等からなる策定委員会を組織しまして計画を策定しました。それを町の政策調整会議等で意見をいただきながら、町保健福祉審議会、それから今回、町議会に提出するというような体制でつくるということになっております。

8ページからは第2章、高齢者を取り巻く状況でございます。

1の高齢者人口の推移と将来推計では、総人口も高齢者人口も減少傾向にあり、今後も穏やかな減少を見込んでおります。ただ、高齢化率につきましては今後も上昇し、平成29年には43.5パーセント、37年には48.4パーセントになると見込んでおります。9ページはそれをグラフ化したものでございます。

10ページからは、高齢者の生活の状況です。この計画を策定するにあたり本年1月にニーズ調査を実施しております。下の3表でございますが、高齢者世帯の状況であります。

全世帯の3分の1以上が高齢者のみの世帯となっております。

11ページには、高齢者の就業状況、集落の状況を記載しております。全集落のうち37.8パーセント、34集落が高齢化率50パーセントを超えております。

12ページでありますが、要介護認定者の状況と今後の見込みであります。認定者数は、平成25年に588人まで上昇しましたが、その後は少しずつ減少しております。平成27年には572人、平成28年には570人、平成29年には563人と見込んでおります。

13ページ、第7表でありますが、平成25年までの介護サービスの種類ごとの利用者数でございます。要支援1・2に認定された方への介護予防サービスの利用は減少していますが、要介護1から5に認定された方の介護サービスの利用は伸びています。特に介護サービスの居宅サービスの利用が伸びていることがうかがえます。

14ページの施設サービスの利用者につきましては、ほとんど横ばいという状況でございます。

15ページから18ページは、現在の町内で行われているサービス事業所や介護予防事業等の状況を記載してございます。

19ページからは、第3章、高齢者を支える仕組みづくりであります。在宅での生活を支える、西会津町地域包括ケアシステムを推進してまいります。

重点事項として5つあげてありますが、一つ目が、高齢者へ関わる関係や人の連携ということで、高齢化率が41パーセントを超え、高齢者のみ世帯と一人暮らし世帯が全世帯の3分の1以上を占めている町において、ほとんどの皆さんが介護が必要になったとしても、また認知症になったとしても、住み慣れた地域や住宅で安心した生活を続けることを望んでおります。高齢者に関わる関係機関が連携を強化し、介護や医療、生活支援を一体的に切れ目なく提供する体制、西会津町地域包括ケアシステムづくりを進めるとしたところでございます。

20ページには、重点目標の2つ目が認知症対策の推進、3つ目は生活支援・介護予防対策の充実、4つ目は介護サービスの充実、5つ目は在宅医療と介護との連携としたところでございます。

22ページからは、各論に入ります。

第4章は元気高齢者の支援と介護予防になります。高齢者の生きがいづくり、健康づくり、介護予防事業の推進と、いつまでも元気で、要介護にならないような、健康寿命延伸の取り組みを記載しております。

24ページでありますが、介護予防事業、地域支援事業でございます。来年度から順次、要支援1、2の方の訪問型サービスと通所型サービスが、市町村の取り組みになることから新たなサービスの構築も必要になってきます。今まで、訪問介護サービスで行ってきた食事づくり、清掃、洗濯などの家事援助や、ゴミ出し、灯油補給、電球交換などの室内軽作業などはシルバー人材センターで、また、話し相手や配食サービスの配達は地域の見守り活動としてボランティアサポートセンターに担ってもらえばと考えております。

25ページからは、第5章介護保険事業の運営であります。

まず、介護保健サービス基盤の確保でありますが、25ページから27ページに介護サービスの種類ごとに確保目標を記載しております。基本的には、先ほど申しましたとおり、

今後、要介護認定者数は大きな伸びは見込まれないことから、既存の介護サービス事業所での対応をしていくとの記載になっておりますが、一人暮らしや高齢者のみ世帯の増加や認知症対策などで、状況の変化にも対応できるよういくつかのサービスで新たな取り組みを検討していますので変更点や新たな記載について説明いたします。

25 ページ、⑤の居宅療養管理指導につきましては、医師や薬剤師が自宅を訪問し服薬の管理や指導を行うもので一人暮らしや高齢者のみの世帯の多い本町では必要なサービスです。現在町内の事業所ではサービスを行っていませんが、今計画期間中に町内の薬局がサービスを開始したいとの意向がありますので、開設を見込みました。

27 ページの②認知症対応型通所介護ですが、これは、認知症高齢者に対してグループホームを利用して実施するデイサービスでございます。現在サービス事業所はありませんが、今後のニーズの状況を勘案しながら、計画期間中に整備を検討することとしました。

③の小規模多機能型居宅介護については、昨年の9月に西会津しょうぶ苑が開所してサービス提供を始めました。そのサービス範囲は西会津全域としていることから、送迎時間が長すぎて利用しづらいという声もありますので、奥川や新郷地区など送迎に時間がかかる地域への整備を検討することとしました。

(4) 施設サービスですが、町内にあるさゆりの園、憩の森とも、待機者が大勢おり入所施設の増床が必要と考えられます。それぞれの施設で待機している方の状況を精査するとともに、近隣市町村での施設整備計画などを考慮した結果、憩の森に認知症専門棟 20 床の整備を進めることとしました。

28、29 ページは今まで説明しました内容を一覧表にしたものであります。

30 ページから 33 ページは、介護保険料の設定をするために、介護保険サービスの見込み量と給付費等を推計しております。今計画期間中の介護給付費につきましては、平成 26 年度とそう大きな変動がなく推移するものと推計しております。ただ、その 26 年度の給付額につきましては、平成 25 年度からみると、大変大きく伸びていることから、今計画期間中の給付費増額は第 5 期に比べて大きく伸びることになります。

35 ページをご覧ください。第 1 号被保険者の介護保険料の設定であります。

今ほど説明しました給付費を基に保険料を算出した結果、一番下でありますが、保険料基準額の年額が、6 万 5,832 円、月額にして、5,486 円となりました。

36 ページをご覧ください。

その金額をもとに所得等の階層区分ごとに表した表であります。第 1 段階から第 9 段階まで、所得年金額、所得等によって区分されております。

参考としまして、一番下に第 5 期との基準額対比を記載しております。年額では 1 万 3,632 円、月額では 1,136 円増加しております。介護給付費総額の増加、第 1 号被保険者の負担割合の増加、介護給付費準備基金からの繰り入れができないことなどが増額の要因であります。

37 ページからは、第 6 章、認知症対策の推進です。

今回の計画から認知症対策を一つの章として記載することとなりました。

1 番目の地域支援体制の整備でありますが、一つとして、認知症に対する理解の推進。

2 つ目としまして、認知症地域連絡会の設置。3 つ目としまして、認知症にやさしいまち

づくり。4つ目としまして、認知症地域支援推進員の配置などを行っていくということでございます。

2番目としましては、認知症の人と家族への支援ということで、一つ目が、認知症情報提供と相談体制の充実。2つ目として、サービスの充実を図るというものであります、特に認知症の人や家族のための町のサービスや資源をわかりやすい形にした認知症ケアパスなどを作成し、活用を図っていきたいというふうに考えております。

大きな3番目、認知症予防対策でございます。認知症予防対策に有効とされますコミュニティの中での知的活動と生活習慣予防を重点的に進めます。コミュニティの中での知的活動では、サロン活動やサークル活動などへの支援をしていきたいと考えております。

生活習慣病予防対策につきましては、町が推進してきました生活習慣病予防対策を継続して取り組んでまいり考えでございます。

40ページからは、第7章、高齢者を支える体制づくりでございます。ここでも7つの項目で記載をしております。

一つが人材の育成と確保であります。その中では、介護職員初任者研修の事業を継続して実施していくこと、各種サービス講演会等を開催すること、認知症サポーター養成講座の実施とキャラバンメイトの育成などを進めることとしております。

2つ目が地域包括支援センター事業の充実であります。地域包括支援センターでは、地域包括ケアシステム構築の中で、中心的な役割をはたしていただく組織と考えております。その中で介護予防ケアマネジメント、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的継続的ケアマネジメント事業というような内容の事業を実施していただくというようなこととしております。

大きな3つ目でありますが、高齢者を支える組織及び各種会議等ということで、地域ケア高齢者支援推進会議、2つ目として、民生児童員と福祉協力員、3つ目としまして、地域での見守り協定等を進めていくこととしております。

大きな4つ目でありますが、高齢者への生活支援ということで、一つ目としまして、安心して暮らせる住居の確保、2つ目としまして、生活支援サービスの充実のいろいろな各種サービスを実施していくということを記載しております。

大きな5つ目、高齢者の権利擁護でありますが、虐待の未然防止や成年後見人制度の普及啓発などを進めてまいります。

6つ目としまして、災害時など緊急時の高齢者支援としましては、避難行動支援者名簿の作成などを進めるとともに、福祉避難所指定を進めてまいります。

7番目が介護者への支援です。高齢者を介護する人に対しても、その負担軽減を図るために、介護に関する情報提供や在宅介護リフレッシュサービス事業などを実施していくままでございますとございます。

計画の説明は以上でありますが、この計画は先ほど申しましたとおり、2月27日開催の町保健福祉審議会に諮問して適當であるという答申をいただいております。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願ひいたします。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほど来の全員協議会の中でも、ご丁寧な説明していただいて、私なりに理解したつもりであります。同じような内容になりますけれども、いわゆるこの介護保険料、先ほど言いましたけれども、町民の中からは随分高いと、昨年に比べてもこの計画では1,100円くらい、月々高くなっていると。先ほどの説明では、会津管内の平均から比べれば安いんですよと、平均が5,846円というようなことで、400円近く平均より安いということで、その辺を、いわゆるエリア内、県内等々でこの介護保険計画の保険料はどのくらいに位置しているのか、再度町民の皆さんにわかりやすく説明していただきたいということと、今まででは、いわゆる基金から3千万円の減税財源を取り崩して介護保険料の軽減に図っていたけれども、今回はしないということありました。でも、お尋ねしたならば、基金は残高1千万ほどあると、それと今回の第6期の介護保険計画、今が、この計画がいわゆる介護認定者数、または給付費等々、考えれば、だいたいピークだろうということであれば、この辺からもう少し減税財源として安くできる方法はなかったのかなという思いでありますので、その辺をもう一度お尋ねをいたします。

それともう一つ、第7章の高齢者を支える体制づくりの中で、人材の育成と確保ということをうたわれております。これは本町ばかりでなくて、全国的に、いわゆる介護職員のなり手がいないというようなことで、大変どこも苦労していると。みますと、このいわゆる介護職員の初任者研修、あるいはヘルパー等々の養成はして、資格は持っている人は結構いるけれども、資格を持っているけれども、この事業にはなかなか付けないというようなことで、この辺の安定、職員の安定確保に向けた取り組みというのが、いわゆる資格を持った人を養成する、講座を開く等々も大切でしょうねけれども、この辺をなんとかしないと安定した介護事業はできないのではないかという想いであります。この辺をもう一度ご説明いただきたいと。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えをいたします。

まず介護保険料についてでございますが、議員おただしのとおり、第6期につきましては、月平均5,486円ということで、第5期よりも月平均で1,136円ほど上がっておりまます。これにつきましては、説明の中でも申し上げましたように、介護給付費が伸びている、介護サービスを利用されている方が多くなって、介護給付費が伸びたことによる事。それから、1号被保険者、65歳以上の人口が増えたことから、これは国全体でありますが、1号被保険者が負担する給付費割合が増えたということ。それから、基金、第5期の介護保険事業計画では、基金から3千万繰り入れをしておりますが、本計画にはなかったと、繰り入れすることができなかつたというようなことが大きな要因となっております。

それで、介護保険料の会津管内の状況でございますが、これもまだ確定ではございませんが、第6期で県の調べでありますと、単純平均で5,846円ということで、西会津町につきましては、その平均よりは低い位置にあるということでございます。一番安いところでは4,980円という町村もありますし、一番高いところでは7,500円というような町村もあるということで、どこの町村も基本的にはすべて上がっておりまます。下がった町村はまったくございません。やはりどこの町村でも、その介護給付費、介護者の増加、介護給付費の増加ということがありまして、保険料については増加をして、上げざるを得ない状況に

なっているのかなということでございます。

西会津町としましても、いろいろなサービスを、介護の必要な方のサービスの充実というようなことで、グループホームの施設増設ですとか、有料老人ホームの設置ですとか、そういういたるものもしておることもありまして、ぞうしても給付費の増加になりまして、介護保険料については上げざるを得ないということでご理解をいただきたいと思います。

それから、基金の繰り入れ、今ほど言いましたとおり、第5期では3千万ほど基金から繰り入れをしているわけでありますが、第5期の給付見込み、給付費を見込んだ計画の数値よりも、実際の数値が大変上がっております。そのために予備でというか、少し基金のほうにも余裕があったわけなんですが、その基金も、やはり3千万以上取り崩さなければならない状況に今なっている現状でございます。そんなこともありますて、新たに基金のほうから繰り入れるというようなことはちょっと今の段階ではできないというようなことでご理解いただければと思います。

それから、人材の確保の観点でございますが、議員おっしゃるとおり、町としましては、その計画書に載ってありますように、介護職員初任者研修なんかをやりながら、その資格を持っている人の底辺を増やしていくというような対策を取っておりますが、やはり介護職員の身分、給料が安いとか、あとは重労働で大変だととかと、本当にいろいろ言われております。そんなこともありますので、給料につきましては、今回の介護報酬の改定の中でも、ある程度増額ができるようというような介護報酬にもなっておりますので、そういったことで今後もそういったものを、処遇改善につきましては国県のほうにも陳情というか、申し上げていきたいというふうに考えますが、町独自でというのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 介護保険料に関しましては、全国的に、いわゆる社会保障費が増額していく、かかるようになってきているということは理解します。ただ、町民の皆さんにとっては大変な重税感があるということを聞いておりますので、この辺はもっとわかりやすく丁寧な説明を町民の皆さんにはしていくべきではないかという思いでおります。

その点を1点と、あとは安定した、いわゆる介護職員確保の働きかけ、町独自ではなかなか難しいと言いますけれども、やっぱりいろいろアイデアを出せば、もう少し働きやすい環境整備にはできるのではないかという思いもありますので、やっぱりその、いわゆるトータルケアの町で進んできた本町にとっては、よそでやっていないことを取り組んでやっていくというようなことも必要だと思います。そんなことも必要と考えますが、いかがでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず介護保険料につきましては、当然、月平均1,100いくらか上がるというようなことがありますので、この、なぜ上昇したのかとか、そういう状況も踏まえて、この計画が議決をいただきましたならば、広報や、あるいはケーブルテレビなんかを使いながら、町民の皆さんには丁寧に説明をしていきたいというふうに考えております。

あと人材の確保の部分につきましても、今後いろいろな各事業所、福祉会、それからし

なのき、しょうぶ苑等々の方との話し合いをしながら、どういった支援があればもっと働きやすい体制になるのかなどについては、こう話し合いをしながら、もし支援ができる部分があれば支援していくというようなことで進めていきたいというふうに考えますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 3点ほどお尋ねします。

まず認知症、これはどんどんどんどん増えている要素であろうかと思います。その中で、町のさゆりの園の施設で、グループホームに入れない方で、何人か入っていらっしゃると、今後、その施設に対してはいろいろなことを考えていらっしゃる。現在、認知症の方で、そういう町の施設に、グループホーム以外に入っていらっしゃる人数は、今、何人くらいいらっしゃいますか。

それとサロンのことですが、これは本当に各集落が頑張って増え続けていることは喜ばしいと思います。ただし、年4回以上には補助が出るということですが、これは健康増進を考えるとしたならば、社会福祉協議会のほかに、町として補助というか、もっと別な意味での支えが必要ではないかなと。

最後のもう一つ、1点、権利擁護事業ですが、これはやっぱり認知症の方が増えています。そのことについて、今までこの権利擁護事業を使われた経緯があるか、ないか。その3点ほど伺います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えをいたします。

まず認知症でございますが、認知症の方で、まず施設入所されている方というのは、ほとんど認知、介護認定の中で認知の症状が何がしかあるような方がほとんどでございます。ただ、在宅にいる方でも認知症状のある方は大勢おられまして、その在宅で家族の見守りを受けながら、家で、地域で生活している方も大勢おります。ですからすべての人が施設に入っているということではなくて、そういった人でも地域で生活できるような支援体制もこれから構築していく必要があるのかなというふうに考えております。

それからサロンでございますが、サロンにつきましては、今、議員がおっしゃいますように、社会福祉協議会のほうで支援をしております。これにつきましては、町と社会福祉協議会のほうで話し合いをした中で、じゃあこのサロンの部分については社会福祉協議会のほうで支援をしていきましょうということで進んだ事業でありますので、今後も社会福祉協議会と町は連携を取りながら、しっかりと進めていきたいというふうに考えております。

それから、権利擁護の成年後見人制度でありますが、すでに町内で結構な数の方が成年後見人制度を利用されております。ちょっと正確な数字は、大変申し訳ありませんが、把握してはおりませんが、地域包括支援センターで相談したり、あとは各個人が裁判所のほうに申し立てをしたりというようなことで、何件か、結構な、一桁ではありますか、何人か申請をして利用されているという状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今の中で、年4回ということでありますか、サロンはよく私も参加させてい

ただいたり、顔を見させていただくと、やはり数、1週間に一遍やっていらっしゃる中で、男性の参加者が多くなってきたという、頑張っていらっしゃるサロンもあります。ということは、年に4回とかそういうものではなくて、最低そういう、週1回ぐらいは頑張れたら健康の増進になるのかなと。やっぱり身近な隣りのおじいちゃん、おばあちゃん、知っている方、そういう方がいると、やっぱりメンタル的なケアがてきて、男性の方も参加しているという、そういう結果になっているのかなと思います。そういう啓蒙と、そういうものを町の応援としていかれたらいかがですか、その点もう一回。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 サロンについての支援ということでのご質問でございますが、サロンにつきましては、先ほど言いましたように、年4回以上やっているサロンに対して助成をしているということであります、サロンの中には、毎週1回やっているサロンもありますし、月1回やっているサロンもいろいろあるところでございます。現在、町のほうとしましても、サロンでの体操、運動を推進していこうということで、今、進めております。その中で、運動はやはり週1回やると効果があるというようなことがいわれておりますので、サロンについても週1回できるようなサロンについては、運動も含めて町の職員が行って支援をしたりというようなことで、今、事業を進めているところでありますので、議員のご意見につきましては十二分に取り入れながらやっていきたいと考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大きな計画を立ててくださったということで、特に見込みで計画を立てるわけですから、非常に苦労をなさったのではないかと思っております。今回の特色といいますか、それは要支援1、2が地域支援事業に移行したということでありまして、24ページにこの表があるわけでありますが、これを27年の4月から施行となっております。29年の9月まで猶予もありますよということですが、この24ページに掲げてあるサービスの内容、例示、これは27年4月から、みな即できるのか。あるいは28、29、こちら辺はどう、最終的には29年の9月でこれらをやるということなのか、そこら辺、年度的な計画があるのならば、お聞かせをいただきたいと。

それで、この中で、シルバー人材センターが提供サービスをすると、訪問型サービスで。これはシルバー人材センターの方ともお話はなさっているところでしょうが、私はこのシルバー人材センターにも限度があるのではないかという気がしているんです。宮城教育大学の先生のお話ですと、こういうサービスは振興公社がやればいいんじゃないかなと、そういうようなこともおっしゃいました。ですから、そこら辺は、今後シルバーですべてできるのならいいでしょうが、私は限度があるのではないかと、そういう点では一つの考え方として、振興公社の仕事にこれを加えてもいいのではないかというような気がしていますが、こちら辺の見通しをお聞かせください。

それと、これを推進していくのに、生活支援コーディネーターを配置するということになりますが、これは資格要件があるのか、何名か。これも介護保険でやらなければならないのか、この支援員に、コーディネーターには一般会計からお金を出せないのか、そこら辺もお答えください。

それから、前にわたった表ですと、包括的支援事業と任意事業がなくて、ここに今回出

ていますが、そこの任意事業で、3点ほどありますが、このほか任意事業として取り組むことができる事業というのはどういうのがあるのかなと、それを今回載せていませんが、そういう点ではどうなっておるのかということあります。

それから、認定を受けた人がすべて介護保険を使っているかどうか、結構、介護度が高い人も使っていないなんていう話も聞いたことがありますので、どんなふうになっておりますでしょうか。

それから、今回は老健に20床、ベッド増といいますが、それは、この対応は適切だと私は思っていますが、それと同じくらい求められているのが、特別養護老人ホームの増床ではないのかなと。そこで、西会津の特老のベッドで、町外から何人入っていらるのかと。西会津から特老に何人行っているのかと。これは私の勝手な想像ですが、西会津からほかの自治体に行って、入所している人が多いのではないのかなと。そうするならば、その人たちが西会津の施設に入所していただければ、その経費といいますか、は西会津に降りるわけですから、そこら辺も私は十二分に検討する必要があるのではないかなと思っていますが、いかがでしょうか。

それで、今度は実際、料金ですが、介護報酬が引き下げられたはずでありますから、それはこの計画にどんな影響を及ぼしているのかなと思います。それで、課長は26年度は25年度に比べて大幅に増えたというお話ですが、私は1人当たり出してみました、1人当たり。第5期と第6期では、差が1億8,275万1千円、れいにしますと、6,091万7千円がプラス。第5期よりも第6期がこれだけ高くなっていると。何でかなと思ったわけです。それで、26年度、課長は高い介護料をおっしゃいましたが、介護予防と介護サービスの平均ですが、71万6,200円。24年度は75万7千円。24年度、25年度が72万900円ですから、1人当たりは決して多くない。ところが、27年度は、1人当たり76万6,300円。28年が76万9,500円。29年度が81万600円。やっぱり問題は1人当たりの費用ではないのかなと、気がするわけですが、ここら辺、なぜ第6期の計画では、1人当たりの介護料が高くなるのかなと、私にはちょっと理解しがたい面がありますので、説明をしていただければと思います。

全体的な費用というのも大事ですが、やはりそのもとになるのは1人当たりの介護料でがどう少なくしていくかということも大きなポイントだと思いますので、お答えをしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 それでは、質問にお答えします。ちょっと答弁漏れがありましたら、後でまたご指摘いただければと思います。

まず要支援1、2の方のサービスでございます。24ページに記載しておりますが、訪問型サービス、要支援1、2の方の訪問型、ホームヘルプサービスと、通所、デイサービスということで、通所サービスの部分がこの介護保険の本体から地域支援事業のほうに移るということがございますので、24ページの表ですと、訪問型サービスと通所型サービスの部分が、その新しい受け皿になるというようなことでございます。この事業の実施時期でございますが、通所サービスにつきましては、現在ミニデイサービスですか、奥川元気クラブ等のサービスも立ち上げて実施しておりますので、もうすでに実施をしているとい

うような内容でございます。ただ訪問型サービスにつきましては、これにつきましては、27年4月にはちょっと立ち上げができないという状況でございます。ですので、これにつきましては、議員もお話しましたように、シルバー人材、町のほうとしてはシルバー人材センターのほうにお願いして、この事業を立ち上げたいとというふうに考えておりますので、これからシルバー人材センターとの話し合いを進めながら、遅くとも28年4月には開始をしていきたいというふうに考えております。

なぜシルバー人材センターなのかという部分であります、現在、シルバー人材センターの登録者数、まだそんなに多くない部分もありますが、この打ち合わせの際には、シルバー人材センターばかりではなくて、老人クラブの方とか、そういった方にも入っていました。要はこれからは、高齢者、元気な高齢者が、ちょっと弱った高齢者を支援していくというようなシステムづくりをしていかないと、なかなかまわっていかないのかなという部分と、元気な高齢者がいつまでも元気でいるためには、そういったことをしながら元気を維持してもらうということも大切だということで、その辺を老人クラブの皆さんと話し合いながら、この地域支援事業の中で、老人の方を元気なままにいるということを含めて、このサービスの組み立てをしていきたいというふうに考えているところでございます。

それから、地域支援員の部分でございますが、これにつきましては、今のところまだどういった方にという部分では、ちょっと今、まだ決まっておりませんが、これについても、今ほどのシルバー人材センターへの立ち上げの支援ですとか、そういったものも含めてやっていける方というようなことで、考えているところであります。この人件費につきましても地域支援事業の中で見込んでいるというようなことでございます。

それから、任意事業でありますが、前回お示したこの地域支援事業の中には、包括的支援事業と任意事業が含まれていなかつたわけですが、上の介護予防日常生活支援事業しか載っていなかつたんですが、下の2つも含めて、全体で介護予防事業、地域支援事業ということありますので、今回、付け加えさせていただきました。その中で任意事業につきましては、介護給付費適正化事業と家族介護支援事業、それから、その他の事業ということで掲載しておりますが、その他の事業の中にいろいろなサービスということで、ちょっと細かい内容が載っております。成年後見人制度の利用支援、在宅改修支援、グループホーム家賃助成、配食サービス、緊急通報システムの貸与など、これは地域の実情に応じた内容を取り入れができるようになっておりますので、この地域支援事業の全体の中で、この全体の経費は介護保険の給付費の4パーセントを使っていいといふうになっておりますので、その全体の中でどういった事業を組み込んでいったらいいのかというようなことも含めて、新しい事業を取り組めるのであれば、そういったものも今後は考えていくたいというふうに考えております。

それから、認定を受けた人は、すべて介護保険を使っているのかということであります、認定を受けても入院されている方ですか、あと案外認定を受ける方というのは、病院で認定を受ける方とかが結構多いものですから、在宅に戻ったならば、そんなに制度を利用しなくても、在宅でいられるというような方もありますので、100パーセントの方が利用しているということではございません。それにつきましては、その人の、当然ケアマ

ネージャーさんがそのお宅にうかがって、その人の状況を見ながら計画を立てるようになりますので、その時点で本当にサービスが必要なのか、必要じゃないのかを判断して利用していただいているというようなところでございます。

それから、老健 20 床、それから特養についてでございます。町内の施設、町のさゆりの園、それから介護老人保健施設のほうに町外の人が入っている人数については、ちょっと正確な数字は把握しておりませんが、数人が入っていることは間違ひありません。それから、町内の方が他町村に入っているのはどのくらいいるのかということでございますが、33 ページをちょっとご覧いただきたいと思うんですが、33 ページの上の表、施設サービスというのがございます。この中で介護老人福祉施設では、人数が 64 人、66 人、68 人という人数になっております。ですので、さゆりの園は 50 床しかありませんし、他町村の方も何人か入っておりますので、20 人近くの方が他町村の施設を利用しているというような状況になるのかなと、なっているということでございます。すべてさゆりの園で、この人数ですので、すべてをさゆりの園で受け入れることは不可能でございますので、やはり他町村の施設にも家族の状況等、家族の近くの施設に入所させたいというようなことも、ケースもございますので、そういったケースもございますので、すべてをさゆりの園で受けることはできませんので、他町村の施設も利用しながら、今後は実施していきたいというふうに考えております。

それから、料金設定の中で、今回、介護報酬 2.7 パーセント減額になりましたが、その分の影響はあるのかということでございます。この計画をつくる際、一番最初には、現在の介護報酬での料金算定をしております。その際は、保険料で月平均 5,972 円という数字が出ておりまして、今回お示ししました 5,486 円よりは 500 円ほど高い金額がありました。ですので、2.7 パーセント減った部分で 500 円ほど減額になったということで考えております。

それから、1 人当たりの費用が増えているのではないかということでございますが、これにつきましては、在宅の利用、在宅サービスの利用ですと 1 人当たりの給付費というのは下がるんですが、施設を利用すると、施設利用につきましては、大変単価が、報酬が高いものでありますので、施設利用が増えるれば増えるほど、1 人当たりの介護報酬というのは増えていきます。西会津町の場合ですと、今回、グループホームができました、有料老人ホームができました、そういった施設への入所者が増えると 1 人当たりの報酬も増えていくというようなことでございますので、その使っているサービスによって 1 人当たりの料金は変わっていくということでご理解いただければということでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。生活支援コーディネーターは資格要件があるのか、それから人数、これも地域の総合支援事業ということですが、絶対に一般会計から出せないのかと、なぜかと言うと、介護保険は介護保険だけでもかなえといつておるわけですが、この生活支援コーディネーターという人は、仕事の性格上いろんな人の支援をするとなるならば、一般会計から私は出せる要素もあるんじゃないのかなということで聞いたわけでありますかがでしょうか。

1 人当たりが高くなるというのは施設入所だと、在宅といいながらもなかなかそれは施

設ということですが、私はその認定の度合いが上がって、介護認定の、認定の度合いが上がって高くなっているのではないのかなという気もしていたのでお尋ねをしたわけですが、それは関係ないということで理解をしていいのか。

それで、35ページにいきますが、その前に、35ページの前に、特別養護老人ホーム、20人くらいは差引で、その人たちがいろいろ事情があるのは確かですよ。だけれども、まちうちで入られるならば、町に入りたいたんだと。町で入れないから磐梯に行ったとか、猪苗代に行ったというふうにも私は聞いておりますので、やはり磐梯に行っても、西会津から行ったとき、その負担は西会津がしなければならないですから、どうせ負担するならば西会津に降りてくると、これも一つの方法ではないのかと。今すぐとは言いませんが、やはりこの次の施設等を考える場合には、そういう特老の、特養というんですか、そこら辺も十分に念頭に入れて、私は計画を立てるべきだと思いますので、これは今後の課題として取り組んでいってほしいなということあります。

35ページですが、総給付費は、さっきも言ったように1人当たりがこう高くなっているということですが、そのD、E、Fですか、それが保険料の算定に影響してくれるということであって、Dというのはどういう、Eというのは、Fというのは、審査手数料というのはだいたいわかりますが、ただその中で、Dの金額が27年度からみるとだんだん下がっていきますが、そのほかはすべて同額ですが、ここら辺はどうしてこういうふうになっているのかなということで、説明をしていただきたいと。

それから、基金の話も出ていますが、私は基金の使い方は、町では下手だなど、それは5期で終わるばかりではない、6期で終わるばかりではないわけですから、国保もそうですが。一気に高くなってしまうから、それを抑えるということも大事でしょうが、私は言わせていただくならば、第5期で、減税財源あまり使いすぎだと。だから、急激な、今まで3千万も出していたのを、今年1銭も出さない、そういうような計画で私はいいのかなと言いたいわけですよ。じゃあ前の年2千万で、しておけば、今年1千万、保険料の減税になるわけですから、そういうような見通しも持って計画を立てるべきだったと、これもただ指摘だけしておきます。

お尋ねしたことに対してお答えしてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 地域支援コーディネーターでございますが、特別な資格はなくとも大丈夫であります。それで、今現在考えているのは、1名を考えております。それで、一般会計からの繰り入れができるのかということですが、これにつきましては、先ほど言いましたように、地域支援事業というのは、介護報酬の4パーセント枠内で使っております。現在すでに4パーセントは超えておりまして、一般会計からある程度、その地域支援事業のほかには、もうすでに一般会計からの繰り入れは若干入っております。ですので、それを見込んで、今回、予算取りをしているということですので、地域支援事業に對しては一般会計からの繰り入れも若干できるような状況にはなっております。

それから、35ページの数字でございます。調整交付金相当額でございますが、これにつきましては、標準見込み額、この表の一番上の金額でありますが、その5パーセントが基本的に調整交付金ということで来ることになっております。ですので、この上の金額掛

ける 5 パーセントが 5,170 万 3 千円であったり、4,978 万 6 千円であったりということで、27 年、28 年には 27 年より給付見込み額が減少しておりますので、当然その調整交付金の相当額についても減額になってくるということでございます。

それから、調整交付金見込み交付割合でありますと、今ほど 5 パーセントというのは、本当に基準のパーセンテージでございます。西会津のように高齢化率が高かったり、所得が低い方が多かったりというようなものにつきましては、若干調整する部分がございます。その調整を見込んだパーセンテージが、その 5 パーセントが 11.2 パーセントになりますよというようなことで、今回、保険料の算定の際、特別調整交付金が基準額よりも余計に入ってくるということがございますので、そういったものを見込んで、今回、保険料の算定をしているというような内容であります。そういうことですので、ご理解いただければと思います。

それから、基金の第 5 期の際に 3 千万繰り入れしたということでございますが、第 5 期の計画の際も介護保険料が一気に上がるという部分がありまして、当時は県、国からも、なるべく介護保険料を抑えるようにという指導がございました。それで、基金についてはなるべく減税財源として使うようにというような指導もありましたし、県のほうでも、その保険料軽減のための基金を各町村に交付して、減税財源に使いなさいよというようなことがありますて、当時はそういったことで保険料減額のための動きが大変大きかったということがあって、3 千万円という基金を繰り入れたということでございます。3 千万円であれば、ある程度まかなえて、町としては基金もある程度残るのかなというような算定でもあったわけですが、ただ、今まで何回も説明しておりますが、第 5 期の介護保険事業計画の中では、当初の計画よりも給付費が増えておりますので、その残った 3 千万以外の基金についても、こう使わざるを得なくなってしまったという部分があるということですので、ご理解いただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私のお尋ねの仕方が悪かったと思いますが、私のお尋ねしたのは、35 ページの表の 19 の部分なんです。19 の Dだけが数字に変化がありますが、E、F、G というのは、全部同じだから、はたしてこの同じというのが正確かなという気がしたわけであります。その D の給付費とは何だと、E の給付費というのはもうちょっとわかりやすく、F も。G の審査支払手数料というのは、これは読んですぐわかりますが、その上の 3 点についてちょっとなかなか理解しがたい面もありますので、説明をしてくださいということでお尋ねしたわけです。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 大変失礼をいたしました。

表 19 の D でありますが、特定入所者介護サービス給付費、これにつきましては、老健ですとか特養ですか、入所施設に入っている方の食費、居住費がかかるんですけれども、入所されている方。ただ、低所得者については、その分を減額しますよというような措置がございまして、その分については介護保険のほうから給付をするということでございます。そのために減額になっていますのは、今後の推計の中で入所者数が若干減ってくるというようなことで少しずつ減っているような状況でございます。

それから、高額介護サービス費につきましては、国保の高額と同じように、1カ月ある程度の金額を超えると、その超えた分については補てんしますよというような制度でありますし、それから、高額医療合算介護サービス給付費につきましては、これは介護保険で支払ったものと、国保で支払った医療費の部分を足して、ある程度の金額を超えているものについては、その超えた部分を助成しますというような内容でありますし、これにつきましては、現在の給付状況を見て、その金額を計上させていただいたというような内容でございます。3年間、今後の動向については、なかなか見込むことができないということで、今年度と同額で計上させていただいたということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 介護報酬は下げられまして、長谷沼議員の言われるとおりであります。そこで働く人たちの報酬は、もっと手厚く私はしてやってほしいと。それでなくてもみんな辞めてしまうんですよね、うちの息子たちもやっているんですけども、もう20万、30万くれたって辞めていってしまうんだと、そういうことを考えれば、もう少し手厚く、働く人たちのためにやってほしい。

もう一つだけ、バリアフリーのことなんですけれども、これここには出ていませんけれども、早く言えば水回りですよね、そういうところは介護保険ができるんでしょうか、高額になってしまふからちょっと無理ではないかと思うんですけども、ただ、病院に入院している人たちが帰る場合に、家がバリアフリーになっていないと帰れないんですよ、そういうふうに。そういうことも一つ、どのように思われいらっしゃるか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 質問にお答えいたします。

働く人の報酬、本当に先ほども質問ございましたが、介護職員の待遇改善というのは本当にこれからしっかりとやってもらわなければ、今ほど言ったように、なかなかなり手がいなくなるというのは当然のことだと思いますので、その辺につきましては、町がなかなか介護報酬を上げたりということは町独自ではできませんので、その辺につきましては、介護職員の支援については国、県のほうにはしっかりといろいろな意見があげられるときに、要望としてあげていきたいというふうに考えております。

それから、バリアフリー化でございますが、これにつきましては、介護サービスの中に住宅改修の事業がございますので、入院されている方が帰ってくるのに、段差があってあれだというようなものにつきましては、介護認定を受けてケアマネージャーのほうに相談していただければ、住宅改修後、介護保険の中で対応しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 1点ほどお伺いいたします。まず42ページですけれども、安心して暮らせる住居の確保についてですけれども、この中で、冬期間ですけれども、支援ハウスに入って生活している人もいますけれども、その中で、今年度はなかなか申し込んでも入れないという話も聞くんですけれども、これ何室あって、だいたい何人くらいの入居ができるか、その辺をお伺いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 生活支援ハウスのご質問でございますが、現在、生活支援ハウスにつきましては 12 室ございまして、ただ 2 人部屋が 2 つございますので、14 人が入所できる施設になっております。これにつきましては、冬期間、秋のうちに利用希望者の募集というか、利用希望者がどのくらいいるのかを調査しまして、やはりちょっと多くの方が利用したいというような要望がございますので、そういう場合につきましては、大変申し訳ないんですけども、その家庭の状況、介護の状況等を踏まえて、優先順位なんかを付けながら 14 人の入所にしているということです。今現在については、満床の状態であるということでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それはわかりましたけれども、希望者全員に、冬期間はなかなか年寄りは灯油を入れたり、そういう一人暮らしは無理なので、ここに載っていますけれども、集合住宅等の整備を検討していますとありますけれども、これは早急にやる必要があると思いますので。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

この生活支援ハウス、それから高齢者向け集合住宅の部分につきましては、これも保健福祉審議会とか、そういう中でも委員の皆さんからも、やはり同じような質問がございまして、これからはこういった施設が必要であろうという意見が大変出されました。冬期間、生活支援ハウスをいっぱい作ることはなかなか難しいわけですけれども、何か共同生活ができるようなものとか、そういうものを、今後どういった形になるかわかりませんが、検討していくかというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 42 号、西会津町第 6 期介護保険事業計画第 7 期高齢者福祉計画の策定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 42 号、西会津町第 6 期介護保険事業計画第 7 期高齢者福祉計画の策定については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。(17 時 58 分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月10日（火）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第5号）

平成27年3月10日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(各常任委員会)

(一般質問順序)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 1. 猪俣 常三 | 2. 伊藤 一男 | 3. 小柴 敬 |
| 4. 長谷川義雄 | 5. 渡部 憲 | 6. 多賀 剛 |
| 7. 鈴木 満子 | 8. 青木 照夫 | 9. 荒海 清隆 |
| 10. 五十嵐忠比古 | 11. 清野 佐一 | 12. 長谷沼清吉 |

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会…… [議員控室] (第1会議室)

○経済常任委員会…… [議会委員会室]

○議長 おはようございます。

平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さん、議場の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。

今次の議会におきまして、伊藤町政が取り組む提案理由説明がなされた町政執行にあたって、基本方針が示されました。新年に向かって、住民の生活に密着した経済の再生や地方創生総合戦略の施策など、地域経済の活性化を進められることから、本町では地方創生の策定に取り組むとし、町民の幸せのため、確実に前進していく方策を講じながら進めていくとしております。さらに町政の運営にあたって、町民福祉の向上につながるよう、町民の思いを具現化するよう重要な課題について伺ってまいります。

質問に入る前に、最近の社会情勢が、いやなできごとが発生しております。昨日も大変残念なことが起きております。まして世界的なことが一つ起きたことも事実でございます。そのためにも、このたびの世界を驚かせたような悲劇のできごとがあつて、中東アジアにおいて日本人を人質にして、乱暴な暴挙により、過激な手口で尊い命を奪われたことは非道、卑劣極まりない憤りを感じておるところであります。私は一人の国民として、亡くなられた方々に哀悼の意を捧げて、ご冥福をお祈りを申し上げたいと思います。

そしてまた、悲しいことに、川崎で起きた未来の宝となる中学 1 年生の命を、これまた非道、卑劣で容赦なく奪うなど、犯人に対して道徳は何なのか、善意の強要を疑うような。また人間性豊かな心がなくなったのか、叫びたい心境であります。尊い命をむげに奪われた方々に心からご冥福をお祈り申し上げたいと思います。

さて、国会が 1 月 26 日から開会されて、政府の危機管理、また外交、安全保障政策が極めて大切となり、議論が交わされております。最近の経済動向のニュースによると、経済再生、デフレ脱却への取り組みが進む中、個人消費に不安材料があるものの、企業の収益に拡大し、設備投資もプラスに転じ、雇用改善となる求人倍率が上昇に向かいつつ、また賃上げにもつながっていくとみえております。緩やかな税収の期待も見込まれることから、経済の好循環実現を確かなものにするという報道がなされております。

一方、本格的に復興が進められる本県は、風評被害払拭に取り組むとし、平成 27 年度の当初予算案を 1 兆 9 千万くらいの予算となり、震災による東京電力第 1 原発事故の復旧復興予算額で、ようやく汚染土壌の処理をする中間貯蔵施設の着工がスタートしたと報道されております。反面、廃炉に向けた湾岸に出ている汚染水の処理等が進まず、早く福島の復興が進むことを願うものであります。

復興を後押しする観光企画として、ふくしまディスティネーションキャンペーンが県内 36 の観光企画も 4 月から 6 月にかけて開催が予定されております。その中で、会津ころり三觀音の一つ、本町にある鳥追觀音が含まれ、これを機会に観光誘客の起爆剤になるよう

盛り上がってほしいと願っております。

会津地方におきましても、地方創生の格差が懸念される中、会津の未来創造に向けて自治体の取り組みが注視されております。会津経済の活性化を取り戻すことこそ経済の再生の意義が大きいとされております。少しずつ元気が出てきてほしいと願ってやみません。

さて本町は、平成27年度の当初予算案63億4,600万円の策定された内容が組まれております。本年度においても、さらに飛躍になることを願って期待されておりますので、山積する課題は多くありますが、一つ一つ解決に向けて実現しつつ、さらに一歩一歩前進すべく姿勢を示しております。伊藤町政は、ハードな事業で新しい西会津小学校の落成の日を迎えるとしております。道路網の整備においても、阿賀川に架かる新橋屋橋が県代行事業によりマジックケーソン工法によって、着々と急ピッチにて橋脚の工事が進められております。町道野沢柴崎線奥川工区の早期完成こそ、本町の経済に効果が予想され、たゆまぬ舵取りを「みんなの声が響くまち にしあいづ」の理念のもと、若者定住への取り組みや人口減対策及び高齢者対策、子ども子育て支援、そして農林商工業支援など、積極的に地域経済の活性化の加速化が前進するように、今後の町政運営を確かなものに取り組んでいかれることを期待して質問をさせていただきます。

まずははじめに、総合計画基本計画の後期と平成27年度の予算編成についてですが、西会津町総合計画、いわゆる平成22年から31年度までの10年間の基本計画、いわゆる27年度から31年度の、昨年12月定例議会において審議され決定されました。この基本計画に掲げられた今後5年間のまちづくりの取り組みや、町の将来像を実現するための方策について、この実施年度や事業内容、事業費、財源確保など何点か伺ってまいりたいと思います。

1点目は、基本計画、後期の初年度となる平成27年度の予算編成にあたり、何を最重点施策、取り組もうとしているのか、またその財源確保についてお尋ねをいたします。

2点目は、計画実現に向かってまちづくりを進めていくことになりますが、取り組むにあたって、15事業が重点プロジェクトとして位置付けられております。そこで、「心豊かな人を育むまちづくり」は3事業。「豊かな魅力あるまちづくり」では5事業。「人と自然にやさしいまちづくり」は6事業。新町役場庁舎の整備事業などの大規模事業の部分で1事業があることから、中長期的な財政の見通しとしての財源確保についてお伺いいたします。

3点目は、西会津小学校の校舎を新町役場庁舎を整備するという取り組みにあたり、財源確保と庁舎整備基金の見通しについてお伺いいたします。また、役場庁舎は町の顔になるばかりでなく、町民の防災拠点となることから、建物を支える地盤や地質、どうなっているのか、大地震が起きた場合、安心安全な確保ができるのかどうかをお伺いいたします。

次に、学校教育についてお伺いいたします。先般、報道の中で、中央教育審議会が道徳教育の教科化について答申がなされました。これを受けて、文部科学省は学習指導要綱を改定し、早ければ2018年、平成30年からの教科化を目指すという内容が公表されました。このことからお伺いいたします。

まず道徳の学習指導要領が改定された場合、小学校、中学校においてどのように変わるのが、教師の負担はどう変わるのが、特別の教科、道徳と記述式評価を導入することによ

って、生徒へどのような期待をすることができるのか、小中学校のいじめ問題への対応や情報モラルの取り扱いなど、本町の現況を踏まえて、現在の対応や見解をお伺いいたします。

以上をもって一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 お早うございます。6番、猪俣常三議員のご質問のうち、私からは27年度予算編成の基本的な姿勢についてお答えをいたします。

平成27年度当初予算の編成にあたっては、総合計画後期基本計画に基づき「みんなの声が響くまち」を基本とし、引き続き「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマとして、「こころ豊かな人を育むまちづくり」「豊かで魅力あるまちづくり」「人と自然にやさしいまちづくり」を3つの柱に据えながら、定住人口の拡大を強力にこれを推進するための予算編成を行ったところでございます。

平成27年度の重点施策といたしましては、まず「こころ豊かな人を育むまちづくり」の分野にあたっては、未来を担う子どもの育成、学校教育の充実・強化、町の将来を担う若者の育成、生涯学習の推進の4項目を掲げ取り組んでいくこととしております。認定こども園整備事業にあっては、平成29年4月の開所に向け用地取得、造成などに取り組むほか、中学校におけるタブレット端末を活用した授業の導入、歴史文化基本構想策定事業などの事業を実施してまいります。

次に「豊かで魅力あるまちづくり」の分野にあたっては、農林業の振興による豊かな町の実現、商工業・地場産業の推進による地域活性化、企業誘致の促進と雇用の拡大、若者定住とU・Iターンの促進、観光の振興と交流人口の拡大の5項目を重点施策としておりまして、農林業部門にあたっては、町主要作物である米・ミネラル野菜・きのこを3本柱とし推進を図るほか、商工部門にあたっては、地域連携販売力強化施設整備に取り組んでまいります。また、観光交流部門にあたっては、27年度は、ふくしまデスティネーションキャンペーンが取り組まれます。これを契機として、町内への観光客や交流人口の拡大につながるような取り組みを展開してまいりたいと思います。

次に、「人と自然にやさしいまちづくり」の分野にあたっては、町民の健康づくりの推進、地域医療体制の充実、高齢者福祉体制の充実や災害に強い安全安心のまちづくりの推進をはじめ、町民の生活を支えるライフラインの充実強化、再生可能エネルギー事業の推進。この6つを重点施策とし掲げ、さらには健康がいちばんをテーマとして町民健康づくりを推進するほか、引き続き地域医療サービスの充実に努め、高齢者の皆さんのが地域で安心して暮らしていくよう、介護や医療、生活支援を一体的に提供する地域ケアシステムの構築を進めてまいりたいと存じます。

また、町縦貫道路をはじめ、インフラの整備、町民バスの安定運行、消防ポンプ自動車や防火水槽など、消防施設の充実にも取り組んでまいります。

これらの事業の財源についてであります、国・県の補助事業の積極的な導入に努めたほか、補助の対象とならない事業にあたっては、交付税措置のある有利な起債の活用に努めながら、財政負担の軽減を図ったところであります。

また、新年度より、いよいよ地方創生事業がスタートいたします。本町にあたっても、

町をあげて取り組み「まちづくり、ひとづくり、しごとづくり」を推進してまいります。若者が将来に夢や希望を持つことができる、まちづくりを積極的に進めてまいる考えでありますので、ご理解願をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、総合計画・基本計画（後期）と中長期的な財政見通しについてのご質問にお答えいたします。

基本計画の後期計画におきましても、地域連携販売力強化施設整備事業、認定こども園整備事業、新役場庁舎整備事業、防災行政無線のデジタル化事業、さゆり公園の大規模修繕事業など、多くの大型事業が計画されております。町では、これら事業の実施にあたりましては、基本計画に基づき、向こう3カ年分の事業費や財源などを実施計画として調整しているところであり、町の健全財政を維持するため、起債の借入額と償還額のバランスや、後年度の起債償還額など、将来にわたる町の財政負担を十分検討するとともに、事業の優先順位や年度間調整を行いながら計画しているところであります。

また、事業実施の財源につきましては、国県の補助事業や交付税措置のある有利な起債を活用しながら町負担額の軽減を図り、中長期的な視点に立って事業調整を行っているところでありますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、学校教育の道徳に関するご質問にお答えをします。

道徳教育に関しては、政府の教育再生実行会議での提言を踏まえ、文部科学省に、道徳教育の充実に関する懇談会が設置され、懇談会では、平成25年12月に道徳教育の改善・充実のため、道徳の時間を教育課程の「特別の教科 道徳」に位置付けることが提言されました。

議員ご指摘の中央教育審議会では、平成26年10月21日に、道徳の教科化のために学校教育法施行規則の改正及び学習指導要領を改訂することが答申され、本年2月4日には、道徳に関する小中学校の学習指導要領が発表され、小学校は平成30年4月1日から、中学校は平成31年4月1日から施行されることとなりました。

それではご質問にお答えします。道徳の学習指導要領が改訂された際の小中学校の対応については、そこに記されている教科の目標と内容に基づいて教育課程に位置付け、指導計画を作成します。その指導計画により、児童生徒の発達段階に応じた指導をしてまいります。先生には、教科化により、今以上の指導力の向上が求められますが、道徳はこれまで指導計画を策定し、学校の教育活動全体を通じ指導していることから、教科化によって大きな負担増になることはないと考えております。

道徳における評価については、中央教育審議会の答申や学習指導要領の中でも、個人の成長の過程を重視すべきものであって、数値などによる評価は導入すべきでないとされています。道徳は、児童生徒一人ひとりが、よりよく生きる力を育む源であり、多角的に考え、判断し、適切に行動するための資質・能力が養えるものと期待しております。また、道徳は学校で学ぶことは当然ですが、家庭でも道徳教育用の教材等を活用し話し合うこと

で、さらに効果が上がることが期待されています。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、役場新庁舎の整備について、お答えをいたします。

はじめに、役場庁舎移転に係る財源確保と庁舎整備基金の見通しについてですが、庁舎整備基金は、今次補正で1億円積み増すことにより、本年度末までに計4億5千万円、また、平成27年度当初予算に1億5千万円を計上しておりますので、合計で6億円となる見込みであります。

役場庁舎移転の財源といたしましては、基本的にはこの庁舎整備基金を活用してまいりたいと考えておりますが、遊休施設の有効活用に向けた支援策など、活用できる財源がないかどうかにつきましても、十分に検討してまいりたいと考えております。

次に、防災拠点となる新庁舎の地盤及び地質についてのご質問にお答えをいたします。新庁舎の地盤につきましては、現在進めております実施設計業務の中で、昨年11月に、2カ所のボーリング調査を実施したところであります。いずれも深さ3メートル程度で建築上の支持地盤となる岩盤が現れ、強度試験においても安定した地盤であるとの結果が得られたところであります。新庁舎は、このように強固な地盤のもとに、耐震化された施設で、非常時の電源装置や緊急避難場所も備えた、安全・安心な防災拠点施設としても整備してまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 それぞれご丁寧に答弁をいただきました。一つ一つ再質問をさせていただきたいと思います。

その前に、町の総合計画の検討会議等でご苦労なさいました各委員の皆さま方には、大変心から御礼を申し上げておきたいと思います。その中で、評価、検証、21項目でしたか、220事業に対して、あらゆる角度から検討され、町の未来像を導き出してこられたというふうに解釈しているところであります。ただ、これから27年度以降、かなりの事業が予定されておりまして、私なりに考えてみると、220事業ばかりではないであろうというふうに考えておりまして、ざっとみても249事業が21項目の中に現れておりまして、今後、町政にあたる町長も大変ご苦労されるであろうと、こんなふうには思いますが、この63億4,600万という大型予算の中で、力を発揮していただければ大変ありがたいなというふうに期待をしているところであります。

そこで、先ほど私が申し上げましたように、3つの事業がそれぞれ重要な項目で、重点施策として示していただきました。その中で、すべてを質問していこうとすると時間も限られますので、私なりに絞ってお尋ねをしていきたいと思います。

その中で、心豊かな人を育むまちづくりの中に、認定こども園の整備、子ども子育てということで、ここに書いてありますように、平成27年度の実施計画、実施設計というふうに訂正させていただきます。実施設計、あるいは用地買収、造成工事ということで、去る保育運営施設の特別委員会の中でも報告ありましたように、だんだんと実現化に向けて進められていくのであると、こんなふうに考えております。その中で、平成28年、この6億という金額が示されてくるわけでありますが、そういうところの財源などについてお

尋ねをしていきたいと思います。

この6億について、だいたい平成29年の4月開校を目途にしているであろうというふうに解釈はしておりますが、そこら辺と合わせまして、お答えをいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 認定こども園整備の財源についてのご質問にお答えいたします。

認定こども園につきましては、27年度は用地取得をして造成まで行い、28年度に本体工事というようなふうに計画しているところでございます。28年度は6億円という事業費を見込みました。認定こども園につきましては、町営で整備をする場合には、国の補助金というものは制度的ないということでございまして、財源としましては、現時点では過疎債というような形で考えているところでございます。木材を活用した整備をする場合には、別補助があるのでないかというようなことでありまして、そういうものも積極的に活用できるように取り組んでいくようなことで検討しております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も国の補助金があるかないかということと、町の財源を出さなければならないのかというようなことを考えたときに、確かに、木材を使った際に何らかの町の財源を軽減する施策的な、補助といいましょうか、そういうところが見つけることができないだろうかなということが、ちょっと頭にあったものですからお尋ねをしたわけであります。できるだけ町の財源が非常に厳しい中であろうというふうにお話もうかがってはおりますが、できるだけ財源のない中で、最高の効果を出していただけるということをご期待をしているわけであります。

地方債、地方債なのか、それとも過疎債なのかそれは別といたしましても、どの程度の町が負担しなければいけない割合なのか、あるいは国の地方交付税を使える部分が何割なのか、そういうところを町民の皆さんにわかっていていただけるような説明をいただければありがたいと思うんですが、お答えしていただけますでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは、起債の償還の関係につきましてお答えをしたいと思います。

今、企画情報課長のほうから説明ございましたけれども、今回の認定こども園の整備につきましては、過疎対策事業債を活用するということで、現在計画をしてございます。その過疎債につきましては、市町村のいわゆる持ち出し分、全額が過疎債の対象となるということでございます。その借り入れた70パーセントが地方交付税として、後年度、その元利償還金に対して算入されてくるということでございますので、町の実質的な負担は3割の負担となるということでございます。

地方債、このほか過疎債のほかに、いろんな辺地対策事業債ですか、いろんな地方債がございます。それらも町としましては、できるだけ交付税に算入される有利な起債を活用して、町の財政負担の軽減に努めていきたいということで考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 非常にお金、財源を扱うほうの立場としましては、非常にご苦労されると思います。できるだけそういうような細かいところのいい部分を採用していただいて、立派

なものをつくっていただけるご努力をお願いしたいと思います。

それから次のほうに移りますが、もう一つ、町民文化センターの整備というのが一つ、この心豊かな人を育むまちづくりの中に含まれているわけでありますが、この内容は、いずれにせよ今回の3月31日で、だいたい今の新しい西会津小学校へ移っていく、その跡地として役場庁舎が移っていく計画であろうと、こんなふうに思うんですが、その今現在、この耐震性が失われている本庁舎が、やがては取り壊しをしなければいけないんだろうというふうに思うんですが、いろんな事業が目白押しになっている際に、財源等を考えてみた場合、29年度は無理であろうということではあるんですけども、その後のビジョンを持っておられるのかどうかをお尋ねしてみたいと思うんですが、お答えください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

仮称町民文化センターということで、後期の基本計画の中に計画を盛り込ませていただいております。これにつきましては、5年間の中で整備まではちょっと難しいだろうということでありまして、基本構想的なものをこの5年間の中できっちりとつくりながら、町民の皆さんにお示ししていくというようなふうに考えているところでございます。

こういった建物を建てる際には、どちらかといえば生涯学習という、そういった目的が強いわけでありますが、そういったもの、文科省管轄の補助事業の中では、そういったものを支援してくれる補助事業というのがないというようなことが現時点ではわかつております。そういったことで、今、野沢地区で進めております都市再生整備事業、そういったものを活用すれば、40パーセントまでは事業費の補助が使えるのではないかというようなことでありまして、野沢地区の都市再生の2期整備という形で、29年度に基本的な計画策定というのを実施計画の中には盛り込んだところでございます。

そういった事業を使って、できるだけ補助金も活用したいというふうに考えているところでございますが、残りにつきましては、やはり先ほど来言っている過疎債あたりをうまく活用しながら、財政負担をできるだけ少なくして整備を図るという方向で計画していくことをご存じたいということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ありがとうございます。一部理解はしていきたいと思います。

そこに関連するところの平成27年度の西会津の小学校のプールの解体とか、旧尾野本小学校のプールの解体とかに、そちらのほうに移らせていただきますが、ここかなり1千万円くらいの費用をかけて解体するというのが平成27年度予定しておられると思います。その壊したあとの跡地の利用というのをちょっとお尋ねをしてみたいと思うんですが、何か考えていることがありましたらお答えください。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず27年度のプールの解体でございますが、現在の西会津小学校のプールを解体していきたいということでございます。これにつきましては、これまでも説明してまいりましたけれども、3月まで西会津小学校がありますけれども、その西会津小学校が、今度新しい校舎に移転することになります。その跡地、空いた校舎を活用しまして、新しい役場がそちらのほうに移転するという計画でございますので、西会津小学校の現在

のプールにつきましては、一旦取り壊しをしまして、そこに新しい分庁舎を建築していくたいというふうに考えております。

それから、実施計画の中では、あと 29 年度に旧尾野本小学校のプールの解体が計画をされてございます。こちらにつきましては、老朽化も進んでおりますので、そういったところを、プールに限らず、町の公共施設の中で老朽化が進んだところを順次計画的に取り壊しをしていきたいと、それによって維持管理経費の削減に努めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 野沢プールのあの利活用については理解できましたが、尾野本小学校のプール解体後は、ピジョン的なものはないというふうに受け止めてよろしいですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 旧尾野本小学校のプールにつきましては、現時点では具体的な計画はございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 はい、わかりました。

それでは、豊かな魅力あるまちづくりの 81 事業くらい、かなりの事業が入ってまいりますから、代表しながら聞いてまいりたいと思いますが、地域連携の販売力強化施設としての整備事業でありますけれども、平成 27 年度、3 億 1 千万くらい、超、費やすわけあります。その後、平成 28 年、400 万。それから平成 29 年、200 万というふうに計画を立てておられます。平成 27 年に建てたときの施設と、あと 28 年の 400 万と、あるいは 29 年の 200 万というのはどのような使い方をされていくのかだけ、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 地域連携販売力強化施設の件についてのおただしでありますけれども、27 年度といいますか、施設整備については、26 年度の国の補正予算、これが内示ありましたので、先月 20 日の臨時議会でご議決いただきまして、予算化をさせていただきまして、27 年度に繰り越しまして施設整備の建設に着工するというようなことでございます。

おただしの 28 年度の 400 万、それから 29 年度の 200 万ということでありますけれども、これもこの販売力強化施設の、国のメニューの一環でありますし、これも補助事業の一つであります。基本的にこのメニューでは、ただ施設をつくって、それで終わりということではなくて、この施設を使って、要は地域の農産物の販売強化にあたりなさいよというような、そういったことでソフト事業に使う事業であります。ですから、例えば施設内の販売できるような施設づくりをしたりとか、あとは生産物にかかるいろいろな指導にあたったりとか、そういったソフト事業に使う金額ということで 28 年度は 400 万、それから 29 年度は 200 万というようなことで、国の補助事業の一環として事業化させていただくというようなことでございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 重要な施設でありますし、とにかくまちなかへの誘客の効果も期待されている施設であろうと思いますので、十分そこら辺の施設整備にあたっていただければと、こ

んなふうに思います。

もう一つ、観光交流の定住促進の活性化についてでありますけれども、たまたまディスティネーションの契機に対して、この予算が平成27年には140万、それから28年には100万、29年には1千万と、どのようにして計画をしていくのかだけお尋ねをしておきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 観光交流事業についてのご質問でございますけれども、27年度につきましては、デスティネーションキャンペーンということで、4月から6月までが福島県を会場に行われるということで、こういった今、誘客に向けて県と連携しながら、さまざまなポスターをつくったりとか、パンフレットをつくったりとか、また町内に向けてはおもてなしセミナーを開いたりとか、そういったことに取り組む費用を計上させていただいているわけですけれども、28年、29年につきましては、こういったデスティネーションキャンペーンで、そういった誘客の体制を強化した中で、それをまた継続して、また28年、29年にもこういった町外からの誘客に努めるような、そういったパンフレットの作成なり、または看板の作成なり、そういったものに使用する事業費を計上させていただいております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 県としましては、会津こころ三觀音の一角にある鳥追觀音というのが入ってございます。こういったところが、県としては入ってきてる関係上、できるだけ、どのように西会津のいいところのPRに進めていかれるのか、私も一番興味があるなということで、見てるわけですけれども、そこら辺の連携的な部分、西会津のそういう部分、県の会津三こころ觀音のものばかりではなくて、それとうまく含められた進め方、そういうのはどのように考えていかれるのか、ちょっとピジョンをお聞かせいただきたいと、こんなふうに思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 町内、誘客というか、観光誘客についてのご質問であるわけですけれども、今回、デスティネーションキャンペーンにつきましては、県、それからJR、それから観光会社というか、そういった方々が連携するということでありますので、当然JRとか観光会社では、いわゆるツアーというか、そういった靈地めぐりとか、そういったツアーを首都圏のほうにいろいろと配布して、そういった客を福島県へ誘客しようというよう、そういった企画というか、そういう商品を首都圏のほうで販売するような予定でございます。

それと合わせて、そういったポスターなどによって、駅とかそういうところにポスターなどを配布して、多くの首都圏からの観光客を西会津のほうに運んでくる。西会津だけではなくて福島県全体ですけれども、誘客させるような、そういった取り組みを、それぞれJRとか、観光会社とか、そして県も連携してやっているというような、そういった状況でございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜお尋ねをしたかといいますと、町長の姿勢として、やっぱり観光、交流、

そしてまた定住促進を図って、こここの町の人口増をまず導いていきたいという、やっぱり決意があるものでありますから、お尋ねをしたわけであります。

時間もなくなってまいりますので、人と自然にやさしいまちづくりの中の一番大きな事業が 114 事業入っております。これは大変な事業であります。その中の原町ポケットパーク事業というのが、整備事業があるんですが、平成 27 年度に予算を取っている部分で、3 千万以上取っております。ここで物件の調査をする、どのように物件の調査をするのか、それから用地補償、用地の補償、どのような進め方をされているのか、そこら辺お伺いして、実際それがうまくいった場合に、平成 28 年度には 3 千万以上のお金が費やされると構想されているわけであって、現在どういう状況になっているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 原町ポケットパークについてのご質問にお答えいたします。

原町ポケットパークにつきましては、地権者といいますか、建物所有者の方との話し合いが進んでおらず、2 年間先送りしてきたということでございます。都市再生整備事業につきましては 4 年間という実施計画の中で動いていくということで、あと残り 2 年になったわけであります。来年度も地権者との交渉を確実に行いながら、更地にしていくというふうに考えているところでございます。

その 2 千何百万というのは、実際にまだ調査もできていないということでありまして、物件調査等きちんとやりながら、その実質的な金額を算定していくということになります。あと用地の取得、それからポケットパークの実施設計、そういうものを合わせて、そういう金額になるということになります。

まだ交渉の糸口というのはつかんでいないわけでありますが、来年度も解決に向けて取り組んでいきたいということでございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変でありましょうが、計画に沿って進めていってもらいたいと、こんなふうに思います。

次、西会津町の縦貫道路の整備事業について、非常に今順調に共有している部分がどんどん進められております。また、今月 3 月 27 日には、同盟会が、総会が行われるということでございますので、さらに進めていただけるように執行者の皆さま方にお願いをするわけですが、まず橋立 3 号橋の、今度は橋の上部工部でありますけれども、これらは平成 27 年度に着工する予定がなされているわけですけれども、順調に進んでいるかどうかをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 橋立 3 号橋のご質問にお答えいたします。

橋立 3 号橋の上部につきましては、27 年、28 年の 2 年間の債務事業で 27 年に発注したいということで考えております。その 2 年間で上部工を完成させ、あの付近の改良を終わらせ、交通の確保を図ってまいりたいと、このように考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 待ち望んでいる町民の方も大勢いるということで、このできるのを待ち望ん

ているということでございますので、計画に沿っていただいて進めていただきたいと、こんなふうに思います。いずれにせよ、一番問題なのは奥川の工区がまだはっきりしていないということありますので、今回の27日の総会でお話が出てくるんであろうと、こんなふうに思います。そういう際については、またご努力をお願いをしたいと思います。

あと、一つ最後、1点、医療体制の整備のことでありまして、西会津診療所の和式であるトイレが、今度は洋式に変えてもらいたいということがあったと思います。そしてまた予算化されておりますが、この洋式にするところなんですかけれども、何箇所あるのかなというのが一つお聞きしたいんです。170万くらい取っているんですけども。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今回、西会津診療所のトイレを和式から洋式に改修するということで、27年度予算に計上しておりますが、箇所数については1カ所を考えております。1カ所はもうすでに洋式になってございますので、1カ所だけ改修するということでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 たぶんそういうふうに私も思ってはおりますが、できるだけ患者さんが洋式にしていただきたいという要望がかなりあるようでございますので、できるだけ早くしてあげてもらいたいと、こんなふうに思いますが、いつころから入りますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

西会津診療所、常に開所しておりますので、その毎日診療しておりますので、そういう部分を踏まえながら、なるべく患者さんに負担のかからないようにということで考えておりますが、なるべく早期に、新年度になりましたならば、なるべく早く改修工事を進めたいと考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 そのようにお願いしたいと思います。

最後になってまいりますが、教育長からのご答弁、だいたい内容ご理解をしたつもりでおりますけれども、一部理解もできないところも私なりにあるかもしれません。ただ、最後に教育委員長にお尋ねをしたいと思います。今般、本町に起きた事例ではないんですけども、報道によって神奈川県の川崎市において、大事な中学1年生が若い18歳、17歳に少年によって、未来ある尊い命を容赦なく、非道、卑劣、そして残虐な手段で奪われたというのは、非常にこう強い憤りを感じているわけであります。この犯罪は何人でもやってはならないということはわかっているわけであって、それが若年層によって起きているということは、非常に悲しいわけであります。その犯人に対して善惡の判断が薄れているのではないかということと、大切な道徳というのは何かというのを忘れているのではないか、こんなふうに疑いたくなるわけであります。人間性、心豊かな心を持っていなかつたのかなと、そしてまた優しい心配り、気配り、気持ちなど、他人の心の痛みを感じられないのかなと、こんなふうにして叫びたい心境であるわけです。これらについて、もっと大事なことはこの中学生を不登校の事情も抱えていたのかもしれません、助けを求めているのに対して助けられなかった。そういう行政側と学校、それから市の教育委員会側が

連携すれば対応できたのではなかったのかなど、こんなところで、本当に残念で致し方ないわけです。未然に防ぐことができなかつたこと、これらを思つて、どのようにお考えになっておられますのかお尋ねを、見解をお尋ねをしたいと思うんですが、お答えいただきたいと思うんですけれども。

○議長 教育委員長、五十嵐長孝君。

○教育委員長 お答えいたします。時間のようですから手短に申し上げます。

直接その事件にコメントするという立場にはありませんから、しかし、この事案をとおして学ばなければならないことっていっぱいあると思うんですね。今回気になったのは、やっぱり申されたように、この歳になる前になんとかできなかつたのかと、一言で言つてしまえばそれなんですね。しかも、細かくみていくと、なかなか家庭訪問しても、電話しても連絡がつかない。それから、またまたスマホやラインが使われてしまった。歳下の弱い者を一方的に暴力行為でいじめた。どうも親の姿が見えないなどなど、気になるところたくさんありますので、今日の一般質問の中にあった道徳教育との関連で申し上げれば、道徳教育の全体計画という計画の中には、いろいろなところとの関連、あるいは連携の部分が一覧になって、ぴしっとまとまっていますね。ですから、その連携と関連の部分をもう一回見直していきたい。それから、その中心をなすであろう道徳の授業、道徳の時間の指導、ここがやっぱり非常に大事で、これからそこ変わってまいりますけれども、心に届く道徳の事業、心に響く授業、これをやっぱり今までそうでしたけれども、今まで以上に研究しながら進めていきたい、こんなふうに思つてはいるところであります。時間がありませんので、これくらいで。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 時間オーバーさせていただいて大変申し訳ございませんでしたが、これをもちまして私の一般質問を終わりといたします。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 皆さん、おはようございます。私は今議会定例会におきまして、3項目にわたくってこれから質問をいたします。

それではまず最初に、町内企業への支援と企業誘致について質問いたします。本町における少子化や若者の減少は大変深刻な問題であります。こうした状況を開拓するには、町内企業の一層の充実、発展と、新たな企業誘致により、若者の定住を促進することで、人口減少に歯止めがかかるものと思います。

このようなことから、27年度における雇用の確保と拡大に向けた町内企業への支援と企業誘致の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、防犯灯のLED化について質問をいたします。現在、上野尻、下野尻両自治区では、防犯灯の数が、上野尻88灯、下野尻が36灯と大変多く、近年、世帯数の減少などにより、電気料金が区の予算に占める割合が大きくなり、両自治区とも大変苦慮しているところであります。また、LED化にするにも数が多いため、町で実施しているコミュニティ育成事業では費用負担が大きいため、両自治区では町に費用負担の少ない補助事業の導入をお願いしてきたところであります。その結果はどのような結果になったのかお伺いをいたします。

次に、教育行政について質問をいたします。

一つ目として、教育委員会制度改革についてお尋ねをいたします。今年4月から施行される地方教育行政法の改正は、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保し、教育行政における責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長と教育委員会との連携強化など、制度の抜本的改革を行うとしているが、この改正により、教育委員会、教育長はどのように変わらるのか。また、町長の教育行政の関わりと権限についてお伺いをいたします。

2つ目として、中学校の部活動についてお尋ねをいたします。本町では、近年少子化や過疎化に伴い、児童生徒数は年々減少の一途をたどっております。そのような中、西会津中学校では、生徒数の減少や部活動の部員減少などを理由に、野球部、女子ソフトボール部を数年後廃止することを決定し、小中学校の児童生徒や保護者に説明したといわれております。児童生徒や保護者に戸惑いや不安などの波紋が広がっております。この廃部を決定する前に、学校、教育委員会では部活を存続させるための最大限の努力をされたのか。

また、町のスポーツ振興に大きな影響を及ぼすものと考えますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 5番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは町内企業への支援と企業誘致についてお答えをいたします。

本町では、町民の所得向上、雇用の維持、確保など、経済の活性化や若者の定住対策を進める上において、町内既存企業への支援をはじめ、新たな産業の創出、企業誘致の促進は大変重要な政策課題であると認識しております。雇用の確保に向けた町内企業への支援につきましては、これまでの従業員の研修や資格取得に対する補助金などに加え、平成26年度からは新規取引先や販路の拡大を図るため、展示会や商談会、見本市に出展する際の費用等についてもその一部を補助してまいりました。

新年度につきましても、本年度同様の支援を継続するとともに、新たな支援策といたしましては、町のホームページに町内企業を紹介するコーナーを設け、雇用の促進、企業PRなどに努めていきたいと考えております。また、企業誘致につきましては、現在、国や県においては震災復興の一環として、県内に新規に立地する企業や一定の設備投資を行う企業に対しての優遇措置の導入などを行い、県内への企業誘致を推進しているところであります。

町といたしましても、雇用の機会の創出や若者の定住促進に向けて、企業誘致を積極的に推進するため、本年度、企業誘致に係る企業のニーズや、町の現状、課題を把握して、誘致対象業種や誘致体制、優遇制度など、具体的な取組みやその手法など、企業誘致に係る戦略プランを策定することとし、専門のコンサルタントに委託をし、現在鋭意策定作業を進めているところであります。

新年度におきましては、本計画をもとに実施可能なものから具体的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 5番、伊藤一男議員の教育行政についてのご質問のうち、中学校の部活動についてお答えします。

少子化が進む中、本町の児童生徒も減少しています。今年度の西会津中学校の生徒は 163 名で、各学年とも 50 人台です。一方、西会津小学校は、高学年の小学 4 年生から 6 年生までは 40 人台、低学年の 1 年生から 3 年生までは 30 人台と年々減少しています。

現在、西会津中学校には 7 つの部があり、そのうち 6 つが運動部となっています。今年は、各運動部とも中体連等で試合のできる人数はおりましたが、今後、卒業する生徒数と入学する生徒数の差で、毎年約 10 人ずつ減少していくことから、全ての部で試合が可能な生徒数を確保することは困難になってきています。

中学校では部の存続について、小学生の入部希望状況を調査し、試合ができる人数をいつまで確保できるかを分析し、スポーツ少年団の関係者、PTA の役員などと話し合いを重ね、本年 2 月 28 日の PTA 総会で、野球部と女子ソフトボール部は、平成 28 年度から募集停止にすることを説明したところです。中学校の部がなくなっていても、クラブチームなどでスポーツを続けることは可能ですが、中には辞めてしまう生徒も出ることから、競技力向上の点では影響が出てまいります。

生徒数が減少していく現実があり、どのような入部状況になっても、単独校で試合をすることが困難な部が出てきます。今回の中学校の措置は、3 年間の部活を練習だけで過ごすことを避けるためですが、今後は、他校と連合して試合に参加する方法なども検討し、できるだけ部活動が継続できるように中学校を指導してまいりたいと思っております。ご理解をいただきたいと思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 5 番、伊藤一男議員の教育行政についてのご質問のうち、教育委員会制度改革についてお答えをいたします。

本年 4 月 1 日に施行される地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律により、教育委員会制度が変わります。現在の教育委員会制度の中で指摘されていた、責任の所在の不明確さ、閉鎖的な体質、危機管理能力の低さなどの課題を解決するため、次の 4 点の改革が行われます。

1 点目は、教育行政における責任体制を明確化するため、教育委員長と教育長が一本化され、教育委員会を代表するのは新教育長となります。

2 点目は、新教育長は議会の同意を得て、町長が直接任命し、その任期は 3 年となります。

3 点目は、町と教育委員会との連携強化のため、町長と教育委員会が協議・調整をする場として、町長が総合教育会議を主宰します。

4 点目は、町長は、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を総合教育会議の場で教育委員会と協議し策定をいたします。

これらの改革によりまして、教育の政治的中立性、継続性、安定性は保ったまま、教育行政の責任体制の明確化、危機管理体制の迅速化、町長と教育委員会との連携強化が図られることとなります。

なお、本町では、経過措置により、現在の教育長の教育委員としての任期が満了する本年 12 月 25 日までは、委員長が教育委員会を代表する現在の制度が続き、新教育長への移行は、12 月 26 日以降となる予定ですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 5番、伊藤一男議員の防犯灯LED化についての質問にお答えいたします。

町では、各自治区において、街路灯、防犯灯の維持費の負担が高額になっているとの声を受け、昨年4月から、コミュニティ育成事業補助金の中に、街路灯・防犯灯LED照明化事業を追加し、工事費の3分の2を町が補助し、自治区の財政支援をしているところでです。

ご質問の上野尻地区・下野尻地区の街路灯、防犯灯LED化の取り組みでございますが、昨年9月、県を通じまして、一般財団法人自治総合センターの補助事業である一般コミュニティ助成事業の応募案内がございました。本事業は自治区等の活動に直接必要な設備等の整備に幅広く活用することができる助成事業であり、所要額のほぼ全額が助成される大変に有効な事業でありますことから、広報お知らせ版等により各自治区に周知しまして、活用を呼びかけたところでございます。

その結果、上野尻地区、下野尻地区からそれぞれ事業応募があったところであります、事業の内容は両自治区とも自治区防犯灯のLED化事業であります。事業内容を検証しましたところ、どちらも助成要件に合致していましたことから、これら2件について事業の申請を行ったところであります。なお、本事業の採択通知は、例年4月上旬となりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それぞれ、ただいま答弁をいただきましたので、これから再質問をしたいと思います。

まず最初に、町内企業への支援と企業誘致についての再質問をいたします。先ほど今、町長から答弁がありましたように、だいたい町の取り組み、考え方についてはご理解したところであります。そこで、私なりの角度から、これからいろいろと再質問をしてみたいと思います。

町内企業への支援については、今年、27年度については、新しい事業ということではないようですが、昨年からの研修ですか、研修への助成、またそういう商談会、見本市に展示するための出展する場合の費用等の助成といいますか、それを今年もやっていくということですが、昨年の実績についてはどのような結果でありますか、お尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業支援についてのおただしにお答えしたいと思います。

26年度、町内企業に対しまして、研修、それから資格取得、それから、いわゆる製品を町外で販売する場合の見本市、展示会、そういったことにかかる経費などについて助成してきたわけですけれども、そういった事業につきましては、8件ほどの申請がありまして、金額にすると102万5千円ほどの補助申請がございました。

それから、あと新規学卒者に対する1人当たり10万円という、そういった補助もしていたわけですけれども、昨年については、町内からの新規採用者がいなかつたということで、補助金については支出していないというような状況でございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今、課長の答弁ありましたので、これからもやはり町内企業の雇用の拡大、そういうものについて、やはり町の支援が大事だと思いますので、これからも企業のほうに、企業まわりなんかを十分やっていただきて、これからも町内にある企業の発展に、また充実、そういういたものに努めていただきたいと思います。

続きまして、今、円安とか、アベノミクスの効果というようなことで、いろいろ企業が景気がよくなっているのか、悪くなっているのか、というようなことが全国的に取りざたされているわけでありますが、西会津の町内企業に限っては、どのような景気といいますか、そういう判断されていますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 町内企業の景気動向というようなおただしでありますけれども、確かに日本全体をみると、アベノミクス、それから株高、それから円安、こういったことで大企業等はかなり今回も景気的には上向いているというような、そういったお話でありますけれども、まだまだ地方においては、それが波及しているのかというのは、まだちょっと不透明なのかなというような状況ですけれども、春先に企業などを訪問させていただいたときに、いろいろとお話をしている中では、やはりそういった大企業の景気に左右されまして、やはりそういったものが需給につながっているような企業さんも中には結構いらるというようなことで、そういった日本全体の景気動向も、こういった地方にもある程度影響を及ぼしているような、そういったお話も聞こえてまいりました。

そういうことで、やはり日本全体がそういった形で景気が上向いてくれば、地方にもそういった景気が上向いてくるような状況にもなってくるのかなというふうに期待しているところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の説明だと、少しは町内企業も景気もよくなっているのかなと、そういうような感じを受けました。

続いて、26年度の国の補正予算によって、地方創生関連の経済対策において、町内企業への支援といいますか、それがいろいろあったわけですが、今年、27年度に地方創生総合戦略の策定をこれから行うと思うんですが、その中で、やはり町内企業に対する雇用確保のそういった支援策といいますか、支援事業を盛り込んでやっていく必要があるのではないかと、そういうふうに思いますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 地方創生の関係でございますので、私の方から答えさせていただきます。

今回は補正予算で地方創生先行型ということでありまして、その中に27年度に行っている企業支援の関係の事業を盛り込んだということでございます。それから、来年度から本格的な地方創生というような事業がスタートしまして、5年間、総合戦略を立てていくということになります。当然、地方にしっかりと仕事をつくって、若者の定住促進、人口の拡大を図っていくんだというような目的でございますので、そういった形できまざま検討しながら、企業支援、そういったこともしながら、雇用の創出を図っていく必要があ

るだろうというふうに考えております。そういうことも総合戦略の中には盛り込んでいく事業になるだろうというふうには考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 だいたい今わかりました。

それでは、今、町内企業の中には、地場産業ということも含まれていると思うんですが、最近あまり地場産業という言葉が使われていないんですが、地場産業に対する、そういう例えば、今海外で評価されたり、表彰を受けたり、そういう企業もあるわけですので、その辺も十分考慮していただいて、やはりもっと町でPRなどしながら振興に努めていくべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに町の中で、やっぱりもう少しPRしていかなければならぬし、またこの地場産業というものを大事にしていかなければならぬ。今後の、いわゆる地域創生の戦略会議の戦略版の中では、こうした地場産業というものの取り組み、いわゆる活力の中で、地域活力を生み出すためには、やっぱり昔からある西会津から、この町内から育った地場産業、やっぱりもっと普及、拡大を図っていく。そこにイコール雇用が生まれ、安定した経済対策につながっていくということをしっかりと明示をしていかなければならぬというふうに思っています。

その一つに、いわゆる野沢民芸がございまして、これは今や福島県はもとより全国的に展開をしておりまますし、このあかべこをはじめ、現在ではそれぞれの都市によるいろんなグッズが販売をされてございますので、そうしたことをもっとPRをしていくということは、これは企業だけではなくて、これまで同様、町もしっかりとこれを支えていく、そして西会津町の商品と、町がしっかりとこれをPRしているということを県や、あるいは国、こういったところにしっかりとこの位置付けを明確にしながら、今後も取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今町長のほうから答弁ありましたように、やはり今、野沢民芸というのは、やはりもう世界の野沢民芸といわれるような、やはり地場産業でありますので、これからやっぱりもっともっと町でPRをしていただいて、やはりそういうものを伸ばしていただきたいと、そのように思います。

次に、来年、27年度の予算に、企業立地に関するホームページ作成ということになりますが、これは企業誘致計画案に基づいて進めていくのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 企業紹介のホームページについてのおただしでありますけれども、こういったホームページにつきましても、町内の企業さんをおまわりしたときに、訪問したときに、やはり自分たちでホームページつくるのも大変だというような、そういう企業さんもありましたので、そういうことも含めまして、町がそういう全体の企業さんの紹介するようなホームページをつくりまして、それを町のホームページの中で紹介することによって企業のPRにつなげたり、また雇用につながるような、そういう方策になって

いただければいいのかなと思っています。

また計画の中でも、やはりそういったホームページを活用するということが、そういった企業紹介とか、企業の雇用などにもつながるのではないかというような、そういったくだりもありますので、そういった計画にも基づいているところでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 いろいろ答弁いただきました。一般的に、やはり今、西会津町においては労働人口が少ないと、そういうことで企業誘致は難しいのではないかということがよくいわれております。私はそういうことではなくて、今は人の流れといいますか、これは以前と違って、やはり別な町村から、町外から、やはり今みんなこう仕事に来ているといいますか、地域おこし協力隊もそうですが、やはり遠くから、首都圏からやはりみんな来るようになっている。また農業の研修においても、やはりそういう女性の方が農業研修においてになっている。また、いろんな企業においても、振興公社においても、そういう町外から人が入っているということで、やはり職種によって、やはり私は企業誘致は可能ではないのかと、そういうふうに思いますので、これからもそういうことで進めていただければというふうに思います。

それでは次の質間に変えさせていただきます。まず防犯灯のLED化について再質問をしたいと思います。

先ほど課長から答弁いただきましたので、結果については4月上旬だということでありましたので、これ以上申すことはありませんが、防犯灯のLED化をすると、現在の電気料金と比較してどのくらい少なくなるのか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

昨年度もかなり、119灯の防犯灯がLED化されたということでございまして、各自治区とも積極的に取り組んでいただいているところでございます。その結果を聞きますと、だいたい200円ちょっとから100円ちょっとになったということでありまして、半分近くの電気料になるということでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 半分くらいだというか、半分、そういうことでしたが、この補助事業については、やはり補助要件があると思うんですが、その辺について、先ほど説明なかつたので、もう一度質問したいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回、先ほど答弁の中で申し上げました自治総合センターのコミュニティ助成事業ということで事業名を申し上げたわけですが、その中にさまざまな補助事業がございまして、今回申請した事業は、一般コミュニティ助成事業ということあります。これにつきましては、事業費が下限がございまして、下限が100万円、上限が250万と、その範囲で、250万以上の事業をやっても250万しか助成はされないということあります。この目的ですが、街路灯のLED化のみを助成するわけではなくて、その地域のさまざ

まなまつりの屋台をつくるんだとか、太鼓を購入するんだとか、そういう、昨年、野沢克雪実行委員会で除雪機械なんかも購入したということでありまして、さまざまなそういった地域で、地域コミュニティの活性化、そういったことを図ろうとする集落に対して助成をするという事業でございます。そういった中身でございまして、今回、下野尻地区、上野尻地区の2自治区がこれに応募したいということで提出されたということでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 補助要件にはまらないものについては、やっぱり難しいということありますよね。そしてまた、いろんなそういう、課長が答弁したように、いろんな補助事業があるということなので、これからも、こういう町民の皆さんに、自治区の皆さんにお知らせをして、いろいろ取り組んでもらうようにしていただきたいと思います。

この防犯灯の、こういうLED化というのは、よその町村でももう取り組みは始まっているんでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

商店街の街路灯のLED化ということで、昨年取り組んだわけですが、そういった事業については、各市町村でも取り組んでいるということは聞いておりますが、この防犯灯のLED化を町が支援をしてやっているというケースは、そんなにはないのかなとうふうに考えております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうことで、ほかでやっていないことということでありますので、ぜひ西会津町でどんどんやっていただきたいと思います。

結果については4月上旬だということありますので、結果を期待してみたいと思います。

続きまして、別な次の質間に移りたいと思います。まず教育委員会制度についてお尋ねをいたします。

私はまず、この質問をするときに、町の長である町長が、教育行政に関わることについて、私は賛成であります。それは、近年の教育行政において、福祉行政や地域振興について、一般行政との連携がこれから大変必要になってくると思いますので、私は町民の長である町長が、そういうところに携わるということは、私は町民の意向を反映することで、やはり大事なことではないかと、そのようなことで私は賛成であります。

それではまず、教育長の、教育長、今、議会に出席しているわけでありますが、これが新教育長になって、12月26日からだと、そういうことありますが、例えば事故のあった場合とか、事故の際に、やはり教育長が議会に出席できないと、そのようなときに、教育長代理といいますか、そういう人を置くようになると思いますが、そういうことはどのように図られるんでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 ご質問にお答えをいたします。

教育長の代理ということだと思いますが、教育委員の中から教育長が指名できるというふうになっております。その指名した教育委員に対して、議会から出席要請をしていただ

ければ議会に出席することは可能であります。そのようになっていきます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、教育長代理というのは、代理者というのは、常に決めておくといいますか、決定しておくというか、そういうことなんでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 そのとおりでございます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 総合教育会議というのは、教育大綱を策定する際に町長が招集するものだと思うんですが、この教育大綱というのは、従来の教育振興計画なのでしょうか、どうなんでしょう。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 大綱を作成して示すのは町長ということになっております。ですから、そこは町長の判断によると思います。今まであるものを大綱として示すということであれば、それも可能だと、それは町長の判断によります。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町長がそのようなあれであれば、今までのでもかまわないと。

それでは、総合教育会議というのは、教育委員会のほうからもいろんな町の予算関係について、関係あるものについて、逆に要請をすることができるということでおろしいですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

教育委員会が所掌する事務に関するものであって、具体的なものについて教育委員会のほうから申し入れることはできます。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 会議についても要請することはできるということでよろしいですか。

あとは、町長がやはり出席するようになれば、やはり総務課長も、また同席するようになると思うんですが、それについては、そういうようなことになると思いますよね。それについて説明をお願いしたいと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 教育総合会議に出席できる者は、町長並びに教育委員会の教育長と教育委員になります。それ以外で出席が可能になるのは、ある特定の事項について審議をする場合に、特に必要だと認められれば、その特定のことに関してだけ協議をしているときにだけ出席は可能です。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。

それでは、全員協議会でも昨日説明ありましたので、だいたい理解しているつもりではありますので、次の質間に移りたいと思います。

それでは、中学校の部活動について、これから再質問をいたします。まず最初に、私が中学校の部活動について質問をするかということについてお話をしたいと思います。西会津

中学校というのは、やはり町唯一の中学校であります。若松市や喜多方市のように、何校もあって、そこでの部活の廃止であれば、私はそのようなことには質問はいたしません。しかし、西会津町においては、13年になりますか、統合いたしまして中学校が1校になってしまったわけであります。そういうような中で、やはり部活の廃止というのは、西会津町のこれからスポーツの振興、若い人たちの活性化、元気のあるまちづくりに私は関わってくると、そういうふうなことで、今回、私は質問をいたしました。それで、中学校の問題として、一応アンケート調査をやったとか、いろんなことはありますが、私はまず存続するためのそういう計画書をつくる。そのためにいろんな会議をやったり、そういうPTAの保護者、そういう人たちからいろんな意見を聞いたり、それからでも遅くはないのではないかと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

私は基本的には、中学校において、生徒が自主的にやりたいという活動、これは保障が可能であれば、最大限保障していきたいというふうに考えています。ですから今回のように、部活動がなかなかできないような状況になってきて、その存続について議論しなければならないという状況は、本当に残念だと思っております。ただ、この生徒数の変化をみていくと、やはり考えざるを得ない時期にはきているだろうというふうに思います。

平成14年度、統合されたときには、議員もご存知のように10クラス、中学校10クラス、生徒数が271名ありました。このときには、部活動が全部で9つありました。ところがその平成20年度になりますと、生徒数が200名を割ってきています。このときに、今まであった9つの部、これを全部維持することはできないと、活動を保障することはできないということで、部の再編成を行いました。それで、活動できない部が出てまいりました。

それから、現在は7つの部があります。運動部が6つ、文化部が一つ、生徒数は163名です。次年度以降の生徒の数を推測していきますと、27年度、151名です。28年度は138名になります。29年度は126名。30年度は115名と、こういうふうに生徒の数が減少していきます。こういう中において、活動した成果を発揮できる試合に、例えば運動部であれば、試合に臨めるのに必要なチームをつくるための人数を確実に確保していくというのは、私は本当に至難の業かなというふうに思っています。それで、これは中学校のほうもまったく同じだというふうに思います。

本当に残念で残念でしょうがないんですけれども、練習をして、毎日頑張っている生徒たちが試合にも出場できるようにしたい。そのためには、全部の部を維持していたのではなくなかなか練習だけで試合に出られない部が出てきてしまう。そのところを考えたということです。

ただ、ここにいたるまでは、昨年の5月くらいから関係者と、本当にその緊密に話を進めながら、ずっと進めてきております。そして、2月の28日に、今年に入ってからですね、PTA総会で校長から保護者に対して説明をしたと、ここにいたる過程では、小学校の児童生徒に対しての説明、アンケート、それから保護者に対する説明等もやっておられるということでございます。

ただ、そういうような状況にありますけれども、同じような状況にあるのは西会津中学

校だけではなくて、耶麻管内、会津地区、いろいろなところにあります。それで、同じような状況にある中学校が、例えば高校の高体連の野球、連合チームをつくって試合に出場できるというようにしましたけれども、連合チームをつくって試合に出場することができるような人数を確保して、生徒の活動を保障していくと、そういうふうな道も探ってほしいということで中学校にはお願いしております。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 私は部活動のあり方について、教育委員会、学校の考え方についてちょっとわからないというか、部活というのは、ただ試合をやるためにあるわけではないと思います。私はその部があって、試合ができなくても、部活というのは、中学校の部活というのは、高校へ行っての一つのステップであるわけです。そして今、野球でもソフトでもみんな、会津管内で活躍したり、過去に活躍していたりと、そういうようなことで、何でかんでも試合やらなければ、公式試合に出られないからだめだなんていう考えは、私はおかしいなど、私はですよ。やはり教育、義務教育でしょう、児童生徒の希望や夢に沿ってやっていかなければならぬんじゃないんじやないんですか、もっと寄り添って。人数が足りないなんて、じゃあ借りればいいじやないですか、借りれば練習試合できるんですよ。ちょっと特設部みたく人数を入れればいいんじやないんですか。できるんじやないんですか、やる気だけじゃないですか、やる気だけ。今のこの部活の廃止をみてると、小学校のスポ少のそういう部員、それをみながらやっている。それは小学校もそうです。教育長の、昨日の教育理念ありましたよね、これから連携教育をやっていく、その中でも、そういう一人ひとりの可能性を試してやらなければならない、そういうことが欠如しているんじやないんですか。もっと、先ほど教育長言ったように、連合でもできるんじやないんですか。また高校へ行くための一つのステップになるわけですから、部活というのは、社会に行っての。のために、絶対に私は必要だなど、やっぱり残すべきだというふうに思いますが、いかがですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 私も存続を、可能であれば、していきたいと思います。ただ、子どもの数が、例えばチームを組んで試合をするような部活動の場合、練習するときに、そのチームを組めるだけの人数が集まらなくて毎日練習をしていったとして、子どもたちのモチベーションはどうなるんじやないかね。きちんとした目標設定ができるんじやないんですか。ほかのチームと必ず、確実に合同チームを組めて、練習試合に出場できると、試合に出場できるという可能性は保障されるんじやないか。その辺のところはどうじやないか。逆にお聞きしたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それはやっぱり学校で考えるべき問題で、私がどうのこうのと言えるような問題ではないのではないでしょうか。かつてのことを言いますと、私、最近、坂下高校の君島先生という、奥川で教諭をしていらした先生がおりました。会う機会がありましたので、私の奥川中にいたときは、人数は少なかったけれども、野球部は新人戦で耶麻郡で優勝したと、そんな人数の問題ではないですよねと、そういうふうに言っていましたが、私は人数の問題もあるかもわからぬけれども、やる気さえあればいろんな方法を考えられ

ると思います。それは私が考えるのではなくて、それは学校、教育委員会が考えるべき問題であると思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それは十分に考えてまいりたいと思います。ただ、子どもの数については、いくら考えても、いかんともしがたいところがあります。これだけは何ともしょうがない。最大限の努力は、連合チーム等ですね、つくって出場できるような方法を模索したいということですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ちょっとまだ言い足りないので、これからあれですが、やはり今の中学校というのは、やはりこれから高校を選ぶ時代ではなくて、中学校を選ぶ時代に入ってきています。これはそういう認識を、おそらく私よりも確実に持っていると思います。それはなぜかというと、今はもう中学校から若松に行く、そういう時代です。部活がなかったらほかの学校に行く、そういう生徒も必ず出てきます、これからは。もうそういう今の生徒です。時代は変わっています。だから、やはり西会津中学校が充実していなければ、生徒がますます減少する、そのようなことも私は今から考えています。そのようなことを十分に考えて、私はいろんな面でやっていただきたいと思いますが。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

部活動も含めて、中学校の学校教育が本当にすばらしいものだと言えるように、多くの町民の方に、あるいは町外の方に認識していただけるように、今後も最大限に学校と連携を本当にしっかりと組みながら努力してまいります。よろしくお願ひします。

○議長 5番、伊藤一男君。

○伊藤一男 教育長から前向きな答弁をいただきましたので、私のこれで質問を終りますが、中学校でもやはり先生が少ないとか、そういうようなことでなかなか部活が大変だと、そういうようなことも聞いております。しかし、支援員の方の先生も、立派な先生もいるわけですから、やはりそういう人も含めて、またいなかつたら教育委員会で指導助手ですか、そういうのを入れたり、何かしてやっていくべきだろうと、強化するべきであろうと思います。それに金のかかることについては、町民の皆さんも、われわれ議会も、そんな文句は出ないと思いますので、金のかかることでもどんどんやっていただいて、ぜひ会津中から西会津中学校を目指すような生徒がいるような、そういうふうな学校になるようにお願いを申し上げ、私の一般質問を終りたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 暫時休憩します。(12時00分)

○議長 再開します。(13時00分)

1番、小柴敬君。

○小柴敬 皆さん、こんにちは。1番、小柴敬でございます。一般質問に先立ちまして一言述べさせていただきます。

明日、3月11日、東日本大震災から4年目を迎えようとしております。昨年の3月10日、私は同じようにこの場で一般質問をしておりました。少しづつ復興が進んでいるようですが、いまだに12万人の県民の方々が避難を余儀なくされております。一日も早

い復旧、復興、そして安全安心な県土の再建を願ってやみません。

それでは一般質問をさせていただきます。

まず第1問目です。地域の安全・安心に対する今後の町の対応について。本町は約300平方キロメートルという広大な面積を持ち、地域によって気象状態が異なるときがあります。その例が、この2月1日の奥川地区の豪雪であります。野沢地区が10センチ程度の降雪であったにも関わらず、奥川地区では約70センチも降雪がありました。今後、地球温暖化によるゲリラ豪雨等も予想されます。平成23年までは気象ロボットにより、NCTで観測データが見られましたが、今は活用されていません。防災、減災の観点からも早期情報入手が必要と考えます。そこで次の2項目の質問をさせていただきます。

(1) 奥川、新郷、黒沢地区に気象観測ロボットを設置の考えはないかどうか。

(2) 地域防災リーダーを養成し、その地域に住んでいる人たちだけが感じる異常や異変の早期報告による、すみやかな町の対応を構築することが重要と考えるがいかがか。

では、2問目に移ります。コミュニティ育成事業についてであります。野沢町内の街路灯LED化により、従来の電気料が2分の1以下になったと町内自治区の方に大変喜ばれております。私の住む第4町内でも3万2千円の電気料が、昨年11月末くらいから1万1千円と3分の1近くに下がりました。新年度予算にも事業費が350万円見込まれております。野沢以外の自治区からの新年度の申請に対し、ある程度の対応が可能と思われます。そこで次の点についてお伺いをいたします。

(1) これは5番、伊藤議員とダブりますが、上野尻地区については、宝くじのコミュニティ助成事業にLED化を申請したとかがっておりますが、ほかの自治区との不公平さはないのでしょうか。申請が受理されたあとの他の自治区に対する対応はいかがなされますか。

(2) 将來の町民の電気料負担軽減のため、全町内LED化が望まれると思いますが、そのための予算等の試算はいかほど見込まれるのか。

それでは、3点目、木質バイオマス調査結果についてお伺いをいたします。町が依頼した木質バイオマス・エネルギー等の調査結果が2月20日までと聞いていたが、その結果について、次の項目についてお伺いをします。

(1) 供給のための施設整備の可否及びその金額について。

(2) 西会津小学校、それから地域連携販売力強化施設、そして移転後の新西会津町役場において、その化石燃料と木質バイオマス利用時の費用の差はいかほどか。

(3) 西会津小学校・地域連携販売力強化施設・移転後の新西会津町役場、そして新保育施設で利用される計画である木質ボイラーの燃料について、需要に対する供給体制が十分に図られているか。

以上について質問をさせていただきます。どうか明快な解答、よろしくお願ひします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 1番、小柴敬議員の地域の安全・安心に対するご質問のうち、はじめに気象観測ロボットの設置についてのご質問にお答えいたします。

本町の農業気象情報システムいわゆる気象観測ロボットにつきましては、平成8年度に施設を整備し、平成9年度から運用を開始いたしました。施設の設置箇所は、西林・黒沢・

宝川・樟山・中町の5カ所でしたが、老朽化に伴う機器の故障やケーブルテレビ高度化事業に伴う光ケーブルへの切り替えにより、使用できなくなつたことから、平成22年度をもつて廃止したところであります。

本町は、現在、気象に関する専門業者のウェザーニュースと契約を締結し、降水量や降雪量、土砂災害警戒情報などの防災に関するより詳細な気象データを入手することができます。また、気象観測ロボットは気象業務法により、5年ごとに気象庁の検定を受けなければならず、その費用は1基当たり約600万円であり、年間の維持管理経費も全体で約400万円と、維持するためには多大な費用を要します。

このことから、気象観測ロボットの設置につきましては、現在のところ考えておりませんのでご理解願います。

なお、おただしにありました防災・減災のための早期の情報収集につきましては、自治区長等との連絡体制を強化するとともに、町独自で作成いたしました防災対策の初動体制と情報収集マニュアルにより迅速な対応を図つてまいる考えであります。

次に、地域防災リーダーの養成に関するご質問にお答えいたします。町の地域防災計画では、地域における防災体制の整備促進を規定しており、町は、地域リーダーを対象に自主防災組織の育成に必要な研修会等を開催し、災害に対する意識の啓発や知識の普及に努めます。としております。災害発生時における一番の基本は、自分の身は自分で守る自助と、地域で助け合う共助がありますが、防災知識を有した方が多ければ多いほど被害を最小限に抑えることができます。

このことから、町といたしましては、さらなる自主防災組織と地域リーダーの育成に取り組んでまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1番、小柴敬議員のコミュニティ育成事業についてのご質問にお答えいたします。

はじめに上野尻地区の防犯灯LED化の取り組みについてであります。昨年9月に県を通じまして、一般社団法人自治総合センターの補助事業であるコミュニティ助成事業の応募案内がありました。町としましては、自治区にとって大変に有益な事業でありますことから、広報お知らせ版により各自治区に活用を呼びかけたところであります。

その結果、上野尻地区と下野尻地区からそれぞれ防犯灯LED化事業の申請がありました。申請内容は補助要件に合致していたことから、2件ともに事業申請をさせていただきました。なお、本事業の採択の可否の発表は4月上旬になされる予定でございます。

議員からは他の自治区との不公平はないかとのおただしがありました。今次の両自治区の取り組みは、町の補助は活用せず、自治区が自らの努力により有利な補助を得て事業を実施しようとするものであります。町としましては、公平・不公平を議論するべき内容ではないと考えているところでございます。

次に、町内街路灯のLED化に要する費用についてでございますが、町内には自治区管理の街路灯が186灯、防犯灯が1,111灯あります。このうち本年度までLED化されたものを除く残数につきましては、街路灯が39灯、防犯灯が955灯であり、これらをすべてLED化したときの整備費総額は約2,930万円となります。このうち町の負担額を算定しま

すと 1,955 万円程度となる見込みでございます。なお、町としましては、街路灯のLED化事業については、自治区の希望に応じて、予算化していく考えでありますのでご理解願います。

続きまして、木質バイオマスについてのご質問にお答えいたします。町では、地域の豊富な森林資源を有効活用し、地域で燃料を生産し、地域のエネルギーとして活用する、エネルギー地産地消の町を目指したまちづくりを進めている計画であります。新たに整備する公共施設から、バイオマスボイラーの導入を進めているところでございます。

本年度、町では本計画を一步前進させるため、環境省所管の調査事業を活用しまして、西会津町木質エネルギー地産地消計画の策定事業に取り組んだところであります。このたび業務が完了となったところでございます。

まず、一つ目の質問の燃料生産施設の検討結果についてでございますが、今後、公共施設での需要が望まれるペレット生産を主体とした形での施設整備について検討したところでございますが、施設整備費は約4億との結果でございました。また、化石燃料に対抗できる安価なペレット燃料を生産していくためには、いかに安価に原料を調達できるかが課題だといったことも明らかになつところでございます。

次に、灯油等化石燃料と木質燃料との比較でありますが、新小学校の場合にあてはめて試算しました。11月から4月までの6カ月間に、130日間の暖房をした場合、チップ燃料につきましては、14万4,700キログラム消費することになります。これを燃料1キログラム当たり18円で購入しますと260万4千円となります。これを、灯油で暖房した場合には3万4,302リットルの灯油を消費することになり、1リットル当たり80円で購入しますと、274万4千円となり、昨年の平均単価1リットル当たり102.3円で計算しますと350万9千円となります。また、地域連携販売力強化施設や新役場庁舎で使用するペレット燃料で計算しますと、7万6,296キロの燃料を消費し、1キロ当たり45円で購入しますと、343万3千円という結果になりました。

燃料費を単純に比較しますと、チップ燃料は灯油と比較し安価ですが、ペレットについては、ほぼ同額というようなことでございます。現在灯油等の価格は変動が大きいことから、現行価格で比較をしますと、大きな経費の節減効果は生じませんが、灯油価格が上昇すれば、節減効果は大きなものとなります。町としましては、地域で燃料生産を行うことによる経済効果、二酸化炭素排出量の削減効果などを総体的に考慮し、今後も木質燃料の活用を推進していきたいと考えております。

次に、木質燃料の供給体制についてでありますが、西会津小学校については乾燥チップとペレット、どちらにも対応できる木質燃料ボイラーの導入を図りましたが、地域連携販売力強化施設や新役場庁舎については、施設の状況を総合的に検討し、ペレットボイラーを採用することにいたしました。その供給体制でありますが、乾燥チップについては会津坂下町の業者から、ペレットについては、いわき市か新潟県阿賀町の生産業者から当面の間は燃料供給を受けていくことで計画していますので、ご理解願います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは、何点か再質問をさせていただきたいと思います。

2月の1日の件に関してですが、奥川、新郷には、それぞれ支所がございますが、この各支

所において、気象観測の機材、百葉箱とか雨量計とか、そういう設置はしていないんでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

奥川支所、新郷連絡所にはそういうものは設置してございません。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 今後の設置の見通し、それから、私、先ほど質問したような形で、その支所にはそれぞれ支所長、連絡員がいますので、何かあったときに、例えば今回の豪雪、そういうときに、一早くやはり町民税務課、もしくは宿直室、そういうところに早急な連絡、そういうものがやっぱりあってしかるべきではないか、それをなるべく早く、もうすでに雪のシーズンは終わりましたので、これから雨、それから来年のまた暮れの雪、そういうものに対する体制を、今から構築されるべきではないかと思うんですが、いかがお考えですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まず雪でありますが、2月1日、奥川地区では70センチを観測したということでございますけれども、まず一番は除雪が、当然、道路除雪が出ます。ということで、ある程度大雪が降ったという情報は、建設課を通して町民税務課のほうには来るようになっていますので、雪の場合はそれで対応が十分可能なのかなと考えてございます。

あと雨につきましても、先ほど答弁でご説明いたしましたが、民間業者、ウェザーニュースと契約しております、今後の雨量の予測、それから積算の雨量等々、西会津町の詳細なデータが手に入りますので、そういう部分を使いながら、もし今後もかなり強い雨が降りそうだということであれば、早めの対応をしてまいりたいという考え方でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 今ほどの質問に重複しますけれども、雪で非常に今回、2月はじめのとき、それから10日、その辺の除雪オペレーターは非常に苦労なさると思いますが、除雪オペレーター相互の応援体制とか、そういう体制は整っていないんでしょうか。例えば、野沢地区が雪が少ない。新郷、奥川地区が多いから、じゃあそちらのほうへ応援頼むというような体制的なものは、まだ構築されていないのでしょうか伺います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪の連携ということでご質問にお答えいたします。

除雪につきましては、西会津町は野沢ステーション、新郷ステーション、奥川ステーションということで、3つのステーションごとに体制を組んでおります。一応除雪につきましては、各担当の路線が責任を持ってやるということになっておりますが、いろいろ不都合が生じた場合は、各ステーションごとで調整を取ると、そのようなことになっております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 気象観測ロボット、少々高値につくということでございますが、今回、情報化

推進ということで、事前に全員協議会で説明がありましたが、この緊急情報L時放送、こういったものをそのとき聞いたわけですが、この内容についてちょっとお伺いしたいと思いますが、お願いします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 緊急L字放送についての質問にお答えします。

今回、新年度に、27年度に導入したいというふうに考えているわけでありますが、防災情報の無線でいろいろお知らせをした際に、聞こえづらかったりして、何を放送したかわからないというようなことをよく言われたりするわけでありますが、そういった情報があった際には、今度、連動しまして、防災行政無線の連絡事項と連動しまして、L時放送が自動的に放送として流せるという装置を今回構築したいということでございます。

今まででは職員が、そういった火災が起きたというような場合には、ケーブルテレビの局舎に駆けつけて、手で入力するというような作業をしていましたが、それによってただちに放送を流せるというようなことになるということです。Jアラートというような形で国から情報であったり、そういったことも一緒に流せるような形にしていきたいということでございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 非常に町民にとっても、万が一のときに防災無線がなかなか聞き取れない、そのときにはテレビをつければ、テロップで流れるということは、いち早い避難、それから情報入手、そういった点では非常に今後役立つのではないかというふうにして考えるわけです。新年度の予算が通過してからだということではあります、今のところの予定、どのくらいの着工というか、施設整備、それから開設というか、放送予定、この辺をわかれれば知らせてください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

新年度に予算を確保して、予算が通過しての話でございますが、新年度になり、業者選定の作業も当然必要になってきます。入札なりというような、そういった手続きを経て業者決定をし、ただちに事業実施という形になるべく早く実施していきたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 では、質問の内容を若干変えさせていただきます。地域防災リーダー、これに関してですが、インターネットで見たりしますと、福井県の鯖江市、これがいち早く取り組んでいるということでございます。内閣府の示すリーダー養成というものには、かなりの訓練、それから時間がかかると思いますが、私はそんなに大それたことは考えていない、町で考えているような、各自治区長、もしくはそこに住む若い人たち、その人たちがいち早く異変に気付き、それを町のインターネットのホームページ、そういったものに報告できるシステムがあれば、すぐにでも対応できると思いますが、いかがでしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃられた地域防災リーダーの養成ということで、これは内閣府の防災担当でリーダーをどんどん養成しましようということで、現在、さまざまな取り組みをやっているわけでございますけれども、かなりテキストを見ると、かなり多種多様にわたる講習内容が載っています。ただ、すべて受講しなければならないということではございませんので、特に西会津町に関係のある分について、そういった自主防災組織であったり、地域でそういった中核的な役割を担う方についての講習については、これからどんどん進めてまいりたいと考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 明快な答弁、ありがとうございました。それに付け加えまして、町内 89 の自治区等があります。2年に1度ほど、確か自治区長が替わったり、それから継続してなさる方もいらっしゃいます。できればその方に、心肺蘇生法、救命救急法、そういったものを集まつていただいたときに、若干覚えていただく、それで各自治区に持って帰って、その自分たちの地域を守ると、自助、共助、それに寄与していただければというふうにして思っていますが、そういったことは可能でしょうか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

そういった研修会の開催にあたりましては、西会津消防署と当然連携を図りながら開催する考えでございます。消防署の職員、そういった面では知識も技術もあるということで、今議員がおっしゃられたような心肺蘇生ですとか、そういった部分も合わせて、もし研修会を開催するのであれば、合わせた形で開催をしてまいりたいと考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それから、全員協議会の場でお伺いしましたが、現在、平成 27 年度に町内の総合的なハザードマップ、これの検討を進めるということで説明がありましたが、今現在、若松地区中央通りを車で通つてみると、緊急避難場所、その明示が明らかに皆さんにわかるような形でもってお示しをされている。今現在の町の緊急避難場所、それぞれ各自治区で決まっていると思いますが、なかなか周知徹底されていないと思いますので、常にその自治区の人たちがまわりを通ったときに、ああ俺はここに来ればいいんだ这样一个ことで、なるべくいち早く看板等の設置は考えていただけないかということでお伺いするんですが、いかがですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

今ほど議員からお話をありましたとおり、総合的なハザードマップ、今作成すべく作業、検討しているところでございます。その中には、当然避難所も明記する。避難経路も再度見直しをしながら明示する。その中で、今、ご質問のありました避難場所の看板設置についても当然検討してまいりたいと考えてございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 早期の設置等、ぜひよろしくお願いをいたします。

それでは、次のコミュニティ助成事業についてお伺いをいたします。新年度の事業予算としまして 350 万、これを予定しておりますけれども、事前の情報として、4月になって

から申請を予定している自治区、そういうものがもしわかれれば、どのくらいあるんでしょうか。また、それにかかる当初予算等で、350万すぐに足が出來てしまうということはないでしょうか、お伺いします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町民税務課であります、町民税務課では防犯灯の部分を担当してございます。今回、27年度の当初予算に計上した防犯灯のLED化の補助金であります、50基で100万円を計上してございます。今のところ現在把握している部分であります、27年度に実施したいという、今現在の自治区の要望が26基であります。ですから24基分はプラスして計上したと、ただ自治区によりましては、今ある蛍光灯の防犯灯が故障したらば申請をしたいというところもございますので、そういう部分も含めて当初予算で防犯灯のLED化の補助、50基分100万円を計上したところであります。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商工観光課では、野沢町内の街路灯の更新、補修関係を担当しておりますが、昨年秋に新年度予算を計上する際に、各町内に希望等を取った際に、今のところ希望があったところが、ナトリウム灯の交換で14件、それからLEDの更新で10件ということで、合わせて24件ですけれども、予算としましては70万計上させていただいているというところでございます。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 わが町内でも相当数電気料の低減、それが図れています。私が試算した町内防犯灯、これに対しては約1千灯と仮定して、1灯2万4千円と考えれば、全自治区が町の予算で替えるとすれば2,400万。これで替わるというふうな試算であります。企画情報課長のほうからの報告に関しても、だいたいそれに近い数字だったのかなというふうにして思います。

将来的な安全安心、それで経費がかからない町、そういうものを目指すために、できれば予算化、速やかに進めていただきて、町の全地区LED化、これを目指していただきたいと思いますが、いかがですか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

先ほど答弁の中でも申し上げましたように、この事業につきましては、町が3分の2の補助金を出すということであります。地元の負担も3分の1あるということでございまして、それなりにご検討いただいて、各自治区の実情に合わせて、要望に応じて町のほうでは予算化していくということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは質問を変えます。3問目の木質バイオマスについて質問させていただきます。昨年12月、一般質問でも、この報告書にありましたプロポーザルについての質問をさせていただきました。それで、町としての答弁は、結論として町内利用に関してペレット工場をつくったときには4億円の投資は必要だということであります。各費用対効果、それから各ペレットの値段、それら等を勘案したときに、今後、化石燃料を使った場合、それから木質バイオマスを使った場合、それぞれの答えをいただきました。私はこう思う

んですが、町内の今後の木質バイオマスについては、非常に有望だというふうにして思っております。そして費用対効果、その辺も十分担える。地域での地産地消、これも可能となります。それに対する金額に対して、費用の還元が図れます。そして、それに関する若者の雇用、これも図れる。それから、最終的に木を伐採し、里山を形成することによって、今まで維持してきた山の管理、そういうものも十分考えられる。林業の活性化にもつながる。こういうことで、やはり今後、町の運営する施設としてバイオマス利活用ということで、前向きな検討を要望したいと思いますが、町長いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 本議会で、全員協議会において木質バイオマスの町の考え方や、あるいは今後の活用のあり方などについてご提示をしたところであります。すべてがこれ全部そのとおりできるというものではありませんけれども、しかし、今議員おただしの、いわゆる一つは、豊富な資源をどう活用するかという、大変優位な状態。それから、それをエネルギーに換算すればという、これを具体化できる条件、そしてまた、西会津町の農林産物、キノコ、木の利活用も図られるという、非常に将来的に有望な地域資源を有しているものというふうに思っているところであります。

まずそうした中で、何から始めるかということから、今回、木質バイオマスというエネルギー換算した場合の町の取り組みなどと、そして化石燃料のいろんな業態との比較が出てまいりますけれども、そういう実行可能な内容で、持続的にこれが取り組める一つの要素として、現在、町は取り組んでおります。これを拡大するには、やっぱり町民の皆さんの日常的な生活の中にも、これを繰り込んでいくということも必要でありまし、同時に需要と供給のバランスの中で、供給体制が、エネルギーの供給体制がしっかり対応しない中で、一方的に進めていくというのも、これいかがなものかというふうに思います。

そういう中から、やはり指摘のとおり、今後バイオマスの、いわゆる生産工場、こういったことも将来展望の中に入れながら取り組んでいくということは大事だろうというふうに思っておりますので、より現実に近い形を今後検討してまいりたいというふうに思っております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 町長の答弁、ありがとうございました。全国に先駆けたエネルギー自給のまちづくり、こういったことを目指して、今後も、まち・ひと・しごと、地域創生、これらに全力で取り組んでいただきたいというふうに願っております。

以上で私の一般質問を終ります。ありがとうございました。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。議員番号3、長谷川義雄です。この3月定例議会において、私は3つのテーマで町当局に質問いたします。

まず最初に教育行政について伺いたいと思います。

新年度から新しい小学校が森野地区に決定されたことに伴い、通学方法が変わる地区があります。バス通学になったり、徒歩通学へと変更になるわけです。該当する児童や保護者へ口頭ばかりでなく、通学道路を含めて早めに文書等で通知してほしいと思います。また、親からの要望もあります。早めの対応を願うものです。

また、新聞報道にもあるとおり、18歳からの選挙が確実な状況です。この3月5日には法案が衆議院に提出され、自民公明を含む6党が合意とも報じられています。それに伴い、来年の参議院議員選挙より実施される見込みです。このような状況なので、教育現場においても早めの対応が必要だと思います。今日のグローバル社会において対応できる人材育成は大切であることから、教育行政のテーマとして質問ですが、新しく建設された西会津小学校に入学、通学する児童、保護者に対して、通学方法を説明されたのか、その周知方法はどのようなものか。また、その中で通学路については安全が確保されているのかお聞きします。

2つ目として、今後18歳選挙権実施が確実な状況だが、学校教育において政治に関する知識や判断力をどのように教育するか、新年度より始めるべきと思うが、考えをお聞きします。

2つ目のテーマとして、地方創生について伺います。

毎日のように地方創生については新聞等で報道されていますが、中身がよく見えません。西会津町においても、地方版総合戦略を平成27年度で策定するでしょうが、独自で特色ある計画は容易ではないと思います。地方では人口減少、高齢化問題が山積しています。未来に希望の持てる方策を打ち出してほしいと思います。また、26年度の補正予算により、地域の消費喚起、生活支援を目的とした給付事業を実施することですが、どのようになるのかお聞きしたいので、地方創生のテーマに関して、一つ目として、町は、地方版総合戦略をいつまでに策定し、いつの時点で実施するのかお聞きします。

2つ目として、地域住民生活等緊急支援の交付金は、町はどのような施策を考えているのか、お聞きします。

3つ目として、西会津町総合計画基本計画後期についてですが、すでに各家庭に計画書が配付されていると思います。今回お聞きしたいのは、西会津町の中心市街地である野沢町内について触れてみたいと思います。

保育所建設については、森野地区へと決定されたが、役場近くに計画した保育所建設場所は、その後についての説明がありません。野沢町内には公共施設として役場の移転、原町ポケットパーク事業、駅通りと上原地内の裏通りを結ぶ、町道上原中央線事業と、旧野沢幼稚園跡地を地域の公園、防災広場とする事業、また仮称ですが、町民文化センター整備と、課題が多いことから、一本化をして整備を進めるべきと考えます。

以上のようなことから、基本計画の実施にあたり、計画されている公共施設とのアクセス道路を含め、西会津町全体の計画図を作成すべきと思うが、お聞きします。

以上の3点を私の今回の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、私からは地方創生に関する取り組みの基本的な方針についてお答えをいたします。

まず国では、急速な少子高齢化の進展や、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、地方への人の流れをつくることなどを目的に、昨年11月28日にまち・ひと・しごと創生法を制定するとともに、日本の人口動態を分析し、将来展望を示す長期ビジョンと、策定の方向性を示した総合戦略を策定し、12月27日に閣議決定した

ところであります。

それらを受けながら、まち・ひと・しごと創生については、国と地方が一体となり、中期的視点に立って取り組む必要があり、県・市町村においても、人口ビジョン及び地方版総合戦略を平成27年度中に策定することが求められております。本町におきましても平成27年度中に策定する計画であります。なお、策定にあたっては、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定町民会議、仮称でありますが、これを設置し、町民参加のもとに進めていきたいと考えております。

次に、地域住民生活等緊急支援のための交付金についてのご質問にお答えをいたします。

国では、平成26年度補正予算において、地域住民生活等緊急支援交付金を予算計上したところであります。本町には総額5,250万円の配分があったところであります。本交付金は、地方消費喚起・生活支援型と地方創生先行型の2つに分かれておりまして、このうち地方消費喚起・生活支援型については、本町では1,937万3千円の配分があったところであります。本町では、これを商工会が実施いたしますプレミアム商品券発行事業に全額を補助していく考えでございます。

次に、地方創生先行型でありますが、本町では3,312万7千円の配分がありました。こちらは、地方版総合戦略の策定事業に活用するほか、にしあいづ定住・移住総合支援センター設置事業、米づくりツアーセンター事業、また、仮称でありますが、西会津ふるさと町民俱楽部事業など、定住人口や交流人口の拡大に向けた事業、また6次産業化推進事業、企業支援事業など、地域の雇用創出につながる事業など、今次の地方創生の主旨に合致する13事業を選定し、現在国担当部局と事前協議を行っているところでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 3番、長谷川義雄議員の教育行政についてのご質問のうち、政治に関する知識や判断力の教育についてご質問にお答えいたします。

政治に関する学習は、小中学校とも学習指導要領に基づき実施しています。小学校は6年の社会科で、政治は国民主権と関連付けながら、国民生活の安定と向上に大切な働きをしていること、民主政治は憲法の基本的な考え方に基づいていていること、などを考える学習として実施しています。中学校は3年社会科の公民分野で、地方自治の基本的な考え方や地方公共団体の政治の仕組み、議会制民主主義の意義やあり方、国民の政治への参加、これらを選挙の意義を考えさせながら、学習しています。

今後とも、学習指導要領に基づきながら、民主主義の大切さと、選挙を通じて政治に参加する事の大切さなどを学習していきますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 3番、長谷川義雄議員の教育行政についてのご質問のうち、西会津町小学校についてお答えをいたします。

西会津小学校の児童は、来年度から新しい校舎へ通学します。このことによりまして、自治区によっては通学方法が変更となります。スクールバスによる通学は2キロメートル以上を基準としており、このことで徒歩通学からバス通学に変更となるのは芝草自治区で

す。また、松尾・萱本・さゆりが丘、西林東・西林自治区はバス通学から徒歩通学へと変更になります。

この通学方法の変更については、11月15日の西小フェスティバルの日に保護者へ説明しており、文書での周知も行っております。また、通学路については、2月25日の授業参観日にその経路を記した資料をお渡しをしております。集合場所や集合時間等の細かな点については、3月9日に児童を通じ周知をしております。徒歩通学路は、学校が集団登校をする際に安全で効率的なルートを選定しており、今後、教員の指導のもと、児童が実際に現地を歩き危険箇所等をさらにチェックする予定であります。

通学路については今後とも、関係団体の協力をいただきながら点検を実施し、危険箇所の周知や看板等での注意喚起など、児童・生徒の安全確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 3番、長谷川義雄議員のご質問のうち、総合計画後期についてのご質問にお答えいたします。

平成27年度を初年度とする西会津町総合計画・後期基本計画につきましては、昨年12月の町議会定例会でご議決をいただき、本年4月から5カ年の計画期間がスタートいたします。本計画では、「みんなの声が響くまち」を基本とし、「こころ豊かな人を育むまちづくり」「豊かで魅力あるまちづくり」「人と自然にやさしいまちづくり」を3本の柱に据え、後期基本計画の重点プロジェクトに掲げました15の事業の実現に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

後期基本計画の中において、新たな施設整備を計画している公共施設は、新役場庁舎、認定こども園の2事業であり、仮称町民文化センターについては基本構想の策定を計画しております。これら施設につきましては、当然、周辺のアクセス道路も含めまして検討しておりますので、今後は町全体を見直しした整備計画についても作成していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 通学路については、周知して、保護者にも話はしてあるということですが、私が心配するのは、今度スクールバスから徒歩通学になる森野と松尾間の区間なんですね。というのは、議員の中でも現地調査をして、町に働きかけたと思いますが、防風柵がないために、すぐ通行不能になっている状況です。歩道は除雪はしますが、風雪の強い日には1時間もしないうちに通行不能になりますが、その辺の対応をお聞きしたい思います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 通学路のご質問のうち、松尾自治区から森野への道路ということで、あそこの道路については県の道路でございまして、風が強いということから、防風柵がございます。議員もご存知のように、確かにあるところと、またないところがあり、またかなり風が強いということで、本当に風が強いときには道路が、歩道がなってしまうということは過去もあったようあります。

これにつきましては、県の道路ですので、県のほうに柵を増やすようなことを要望しながら、また除雪についても、できるだけ子どもたちの支障のないようにやっていきたいと

いうふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 県に要望するとなっていますが、歩道について安全確保の面から私は言っているわけです。例えば、冬までに対応、町なりの対応ができるのかと、そこを聞いているわけです。県道だから県に要望するのはわかります。それができない場合に、子どもの通学路に対して安全の配慮ができるのかと私は言いたいんですけども。間に合えばいいですけれども。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 防風柵の関係でございまして、本当、県道ということで、設置については要望するということをお願いするしかないわけでございまして、現実的にその冬までできるかどうかといわれますと、なかなかちょっと難しい面があるのかなというふうに思います。

したがいまして、除雪を頻繁に、まめにやっていただくことをお願いするとともに、その通学につきまして、先生方と現地をよく調査し、また一緒に歩いていただくなどしながら、できるだけ子どもたちの支障にならないようにやっていきたいというふうに思っております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに町道ではないので、町が関与できない部分はありますが、子どもたちの通学に万全の配慮をしてほしいなという思いで言ったわけです。それはそれでいいです。

それで、今度、野沢町内から小学校が森野地区になるわけですが、町の人の声を聞きまと、町から子どもの声が聞こえなくなると、それはやむを得ないでしょうが、今後、野沢町内の子どもたちの関わり方についてはどのように考えてていますか。例えば、地元の郷土愛を育てるためにも、町の史跡、名跡を案内できるような、大人になっても思い出すような教育は大事だと思います。その辺をお聞きします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 郷土を愛する教育、また町の状況をよくわかるようにする学習ということでございまして、小学校においては、総合学習の時間、また社会の授業の時間がございます。そういう中でまちなかを探検して、実際に見てみようといった授業や、また中には、そういう史跡、また歴史があるところ、そういうところを勉強しながらやっていくという授業がございます。そういう中で、やはりこの野沢のまちなかにもさまざまなもの、いろいろな歴史的なもの、史跡等、また、街並みがございますので、それらを学校の授業の中で関連付けながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 はい、わかりました。

続いて給食についてですが、新聞等で食品の値上げが相次いでいるんですが、ちなみに現在給食費はいくらですか。また今後、上げなくとも維持できるんでしょうか、父兄によつては給食費が4月の入学にいきなりこれと、いくらですよという前に、現在はこのくらいを予定していますが、ご協力くださいとか、収納率にも関わると思います。

○議長 通告内でお願いします。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 教育現場において、今後も語学教育の充実と国際理解の推進については基本計画に載っています。今後、子どもたちは必ず大人になれば、いろんな人とも付き合うし、向き合わなければならないと思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

今回、中東における邦人の人質事件がありましたけれども、学校では国際社会に対しての勉強についてはやらなかつたんですか。そういういたような取り組みというのではないんでしょうか。

○議長 戻って、通告内でやってください。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 18歳選挙権のことですが、27年度も少年の主張大会も行われると思いますが、その中で子ども議会についても、そういういた方向は考えているんでしょうか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 子ども議会については、昨年12月の定例議会において議員からご質問がございましたときに、これは非常に大事なことでありますので、前向きに検討したいということでご答弁させていただきました。現在、それが実現できるような方向で調整を進めているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その中で、一番私が心配したのは、18歳、19歳でも買収などの重大な選挙違反をした場合は、原則成年と同様な取り扱いを受けるとされていますが、早い段階である程度の教育のほうをある程度深めるべきではないかと思うんですが。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 政治教育をどうするかということでお答えするしかないのかなというふうに思うんですけども、18歳という、今、選挙権が行使できるようになる可能性が非常に高いということからのご質問だと思いますけれども、政治教育については、これは教育基本法の14条でもきちんとこれは示されております。良識ある公民として必要な政治的教養は教育上、尊重されなければならない。ということで、これに基づきまして、小学校の社会科では、先ほど答弁の中でもお話しましたとおり、政治に関する勉強をしております。例えば6年生ですと、私たちの願いを実現する政治ということで9時間。それから、私たちの暮らしと日本国憲法ということで5時間。中学校になりますと、もっとその時間数が多くなります。その中で地方自治についてもかなり時間を割いて勉強しております。西会津中学校の場合を例にとりますと、西会津町の政治について興味を持ち、調べようしたり、住民の一人として考えたりすると、こういうことで、地方自治についてもかなり積極的な勉強をしております。

なお、地方の政治、それから自治については6時間。国の政治の仕組みについては10時間。現代の民主主義と社会については23時間。かなりの時間を割いて政治については勉強をしております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 西会津の子どもがどこへ行っても困らないような教育をお願いしたいもの

です。

それから、地方創生についてですが、今後、地方版総合戦略の策定において、特に人口減少の対策が一番重要と思われますが、町独自の考えはありますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 端的に人口減少に歯止めをかける、あるいは人口をどう、これをどう増やしていくかということは、これ一朝一夕にできるものではなかなかございません。今、西会津町が人口減少に対する取り組みの一つとして、交流人口の拡大を目指しているわけであります。この交流人口の拡大というのは、まさに人口が減少しても、西会津町に多くの方々が来ていただける。それは観光であり、あるいは体験であり、あるいは西会津町の持っている、いろんな豊かな自然、こういったところに魅力を感じながら、多くの人が西会津町に来ていただける。そういうところを通しながら、まず一つは人口の動態を、流れをやはり変えて行く、これが必要ではないのかなと、まさに地方創生というのはそういう流れを変えていく役割を果たすということありますので、そうした取り組みをまず一つしていくということあります。

それからもう一つは、やっぱり若い人の定住や、これはかつてから言われているとおりでありますから、定住、それから雇用の創出、そして若者が魅力を感じるまちづくり、こういったところに、やはり定住と、いろいろ若い人がここに住み続けられる、そして帰ってこられる。西会津町から出て行く人よりも帰ってくる人、これを促進させる。こういうことをとおしながら、多面的にこの人口の減少傾向と、また増ということに総合的に取り組んでまいりたいというふうには思っております。

こういうところを中心としながら、今後の地方創生の総合版、西会津版の中でしっかりと明記しながら、より具現化してく方法を取ってまいりたいというふうに思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 説明はわかりました。町の新しい人の流れをつくるというのが創生の基本だと思いますが、その中で、西会津定住・移住総合支援センター設置の施策の中で、空き家の件についてですけれども、相談件数だけが10件となっているんです。あとその他については、移住や定住が何名と記載してあり、他の件数については必ず施策には、20名、50名とありますが、なぜ空き家に対してだけが相談件数なのかと思ったんです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の地方創生先行型補正予算で3千万、事業を計画したわけあります。今回の地方創生先行型は、27年度、来年度から5カ年で地方創生事業が取り組まれるわけですが、その1年目の部分を前倒しという形でまだビジョン、それから戦略を策定しない中で事業実施をすることになります。それで、この中でKPIということで、評価を、結果を残さなければならないということあります。目標を立ててどれだけの成果があげられたかということあります。そして、空き家相談件数10件というような形で、この移住総合支援センター事業については、そんな形にさせていただいたわけでありますが、空き家の活用、何人というような形にしますと、それを達成しなければならないわけです。1年間で、それもこれ5年間の成果ではなくて、この前倒しの1年間の中で結果を残さなければならぬということでありまして、国のはうからも実現可能な形で

の指標の設定にしてくださいよということで、指導を受けていたところでございまして、なかなかハードルの高いような、ツアーをやって何人の参加者を集めるとか、そういうのは1年間の中で、すぐ達成できることですが、空き家の活用者を10人集めますよ、20人集めますよという目標は出したにしても、1年間でそれだけの成果という、確実にあげられるかというとなかなか厳しいものですから、そういうことを総合的に考えながら、今回の指標については設定しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、実際登録、相談件数の見込みがあるのかなと、ちょっと疑問に思ったんです。というのは、平成26年度の予算の中でも、空き家物件調査委託料などあるわけですから、空き家バンクとのつながりがまったくないのかなと思われるんです。貸すには空き家じゃないと貸せないとと思うので、基本的には。だからその辺のつながりがまったくないのかなと私は感じたわけなんです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の西会津定住・移住総合支援センターの設置という形であげさせていただきまして、578万3千円という形で事業費を割り振ったところでございます。この中身でありますが、まず昨年各自治区から、空き家の実態調査という形で区長さんに調査をしていただきまして、ここの家とここの家が空き家ですよというような報告を受けています。それらをまず町の職員が、すべてつぶさに歩きまして、全部実態調査をしようと。この住宅は危険ですよと、この住宅はまだまだ新しくて活用できるんじゃないかというようなふるい分けをそこでやろうということをまず一つ考えています。

それで、その空き家の中で、今活かせば立派に住居として使っていいけるんじゃないかというような物件については、今度、移住専門員ですか、調査員を配置して、あとはこの移住センターというような形で、その担当職員がこまめに電話をしたりして、空き家バンクに登録しませんかという形で働きかけをしようということで考えているところであります。今までこう文書を出して待っていたというようなことではありますが、積極的に働きかけをして活用できる住宅を掘り起しして、それを空き家バンクに登録したりしていこうということまでこの事業の中でやりながら、いつも毎年、結構、空き家ありませんかという問い合わせはきてるというようなことでございますので、そういう形でうまくマッチングさせて、西会津に来て住んでいただくような方を増やしていこうという考え方でございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに単年度だから、移住、定住人口の拡大にしても、相談だけが10件で、定住の目標というのではないのかなと、移住とか、それがあれば何件でも何名でもいいんですけども、あくまでも相談だけということは、お話し合いをするだけに終わってしまうのかなと思ったんです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 最終的には、来年度策定します5カ年の総合戦略の中には、そういう人の定住者を増やしていくんだとか、そういう目標数値を定めて5年間の計画を練つ

ていくわけであります。今回のやつは先行型ということで、1年間での成果を求められているということでありまして、結果としては、できるだけ西会津町に住んでもらう人を増やすという目的でやるわけで、できるだけ1年の中でそういった方も1人でも2人でも出てもらえばそれに越したことはないわけですが、確実な成果、そこまではなかなか厳しいのかということで、こんな指標にさせていただいているということであります。

5年間の総合戦略の中には、さまざまな目標を設定しまして、具体的にこういった成果をあげていくんだというようなところまで設定していくようになるかなというふうに考えています。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 またその中で、交流人口の拡大も大切と思いますが、町に呼び込むにしても受け入れ態勢ですが、実際問題、農家民泊という、民宿というのかな、それは登録になっていて、現在年間何名くらいあって、今後何名くらいという目標はあるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 農家民宿についてのご質問にお答えしたいと思います。

現在登録されているのは農家民宿が2軒、農家民泊が11軒で、合わせまして13軒でございます。ただ、どの程度、今現在宿泊されているかというのは、実態ちょっと把握していないんですけども、ただ、昨年秋に首都圏からのモニターツアー、鶴見区とか、三郷市からの、そういった友好都市からモニターツアーで来ていただいた方などを泊めたというような、そういった経緯はございます。そのときにも、10人から20人というような、そういった実態でございます。

あと年間を通してというのは、ちょっと今把握しておりませんので、のちほど調べてご報告させていただきたいなと思います。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 農家に泊まる場合、一番大切なのは体験と食事かなと思うんですけども、このたび発表になりました第3の表示ですか、機能性表示食品、それらを早めに確立して、西会津町にはミネラル野菜などありますから、そういった方向付けを早めにやるべきだと私は思います。例えば野菜でも、ミカンとか玉ねぎとか、ブロッコリーでも、それに向けて準備している地域もありますが、私は西会津町が表彰を受けるくらいのミネラル野菜があるですから、ある程度裏付けを取ってやるべきではないかと思うんですけども、方向付けです。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 だんだん農家民泊からミネラル野菜にきてしまいましたので、いわゆる農家民泊、これは10数件という話がありましたけれども、やっぱりこの農家民泊を立ち上げる場合に、相当ハードルがございます。ですから、そうした対応が取れるところと、すべてが申請をすれば全部その申請どおりいくということではございません。ですから、農家民泊に対するハードルをクリアしたところが農家民泊ということになりますので、これからそういうところについても、町として指導なり、あるいは助成をしていくことも必要になってくるかと思います。これは常に西会津町に来ていただける集団的であったり、あるいは体験ツアーやあったり、そういった受け入れ態勢の整備については必要なことだと思います

す。

当然そこには食というものもついてまわりますので、西会津町における食文化というものは、そういう農家民泊や、あるいは農家の皆さんとのれた野菜などについて、十分これは知っていただくと同時に、体験をしていただく、そして食していただく、こういったことは連動して取り組むべき課題だなというふうに思いますので、そういったことを将来的にもしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○議長 3番に、地方創生の中の交流人口の拡大と言っているんですから、あまりこう外れてしまうと。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 最後のテーマで、総合計画の中で、西会津町の公共アクセスについての中で、昨年、保育所が西会津町森野と役場裏になって、説明を受けたんですが、役場裏の計画されていたところは別になったんですけども、その計画道路というのはどのようになるんでしょうか。まったくあるいはそのときだけだったんですか、また別の計画に含まれるんでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 役場の跡地につきましては、町民文化センターの用地として活用していくたいというふうに考えているところでございまして、そういった事業、そういった施設をつくる際には、こういった道路も必要だろうという形では、ちょっとイメージしてつくったわけであります。町民文化センターにつきましては、29年度に基本構想的なものをつくっていくといいますか、事業申請できるような絵をつくっていきたいというふうに考えているわけでありますし、そういった施設の計画が定まらないと、アクセス道路の計画もできてこないのかなというふうに考えておりますので、そういった施設計画と併せてアクセス道路の計画についても一緒に検討していきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 アクセス道路ですけれども、役場庁舎の前は、現在の小学校の前を拡幅するとは思いますが、その先についてはまったく白紙の状態でしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 移転する役場前の道路につきましてですが、とりあえず役場までの道路につきましては2車線を確保するような道路をつくりたいと考えております。またその先につきましては、校門から真っ直ぐあそこの道路に抜けますと、家屋がすべてかかってくるというようなことでございますので、それはそれとして別にやるかやらないかについては、計画を考えていきたとは考えております。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 本町の市街地である野沢地区整備事業ですが、平成25年の3月の提案理由の中では、国土交通省所管の都市再生整備計画事業ですか、それを採択を受けて25年度から28年度の4年をかけて行うとなっていますが、駅通りと上原地内の裏通りを結ぶ町道上原中央線と旧野沢幼稚園跡地を地域の公園、防災広場事業と原町ポケットパーク事業の整備となっていますが、平成26年3月の提案理由の中では、平成26年度は原町ポケットパ

ーク事業を中心に計画の推進を図っていくことにしておりますとあり、また今年の平成27年3月の提案理由も同じ文言でした。それで、今後の方向性と見通しについてお聞きしたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 野沢地区の事業につきましては、都市再生整備事業ということでもう採択を受けておりまして、25年から28年と4カ年の計画で今現在も進めているということです。4年のうちにこれだけの事業をやりますよという計画の中で、道路があったり、公園があったり、ポケットパークがあつたりというようなことでございます。あと残り27、28と2カ年になったわけで、残っている事業を着実に進めて終りたいというふうに考えているところでございます。

あと、今年度につきましては、上原中央線については、地権者の方の家屋移転の同意をいただきましたので、来年度道路整備、それから公園については実施設計をやると、それから原町ポケットパークについては、家屋、実施設計等も行いながら、できれば更地までしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は最初に話したとおり、西会津町、町では町全体を通した計画を作成して、早めに示して町民の理解を示したほうがいいんじゃないかと思うんです。というのは、かつては計画道路などを発表すると、土地の買い占め等とかいろいろありました。現在では不動産も下落しているような状況ですので、あまり深刻に考えなくても、私は大丈夫だと思うんですけども、何か心配な点があるんでしょうか。町全体の計画を示して、まず原案を示して、町民の理解、話して、どうしてもだめなら計画をまた別に戻せばいいわけだから、決定ありきではなく、町民の意見を聞くような方向が私はよいと思います。どうでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 何を指しておっしゃっているのかちょっとわからなかつたんですが、野沢地区の都市再生整備事業につきましては、全体計画について一度、全員協議会でもご説明申し上げましたし、さらには町民の皆さんにも計画をわかっていただくということで、ホームページにも公表しているところでございます。それは最初から全体計画を明らかにしているということでございます。事前にとおっしゃる部分は何を指しているのかちょっとわかりませんでした。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろんな事業が思うように進んでいない部分もあると思いますので、地域の方のヒアリングも、細かいヒアリングも必要じゃないかと思ったんです。ちょっと地域のヒアリングが少ないよう思うんですけども。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議員申されたとおりでございまして、事業計画については地域の皆さんにご理解いただかないと、なかなか事業実施というのは難しいのかなというふうに考えております。今まで地域の説明については努めてきたつもりでございますが、今後も十分地域の皆さんとの話し合いを進めて事業実施に努めていきたいというふうに考えておりま

す。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 いろんな事業が大変でしょうが、町民に丁寧に説明して、速やかに進めてほしいと思います。どうもありがとうございました。

○議長 3番、先ほどの答弁、商工観光課のほうからありますので。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 先ほどご質問の中で、農家民宿の宿泊者数ということで、そのとき数字を申し上げられなかったわけですけれども、昨年度の宿泊者数は、全体で200人というようなことでございます。

以上、報告させていただきます。

○議長 暫時休議します。(14時35分)

○議長 再開します。(15時00分)

4番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、こんにちは。4番、渡部憲でございます。前置きは同僚議員がやりましたので、私は通告しておいたとおりに一般質問の質問に入ります。

まず第1に、野沢町内の除排雪対策につきまして質問いたします。

一つ、野沢町内を流れる水路は、農業用水及び防火用水として大切な水路であり、冬期間は流雪溝として利用される重要な水路ですが、雪詰まりや凍結により水があふれ、床下浸水など、家屋への被害が多発しております。水路の不備確認をし、早急に対応したいとの答弁がございましたが、検討結果はどうであったのかお伺いいたします。

2番目、野沢町内の消雪については、散水消雪及びロードヒーティングなどを検討するという答弁でありましたが、どのように検討されましたでしょうか。

続きまして、旧尾野本小講堂の利活用について質問いたします。旧尾野本小講堂の利活用につきましては、クラシック音楽の愛好者の方々からも、旧尾野本小講堂での演奏をぜひやりたい、そういう要望が県内外からも多くあり、町活性化のためにも、町当局の支援をお願いしたいとの要望を出しましたが、これも専門家に検討させることになりました。その後の検討結果はどうであったか。

3番目、政府が地方創生のために打ち出した経済政策に対する町の対応を伺います。

一つ、プレミアム商品券やふるさと名物券、低所得者に対する老人のための灯油代の補助、その他雪下ろしなど、その費用に使うことはできないのか、これをお伺いいたします。

以上、これが私の質問でございますので、明確なる答弁をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 4番、渡部憲議員のご質問のうち、私からは経済対策についてお答えをいたします。

まず国では、平成26年度補正予算において、地域の消費喚起など景気の脆弱な部分にスピード感を持って的を絞った対応をすること及び仕事づくりなど地方が当面する構造的な課題への実効ある取り組みを通じて地方の活性化を促していくことを目的に、このたび、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を制度化したところであります。

この本交付金のうち、地域における消費喚起や、これに直接効果を有する生活支援策に対し交付される地方消費喚起型・生活支援型事業については、1,937万3千円が配分される見込みであります。本交付金の充当事業について、現在の町内における経済動向や消費の状況等を検討した結果、今次の交付金については町民の皆さんの消費喚起や地元商店街の活性化を図るため、町商工会が事業主体となって発行するプレミアム付商品券のプレミアム分に全額助成することといたしました。

プレミアム付商品券の発行内容であります、発行総額は8,500万円、プレミアム分は20パーセントとして発行したいと考えております。今次補正予算でご提案申しあげておりますので、議会のご議決をいただけましたら町商工会と協議を進めて、新年度の早い時期に発行してまいりたいと考えております。

本商品券の発行により、地元商店での購買により地域経済の活性化が図られ、町全体にその経済効果が行きわたるよう、町商工会と連携しながらPRや販売促進のための取り組みを行っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては担当課長より答弁いたします。

○議長　建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長　4番、渡部憲議員のご質問のうち、野沢町内の除排雪対策についてのご質問にお答えいたします。

まず流雪溝の不備確認の検討結果についてであります、今年度も野沢町内克雪活動実行委員会に確認し、蓋破損個所の修繕やフック式開閉器の配布、コンクリート蓋を鋼製蓋への交換、雪の流れを良好にするための、流雪溝内面塗装工事等を実施しました。しかし、一部県道の流雪溝で県には改修について要望を行っておりますが、構造上の問題で実施にいたってない箇所もあります。今後も県に再度現状について説明し、早期の改修の実施に向け要望してまいります。

いずれにいたしましても、流雪溝の雪詰りにつきましては、投雪時間を守る、雪を碎いて投雪する等の、基本的なルールを守ることで、大部分が解決できると考えられますので、野沢町内克雪活動実行委員会と連携を密にし、適正な維持管理に努めてまいりますのでご理解願います。

次に、野沢町内の路面消雪・融雪施設整備についてのご質問にお答えいたします。

散水消雪施設とは、低コストであること等により、消雪・融雪施設の中では最も設置数の多い施設となっています。しかし、この施設は地下水を大量に取水することから、地下水位が低下し、周辺井戸の枯渇・地盤沈下といった環境問題が課題となっている施設でもあります。これに対して融雪施設とは、一般的に無散水融雪施設と呼ばれるもので、舗装内に電熱線や温水を通した埋設管を敷設している施設です。無散水融雪施設は、熱源を電気や灯油といった化石エネルギーを利用した電熱線方式・温水ボイラ方式や省エネルギー型の空気熱源とヒートポンプを組み合わせた施設等がありますが、いずれもイニシャルコストが高価となり、散水消雪施設と比較して、トータルコストが5から7倍となる施設です。

これらのことから総合的に判断すると、本路線においては散水消雪施設での施工が望ましいと思われます。しかし、本路線に隣接する県道大久保野沢停車場線に設置されている

散水消雪施設は、水量が少ないとこや、かつて本路線に設置していた散水消雪施設が水量不足であったこと等を考慮すると、水量確保等については、慎重に検討しなければならないと考えます。また、散水消雪施設においても、舗装の打ち替えや流雪溝の布設替え等も必要となってくることから多大な事業費を要するため、今後は、他の路線も含めた町道の全体計画の中で検討をしてまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 4番、渡部憲議員の旧尾野本小学校講堂の利活用についてのご質問にお答えいたします。

町では、旧尾野本小講堂については、建築物としての価値がどの程度のものか、建物の安全性は確保されているか、建物を今後も維持・管理していくためには、どの程度の費用負担伴うのかなどを専門家に調査を依頼し、その調査結果を踏まえて、解体か保存かのを判断する考えでありますと、調査は来年度に実施していきたいと考えています。なお、本施設については、当分の間は活用が可能でございます。今後も音楽コンサート等のイベント会場として、大いに活用していただければと考えているところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 今、答弁いただきました野沢町内の除排雪対策についてであります。これは昔から私、昔からということはないんですけども、私がやっております。私がやっておりますと言っても、私は一応、野沢克雪委員会の委員でありますので、やるのが当然だと私は思っております。ただ、この除雪方法について、やはり重機をもって除雪して、この雪をずっと店の前、家の前にずっと置いていく、このやり方しかないのか、これはわれわれにしても、やはり老人、それから、こんなこと言つては申し訳ないんですけども、若い先輩の人たちにとっては、とてもとてもつらい仕事であります。朝早くから吹雪の中を、われわれはいいですよ、でも歳取った人たちは大変なんですよ。これは。膝上ぐらいに岩盤みたいなのがあるんですよ。それをスノーダンプで流雪溝に入れるということは、1時間以内に入れなければならないんです、これ。時間切られているんです。ですから、そういう人たちは、本当に渡部さんですか、こういうことに関してよく、もう一度検討していただけませんかと、それでわれわれ克雪委員会もやってまいりました。でもやっぱり最後は融雪かロードヒーティングか、それしかないだろう。私はそう思うであります。

そのやっている老人の方々は、80後半から90歳以上の方、そういう人たちが吹雪の中、そういう作業をしなければならないということは大変なことなんですよ。私は町長、もう少しそういう人たちの立場に立って、優しさを投げかけてやってほしいと、そんなに最後まで辛い思いさせなくたって、俺はその人たちがわれわれを育ててきた時代というのは、本当に姑、小姑がいっぱいいて、兄弟がいっぱいいて、その人たちを育てるために、ろくに自分もものも食わないで頑張ってきた人たちですよ、その人たちのためにも、もう少し楽な方法はないのか、私はそう思うであります。

ですから、時間をかけて、年数をかけてもいいですから、そういう方向に向かっていってほしい、私はそう思います。どうでしょうか、町長。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 雪国で生活する厳しさとか、あるいは特に除雪に対する苦労というものは十分知

っているつもりであります。かつては野沢町内、元気なうちは、みんな店や、あの周辺の雪は、投雪されてきれいになっておりましたけれども、現在の状況を見ますと、やはりところどころ、その雪、残雪が残っている。こういうところが、やはりお年寄りの皆さんや、なかなか除排雪に苦労しているところなんだと感じているところであります。

今ほど議員から縷々内容等についてご説明をいただきましたけれども、特に今後、除雪にあたっては、やはり現状にマッチしたような形を取っていくことが必要であろうということで、まずそのためには、散水方法というのが一番私は理にかなっていることなんだなというふうに思っております。ですから、かつても言いましたように、まず水の水量がどの程度あるのかという調査、これをやっぱりしっかりと対応していかないとならないというふうには思っております。

現在、この駅前から信号機までの駅前通りについては、一部消雪で対応されておりますけれども、これとて、すべてが水の量が豊富であるということについては、なかなか、ではないということありますから、野沢町内のまず水量調査ということから、まず始めてまいりたいというふうに思います。そして、それに適用できるだけの長さや距離があれば、その適用する分について、将来計画として、今後は散水方法、これらを取っていくことが必要だなというふうに思っているところであります。

今後、計画はいつごろできるか、十分内部で検討させていただきたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ここに西会津町総合計画とありますよね、この中に道路整備の中に、町野沢中央線消雪事業調査測量とありますけれども、これをちょっと説明願えますか、どのようなものか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この野沢中央線につきましては、消雪につきましての調査検討ということで、一応最初につきましては、水量等について調査をしていきたいと、そのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、野沢中央線消雪事業というのは、1町内からこっちのほうにくるんですか。ちょっと説明、町内こういうふうになるんだということをちょっとお示し願いたいんですけども、どの辺だと。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 野沢中央線につきましては、喜多方西会津線の交差点から西高前を通りまして、国道49号までの路線ではございますが、消雪パイプにつきましては、喜多方西会津線の分岐から、一応、新丁橋までというふうなことで考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、その下に克雪と利雪とありますと、流雪溝修繕事業、これ28年、29年から150万という予算が付いておりますが、これは野沢の町内の流雪溝のことなんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 野沢町内の流雪溝につきまして、修繕箇所が発生しましたときに、これ

で対応したいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 質問を変えます。

尾野本小講堂の利活用についてなんですかけれども、この前コンサートをやりましたときに、杉原課長、あなたも一緒に聞いておられましたよね。一緒におりませんでした、大竹課長ですか。しかし、聞いていてよかったです。俺クラシックなんかわからないんだけれども、やっぱりいいなと思いましたよ。ですから、この交流人口の拡大に努めると、こういうふうに町も考えておるわけですから、町総合整備計画の実施計画の中で、文化活動の推進を進める、コンサートや展覧会などの開催とあります。そして芸術文化活動の推進、そして芸術文化の香りの高いまちづくりを進めるとあるわけです。こういうふうにうたい文句があるわけですよね。ですから、できればあそこはトイレとか、それから控所とか、服の着替えるところとか、せめてそのくらいの設備を私は付けてほしいと思うんです。

本当に、この前、東京からこられた方、N響の方ですよね、2人で。だけど休むところがないんだと、トレイがないんだと、それ全部自腹で来ているわけですよ。それで、大変だからカンパしていただけませんか、脇でみんなね。だからそういうね、せっかく来て演奏してくださる方に対して、やっぱりある程度の予算とか、そういうのを付けほしいと私は思うんです。本当に素晴らしい演奏でした。喜多方プラザにも匹敵、それ以上のものだと。だからわれわれも演奏家に対して、ぜひ尾野本の講堂で演奏をしてみたい、そういう人がいっぱいいるんだと。ですから、せめて控所、トイレ、そして水、そういうのを設備していただいて、そしていくらかの旅費とか宿泊費ぐらい町でもってやるんだという気持ちを持ってもらいたい。そういう予算は付けることできませんか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

まず、講堂を残すかどうかということにつきましては、先ほど答弁しましたように、実際講堂を見てみると、基礎なんかもかなりひび割れをしているわけです。ですから、専門家にみていただいて、このまま今後も継続可能なのかどうか、そういった観点でしっかりとした調査をして、このまま活かしていくのか、そういった調査が必要だろうというふうに考えているところであります。

そのコンサートに対しての補助であったりというのは、実際に昨年の事業は、町の補助事業を活用されて事業実施したのかなと思うんですけれども、そういった事業費を使って、あそこに演奏家の方をお招きしたというようなことで事業計画、町のほうに提出されて活力ある地域づくり整備事業の該当事業として事業実施されたようでございます。そういういろいろな活動をする際には、さまざまな補助事業ございますので、そういったものを有効に活用していただいて、事業実施されればいいのかなというふうには考えております。

まず本体そのものは、これからも活用できるのかどうかということをみないと、トイレはつくったはいいけれども、建物がもう危ないよということではしょうがないものですから、そういった順序立てをしながらやっていく考え方でございます。

それから、今後活用ということでございますが、年に1回、2回のコンサートのために、その補強のために何千万もかけなければならないというようなことになったときに、はた

してそれが有効活用といえるのかというようなことにもつながってくると思いますので、その辺は十分検討していく必要があるなというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そういうご返答だと私は思いますけれども、やっぱり利活用によって交流人口が、いろんな人が出たり入ったり、そのたびにやっぱりいろんなお金も動いたり、人間も動いたりするわけです。この町だけで固まっていたって何にもならないと私は思うんです。やっぱり、そういういろんな人が出入りすることによって町が活性化する。私はそう思っています。のことについても柔軟に対応していただきたいと、そう思います。

あとは、地方創生のための政府が打ち出した経済政策に対する町の対応ということでお伺いいたします。これプレミアム商品券というのは、1世帯当たりどのくらいわたるんでしょうかね。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 今回、プレミア商品券についてのおただしでありますけれども、今回、ふるさと創生で今実施を考えていますのが、発行額8,500万ということですので、これを単純に2,700世帯で割りますと、だいたい1軒当たり3万円という形、3万2千円くらいということですか、そういうような計算になる予定です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この使い道というのは何でも使えるわけですか。例えばスーパーとか大型店なんかでも使えるわけですか、どうですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 この商品券につきましては、これから商工会と内容については詰めるような形になっております。当然、商工会として考えていますのは、商工会の会員のお店屋さんなどで使っていただけるのが一番いいわけですけれども、当然、住民の利便性を考えた場合には、会に入っていないスーパーとか、そういったところも使わせていただきたいという意向もありますので、それは今後、商工会と十分協議していきたいと思っております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 これ、いつ頃もらえるかどうか。もうひとつ。

○議長 もらえるのではなく、買わなくてはいけないもの。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、これ新たな消費を生み出す効果は、配った額の何割ぐらいをみていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 経済効果というおただしであるわけですけれども、発行額が8,500万でありますて、そこにプレミア、20パーセント付きますので、1,700万が付くわけです。これは町が補助でやるという形ですけれども、8,500万と1,700万を足しますと、1億200万、この1億200万が町内にまわるというような、単純計算ですけれども、そういったことになるのかなということあります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、できれば雪下ろしとか何かにも使えるといいんですけどもね。ただ、これ1万円渡しても、1万2千円の効果はあるわけですよね。1万円だから1万円じゃないんですよ、1万円出すと1万2千円の品物が買える、そういう想定ですよね。わかりました。

あと、もう一度除雪のほうに戻ってもいいですか、議長。

これね、確かに流雪溝の雪詰まりや凍結によって、特に野沢は10町内辺りが一番酷いんです。もう川になってしまいます、川。そうした場合に、どこが悪いか、わかっていますよね、課長。ちょうど90度になるんですよ、駅前の県道にぶつかるんですよ、あそこに雪が詰まる。そして町内の人たちは、課長、何とかここを開けて、グレーチングを入れてもらえないか、そういう話ありましたよね。でもこれは県の道路だからだめだと、そういう返事なんですよ。だめだじゃなくて、どうせ課長、あと辞められるんだから、やってしまって、あとは悪かったのは課長だと、そんなことはいかないですけれども。それは別だけどもね。やっぱり佐倉惣五郎のような気持ちをもって、俺に任せろと、それで水があふれて、あふれなくてきれいに流れるんだったら、俺、少しぐらい犠牲になってもいいくらいな気持ちをもってやってもらいたい。そこまでは言わないけれども、ひとつ課長、そういう気持ちでひとつ頑張ってもらいたいと。そうするとあの10町内の人には助かるんですよ。だからそういうことも検討して、ひとつあそこの、紐付けて中に入って雪取るなんというのもあったんだから、ねえ課長、あそこだけ掘って、グレーチング入れてしまえば、あとしようがないんだから、文句言わないから。ひとつお願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 一番やっぱり現況とか、あるいは状態を、すぐ呼び出しされ、そして対応策を取るというのは、これは役場の職員、課長以下、すぐにそういう対応を取らざるを得ない。ですから、一番よく理解しているのではないかなどうに思っています。ですから、当然ながら、そういう要望は私はまったくしていないということではないはずなんあります。しかし、これが町との予算と県の予算の違いもございますので、そういう極端な雪の流れが悪い箇所については、これは、やっぱり町として現況確認、再度確認しながら県のほうにも要望してまいりたいというふうに思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 それから、これ除雪オペレーターが高齢化していますよね。こういうことに関して町はどのような対策を考えておりますか。

○議長 あまり外れないように、野沢の分で。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪オペレーターのご質問にお答えしたいと思います。

除雪オペレーターにつきましては、直営と委託ということで各々あるわけなんですが、直営につきましては、町で直接雇用するというようなことで、今は若い人を入れて、どんどん若返りを図っているということでございます。あと委託につきましては、各業者さんが雇用するというようなことで、町としてもなかなか新しい人を雇えということもできないものですから、業者さんにつきましては、なるべく新しい人にやってもらうようなお願いはできるかと思いますが、それでもオペレーターにつきましては、やはり熟練した作業

でございます。路面状況を知っているとか、機械に熟練しているというようなことで、一概に若い人がすべてよいということではございませんので、その辺は調整を取りながら、これからオペレーターの育成に努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 関連しますけれども、町営の雪捨て場をつくる考えはありませんか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町営の雪捨て場というようなことでございますが、だいたい雪捨て場というのは、川の近くにつくって排雪するというようなことでございます。それにつきましては、西会津町につきましては、大きな河川につきましては、1級河川ということで、県の管理になっております。それにつきましては、県との協議が必要でございますので、その辺は十分検討していきたいと、このように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 貴重な意見をいただきました、答弁ね。私の質問もこれで終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時37分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月11日（水）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第6号）

平成27年3月11日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

(一般質問順序)

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1. 多賀 剛 | 2. 鈴木 満子 | 3. 青木 照夫 |
| 4. 荒海 清隆 | 5. 五十嵐忠比古 | 6. 清野 佐一 |
| 7. 長谷沼清吉 | | |

○議長 おはようございます。平成27年第3回西会津町議会定例会を再開します。

(10時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 皆さん、おはようございます。8番、多賀剛でございます。今定例会に3件の一般質問通告をしておりますので、通告に従いまして順次質問をさせていただきます。

また、昨日来の同僚議員の質問と一部重複する部分やこの通告提出後に動きのあった案件もございますが、私なりに理解を深めたい思いもありますので、通告どおり質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

質問に入ります前に、本日3月11日は東日本大震災と東京電力の原発事故が発生してちょうど4年目の鎮魂の日となります。浜通りにおいては、常磐道が3月、全線開通するなど、復興の明るい話もありますが、原発事故の収束にはまだまだ遙かなる苦難の道のりが残されております。4年経った現在も、いまだに多くの方々がふるさとを追われ、避難生活を余儀なくされております。本町においても、風評被害がすべて払拭されるまでには、まだまだ時間がかかりそうであります。

集中復興期間が残すところあと1年となりましたが、国や東京電力には震災と原発事故を風化することなく、被災者、被災地に思いを寄せた政策、対策を強く望むものであります。震災発生時刻の午後2時46分には、この議場にいる皆さんと、また町民の皆さんとともに震災による津波と原発事故で犠牲になられました方々に哀悼の意を表し、黙とうを捧げたいと思います。

それでは質問に入らせていただきます。

まず一つ目の質問といいたしまして、副町長人事についてお尋ねをいたします。この件に関しましては、私の一昨年の12月議会定例会でも質問をさせていただきました。また、昨年6月議会定例会でも先輩議員が同趣旨の質問をしております。この副町長人事については、私のみならず、多くの町民の皆さんの重大な関心事でありますので、改めて質問をさせていただくものであります。

副町長が不在となりまして、この3月で1年となります。町長も、副町長の職は町長の意を体し、事務方のトップとして職員を指揮し、事務事業全般を総括する重要な役割であるとおっしゃられておられます。そしてまた、当時の私や11番議員へのご答弁では、十分熟慮し、できるだけ早い機会に選任していきたいと申しておりました。そう話をしているながら、今日まで、今日というのは、この質問を通告、提出するまでという意味でありますが、何ら副町長選任に関する話が出てこない。選任に関するアクションがみられないということで、大変危惧しております。副町長の不在が長く続くことは、町長のみならず、町民にとっても職員にとっても、決していいことだとは思われません。一日も早く副町長を選任していただいて、しっかりととした体制で行政運営にあたることこそが、喫緊の課題

であります。そこで次の点についてお伺いいたします。

1点目といたしまして、副町長の重要性を十分に認識している中で、不在期間が1年にもなります。この状態をどのようにお考えになりますか。また、なぜこのような状況になっているのかお伺いをいたします。

2点目の質問ですが、率直にお伺いしますが、副町長の選任はいつになるのかお伺いをいたします。

2つの質問といたしまして、職員の定数計画についてお尋ねをいたします。これは、私の質問に対する以前のご答弁ですが、職員の定数計画については、複雑かつ多様化している行政運営に対処するために、新たな定員管理計画を策定するということでありました。また、今年度末では、定年退職、早期退職等で多くのベテラン職員が退職されるようあります。私はいい仕事をするためには、またしていただくためには、個々の能力や適性に応じた的確な人員配置と、十分に能力が発揮できる環境づくりが大変重要と考えます。

3件目の質問と関連しますが、新年度には地方創生に向けた将来人口ビジョンや地方版総合戦略を策定しなければならないなど、今まで以上に事務が煩雑化することも考えられます。このような中で、新年度以降どのような人員体制で行政運営にあたるのかお伺いをいたします。

1点目といたしまして、新たな定員管理計画を策定されたのか、策定されたのであればお示しをしていただきたい。まだ策定されていないのならば、現在の進捗状況といつごろまでに策定されるのかをお伺いいたします。

2点目といたしまして、ベテラン職員の大量退職にあたり、再任用制度を検討されるということでありました。その作業は進んでいるのか、また何名ほど再任用されようとされているのかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、新年度は一般職、専門職等、それぞれ何名採用されたのかお伺いをいたします。

3つの質問といたしまして、国が進める地方創生への取り組みについてお伺いをいたします。新年度は、地方創生への取り組みが実質的なスタートの年となります。地方に光が当たる取り組みとして、地方からは歓迎の声があがる一方、人口減少を食い止め、いかに地方を元気にしていくか、地方の責任が重くなっともいえます。今後、地方自治体はそれぞれの地域の実情にあった具体策を打ち出し、成果に結び付けていかなければなりません。また、担当大臣らも、それぞれの地域は精一杯知恵比べをしてほしいという談話も発表されております。新年度から取り組む地方版総合戦略の策定にあたっては、本町の30年、50年後を見据えた壮大なプランを策定しなければなりません。人口減少対策、活性化策など、大変難しい問題ばかりでありますが、今後の地方創生への取り組みに対するお考えをお伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願ひいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 答弁に入る前に、一言申し上げたいと存じます。

本日、3月11日は東日本大震災、東京電力福島第1原発事故から今日で丸4年となりました。被災地の復興はいまだ道半ばであり、約11万9千人が県内外に避難生活を強いられ

ております。本町では、震災のあった本日、14時46分に全町民による黙とうを捧げることとしております。改めて犠牲となられた方々のご冥福と、遺族と被災者にお見舞いを申し上げ、一日も早い復興をなしことげられることをご祈念申し上げます。

それでは、8番、多賀剛議員のご質問のうち、副町長人事についてのご質問にお答えをいたします。

私は、副町長の職は町長を補佐するとともに、事務方の統率者として職員を指揮し、事務事業全般を総括する大変重要な役割であると考えております。選任につきましては、その職務の重要性に鑑み、適任者について十分検討してきたところであり、今次の定例会において、副町長の人事案件を追加提案したいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、職員の定数計画について、お答えをいたします。

まず、職員の定員管理計画についてでありますが、昨年9月議会定例会においてもお答えいたしましたが、本町では、行財政改革の一環として、平成17年4月1日現在の職員数140名から、平成25年度までに15パーセント程度の定数削減、120名体制を目標とした町職員の定員適正化計画を策定し、削減目標年次前に繰り上げて達成してきたところであります。

しかし、その一方で、近年の複雑かつ多種多様化している行政需要に加え、東日本大震災とそれに伴う東京電力福島第1原子力発電所事故により、震災からの復旧復興と風評被害払拭等の新たな行政需要が発生しているところであります。

このような状況を踏まえ、福島県におきましては、大幅な職員数の見直しを行っているところであり、本町におきましても、これまでの職員数のスリム化を目的とした画一的削減から、新たな行政需要への対応と地域の実情に応じた効率的で質の高い行政を実現するため、数だけでなく質の観点からも適正化を図る、新たな定員管理計画の策定を進めているところであります。

この計画は、将来的な職員数を明記する大変重要なものであり、その策定には十分な検証と検討の時間が必要であることから、現在、鋭意進めておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、職員の再任用制度についてのご質問にお答えいたします。

地方公務員法に基づく定年退職者等の再任用につきましては、町条例・規則により制度化してきたところでありますが、本年4月からの運用開始に向け、再任用についての意向調査や申し出等の事務手続き、さらには具体的な勤務条件等を定めた西会津町再任用制度事務取扱要綱を昨年10月に制定したところであり、現在は、この要綱に基づき、手続きを進めているところであります。

次に、新年度の職員採用についてお答えいたします。

平成27年4月1日付の職員採用にあたりましては、一般事務職4名のほか、土木と保健師の専門職をそれぞれ1名、合計6名の採用を予定しておりますので、ご理解をいただき

たいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 8番、多賀剛議員のご質問のうち、地方創生の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

地方創生は、急速な少子高齢化の進展や人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中を是正し、地方への人の流れをつくることなどを目的に、まち・ひと・しごと創生に関する施策を総合的かつ計画的に実施するものであります。

本事業の実施にあたっては、それぞれの市町村において人口の現状分析や将来展望を行い、それぞれの地域の実情に合わせて、平成27年度から31年度まで5年間に実施する施策を総合戦略として取りまとめし、戦略に添って事業実施していくことになります。この総合戦略では、それぞれの施策に対して目標値、KPIを設定し、その結果を評価・検証するシステム、P D C Aサイクルにより実施することとされており、事業の成果が求められることになります。

町では、この地方創生への取り組みにあたりましては、庁内組織として、政策調整会議の下部組織に、各課の課長補佐クラス職員による総合戦略策定部会を設置したところでありますて、全庁をあげて取り組んでいこととしております。また、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定町民会議を設置して、町民参加のもとに進めることとしており、広く町民の皆さんからもアイデアや提案も募集しながら策定してまいりたいと考えております。

今次の地方創生の取り組みは、本町が町政の基本的考え方として掲げている「住んでみたい、行ってみたい町へ」を実現するための事業でもあります。町民の英知を結集し、実効性のある取り組みを進めてまいりたいと考えでありますのでご理解願います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきたいと思います。

まず副町長に関しまして、町長からご答弁いただきました。今定例会で追加議案で人事案件を出すと、選任をしていきたいというお話をしたので、やっと副町長が選任されるのかなという思いで、一つのいいニュースであろうかと思います。

さて、町長、副町長を選任するにあたりまして、どこに一番重きを置いて人選されたのか、基準といったら失礼でしょうけれども、そういうことがあればお聞かせいただきたい。それと、新しい副町長には、先ほどの答弁でご答弁いただいたことは当然ですが、何を期待されているのか、その辺があればお示しいただきたい。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 副町長というのは、町長を補佐すると同時に、事務方の統率者としての大きな責任があるわけであります。いってみれば、副町長というのは町長と違いまして、政治家でもありません。やっぱりこの庁内全般にわたる事務一切、さらには政策通に長けていかなければならぬわけであります。町長というのは、やはり全般的な町政一般について、あるいは将来展望や、あるいは政策などについての大きな将来性を持った内容を理想とする西会津町の将来展望などについて論じるわけでありますが、それをより具体化していくためには、やはり副町長や、あるいはそこに携わるいろんな庁内の職員の皆さん、これを一

緒に連携をしながら、より具体化していく役割を持っているだろうというふうに思っております。

そのためには、人物的、さらには総合政策的な調整能力のある人、そして、やっぱり発想という、そういう転換のできる人。こういう総合的に長けた人物が望ましいというふうに思っている次第でありますので、そういう観点から人材を選定をしなければならないというふうに考えているところであります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 おそらく選任される方は町長のおめがねにかなった、今おっしゃられたような方が選任されるだろうと、大変私らも期待しておりますし、町民は喜ばれる方が多かろうと思います。それは最終日、人事案件を出すということですので、大変楽しみにしております。副町長に関しましては、これ以上聞くこともできませんので、次の質問に移らせていただきます。

次の職員の定数計画について、これは先ほど言いましたけれども、いろんな行政事業が難しくなってきているの中で、新しい管理計画を策定すると、今、鋭意努力中だということでありましたが、私の質問では、だいたいいつごろまでに策定しようとしているのかとお尋ねしたんですが、その辺はお示しされませんでした。それはまだお示しできませんか、お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 お答えいたします。

策定の時期でございますけれども、先ほど申し上げましたように、非常に難しい計画でございますので、時間をかけて取り組んできたところでございます。正直申し上げますと、ある程度、8割方はできております。この年度末にまた大きな動きもございますので、そういったところを踏まえまして、さらに時点修正、内部調整を図った上で、できれば6月議会にはお示しを申し上げたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 6月にお示しいただけるということですので、それは期待をしております。私、はなから常々思っているんですが、いわゆるこの140名だった職員を120名にするという適正化計画をつくったとき、私の認識では、平成17年、小泉純一郎総理大臣の三位一体改革で、財政的には町がものすごく厳しかった時期にこれ策定されたという認識であります。そんな中で、120名という数字は、いかにして出したのかな、単なる15パーセントだけなのか、その120名の根拠がよくわからなかつたので、その点をわかれば教えていただきたい。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず根拠でございますけれども、国のはうが平成17年の4月1日現在の職員数を基準としまして、どのくらい削減をしていくのかということで、国が2回にわたりましてその指針を出してございます。1回目は、平成17年の3月29日に総務事務次官通知で、当時は4.6パーセント、これは平成17年4月1日から22年の4月1日までということで、その5年間に対しての削減率を示したわけでございます。さらにそれでは足りないということで、18年の8月31日に、同じく総務事務次官通知がございまして、先ほど申

し上げた 4.6% の減をさらに上回る 5.7 パーセントの減とするということでございます。

本町としましては、この 5.7 パーセントは大きく削減をして、当時の実績として 8.5 パーセントの削減をしたところでございます。それにもとづく集中改革プランを当時策定いたしました、その中で定員適正化計画というものを策定いたしました。それが先ほど申し上げました平成 26 年、25 年で 120 名体制ということでございます。先ほどの 5 年間での数値をさらに倍にしたような形で、その数字を上回るくらいの削減率を達成していきたいという当時の考え方だということでございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 総務課長のご答弁を聞いておりますと、その実態よりも机上の論理で何パーセント削減しなければいけない、はたして仕事量等々、事務量等々を勘案されているのか甚だ疑問であるわけであります。そこで町長にこれお尋ねしたいんですが、実際に今、職員 122 名で、1 年間、副町長がいなかったというようなことで、私、これいろいろ見解の相違はございましょうが、いろんなところで、いわゆる不具合が顕在化しつつあるような気がしている。例えば不祥事であったり、事務のミスであったり、私、この辺は、やっぱり無理な体制、本当にやりやすい環境になっているのかなという疑問があります。町長その辺はそんな感じ、お考えになったことありませんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 職員がすべての職務にあたって、これ万全に、間違いなく執行するというのは、これは本来のあり方だというふうに思っています。しかし、どんな仕事においても、一生懸命やっている範囲の中においては、やっぱり間違いとか、あるいはトラブルや、あるいはミスというものは存在をするというふうに私は考えております。それは、私自身も職場で 40 数年、民間の職場で働いておりましたので、そういう日常的にまったく同じような仕事をやっても、そのミスやいろんなポカミスみたいなことは出てくるということあります。それにはそれなりの原因があるかもしれません。しかし、日常的なミスをどうなくすかということは、これはやはりその職場の管理体制、さらには仕事に対する、いわゆる指針、そういうことがしっかりと確立をしていけば、やっぱり防ぐところは防げるというふうに思っておりますので、そのミスとか、あるいはいろんなトラブルについては、しっかりと、これは作業といえば、その作業内容の手順というものをしっかりと確立をしていかなければならぬということで、職員を指導しているところであります。

さて、職員数とその仕事のミスというのが、必ずしも私は合致するものではないというふうに思っています。そこには、やっぱり仕事に対する能力もありましょうし、さらには職員一人ひとりの仕事に対する熱意や、あるいはそこに在籍している、その期間というものもありながら、スムーズにいく場合と、また入れ替えによってそうではない場合もありますので、そのところは、これらの作業の内容の中でしっかりと対応していくかなければと。

そして、やっぱり職員定数の基本となるのは、やっぱり人口、西会津町の全体的な人口と、それに匹敵する作業内容というものが、やっぱり職員定数を考える上で大変重要なことではないのかなというふうに思っています。そして、その職員の人事費が西会津町におけるこの一般会計の中で、どれだけの、いわゆる構成比にあるのかということも、これは十分に判断をしていかなければならないわけであります。

そうした中で、人件費と、そして事務量、さらには人員計画、これがやはり適正にあることが望ましいということで、私は現在の120名体制というのは、そう少ない人員ではないというふうに判断をしているところであります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私はその120名が妥当かどうかは別にして、その120名のほかに、いわゆる臨時職員等々で、隠れた、いわゆる人件費にはなりませんけれども、そういう方々が最近増えているような気がしてならない。その役所の仕事というのは、先ほど言ったように、これはミスはやむを得ない、いくら機械化、電算化されたといえども、やっぱり圧倒的にマンパワーでやらなければいけない仕事が多いはずであります。だからやっぱり先ほど私言ったように、適材適所、適正な人員配置をしながら進めていくということが一番大切であって、その計画づくりも大切だと私は思っているわけです。

このミスを少なくしていくということは一番大切なことでありますけれども、私は仕事量は、決して、いわゆる17年に計画をつくったときよりも減ってはいないなど、逆に増えているなという思いがありますので、これは6月に新しい計画をお示しになるということでありますので、それを拝見してから、またいろいろ申し上げることがあれば述べたいと思います。ミスはなるべく少なくなるような形で管理体制をしっかりとしていただきたいと思います。

質問を変えます。次の再任用制度について、これあの、私はベテラン職員が大量に退職すると、これは悪いことばかりではないなど、すぐに控えた若い職員の方が、今までなかなか能力が発揮できなかった場所にいた方が、能力が、新しい斬新なアイディアを持ちながら、いろんな考えを持ってあたれるチャンスでもあるし、これは悪いことばかりではないなということであります。そんなことも考えながら、この再任用、人数的なことをお示しされませんでしたけれども、再任用するにあたり、まだ人数等はお示しいただけませんか。

それと、どういう基準といいますか、どういう内容でこの再任用をされようとしているのか、どういう役割を持ってなさろうとされているのか、その点をお示しいただきたい。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の再任用の形態でございますけれども、本年度末をもって定年退職をする対象者は5名ございました。そのうち、その希望を把握いたしました結果、2名の職員から再任用の希望が提出されました。その内容を精査いたしまして、最終的には2名を4月1日から1年間の期間で雇用する予定でございます。その再任用にあたっての考え方でございますけれども、議員が申されましたように、今回、管理職が相当数辞める、そして新しい職員がまた入ってくると、そういったところで、職員の、今までのその培った経験、そういったところを十分に活かしていただいて、後輩の指導にあたっていただく、あるいはいろんな事務事業の中で、その経験を十分に活かして、町政の発展に貢献していただくというようなことで考えておりますので、そういったところで雇用をしていきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。2名ということであります。この2名というのは結果的に2名

となったのか、それとももっと本当は再任用をしたかったのか、その点1点お尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 希望者が2名ということでございましたので、その希望の内容を、先ほど申し上げましたように精査をさせていただきまして、その2名に対して雇用していきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 ゼひ再任用にされる方は、後進の指導に経験を活かしてあたらせるということありますので、1年間、大いに活躍を期待したいと思います。

それでは次の質間に移らせてもらいます。今、地方創生について、昨日来、同僚議員の質問にもありましたけれども、私は基本的な考え方についてお尋ねをしたいと思います。今、この地方創生に対する取り組みというのは、全国の自治体が横一線のスタートラインに立って、これからスタートを切ろうというわけであります。これ、昨日の町長のご答弁では、いわゆるこの人口減少対策やら等々は、これは一朝一夕にはなかなかできないと、交流人口の拡大を目指し、人の流れを変えていく、若者の定住対策のために雇用環境をつくり、魅力あるまちづくりをする。出て行く人よりも来る人を増やしていきたいと、これは当然であります。当然ということは、全国のいわゆる過疎に悩む、少子高齢化に悩む自治体の首長、これ聞けば、同じことをおそらくおっしゃると思います。その中で今言ったスタートラインに立ったときに、どんなことをして差別化をしていくんだということを、大変私は心配、心配というか危惧しいくるところなんですが、どんなことをお考えでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 地方創生のご質問にお答えいたします。

今回の地方創生、本当に全国的な取り組みでございまして、各市町村、各県とも、それぞれに総合戦略を策定しまして、それぞれの取り組みを行っていくということです。今とりあえずは先行事業ということで、1年分の補正予算の中で今回計上させていただきました。今回、とりあえずは先行事業ということでありまして、これから本格的な計画策定を進めていくということでございます。差別化ということでご質問があったわけありますが、町として、本当に他の地区に突出したような何かできるのかということになるわけでありますが、特に今現時点で、そういうところまでの検討まではいたっていないということであります。職員の中で、今回この事業にあたるために新たな組織もつくりました。さらには町民の検討組織もつくりあげながら、皆さんのお意見などをいただきながら考えていきたいというふうに思っているところでございます。

西会津町によそから移住して来てここに住んでいる方々もいっぱいいらっしゃいます。そういうった皆さんにもいろいろご意見をうかがいながら、何を、西会津町の何を活かして雇用をつくり、人を呼んでくるような取り組みができるのかというようなことは、十分検討していきたいと考えているところでございます。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 差別化というのは非常に難しいというふうに思います。かつて1億円創生事業というものがありまして、その中で自由に使える1億円をどう使うかということで、いろいろ

ろやってきた結果がありました。数字的なものははつきりしないんですが、ただ、見えるところは温泉を掘って、そして誘客をしようというのが多くの自治体でそれがなされたということあります。今回は、そうしたことにならないようにということで、ただ漠然としたものではなくて、人であり、町であり、仕事であり、そういうサイクルのものをもって地方創生に充てなさいと、その戦略をつくりなさいということが国から今度は指導されてくるような形になって、現在おります。

西会津は、まず何をこの基準にしていくかということで、私はこの、前から言っておりまたけれども、活力という、活という力をもっていきたい。その一つは、やっぱり資源力、西会津町にある資源力、これをもっと活用する方法を取っていきたい。そして地域力、地域には、西会津の地域にはいろんな地域の皆さんのが持っているパワーがございますので、そういう地域力をうまく活用していけばいいのかなと。そしてやっぱり何よりもこれを進めるためには人材力あります。この人材力をこうした活用方法をP D C A、つまりサイクルの中でこれをやりながら、この西会津町の活力を見出して、地方創生に結び付けていこうじゃないかという戦略の基本をまず私は申し上げながら、これから策定をしていきたいというふうに思います。

そしてもう一つは、やっぱり大事なことは何かと言いますと、あとで議員の皆さんにもお配りしたいと思いますが、今回、あるコンサルタントに、西会津町企業誘致戦略策定業務というものを策定をしていただきまして、今、中間報告であります。その報告に、これは一般財団日本立地センターということではありますけれども、非常に西会津町を分析した結果を持ってまいりました。極端な話を申し上げますと、西会津町はいったいどこにあるのかということをまずわからないと、いわゆる企業の人は。そして高速道路とか道路というのはどこにもあると。こういった強い指摘の中で、今後、西会津町の工場誘致を図るためにはどういう視点から考えなければならないのかという、まさにそういうバラ色の構想よりも、むしろ厳しい結果が打ち出されていたわけでありまして、こういったことについて、私はもっとこれをつぶさに検討しなければならないかなと、これはただ工場誘致が来るということではなくて、やっぱり西会津町といううものをもう一回見つめ直していくこうじゃないかと、それには他から見た西会津町の現状、これの分析をしっかりしなければならない。それから、やはりこうした専門的見地から見ていただく人、これもやっぱり西会津町としてしっかりと抱えていかなければならぬというふうに思います。

さらには、やはり自らの町をもう一度見直すという町民の皆さんとの声というものについて、やはりもっと真剣に聞いていく必要があるのかなというふうに思いますので、この戦略会議の今後の策定の中にあたっては、こういう方々、あるいはこういう視点からのものを見ていくことが必要ではないかというふうに思っておりますので、そんな基本的な取り組みをこれから指示してまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私、今、全国の自治体が横一線でスタートラインに立ったというお話をしましたけれども、これは保育所とか小学校低学年の運動会、徒競走であれば、よーいどんとなったときに、隣を見ながらスタートする子どもさんがいらっしゃいます。それはそれで微笑ましいんですが、自治体がそういうスタンスでいいんだろうかという思いが私はしてお

ります。

そんな中で、先日の全員協議会の中で、西会津町の人口ビジョン並びに西会津町総合戦略の策定体制についてお示しをいただきました。今ほど町長のご答弁にもありました。西会津町総合戦略に関しましては、広く町民の皆さんから声を聞いていくために、総合戦略策定町民会議を設置しながら進めていくと、西会津町の人口ビジョンに関しましては、専門の見地を有するコンサルタントにお願いして意見を聞いていくというふうなことありました。私、一番最初に言いましたように、いわゆる国では全国の自治体に向けて、いわゆる知恵の出し比べをしてくださいということあります。それで、この作業をして、総合戦略の中身いかんによっては、次年度の交付金に差を付けるとまで言っているわけです。私はこれは本当に一生懸命知恵を出しながら、専門的な見地から民間のコンサルタントに分析し、ご指導いただくのもそれは必要でしょう。これはもっと真剣に役場内でも専用のプロジェクト、町民も、多くの町民の意見を聞けるような環境づくりをしながら取り組んでいかなければならないと思いますが、その点もう一度お尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は今回の地方創生がそんなにバラ色的に各自治体が発展をするというようなことに対する考え方については、やっぱりもう少し厳しく見る必要があるのではないかというふうに思っております。

そこで私の考え方でありますけれども、この地方創生という画一的な流れが、はたしてこれでいいんだろうかと、やっぱり地方は地方なりに課題を抱えているもの、そしてどういうところが一番大きな問題なのかということもあります。例えば人口ビジョンでまったく問題がないというようなところも実はあるんですね。これは、それは都市圏の西会津町と交流を持っている三郷市などについてはそうであります。黙っていてもどんどんどんどん人口は増え続けていると、しかし反面、それに、その子どもたちや、あるいは保育施設や、そういういったことが追い付いていかない。こういうところも実はあるわけであります。そういう画一的に人口が減るというようなところとか、あるいは経済が落ち込んでいるところというのは、それは一般的にあるかもしれませんけれども、山を中心であったり、そして人もなかなか入ってこられないような、そんな自治体も実はあるわけです。そういうところは、もっともっと道路に関するインフラ整備を進めなければ、地方創生にもっていけないというところもあるはずなんです。そういうところは、そういう特徴的な事業の中に、まずやらなければならぬことは、国はしっかりとこれは予算措置を取ってやっていただく、その上にたって、やはり統一的な地方創生というものをしっかりと見出していかなければ、これは一般的な絵に描いた餅になってしまふんではないかという考え方を持論として持っております。

ですから、そういう画一的なものよりも、西会津町における内容で一番大事なものはいったい何なのかということをしっかりと見据えながら、そして町民の声というものはそういうところから吸い上げていかなければならぬということですので、そんな基本的な視点に立って取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。そこで先日の新聞報道を見ますと、政府は地方自治体から人口

減対策等々の相談を受けるために、地方創生コンシェルジュというのを各県に派遣したということです。県内であれば42名のコンシェルジュが派遣されたということです。これ新聞報道を見ますと、さっそく会津若松市は意見交換をこのコンシェルジュの方とやったという報道がされております。このコンシェルジュの活用方法、活用方法というのは失礼なのかもしれないですけれども、どのようなふうに考えておられますか、その点をお尋ねします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 今回の地方創生にあたりまして、そういうアドバイス、専門的な見地からいろいろなアドバイスをしてくださるコンシェルジュという方につきまして、国のほうから派遣希望というのが昨年ございました。西会津町も1人派遣をしていただきたいということで応募はしているということでございます。それで、この間、新聞報道されたのは、こういった方々の中からというようなことで、こういった方々がコンシェルジュを務めるという形で、詳しい名簿も今回送付されてまいりましたので、そういった中から西会津町も必要とする施策にコンシェルジュの派遣をしていただこうということで取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 一つの必要な政策、対策なんでしょうけれども、コンシェルジュ、これの利活用というのは、大変使いようによっては大変有効になるのかなと。いわゆるこれからいろんなことを作業する中で、やっぱり情報ですね、国だと、いろんな情報をいかに的確に早くつかむかということが、これからは、さっき言った差別化ではないんですが、実際にとっては大変重要になってくるのかなという思いがします。

これは、いわゆる地方に精通した官僚の方が任命されるということですから、十分コンシェルジュの活用を検討していただいて、どうしても今の段階だと、国からやっかいなことを押しつけられたなというような感覚が見え隠れしますので、そんなことではなくて、積極的に、先ほど言いました本町の未来、10年後、30年後、40年後、50年後を見据えた、本当に壮大なプランをこれからつくらなければいけない、それがすべてうまくいくかどうかはわかりませんけれども、本当に本腰を入れてやっていただきたいと思います。

町長その辺をもう一度決意のほどをお尋ねしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 多賀議員とまったく同じ考え方であります。やはりこれだけ西会津町の人口というのは非常に減少しているし、そういうことから、やっぱり地域の経済力をどういうふうに盛り上げて、そして多くの人に西会津町に住んでいただくな、これがいわゆる将来的に西会津町が安定して存在することだというふうに思っております。

そのためには、やっぱり町だけではなくて、議員の皆さん、そして町民の皆さん、まさに西会津町が早くから協働のまちづくりを進めてきたわけでありますので、その協働のまちづくりの精神を第一に掲げて、西会津町の将来展望をしっかりと担っていかなければならぬというふうに思いますので、そうした中からいろいろなアイデアをいただき、ビジョンをつくり、そしてこれから10年、20年先の西会津の展望をしっかり見出していかなければならないというふうに思いますので、今後ともご協力のほどお願い申し上げたいと思

ます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 今定例会では、実のあるご答弁をたくさんいただきました。ぜひそのような形で進めていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 7番、日本共産党の鈴木満子です。3点ほど通告いたしましたので、随時質問いたします。

まず第1点目には、特別支援教育支援員制度と、今、小学校、中学校で支援員の方が入ってお勉強の手伝いをしています。そういうことです。それについて、教育支援制度はどのような目的で取り入れられたのか、これをやっぱり曖昧にすると、これはとんだことになると私は思います。

2番目には、支援員はどのような条件で採用されているのか。また、小中学校で何人くらいいるのか。これは保護者からのいろいろな話し合いの中で、やっぱりどんな人でも採用できるんですかというようなことが出ておりますので、この辺を説明してください。

3番目、支援員制度は、県や町で予算化されております。これは私も予算書を見て、莫大な金額ですね。こういう多額の予算を使って支援員制度をやっているということなので、この辺はやっぱり聞いてみたいなど、こういうふうに思っておりますので、本町はどれくらいの予算を計上していますか。

4番目は、今までの支援の結果、どのような効果、あるいは成果があったのか、これもお聞きしたいなど、保護者はここを十分に聞きたいと、こう申しておりましたので、この辺を説明してください。

大きい2番は、子ども子育て新制度の保育について、先日まとめの報告をしましたが、やはり保護者たちは心配で仕方がないのです。

その1番目は、新制度になって保育所入所の手続は、今までの手續とどう違うか、いわゆる外されるんじゃないかなという、そういうような気持ちがあります。その辺をお聞きいたしたい。

2番目には、障がい児の場合はどのような条件で入所できるのか、これも同じです。

3番目、保護者が育児休暇中はどのような対応になるのか、これは、この辺についてはまとめて私さらっと言ったんですが、やはり保護者は役場からのお言葉を待っているようですので、この辺はこれからが大変だと思います。

4番目は、同居の祖父母及び親族がいる場合どうなるのか、市町村の中には、人口が減少している中ではみんな入れましょうという、そういうような市町村もあります。この辺は本町では考えるべきではないのかなと思いますので、この辺を説明してください。

大きい3番、介護保険制度、国の介護保険制度の中で、報酬の引き下げが2.7パーセントになって、4月からそれを実施するわけですが、民間施設は職員不足で満床になっていない、そういうのがあるんです。本町の施設では影響がないのかどうか説明してください。

2番目、予防給付はどのように見直されているのか、これもお伺いしたい。

3番目、要介護1、2の人が特例として特養に入所できる条件があるわけですが、その

内容についてお伺いいたします。

以上3点、私の質問といたします。よろしく回答をお願いいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 7番、鈴木満子議員のご質問のうち、特別支援教育支援員制度についてお答えいたします。

本町では、肢体不自由な児童生徒や多様化した発達障害などに対応するため、通常学級に在籍し学習障がい、LDなどで特別に支援が必要な児童生徒に対し、支障なく学校生活が送れるよう、できるだけ学習に遅れが出ないよう、平成19年度から特別支援教育支援員を小中学校に配置してきました。特別支援教育支援員の採用には、教員免許を有していることを条件としており、平成26年度は小学校に4名、中学校に5名を配置しており、平成27年度は、小学校は4名、中学校は1名減の4名を配置する予定です。予算については、平成26年度は2,826万7千円であり、平成27年度は2,515万6千円を計上しています。

特別支援教育支援員の配置による効果は、教員と緊密に連携することで、特別に支援が必要な児童生徒一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな指導ができるることにあり、学習障がいの子どもなども個別に指導を受けることで安心感を得ることができ、学習の理解も進んでおります。

今後は、さらに効果が上がるよう、小学校と中学校の連携を深め、小学校の入学時から中学校の卒業時まで継続性ある指導計画を個に応じて作成し、生活面と共に学力面でもさらに成果が得られるよう進めていきますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 7番、鈴木満子議員の、子ども子育て新制度の保育についてのご質問にお答えします。

はじめに、平成27年4月から施行される、子ども・子育て支援新制度での保育所入所手続きについてのご質問ですが、新制度では、町は、保護者からの申請に基づき、それぞれの保育の必要性を決定することになります。そのため、今までの申込用紙に変わり申請書を提出いただくことになりますが、様式が変更になるだけで手続きの方法に変更はありません。

次に、障がい児の入所の条件でありますが、保育を必要とし、通所や集団保育が可能な児童であれば受け入れをしております。ただし、重度な障がいがあり医療的な対応が必要な障がい児等については、その児童にとって、どのような保育環境で保育することが一番良いのかを保護者の方と相談しながら、障がい福祉サービスである療養型障害児入所施設など、専門的な施設を利用していただくこともあります。

次に、保護者が育児休業中の対応についてであります。基本的には、保育の必要性がないと判断されます。ただし、すでに入所している児童の年齢や保育環境、母親の健康状態等により継続して入所が適当であると判断した場合は受け入れをしております。

次に、同居の祖父母や親族等がいる場合の対応でありますが、入所の認定につきましては、子ども・子育て基本法に基づき保育サービスが必要か否かを判断することになり、基本的には児童の父母の状況によって判断します。祖父母等の状況については、定員を超えて入所希望があった場合の減点対象になりますが、本町においては、2歳児以上の児童に

については、全員受け入れる体制をとっておりますのでご理解願います。

次に、介護保険制度についてのご質問にお答えします。

まず、介護職員の不足による町内施設への影響はないかとのご質問ですが、議員がご指摘のとおり、介護施設等における介護職員不足は全国的に深刻な状況であります。会津地方でも、新たに設置された介護保険施設において、職員が十分確保できず、当初計画した入所定員を大幅に減少して開所したという状況も複数聞いております。

このような中で、町内においても昨年9月に開所したグループホーム1施設で、サービス提供体制が整わないことから、現時点において入所者の受入れを見合わせている状況であるとのことです。町といたしましては、こうした状況を踏まえ、国などへ介護職員の確保と人材育成に努めるよう働きかけるとともに、介護職員初任者研修を引き続き実施し、介護人材の養成に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、予防給付の見直しについてであります。平成27年度以降の介護保険制度の改正により、要支援1及び要支援2の認定を受けた方への介護予防サービスのうち、訪問介護と通所介護について、介護保険給付から地域支援事業に移行することになり、各市町村では、それに代わるサービスを、平成29年4月までに構築することが求められています。

本町では移行が猶予される期限より1年早い平成28年4月の実施を目指し、ミニデイサービスの拡充や、シルバー人材センターでの生活支援サービスの実施のほか、サロン活動など、地域での見守り体制の充実を図っていくことにしております。

次に、要介護1及び要介護2の方についての特別養護老人ホームへの特例入所の条件についてのご質問にお答えします。

特例入所の判断にあたっては、透明性と公平性が求められることから、国の基準に基づき県の指針が示されることになっております。正式には今月中に県より通知される予定でありますが、すでに指針の案が示されており、その指針の案によれば、特例入所の要件は、一つとして、認知症である方や、知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、在宅生活が困難な状態である方。2つ目として、家族等による深刻な虐待が疑われることなどにより、心身の安全・安心の確保が困難である方。3つ目としまして、単身世帯や、同居の家族が高齢や病弱等により家族等の支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であり在宅生活が困難な状態にある方などであります。

今後、正式に示される県の指針を踏まえ、各特別養護老人ホームでは、市町村の適切な関与のもと、入所検討委員会で入所の可否を決定していくこととなりますのでご理解願います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 1番の支援員制度について質問いたします。今、支援に入っていらっしゃる先生方は、非常に本気になってあたっております。でも中には、1年間何をやったらしいのかなと、学校のほうから示されないと、そういうような意見が出ておりますので、その辺、教育長どう思いますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 お答えいたします。

この支援員については、2005年に文科省のほうから特別支援教育を推進するための制度のあり方についてという答申がございました。この中にこういうふうに運用については記されております。通常の学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒が、一人とひとりの教育的ニーズに応じて適切な指導や支援を受けるためのものだと。ですから、ここのことろを再度しっかりと確認していただきながら、この目的に沿うように支援をしていただくように、必要があれば改めて私のほうからもお願ひしたいというふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 支援員が5人、4人とこうなっておりますが、障がい児だけではないのではないかなどう私思うんですが、いろんな支援があると思います。いわゆる障がいを持つ児童生徒の支援、それから不登校の受け皿として、保健室まで来たなら、何か話してやりたいと、そういうものもあると思いますね。それから、ここなんです、教科のつまずき、これをチェックする支援も支援員にはあると思います。これをしっかりとやってもらうと、小中連携のことがちゃんとできるようになるのではないかなどう思いますが、いろいろな支援があるので、学校でいろいろと3つの方法、3つの内容について、学校のほうで何とか支援員の方にお願いしたいなということ、いわゆるコミュニケーションですね、それをぜひやってもらいたいなどう思っておりますが、まず事業者と支援者のコミュニケーションです。ただ子守りしてちょうどいいというような状態では、いつまでたってもうまくないと思いますので、それがうまくいっていますかということを学校で聞いてもらいたいと思うんですが、それはどうですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 子どもたち、いろいろなその課題を抱えております。課題を抱えていない子どもは私はいないと思います。ただ、その課題を解決することが自力ができるかどうか、成長のそれぞれの過程で、段階において先生方、あるいは両親、あるいは身近な方に適切な指導を、アドバイスをいただければ、自分で解決できる子ども、その課題をですね、そういう子どもについてはもちろん支援はいらないわけです。私は学校に配置している支援員で、最も大事な役割は何かと、そこを考えてみたときに、支援を受けることによって学校に安心して子どもたちが、まず出てこられる。そういうふうな状況をつくっていただく、これが一番大事なことなんじゃないかなと思います。

そして、安心して学校で生活ができるということを子どもたちが実感できれば、授業にもある程度集中ができるようになるだろうし、ほかの生徒とのコミュニケーションもうまくいくのではないかと。そういう視点で、まず支援員の方には子どもたちをみていただきたい。

それからもう一つ、先ほどご指摘ありましたように、担任の先生とのコミュニケーション、これは非常に大事だと思います。支援員としてはどういう役割があるのかということを常に自覚しながら、あと担任の先生と話を常にしながら、ここの面をどうか支援していただきたいということであれば、そこに重点を置いて支援をいただくようになれば、効果的に配置しております支援員の方にご活躍いただけるのではないかというふうに思っています。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 私、昨日、一昨日でしたか、サポートティーチャーという制度があるということを県でやっているんですね。それがつまずいている子どもたちに放課後3時ころからくるんですよ、行って、1時間半くらい指導して。それずっとその先生はお帰りになると。そういう制度も県で考えてくれているわけですので、この辺を受け入れる気はありませんか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 西会津町では、西会津小学校、中学校で、県でやっているこのサポートティーチャーについては、もうすでに活用させていただいております。小学校では3名の方、中学校では2名の方、学校において活用させていただいております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 それを聞いて、もっとやっぱり教科のほうに力を入れてもらいたいと、今保護者たちは支援の先生が入っているから、当然、学力も付いてくるんだと思っているんですが、結果として、やはり支援とそういうのが違いますので、そのところはご父兄の方はわからないと思います。だから、なんばこんなにいっぱい来ていたって、莫大なこういうふうな予算を使っていても、力にならないのは何だろうと、こういう意見が十分、いつも私聞かれるんですが、その辺ちょっと、この学校側としっかりと話し合ってもらわないと、これが解決しないと思いますが、その辺は事業者と学校の先生方と一生懸命話してもらうようにしていただきたいなと思います。その辺はどうですか。

○議長 内容的には、通告のほうを重点的にお願いします。質問は通告にしたがって、そっちのほうを重点的にお願いします。

7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 次に入ります。子ども子育て新制度のほうに入ります。引き続いて質問いたします。

認定制度というのは、利用制限に使われるのではないかという心配がありますが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定制度についてございますが、利用制限ということではございますが、これにつきましては、保護者、父、母のやっぱり勤務状況によって基本的に認定していくということでありますので、お父さん、お母さんがみられないときには、完全にやっぱり保育所でみるというのが基本でありますので、それに基づいてやりますので、利用制限ということではないというふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 障がい児の場合は、先ほどどうんと説明がありましたけれども、保護者は働いていない場合はどうなりますかという質問です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

保護者が働いていない場合は、障がい児とか、普通の児童とかに関わらず、さっき言いました、その保育の必要性の認定をするものでありますので、障がい児であろうが、それ

は違いはありません。考え方としては、父、母の状態に応じての保育になります。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今、人口が減少していますので、私、議会のほうでも、西会津モデルというふうになるように、いい保育所をつくりたいということを言っていますので、やっぱりその辺を柔軟に保護者に、保護者に心配のないように、これを取り上げてほしいなどこう思いますので、特に年長組などは、保育園ですから幼稚園教育を若干入れますよね。そのようなときには、保護者が育休やっていても、その辺はきちんと入れることができますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたが、保護者が育休中でありますと、その児童の年齢ですとか、保育環境、あるいは母親の健康状態により、入所が適当であれば、当然入所を受け入れるということをありますし、平成29年からつきましては認定こども園ということでございますので、認定こども園につきましては、保育所、それから幼稚園という性質も持っておりますので、育児休業中でも受け入れることは可能でありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 介護保険についてに入ります。国の施策によりまして、閉鎖する法人が急増しているということをあります。うちのほうの民間の施設は、10室ですか、10も空いておりますね。なぜ入れられないのかというと、職員がいないというんです、そこ。職員が不足によって満床にならないんです。入りたい人が3名ほど来ても入れない。そういうような事態が起こっておりますが、その辺についてはどう思いますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほどの答弁の中でもお答えしましたが、昨年9月に開所したグループホームのうち、1施設については、おっしゃったように職員の体制が整わないために、現在まだ開所していないという状況でございます。ただ、法人のほうからの話だと、現在その職員は確保していますが、新しい職員であるために、今、現在研修中であるという状況でありますと、その研修が終わり次第、なるべく早いうちに開所したいというようなことで今、動いておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 うちのほうの特養ホームは、人員としては確保されているんですか。その辺どうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

にしあいづ福祉会で運営をしております特別養護老人ホームさゆりの園、それから老人保健施設憩の森、ともに施設の人員は充足をしているということです。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 そうすると、うちのほうは何も心配ないということですね、内容から言うと。

これはやっぱり西会津の特徴を活かしたものですので、そういうふうに解釈していいですね。いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今現在の状況については、今ほどお話したとおりでございまして、現在のところは影響はございません。ただ、やはり専門職、特にケアマネージャーですとか、そういった資格のある職員につきましては、にしあいづ福祉会、採用の募集をしても、なかなかその新しい職員については、なかなかこう応募がないというような状況もあります。その辺については、福祉会のほうでいろいろ求人をしながら対応しているところでありますが、やはり募集に対して困難は出てきているという状況はありますので、そういった部分では今後、先ほど言いました初任者研修等を通じながら、町のほうとしても支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、鈴木満子君。

○鈴木満子 これは非常に入りたい人がいっぱいいても、実際には空いていなくては入れないという状況から、職員がいなくて、どうしても部屋を開放することができないというふうな、そういうふうな問題が非常に利用する人は暗くなってしまうんです。その辺がこれから課題だと思うのですが、その辺はこれから取り組みの中でしっかりととしてほしいなと思いますし、さらに私、特養とか、デイサービスやる職員さんがまったく西会津は本気になってやっています。本気になってやっています。私も頭下がるくらいにやってますね、仕事は。だから、待遇改善ということがうんと呼ばれますね。この辺をひとつ、待遇改善をきちんとしながら、気持ちよく働いてもらいたいなど、そういうふうに思っています。ほかありませんよ、あんな仕事熱心にやっている人たちは。そういうことで、そういうようなものをひとつ取り上げながら、今後しっかりとやっていただきたいなと要望しまして、質問を終ります。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 皆さん、お願ひいたします。9番、青木照夫でございます。3月の定例会は町の1年間の当初予算を決める大事な議会であります。「心豊かな人を育むまちづくり」「豊かで魅力あるまちづくり」「人と自然にやさしいまちづくり」3つの重点目標を達成するための予算配分がなされたようであります。

その前に、4年前の3月のこの定例議会中に、東日本大震災が発生、未曾有の大惨事に遭遇し、忘れ去ることができないよう思い出されます。今、東電はもちろん、県や国あげての復旧、復興に取り組んでおりますが、まだ先行きが見えない長いトンネルが続いております。奇しくも4年前のその日、そのとき、私が3月議会に提出していた一般質問は、緊急時、災害時を想定した質問を取り上げていました。内容は、災害時におけるガソリン、燃料の確保と、地区集落ががけ崩れや道路崩壊で集落が孤立することを想定し、初動対応としての建設機械の有無などを取り上げた質問でした。まさしく東日本大震災の3.11以降のできごとは、あちらこちらのスタンドには長蛇の列でガソリンを待っていた光景と、家屋の崩壊、道路の寸断で孤立し、建設機械の不足から、自衛隊が駆けつけるまでの状態をテレビに映し出されていたことが、いまだに脳裏に焼き付いております。私の質問の根底

にあったのは、「住んでみたい、行ってみたい町へ」の安心安全な町宣言であり、わが町への取り組みの提案質問がありました。

それでは質問に入ります。「豊かで魅力あるまちづくり」についてお尋ねいたします。町の重点目標として農林業の振興、地域経済の活性化とあります。わが町は広大な面積の中に、実に 87 パーセントが森林に恵まれております。政府の成長戦略に豊富な森林資源の循環利用が打ち出されました。戦後の植林が伐採期を迎える中、中国経済の発展により、木材の買い付けなどで外材が値上がり、国産材が外材よりも 40 パーセント以上も市場では安くなつたことから、国産材の供給が高まり、木材業界は相次ぎ高額な投資をして、大型工場を建設、眠れる資源活用に動きはじめ、持続可能な循環型森林経営が稼働していることが、昨年の 7 月 26 日、日本経済新聞で報じられております。

しかし、こうした背景とは裏腹に、わが町の現状は半世紀以上達した森林が、一部を除きまったく手つかずのままにあります。原因は森林の利用が少ないと、利用すれば伐採や製材加工などに経費がかかり、結局使わない結果となり、加えて山林を所有する人の中には山林の境もわからず、場所もわからない状態であります。先祖の産業を相続しても、放置されたままにあるようあります。

そこで伺います。政府は日本再興戦略の目玉政策として、造林した境界の明確化を推進しているようです。それは間伐をし、境界を定め、作業道をつくり、進めるには数十年の作業を要するといわれております。しかし、豊富な山林を活用することができれば、大きな雇用が生まれ、地域の活性化が期待されます。わが町にとって農業に次ぐ基幹産業に変わる可能性が大であります。地方創生の大きなチャンスでもあります。事業主体が森林組合でありますが、答弁が可能であれば、今後の西会津町の取り組みと現在まで進められた山林の境界の進捗率などをお伺いいたします。

次、この 4 月より開校予定の新築された西会津小学校に、町民から寄附された木材をどのように利用されたのか。また、29 年度を開所とする新たな保育所の建設には多くの木材を使用する計画とお聞きしますが、地元産木材を利用することで、町が掲げている地域経済の活性化につながることが期待されますが、今後の計画、進め方をお伺いいたします。

次に、定住住宅整備費補助金のほか、新築家屋に地元木材を使用する建築業者に補助する考えはありませんか。森林を伐採することによって、造林した方の収益と同時に、間伐することによって環境保全にもつながり、大きなメリットが生まれます。町の取り組みなどをお伺いいたします。

次に、今年度開校の西会津小学校と、今度新たになる役場庁舎の暖房に、木質バイオマスを使用する計画であります。木質バイオマスは経費削減と環境にやさしいとの説明でありますが、当町には木質バイオマス加工施設がないことから、他の工場から依存せざるを得ないようあります。今後、当町のほかの公共施設などにも木質バイオマスの利用が図られるとするならば、地元木材使用の設備が必要と思われます。実現が可能になれば、地産地消としての地域経済の活性化はもちろんのこと、林業の雇用が生まれ、間伐することによって環境保全にもつながります。今後の町の取り組みをお伺いいたします。

次に、定住と交流促進についてお伺いいたします。町の総合計画に、定住と交流の促進とあります。いまや人口減少は避けてとおれません。しかし、豊富な資源と豊かな環境の

中に、活かせる自然がまだ眠っております。それは人と人とのおもてなしの交流と、アイデアと実践力があれば、必ず人口減の抑制につながります。今こそ町民と行政と議会3者が協働で、思い切った政策を立案すれば、地域創生が実現できるものと信じます。

そこで伺います。一つ、地域おこし協力隊は、地域おこしや観光、農林業、3つの分野で活躍されているようです。地方分権が進む中で、自立の道を選択できるこの制度は評価すべきものであります。都会からの若い人の情熱とアイデアと、技術を発揮できることが町のエネルギーになります。本年度4人体制となるようですが、今までの取り組みの内容や成果などをお伺いいたします。また、市町村などでは、地域に欠かせない集落支援員が活躍されております。地域おこし協力隊と連携を図り、成果をあげているところもありますが、当町においての取り組みなどをお伺いいたします。

次に、近年西会津町に関心を寄せ、町外からの若者の交流がみられるようです。隣接の町には、30数件の空き家に家族や夫婦、また若い青年などが移り住んでおります。そこで伺います。新規に定住を希望される方や、また従来から1ターンで住んでいる就労者などに定住していただく手立てとして、住宅の補助など支援を図ることによって定住促進につながると思いますが、いかがでしょうか、町の考えをお伺いいたします。

最後に、空き家が急激に増加しております。身近な町内の中でも、昨年から今までに4軒が空き家になりました。逆に終の住家を求めようとしても、さまざまな難題が生じて、住むにいたらない状態にあります。定住希望者にとっては身近な大きな問題であります。空き家バンクがスタートしておりますが、土地に関わる問題やトラブルを回避するためには専門家が必要であります。今まで申し込まれた件数と定住された成果などを伺いまして、私の一般質問といたします。

○議長 暫時休議します。(11時42分)

○議長 再開します。(13時00分)

平成23年3月11日に発生した東日本大震災から4年が経ちました。発生時刻の午後2時46分に犠牲者のご冥福を祈り、謹んで黙とうを捧げたいと思います。その時刻が本会議中の際は、暫時休議しますのでご了承願います。

農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 9番、青木照夫議員の豊かで魅力あるまちづくりについてのご質問のうち、森林の境界明確化と地元産木材の補助についてのご質問にお答えいたします。

はじめに森林の境界明確化についてですが、この事業は国の補助事業で、森林の境界が不明であるために間伐等が進まない森林を対象に、境界を明らかにすることで森林全体の活用を図っていく事業です。対象となる森林は、森林経営計画を策定している地区の人工林が該当になります。平成21年度より西会津町森林組合が事業主体となって事業を実施しており、本年度までに25集落で919ヘクタールの事業が完了しております。進捗率は町全体では27パーセントとなっています。

次に、新築家屋に対する地元産木材使用の補助についての質問でありますが、現在、福島県等で実施している補助制度は、木造住宅の新築や改築の際に、地元産木材を一定量使うなどの条件を満たした場合、建築主に対しポイントや建築費の一部を補助するなどの内容であります。

現在、町内で建築される住宅で使用される木材は、ほとんどが県外産であり、従来の大工さん自らが材を刻んで建築する場合と違って、地元産材の割合は非常に少ない状況であるとのことであります。地元産材の活用は、林家所得の向上と森林の活用を図るためにも有効的な取り組みであると考えられます。今後は関係課等と検討を進めてまいりたいと思いますのでご理解願います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 9番、青木照夫議員の豊かで魅力あるまちづくりの質問のうち、西会津小と新たに整備する保育施設への地元産材活用、木質バイオマス燃料に関するご質問にお答えいたします。

はじめに、新西会津小学校校舎への地元産材活用についてであります。西会津小学校建築工事にあたっては、12人の町民の方から杉材のご寄附をいただいたところであります。森林環境交付金を活用しまして、伐採・製材・加工を行い製品化したうえで、現場搬入したところあります。これらは、教室や廊下の内装材として720平米を活用させていただきました。そのほかに、雪囲い用落とし板ということで14.4立米を活用したところでございます。おかげさまを持ちまして、木のぬくもりを感じることのできる校舎整備が図られたところでございます。

次に、町保育施設への木材使用の計画についてお答えします。新たな保育所施設整備については、西会津町保育施設整備等審議会で審議いただき事業を推進しております。審議会からは、木のぬくもりを重視した、温かみのある施設を整備すべきとの答申が出されておりますことから、木造を主体とした建物で検討しており、地元産木材の使用も検討していきたいと考えております。

次に、西会津小学校や新町役場庁舎で使用するバイオマス燃料についてでございますが、議員が申されたとおり、地域の森林資源を原料とし、地域で燃料を生産し、地域で活用することが、町の目標であり、現在町が進めている木質エネルギー地産地消計画であると考えています。バイオマス燃料生産施設を整備のためには、4億円程度の整備費用が必要となります。また、生産施設を健全に運営していくためには、安定的な燃料の供給先の確保も必要になりますことから、適正な時期をみながら施設整備の計画を立てまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 9番、青木照夫議員の定住促進についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊についてでありますが、今年度は地域おこし、農林業、観光分野への支援にそれぞれ1名ずつ配置したところであります。

活動内容でありますが、農林業分野では、農林振興課に配置し、町特産品の開発や町主催のこゆりちゃん食の楽校での指導、さらに町内の加工グループや団体等に対し、加工品開発の技術的な指導や支援を行っております。

観光分野では、観光交流協会に配置し、新たな事業活動への業務支援やグリーンツーリズム事業の推進などの支援を行っております。

地域おこし分野では、国際芸術村を拠点とし、集落や地域団体が実施するイベント活動などへの支援や芸術活動を通したイベントの企画立案などを行っております。

成果としましては、各隊員が積極的に地域に溶け込み、集落や団体のイベント活動に関わり、町内外からの誘客を図るなど、地域の活性化や交流人口の拡大に努め、また、それぞれの活動が評価され、テレビや新聞等で紹介されるなど、町のPRや情報発信に寄与しているものと考えております。また、集落支援員については、協力隊員が地域で活動する際の住民とのパイプ役として連絡、調整を行ったり、イベントにおいても相互に連携、協力しながら、地域への支援を行っております。

次に、若者定住に向けての住宅の補助や支援策についてであります、現在、町では友好都市との交流やグリーンツーリズムの推進、さらに若者プロジェクトや国際芸術村における活動などを通じて、交流人口の拡大に努めるとともに、若者の定住促進を図っているところであります。

おただしの住宅補助などによる支援策の推進によって、定住促進が期待されることがあります、町では、平成25年度から町外からの移住を促進するとともに、町外への人口流出を防ぐため、定住促進助成事業を実施しており、若者や移住者に対して、住宅の新築や中古住宅の購入、増改築をする場合に補助金を交付しております。新年度におきましても、継続して本事業を実施するとともに、新たに空き家バンクに登録されている物件の購入や改修、清掃に対し、費用の一部を助成することとし、移住、定住のさらなる促進を図ってまいりたいと考えております。

次に、空き家バンク事業についてでありますが、これまでホームページやチラシの配布、空き家所有者へのダイレクトメールなどにより、周知を図ってまいりましたが、登録物件は現在のところ1件であり、売買等取引にはいたっておりません。これまで数件の問合せ等がありましたが、相続の問題や家族間での話し合いが進まないことなどにより、登録までには至っていない状況にあります。

こうしたことから、新年度におきましては、地方創生事業を活用して、定住、移住総合支援センターを設置し、空き家調査や所有者への制度周知、空き家バンクへの登録、移住、定住希望者へのマッチング作業などを進め、空き家の有効活用を図っていくこととしておりますので、ご理解願います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは再質問させていただきます。順次項目にしたがって質問いたします。

まずははじめに、豊かで魅力あるまちづくりについて、農林課長からご答弁いただきました。想像以上の、私の考えでは、進捗率がいっているのかなと理解いたしました。25集落で27パーセントということですが、それに対して集落の地名、どこでやられたかを、もしお答えできれば伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

境界明確化事業の実施でありますが、27パーセントの進捗率は、人工林に対する進捗率になります。人工林そのものは町内森林86パーセントの、約17パーセントが人工林となっております。それで、実施集落であります、全地区におよんでおりまして、尾野本、それから野沢、すべての地区でありますが、25、これまで全部言うのはあれなんですかね、黒沢、長桜、泥浮山、程窪、縄沢等はじめ25集落になっていきます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今うかがったところでは、尾野本、野沢地区が進められたのかなと判断します。私の取り上げた内容としては、とにかく政府の成長戦略として、豊富な森林資源の巡回利用とあるわけですので、今、西会津町は見渡す限り、四方八方、本当に山林であります。87パーセントとか、86パーセントとありますが、やはりこれからは、せっかくのそれだけの森林を活用する、またその時代だと思います。政府もそのことを目に付けて、やってくださいよと、地方で頑張ってくださいよということの判断だろうと思います。

その中で、じゃあ実際どうしたら実現できるのか、手を付けられるのかということですが、やはり境、境界というか、森林の境、どうするかということだろうと思います。4、5日前、テレビでも放映されていたようですが、間伐、また作業道とか、そういうものを進めていくには10数年かかるということを放映されておりますが、今、西会津町で本当に戦略的に物事をとらえたとしたならば、私はこれからはその視点を、この森林に対する度合いを大きな目でとらえていくことが重要であると思いますが、これからのはりとらえ方、そういうものに対しての、町としてのお考えがあれば伺いたいと思います。いかがですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

国が林業再生プラン、森林林業再生プランということで森林の整備、それから利活用を進める根底になっていきますのは、2009年当時、国内の木材自給率は27パーセントということで、その現状を踏まえまして、2020年までには50パーセントの自給率に高めるために各種政策を展開しております。町でも、その方針に沿いまして事業を展開しているわけですが、その根底になるのは、やっぱり今やっています境界の明確化、きちんとそういう森林を把握をして、その所有者が今後その森林をどう活用していくか、その同意を得た上で森林組合が森林経営計画を立てて、森林の活用を図っていく。やっぱりこの基本の流れをしっかりとらえながら、現状を見極めた上で、その後の活用を考えていかなければならぬのかなというふうに感じています。

それで今回、町のほうで企画のほうで、西会津町木質エネルギー地産地消計画というのを立てましたので、その中では町の森林の現状だったり、活用だったり、合わせて保全だったりということが克明に記されておりますので、その計画に沿って今後は森林の保全、それから活用を図っていくべきだというふうに考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 私は、農林業に対してはまったくの素人であります。しかし、ある一部の町民の方にも、こういう森林を活かす方法はないのかという方、関心を持っていらっしゃる方がおられます。私もそういう内容につきましては、今言ったように、勉強不足なところであります、しかし、この森林を活用する、やはり木材をするには、境がないと売れません。そういうことありますから、明確化をやはり進めていくということだろうと思います。

今、課長が答弁されたように、これから今後進めていくということではありますが、この森林資源の循環活用ということであれば、雇用が、今、企業誘致といろいろ言われております。

ますが、この森林循環利用ということとなると、一つの企業の5倍から8倍が雇用されるといわれております。伐採から運ぶことや、製材から加工から、また最終的には、今、小学校、また庁舎にペレットという、そういう最終的なことまでのことを考えると、今言ったような5倍から8倍の人数が必要とされているということあります。このことに対しては、ぜひとも前向きで取り組む、そういう決意を町長のほうから、その姿勢はどうであるかをちょっと伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま課長が答弁いたしましたように、議員もご指摘されました、森林の持つ多面的な要素というのは、これはいろいろございます。まずなんと言っても、この環境を守る、そしてこの災害から守ることができる。さらにはそれを活用した地域振興にもできるということで、こうした多面的な要素をもっと見直していくということは大事だらうというふうに思います。

今、議員がこれから的一番大切な境の問題ですが、町では、かねてからこうした取り組みを行っておりまして、例えばこれに必要なG P S、これを森林組合に現在貸し出しまして、町が所有して森林組合のほうに委託をしているわけでありますが、それを使いながら、その伐採や、あるいは利活用の場合に、しっかりとその境界を調べるということで現在活用しているところであります。しかしながら、現在、おっしゃるとおり所有者が自らのところもわからないという課題もあるそうであります。そういったことも含めながら、町として森林組合と連携しながら、できる限り協力していくべきところについては協力をていきたいというふうに思います。

それからもう一つ、やっぱりかつて戦前、戦後にわたって森林の増産計画がございまして、公社造林ということで、今までずっとその作業にあたってきたわけであります。その森林の増産をしてきた、その年齢が、現在伐期を控えているということありますけれども、なかなかその使用目的に沿って、実際にその伐期に対する対応ができないことがあります。そうしたことから、町としても今後、この木材の利活用というのは、まさにエネルギーだけではなくて、バイオ、新たなこれから木質に対する理解、さらには取り組みというものを今次計画の中で策定をしながら、順次できるものからこれを実現していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただき、また、しっかりと対応してまいりたいと思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 順次対応していくことありますが、私は読み原稿でも申し上げましたが、今、西会津町は基幹産業は農業であります。しかし、このとらえ方によつては、農業に次ぐ基幹産業になり得る可能性があると私は思いますので、いろんな作業の、いろんなそういう進め方もあるうかと思いますが、今、話が逸れますが、私も30数年前、山に、あちらこちらの山に縄を担いで、杉おつたてというんですか、それを4、5年やっていました。しかし今、振り返ってみると、どこの山か、どこの境か、どこにあるのか、まったく自分でわかりません。そういう中での作業でありますので、相当な苦労と仕分けがあろうかと思います。しかし、それに取り組まなければ木材は利用されません。利用できません。ということありますので、これは真正面に向かって、さつき言ったように早急に取

り組んで、私は進むべきであろうかと思います。

それで、それはなぜそういうことになるかというと、今国産材が、もう外材よりも安くなったと、中国の経済発展により、その木材が買い占められて、日本の木材が供給が間に合わないというような状態であります。それは東北である、わが町である、そういうことに対して、まだまだ現実はそこまでは利用するまでのことにはいかないかもわかりませんが、そういうことにとにかく早急に腰を上げて、これがやはり地方創生につながると、私はそう思っております。その点、もう一度その覚悟、町長にもう一度伺ってみたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 非常に森林に対する熱意をうかがいました。しっかりと、議員のおっしゃるとおり対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 次、今度、小学校、また新たな庁舎には、燃料として木質バイオマスが使用されるということであります。同僚議員もそういう中での一部の共通するものが、重複するものがあろうかと思いますが、私の考えとしては、その経済効果もありますが、それを使用することによって、やはり環境保全につながるということであれば、将来的には他村、隣接の町から依存してまかなうよりも、将来的にはやはり、そういうものが望ましいと、4億円を今かかるそうですが、その点の将来に対する積極的な取り組みというか、バイオマスに対しての取り組みとかというものをお聞かせいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 バイオマス燃料の関係の質問にお答えいたします。

町は将来的にはというようなことでございますが、将来的には、先ほども申し上げましたように、地元で原料を仕入れて、地元で製造をして、地元で燃料を消費すると、それが町で考えているエネルギーの地産地消計画ということでございまして、そういう形にしていければというふうに考えています。そのためには、ある程度供給先を確保する必要があるということでございまして、まずは公共施設からということで、今、3つの施設について計画に上がったところでございます。

また、この計画書を策定したわけですが、そのあとにつきましても、新たにつくる施設、さらにはボイラーの更新時期が迫っている施設があります。そういうものから順次木質燃料のボイラーに交換していくというようなことをすることによって、地元で生産しても十分採算が取れるような形になってくるのかなというふうに考えておりまして、そんなことで町の計画は進めていきたいということあります。

将来的には何らかの形で施設整備を図りたいということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 将来的には何らかの形というご答弁でありますが、私は、これも前言った質問とやっぱり同じ内容なのかなと思います。それは、やはり昨日の町長の答弁でも、需要と供給のバランスが今の段階では取れないというような内容の答弁であったかと思います。私もそう思います。つくれ、やってもらいたいというだけでは、やはり需要がなければ当然成り立たないわけであります。しかし、今後のことを考えたら、やはり熱量としては、

さゆり公園、ロータスイン、また中学校、このことをとらえてみると、これから供給と需要が私は十分でバランスが取れるのではないかと思われます。このことの判断からみれば、私は一番最初の質問でしたように、お金が確かにかかるかもしれません。4億円かかるかもしれません。しかし、他県では木材を加工するのに15億円、50億円を、高額な投資をしてやっているところもあります。北海道のある一部の3,500人の町では、高額な投資をして自立心を持って頑張っているということも報道されております。そういう中でありますので、当面、準備をしてからというのではなくて、やはりこれからももうそういう姿勢がなければ、だんだんだんだん遅れるのではないかと、今からそういう姿勢が必要ではないかと思いますが、課長、いかがですか、その点。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

今回の計画策定の段階でも、単に燃料生産だけだと厳しいというようなこともちょっとあるわけですが、キノコ生産農家、キノコを生産している方々がいっぱいいると、そこにおが粉の需要があると、そういうことも複合的に考えれば、いい方向に向かうのではないかというような提案もございました。そういうこと。さらには民間の、最近取り組みも結構活発になっておりますので、民間資本の活用なんかも十分考えながら、この西会津町にそういう施設を誘致するというようなことも含めて検討していきたいと考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 これは、民間といえば、今森林組合がそういう形で受け入れ、また積極的な対応をしていただくということが理想であるかと思います。今すぐということの私の言いたいことでしたが、やはり近い将来は、そういう形で、町で取り組んでいただきたいということあります。

質問、変わります。小学校に、新しく小学校に木材が寄附をされて、今完成されたということでございます。ご答弁の中にもありました、使用された材料は、板材とか、そういうきれいなところに、目に付くようなところのようですが、寄附された方12人といわれておりますが、その中にはすべて、すべて使用されたのかと、冬囲いに使われたとか、申されました、どういう内容でどういう材料が、判定基準というか、使われたのか、細かいこともしあれでしたら教えてください。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 地元産材の活用についてのご質問にお答えします。

今回、最終的には12の方から寄附をいただいたと、その前、申込みはもっと、かなり数が、この倍くらいの数があったわけです。それで、森林組合と寄附申出があった森林を全部調査をして、その段階で、この木については雷が入っているとか、ちょっと伐採するのに他の人に迷惑がかかるとかというような形で、ちょっと条件の悪いところはお断りといいますか、丁寧にお断りをさせていただきまして、最終的に12人分の杉材を活用させていただいたということあります。

その中で、それを全部製材所に運んだわけですが、その段階でも、また製材の段階で、これはやっぱり切ってみたら活用できないというのもかなり出てまいりました。

そういうものはちょっと別な形で活用させていただいた。それから、今回、内装材ということで、全部板材にしまして、乾燥して、あとすぐ現場で釘止めして使えるような形に加工したわけですが、乾燥してみると、節が抜けてしまうというようなこともかなり出来まして、そういう部分は、一部はねさせていただいたと。さらには節の多い材料につきましては、そういう内装材にはできないというやつがかなりありました。それにつきましては、先ほど申し上げましたように、周囲に雪囲い用の落し板が付けられております。それはちょっと厚みがありますことから、それは乾燥もさせませんので、使えるということで、今、辺りに囲いに使っています雪囲い用の落し板につきましては、全量地元産材確保したことあります。それはあまり状況のよくなかった部分を活用して落し板にしたというようなことで、選別をしながら、今回、内装材については 720 平米分使わせていただいたということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 寄附された材料の使い道を教えていただきました。これから保育所に対する木材使用と、多く使われるということありますが、29年開所となっております。であるとするならば、私も先ほど言ったように素人の判断であります。今から木を伐採して、準備して、乾燥させて、製材して加工となると、今から準備が必要なのではないかと思いますが、その点の進行計画はどうになっていらっしゃいますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 保育所建築についてのご質問ですので、私のほうからお答えしますが、現在、新しい保育施設につきましては、先日の全員協議会でお話しましたように、基本設計業者の選定がやっと終了した段階であります。まだ基本設計もこれから取りかかるという部分がございまして、まだそういった、どういったものを、木材も当然使うような設計にはなってくると思いますが、まだそういった基本設計もできていない状況であるということで、まだその木材の確保とか、そういったところまではまだいっていない状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今言ったように、私はそういう判断基準はわかりません。しかし、そういう期間的なこと、スパン的なことを考えると、今からでももうやらないと、でもその計画が進んでいないと、中身がわからないと、木材は使うことになっているけれども、わからないと。最終的には図面できました、使うものはよそでありますというようなことであっては、せっかくの木材が、地元の木材が活かされるのかと心配しますが、その点はいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずこれからふんだんな木材を使用するという基本的な考え方を設計業者に条件として申し上げたいというふうに思います。その場合に、どういう地元産材を、どこにどう活用するのかということになりますと、まず自然乾燥であれば、議員がおっしゃるとおり、1年、2年、3年と自然に乾燥し、柱材や、あるいはその他けた材に使うことが可能だというふうに思います。しかし、これから設計業者がそういう内容はどこにどういう木を配置をして、太さはどうなるかということになりますと、なかなか地元産材の木がそれ

に合致したようなものではないということであれば、やっぱり今回使用したように、いわゆる板材として内部に使用するということになる場合は、現在、これは工場に搬入をして、そしてそれを自然乾燥ではなくて、機械乾燥ですとありますから、その時点では十分対応できるというふうに思っております。

ですから、その用途、目的によって、その乾燥の仕方なり、あるいはいつ木を切るか、使用するかということは変わってまいりますので、十分それらについては今後、設計業者と相談をしながら対応をしていきたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 ということは、やはり私の心配していることは、最終的には地元木材が使われない可能性があるという、私は受けます。小学校が建設されるときは寄附をいただきたいということで、今、課長が答弁されたように、いろんなところで板材として使われたと。私はやはり、40年、50年、半世紀にわたって植林し、そして育林していた木材が、寄附よりも、やはり地元から1万円でもいい、その下の値段でもいい、お金を出して買ってあげるということであれば、私はもっともっとそういう方たちの喜び、育ててよかったなというような気持ちがあるものですから、そういう計画的なことを考えると、やはり最終的には、集成材じゃないと使われないと、そういうことになっては、地元の材料が使用されるのが少なくなるのではないかとの心配です。もう一度その点は、ちょっと伺いたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 いずれにしても、今後、設計がまだ、どういう形で、どういうところにどういう木材をどういう内容のことであるのかというのは、まったく今わからない、白紙の状態でありますし、設計業者がそこまでまだやっていないわけあります。今後、地元産材が、やはり広く大きく活用できるような内容の方法にも、いわゆる設計業者と話し合いながら、できる限り西会津町の木材を使っていただけるよう、そんな要望などについても申し入れをしていきたいというふうに思います。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 今、町長そういうことを言われましたが、保育所がどこに決まるという決定はもう昨年であります。それはわれわれも承認したことあります。それからみて、まだ設計ができない、まだ使用する内容がわからないということでは、おっとっとということになるのではないかと思います。それはそれとして、一抹の不安がありますので、ぜひ前向きに、早急に取り組んでいただきたいと思います。

質問、変わります。地域おこし協力隊と集落支援員についてお尋ねします。地域おこし協力隊は4人体制で今年はやられると、大変いいことだと思います。その中の集落支援員、現在2人です。私は全国の集落支援員を調べてみると、3,764人の中で、やっておりますので、西会津町にしては、2人では私は少ないのかなと。またそれに対して、今までの地域おこし協力隊と集落支援員がマッチ、組んで成功しているところもあります。その点のお答えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 地域おこし協力隊と支援員というのは、これは連携はできますけれども、まったく

く立場上違う内容となっておりまして、それぞれの目的に応じて配置をしておりますことから、今後、いろんな地域においては話し合いなり、連携なども含めながら取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 皆さん、こんにちは。10番、荒海清隆でございます。私は今期の議会に2点ほど質問をさせていただきたいと思います。

まずははじめに、西会津町、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてをお尋ねいたします。皆さんご承知のように、政府は昨年の暮れに、まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。町長も提案理由の説明の中で、また全員協議会の中でも述べられておりますように、この戦略では、地方での安定した雇用を創出し、地方への人の流れをつくり、若い世代の結婚から子育ての希望までを実現させることを基本的な目標としているようです。それゆえ、各市町村では、地方版総合戦略の策定をするというのが国の方針であります。また、この地方版総合戦略の早期実施を推進するため、26年度の補正予算において交付金を計上し、本町には総額5,250万円交付されたということでございます。

今回の一般質問では、同僚議員からも地方創生についての質問が多々ありましたので、私なりの視点から質問をさせていただきます。

私の質問項目といたしましては、西会津町、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方法はどのように考えているのか。

また、いつまで策定し、公表するのか、そのプロセスはどのようなものか。

3番目に、他町村との競争、競合になると思うが、わが町独自のアイデア、秘策はあるのかお伺いをいたします。

また、まちとは行政、ひととは人材の教育、しごととは経済と考えれば、今、町、議会、行政の3者が英知を出し合って策定すべきだと思いますが、どうでしょうか。

提案でございますが、小学校エリアか、さゆり公園エリアに限ってのバイオマス発電と給湯等の策定は考えられないのかをお伺いいたします。

以上、5項目についてお伺いをいたします。

次に、保育施設整備事業についてお伺いをいたします。すでに基本設計業務の委託候補者が選定されました。その内容の公表はいつか、お伺いをいたします。

保育施設は木材を使用することで、子どもの心身の発達による効果があると聞いております。地元産の木材を使った施設をつくる考えはあるかどうかお伺いいたします。

以上、私の一般質問としますので、よろしくお願ひいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 10番、荒海清隆議員のご質問のうち、まち・ひと・しごと総合戦略についてのご質問にお答えいたします。

まず総合戦略の策定方法につきましては、役場庁内に政策調整会議の下部組織としまして、西会津まち・ひと・しごと創生総合戦略策定部会を設置しまして検討するほか、町民の皆さんのご意見をお聞きするため、西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定町民会議を設置して策定作業を進め、また広く町民の皆さんからもアイデアや提案も募集しながら策定してまいりたいと考えております。

策定時期につきましては、国から平成27年度中に策定するように求められていますことから、総合戦略策定町民会議での素案の検討、議会や総合政策審議会での中間報告を行ながら進め、さらにパブリックコメントなどを行い最終的な成案をまとめて、平成27年度中に公表してまいりたいと考えております。

次に、町独自のアイデアや秘策はとのご質問であります、総合戦略に盛り込む施策についてはこれから検討してまいりますが、町がこれまで重点的に取り組んでまいりました少子化対策や、ミネラル栽培などの農業振興の取り組み、また観光振興や交流・定住人口の拡大のための取り組み等を基本としまして、町民の皆さんからのアイデアや提案も募集し策定してまいりたいと考えております。

次に、総合戦略は町民・議会・行政の3者が英知を出し合って策定すべきとのご質問にお答えします。議員ご指摘のとおり、この総合戦略の策定にあたっては、町民・議会・行政が認識を共有し、3者が一体となって取り組むことが重要であると考えております。策定作業の節目において説明し、議員の皆さまのご意見も伺いながら、策定作業をすすめていきたいと考えております。

次に、小学校エリアかさゆり公園エリアへのバイオマス発電と給湯等の策定についてのご質問にお答えします。地方創生の実施にあたっては、国から財政支援を受けながら事業を実施していくことになりますが、国では、公共施設等の整備、いわゆるハード事業につきましては、原則として助成対象外としているところでありますと、ご質問のありましたバイオマス発電施設の整備等は総合戦略の実施事業として位置付けることは難しいというふうに考えております。

ご質問のありましたバイオマス発電施設等につきましては、これからのエネルギー政策の中で検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10番、荒海清隆議員の保育施設整備事業についてのご質問にお答えします。

保育施設整備事業につきましては、町長が提案理由の説明の中で申し上げましたとおり、西会津町保育施設整備等審議会より、新たなる保育施設整備の基本方針が町に答申されたことから、町ではこの基本方針に基づき、認定こども園の設置場所を新西会津小学校の隣接地である尾野本字新森野地区に決定し、よりよい子育て環境の整備に向けて鋭意進めていくこととしております。

ご質問の、基本設計業務の委託候補者選定につきましては、公募型プロポーザル方式により実施いたしました。選考委員には、委員長として会津大学短期大学部の時野谷学部長を、副委員長には同大学の柴崎准教授をお願いし、保育施設整備等審議会の会長と副会長、保育所の職員と保護者の代表、町からは、町長、教育長、総務課長が委員として加わり、9名の委員により選考しました。

1月8日から2月9日にかけて参加者を募集したところ、6者から技術提案書の提出があり、2月18日に第1次審査会を開催し、提案のあった6者の技術提案書等を審査し、第2次審査におけるヒアリングを求める3者を選定いたしました。

3月3日の第2次審査会では、3者からのプレゼンテーションを受けヒアリングを行い、

選考委員の投票の結果、基本設計委託候補者として白河市にある有限会社辺見美津男設計室を選定し、3月4日に町ホームページで公表したところであります。

次に、保育施設に地元産の木材を使って施設をつくる考えはないかとのご質問にお答えします。

新たな保育施設整備につきましては、西会津町保育施設整備等審議会から答申された新たなる保育施設整備の基本指針を基本に整備してまいります。その中に、木のぬくもりを重視した、温かみのある施設とあることから、町としましても、木材をふんだんに使った建物にしたいと考えております。また、地元産材の利用につきましても、中学校、小学校の建築の際にも活用しており、保育施設の建築の際にも十分に配慮してまいりうる考え方でありますのでご理解願います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 それでは、順番に沿って再質問をさせていただきたいと思います。

この政府の、まち、ひと、しごと創生総合戦略の内容であります。地方の人口ビジョンと、それから地方版総合戦略の二つに分かれているわけなんですが、先ほど町長が申しておられましたが、あまりにも画一的ではないかというようなことがあります。私もちょっとこの政府の人口ビジョンというんですか、これに対してはちょっと違和感を持っております。当然、わが本町みたいに、人口が減る、過疎化していくという地方においては、いまさら人口どうのこうのというのではなくて、まずやっぱりやるべきことは、ハードというんですが、事業というんですか、どうして、どのようにしたら人口が増えるのか、それにつきると思うんですが、町長、その辺については私の考え方と一緒になんですが、もう一度その決意というんですか、お伺いをいたしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回の地方創生がすべてにわたって画一的に、これとこれとこれをやりなさいと、そしてそのあげなさいと、それは平成27年度に策定をしなさいということの条件が相当付けられて、実はあります。そこで、今日の何の新聞でしたか、地方創生の大臣が、いわゆる1年でできないものが10年かかるてもできるものではないと、ですから1年であげるということはそんなに難しいものではないということと、そういうことを今日の新聞等で書かれているわけであります。

しかし、議員おっしゃるとおり、私はやっぱりその地方には地方特有の大きな課題があり、そして何よりも、そこには町民が異口同音に、これをやっぱりやってもらわなければ、この町が本当にこれから将来的にわれわれの住む、その基本的なところについて要望しているんだから、ぜひそれだけはやってほしいということが必ずあるはずなんであります。

ですから、画一的に地方創生の中で、ハードはだめだとか、あるいは建物はだめですとか、そういうことをこの順次繰り返しておっしゃれば、やっぱりやってくることが、当然どの町村でも同じようなものが出てくるんじゃないのかなというふうに危惧するところであります。そういったことが、今度の地方創生の中で、まさにそういうどこの町村も同じような案が出てきた場合に、その差別化というのはいったいどうなのがということが懸念をされるわけであります。

ですから当然、その町特有の課題とか、あるいはどうしても整備しなければならないハ

ードな事業というものについても、十分この地方創生の中で組み入れていくべきではないのかなというふうには私自身は思っているところであります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私もそういう意味を込めまして、木質バイオマスによる地方創生ですか、こういう考え方を出しましたが、こういうソフト面に限り、ハード面はやらないんだよというような、地方創生の考え方でありますので、今回は一番最後の案ですか、質問は、これをして仕方がないと思いますので、このことに対しては、また別な機会に一般質問をさせていただきたいと思います。

それでは、他町村との私は競合、競争になると思います。それで、やっぱり1年という短い期間に何をやる、これをやるということ、確かに難しいとは思いますが、わが町では、やっぱり第1次産業をベースにしたやり方が必要ではないかなというふうには思いますが、どのように町ではお考えですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 そのとおりだと思います。私も8番、多賀議員にもお答えいたしましたように、今回のこの地方創生の基本的な取り組みという中で、やはり考えていかなければならないのは、ないものをそこに組み入れても、何らこれは効果も上がらないし、また検証もできないということあります。そこで活力をどう生み出すかということからの視点でありますと、まず西会津町における資源、資源というのは第1次産業の農業であり、あるいは米づくりでもあるわけあります。あるいはキノコであったりするわけであります、今、第1次産業における西会津町の、これもポイントを絞って取り組んでいますが、まず米である。それからミネラル野菜であり、そしてキノコ生産と、こういったところに視点を絞りながら、この地域力というものを、あるいは資源力というものをふんだんに活用していくことが必要である。

そこには、ただ第1次産業だけではなくて、西会津町の文化であったり、あるいは古くから伝わる靈地観光であったり、こういったことから、やっぱり地域の資源というものをもっと見直していこうと、そしてそれをやっぱり活用していくんだと。それから、地域力というのは、まさに地域に住む人たちの知恵とか、あるいは力というものがあるはずであります、そこにはその地域性特有いろいろな文化、あるいは史財、こういったことがたくさんふんだんに私はあるのではないかと。そして何よりも、携わるこの人材力、やっぱりこういった人々は連携しながら、そしてサイクルをもって流れをつくる。こういう取り組みが今の地域創生の中での基本的な戦略として、ぜひ取り組んでみたいというふうには思っているところであります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私もそのように思ってはおります。ただ、私も考えていることは、まちといえば行政、それからひとは人材の教育だと、あと、しごとは経済だと思います。経済というのは、やっぱりよくなることによってその波及効果は大きいと思います。そのためにも、やっぱり経済をよくしていく、そのことが必要だと、一番大切だと考えております。それで、協働のまちづくり、先ほど町長も言われましたが、これが一番大切じゃないかなというふうに思っておりますが、今、協働のまちづくり、本当にできているんだろうかという

ふうに、私は甚だ疑問に思っておりますが、行政に携わる皆さんとしては、どのようにお考えなんでしょうか、お伺いいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 町では、協働のまちづくりというようなことで進めているということをございますが、確かに近頃の状況をみてみると、さまざまな審議会なり、そういったものに公募した際であったり、それから町が主催する町民懇談会であったりと、そういった参加者の状況などをみてみると、かなり一時期のまちづくり基本条例ができたころの情熱と言いますか、熱意というのは少し薄らいでいるのかなというふうには感じているところであります。今後とも、協働のまちづくりをしっかりと推進していく必要があります。この地方創生もしっかりと対応していくためには、協働のまちづくりという形で、すべての町民の皆さんにも参加していただいて、知恵を絞っていく必要があるというふうに考えておりますので、引き続き呼びかけといいますか、協働のまちづくりの推進につきましては、今後積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私もそのことを言いたいと思っておりました。審議会、ご答弁にもあります、すべてのご答弁に、何々審議会で答申を受けましてとあります。はたしてその審議会の人たち、議論をされたと思います。あとは公募をしたとかいろいろあるんですが、町の行政懇談会ですか、そういうところの出席率も少ない。その中でこういうふうに決まりましたというようなことでは、本当に今後、協働のまちづくり何かはできないんじゃないかなと思っております。

私は考えているんですが、この総合戦略、単なる計画ではありません。戦略であります。戦いであります。われわれ本町が生き延びていく、活性化していくための戦略ですから、これは必ずやりとげなければならない、そういうふうに考えておりますので、その戦略という言葉を使ってあるわけですから、もっと厳しい考え方で、この地方創生に向かっていかなければ、わが町はそれこそ何もできないで終わってしまうんじゃないかなというふうに考えておりますが、町長、その辺の決意はどうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに協働のまちづくりを本当の意味で、やっぱりこれが評価検証されながら、これが目的達成されるということは大事なことです。そのために、私は一番大事なのは、町、議会、あるいは町民の皆さんが、それぞれ意識を持って取り組むということだと思います。この意識がないとなかなか、やはり参加するにしても、さらに意見をするにしても、ただ単に人を集めただけの形に終わってしまうということになってしまふわけですから、また、こういった意識の取り組みというのは、それぞれの分野でそれがお互いにそれを、やっぱり取り組む姿勢をしっかりと持っていくことが必要だろうというふうには思っております。

今後そうした意識に対する取り組みをしっかりともって、総合戦略、こういったことをこの1年間の中で通しながら、町民の皆さんが、やはり自分たちの意見も十分反映されないと、あるいはこういったことで5年間の中で、何かしら西会津町にいろんな経済の活性化、あるいは人口の明るさを見出すことができる。こういうことを戦略的に考えていかな

ければというふうに思っておりますので、そういういた取り組みをしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長からそういう意識、私も考えております。戦略である。単なる計画ではない、これは戦略である、戦いである。強い意識と信念を持って、この地方創生にあたっていかなければならないと考えております。地方創生については同僚議員から何度も質問がありましたので、私はこの辺にして、地方創生についてはこの辺にいたしまして、あと保育施設に関して再質問をさせていただきます。

前の青木議員からも保育施設についていろいろご質問がありましたので、私の視点から再質問をさせていただきます。基本設計業者とのヒアリングの内容なんですが、このことをもう一度、ヒアリングの内容をお伺いしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

ヒアリングでございますが、まず応募された6社、先ほども申し上げましたが、今回の募集に関して6社の方から提案がございました。6社すべての方からヒアリングをするのではなく、まず前段階として6社から、1次審査において6社から3社、3名の方に絞り込みをして、その絞り込みをしました3社の方にヒアリングを実施したわけありますが、その際には、この応募の際に出していただきました本業務、保育所建設業務への基本コンセプトと、それから認定こども園についての敷地利用と保育室等の空間構成の提案というような、2つの様式で提案、その私はこういった保育所をつくりたいという提案をいただいておりましたので、その提案に沿ってもう一度プレゼンテーション、文章だけではなく、自分の声で話ををしていただいて、その話を聞いた中で委員の皆さんから、じゃあこの辺はどうなっているんだというような形でヒアリングをして、2次審査をしたということでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいまご答弁いただきましたが、ヒアリングということと、向こうの業者がいろいろお話、こういうものをつくりたいんだというようなことだと思うんですが、その際、委員の中からは、地元産材を使って、すべて使ってつくっていただきたいんだとか、そういう提案などは出なかったんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ヒアリングの際、プレゼンテーション、提案、あるいはプレゼンテーションに対して委員の方からのご質問ということではあります、まず基本的には、先ほど申し上げましたとおり、町が募集を、応募する際に審議会の方から提案がありました、こういった保育所をつくりたいんだという基本方針、町の基本方針を提示しまして、それに沿った提案をしてくださいよということでは出しておりまして、その提示しました基本方針の中には、先ほど言った木のぬくもりのある、温かみのある保育施設というようなものがございましたので、今回、提案された6社、ほとんどの方につきましては、この木材を利用した温かみのある保育所というような形での提案がほとんどございました。ヒアリングの際に地元産材という部分につきましては、今回その木造のものはつくるということで

ありましたが、地元産材までの言及はなかったということでございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 素人の考えなんですが、木材だからということではないんですが、やっぱり基礎はコンクリートでしょうが、その上に建てる建物は木材であってほしいなというような、私の考えなんですが、青木議員もそのようなことを発言しておりましたが、それこそ今からこれを準備して、町側でこういうふうにしてやりたいんだから、こういう設計をしてくれというようなことがあってもいいんじゃないか、そうじゃないと、やっぱり今の新庁舎のように、あそこに入るはずなんだと、役場庁舎は今は2階で学校は3階建てなんだから、あそこにすっぽり役場庁舎は移転できるんだというような考え方でやってみたら、いざやってみたらそこに入るどころか、分庁舎まで建てなければ入らないというようなことにならないように、やっぱり早くから、木のぬくもりのある施設としたいというようなことであれば、腰板に少しばかり使ったんじやなくて、すべて木材、地元産の木材ができるようなつくり方もあると思います。その辺はどうでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 地元産材利用という部分でございますが、なお今回、基本設計業者の委託候補者と選定されました辺見美津男設計室の提案の中に、提案の基本コンセプトの中に、地場の職人や産業に貢献する計画としたいというような内容も盛り込まれておりますので、その辺につきましては、この設計業者の方については、地元のこととも考えながら設計していただける設計業者さんなのかなというようなこともありますので、今後、基本設計等を組んでいく中で、こういろいろな話し合いを進めていく中でも、町のほうからもそういった内容については話をていきたいというふうに考えております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 課長、そんないい話があったんだったら最初から聞かせていただければよかったですですが、そういう設計業者であれば、地元産の木材を使ってつくっていただけるんじゃないかなというふうに考えますが。その木材でありますが、本町では昔から学校林というようなものをやってきました。われわれも学校林に携わってやってきたんですが、学校林を活用することもどうかなというふうに考えております。その辺はどちらにお尋ねしたらいいのかなと。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 学校林そのもの、各地区ごとにあるかと思います。ただ、一番この学校林の今回の小学校で活用する際に、その学校林の活用というものを考えたところでありますけれども、何せ出す場合、搬出する場合に、相当それが難儀なところにあるというようなこともありますて、これをすべて活用するというのはなかなか厳しいのかなというふうに思っています。しかし、場所とか、あるいは搬出する場合に、そういう対応ができるということであればご協力をいただいて、そうした木材を活用するということについても、今後、検討する余地はあるのかなというふうに思っております。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 ただいま町長が検討するということですが、検討するということはやるということだというようなお話を聞いております。本当に総合戦略、地方版総合戦略か

らこの保育所の施設についても、やっぱり強い意識を持ってやっていただきたいなというふうに考えております。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長 暫時休議します。(14時23分)

○議長 再開します。(14時47分)

12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 12番、五十嵐忠比古でございます。今定例会の通告にしたがいまして2点ほど質問をいたします。

また、東日本大震災には、平成23年11月午後2時40分、三陸沖を震源とする国内観測史上最大の大規模の大地震が発生してから4年の歳月が経過し、いまだに多くの避難者が県内外に避難している現状ですが、一日も早い復旧復興を望んでおります。

それでは一般質問に入ります。まず町道の除雪対応についてお伺いいたします。町が2月10日に豪雪対策本部を設置し、町民生活に支障をきたさないよう、自治区長さんを通じ状況たいひと災害対応を取りました。それでは、今年度は例年ない豪雪となり、町道除雪作業に従事されている方々も昼夜を問わない作業に大変ご苦労されたと思います。生活道路の除雪は通勤通学や、生活をする上で大変重要であり、作業には一定の経験と技術が必要となります。現在町では、直営と業者委託で除雪作業を実施しているが、そのことを踏まえ次の点についてお伺いいたします。

まず1点目でございますが、平成26年度除雪から、直営から業者委託に変更となった区間、路線は何箇所あったのか、変更等の主だった理由についてお伺いします。

2点目でございますが、除雪オペレーターへの安全教育は実施しているのか、直営、委託はそれぞれ実施方法が異なる場合は、併せてお伺いします。

3点目をお伺いいたします。今年度除雪においての除雪車出動作業中の事故、トラブル等はどの程度あったかについてお伺いいたします。

4点目でございますが、除雪オペレーターの高齢化が進んでいると思うが、若手従事者育成の対応についてお伺いいたします。

次、不登校児童生徒の対応について、近年、全国的に児童生徒が狙われたり、巻き込まれたりする事件、事故が発生しております。また、児童生徒の不登校が増加し、教育現場のみならず、社会問題となっております。教育委員会としての町小学校、中学校での現状把握と発生時の対応、防止策について、次の点をお伺いいたします。

1点目でございますが、現在、町内小中学校において、不登校児童、生徒はどの程度いるのかについてお伺いいたします。

2点目でございますが、不登校児童、生徒に対してどのような対応をしているか、また教育委員会として学校側にどのような指導をしているのかお伺いいたします。

3点目、不登校児童、生徒を出さないための予防策及び取り組みはどのようなことをしているのかについてお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、町道の除雪対応についてのご

質問にお答えいたします。

直営から業者委託になった区間・路線は、9路線です。この変更は、業者委託で実施していました町道野沢柴崎線と、直営で実施していました9路線の入れ替えであります。これは、町道野沢柴崎線の整備が進み、交通量の増加に伴い除雪機械の大型化を図る必要があったことから、直営除雪としたものであります。

次に除雪オペレーターの安全教育ですが、直営除雪につきましては、除雪計画書に基づいて除雪路線や、除雪作業時の注意事項等についての説明会を開催し、業者委託除雪につきましては、西会津町除雪受託組合において機械メーカーの講師による除雪作業講習会を、毎年開き安全教育に努めています。

次に除雪作業中の事故・トラブルについては、業者委託路線で車両と除雪車の接触事故が1件ありました。トラブルにつきましては、除雪方法についての要望等がありましたが、オペレーター等に除雪方法の指示をいたしまして、改善を図ってまいりました。

次にオペレーターの高齢化による若手従事者の育成ですが、オペレーターの平均年齢ですが、直営除雪で48歳、業者委託で55.8歳であり、業者委託で高齢化が進んでいる状況であります。除雪作業につきましては、機械の熟練度や路線の状況熟知など熟練した作業が必要となっております。直営除雪におきましたは、若いオペレーターの採用に積極的に取り組み、熟練したオペレーターと同乗して、除雪作業習得に取り組んでおり、今後も安全な冬期間の交通の確保に努めてまいりますので、ご理解願います。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 12番、五十嵐忠比古議員のご質問のうち、不登校児童、生徒の対応についてお答えをいたします。

はじめに、欠席日数が30日を超えて不登校の児童生徒は、現在、中学校に6名おります。児童生徒が不登校になるのは、原因が特定できないケースがほとんどで、その解決には時間がかかります。不登校改善の可能性を探り、学校、教育委員会、家庭、児童相談所などの専門機関や町の保健福祉関係の部署が、緊密に連携しながら、解決に向けて対応しているところであります。

不登校を解消するためには、学校と教育委員会が家庭と連携し、早期にその兆候を察知し対応することが重要かつ不可欠です。教員の生徒への観察眼を高めてもらい、スクールカウンセラー等からのアドバイスをいただきながら、不登校生徒が学校に復帰しやすい環境づくりと不登校生徒の絶無に向けて取り組んでまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 まず除雪の対応についてお伺いします。今日スクールバス、朝7時過ぎかな、除雪はしたあとなんすけれども、そのあとスクールバスが、車が来たから、道、避けようとして待避所が狭かったんですよね、そこで両方がU字溝で、そのU字溝に脱輪したみたいで、私も行って見てきたんですけども、ただ、あそこは待避所2カ所あって、待避所、今、オペレーター変わって、道路の事情をわかっているのかどうかわかりませんけれども、その辺はちゃんと指導をしてもらって、指導しているのはそれはわかります、答弁の中で。だから事故のないようにやってもらわないと、それで、今日みたいな急に雪

が、降雪 40 センチくらいあったのかな、その辺はちょっとあれですけれども、学校も遅れるし、だから安全対策には十分気を付けて。そのオペレーターに、いや私も再三言っているんですけども、待避所を広くかいて、そうじゃないと車が入ってきたときに両方で、片方バックしなければ、あそこは坂の上りが多くて、その辺の事情もありますから、オペレーターには十分、私は注意はしているんですけども、なかなかその辺は、口で言うようにいかないもので。課長の見解として、その辺はどのような対応をしてきたのか、お伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪の方法のご質問にお答えいたします。

今回、スクールバスが側溝に落ちた路線につきましては、地元区長さんより待避所の除雪の方法が悪いというようなことで、直ちに担当の業社委託のオペレーターのほうに連絡いたしまして、待避所の除雪を広くするように指示したところでございます。また、区長さんから話をうかがったときには、すぐに待避所の拡幅を図るように、うちのほうの直営除雪がそのとき出動して拡幅を図ったところでございます。

その後につきましても、うちのほうは待避所も除雪しているのかというような認識でおりましたが、今回、脱輪したところは待避所ではないというような、教育委員会からの報告がございました。待避所については、できるだけこれからも除雪を広くして、交通に支障のないように努めてまいりたいと、このように考えております。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、待避所の件につきましては十分理解できましたが、ただ、この前、私連絡して、待避所を広く除雪をやってもらったんですけども、それからまた、そこに雪を広くかかないで、そこに広いところにまたおっつけて、だから狭くなっている状態なのかなと、私が見たところは。だから車が来てもそこ、なかなか避ける場所がないから、その辺も、この前オペレーター、別な人が来たと私は聞いたんですけども、それで、やってもらった経過わかります。そのときは広くかいてもらって、安心したんですけども、またそれから狭くなって、だからその辺の対応も委託業者に指導しているのか、私はちょっとその辺に疑問を持っているんです。その辺どうぞ。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 あそこ委託業者でございますので、委託業者のほうには指導しているわけなんですが、なかなかそういうことで不備があったということでは大変申し訳ないと思っております。今後はそのようなことがないように除雪作業に努めてまいりたと思います。

○議長 12 番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それは指導を十分にしてください。

トラブル、事故の件ですけれども、1 件発生したと答弁ありました。あのオペレーター、そんなこと言ったら悪いですけれども、後ろを見ないでやっているんですよね。後ろを見ないで、あのミラーで私はやっているんだって、私が言ったとき。だからその辺の指導もちゃんとしてもらわないと、業者は課長が言うように、人が高齢化になって、オペレーターがいないという、それはわかりますけれども、1 人運転でやっていますよね。直営の場

合は2人ですよね。だからその辺の対応をもうちょっとやってもらわないと、本当に部落の人は安心して、朝の時間、通勤、通学に間に合わなくて、その辺、今年オペレーター変わって、なおすです。滑沢、柴崎の方からも苦情出るし、その対応をちゃんとやってもらわないと、その辺のことをもう一度。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今回、そういう事故が発生してしまったというようなことで、直ちに委託業者を呼びまして、除雪作業についての安全確認については十分注意するというようなことで指導してまいったところでございます。今後もそのような事故のないよう、そのような安全な除雪に努めてまいりたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 わかりました。なおその件は、十分に、業者、人も高齢化になっていて、いなというのは課長の答弁ですけれども、普通あれ2人で職員はやっていたんですけども、その辺は、われわれも安心して見ていましたんですけども、やっぱり1人ではね、それで、バックするにもミラーでやっているんだというから、後ろを見ないんです。その辺もきつく言っておきます。なおその辺の課長から、業者にきつく、やっぱり事故、トラブルのないようにお話をさせていただければ、あまりそれ私はやかましく言いたくありませんけれども、事故があつてからでは遅いから、その辺をお願いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今後も、事故のないような指導をしてまいりたいと考えております。なお、業者委託につきましては、オペレーターは1人ということで、直営は2人ということになっておりますので、その辺はご容赦願いたいと思います。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 安全教育はやっているということですけれども、その安全教育の内容と いうのはどういう内容ですか、お尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 安全教育でございますが、直営オペレーターにつきましては、除雪計画書に基づきまして、各路線を説明いたしまして、除雪の方法とか、除雪作業時の注意等を行っております。また、除雪委託路線につきましては、除雪受託組合が機械メーカーから講師をお呼びいたしまして、その講師によりまして除雪作業の安全な除雪作業のやり方とか、機械の点検の仕方とか、そういうことを講師を招きまして講習会を開いているということでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 その辺はわかりました。普通15センチ以上ですね、降れば、出動すると、町の基準というのは。それで、15センチ以上降っても来ない場合もありますから、その辺の指導も十分にやってもらわないと、車が、道路事情が悪いところは上り坂を登らないとか、そういう事情がありますから、その辺に対して課長はどう思っていますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪の出動基準につきましては、積雪が15センチになったら出動するということで、各オペレーターに指導しているところでございます。もし15センチ以上あつ

て出ないというようなことでありますと交通に支障がございますが、その辺につきましては今後徹底させていただきたいと、このように考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今回のオペレーター変わって、道路事情が悪いですけれども、道路ますます舗装が削られて悪くなつた状態になっています。その辺の指導はしているんですか。そして、私見たところは、縁石がちょっと壊れている状態になつているところもあります。今まででは、それは人間のやることだから、誰しも正確にはいかないですけれども、その辺、何か今年は本当にオペレーター変わつたあれで、その辺の課長はどう思いますか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 除雪作業におきましては、道路の構造物等は壊さないように十分注意するようについておきましては、また指導しているところでございます。また、危険なところがございましたら、所有者の方々に赤い旗を立てるなりしていただくというようなことで要請しているところでございますが、どうしても壊れた箇所があつたということになりましたら、そういうことがありますならば、融雪後破損箇所につきまして確認し、修繕していくといふことに、このように考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、課長の答弁でわかりました。なお、そういうふうに、道路が壊れたとか、区長さんを通してやってもらえばいいですけれども、その辺、壊れたからいいわけじやないですけれども、その辺、今後は委託業者ばかりではなくて、直営もそうですそろですけれども、十分な安全教育を行つて、トラブル、事故のないようにお願いします。それに対して、もう一度。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 今後も除雪作業の安全確保に努めてまいりたいと考えております。また、できるだけ道路の損傷のないよに、そのようなことに指導徹底してまいりたいと、このように考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、課長の答弁わかりました。今後はよろしくお願いします。事故のない、トラブルのないよに、部落、地域とコミュニケーションを取つてやってもらわないと、しおちゅう苦情では困りますから。

質問、変わります。まず不登校児童、生徒の対応についてお伺いします。まず不登校問題でありますけれども、不登校問題は、2000年に入って12万人、ちょっと新聞報道、私ちょっと見たんですけども、この答弁の中で6人と言つてましたけれども、6人の中で、どういう状況で不登校になったのか、教育長にお伺いします。

○議長 個人的にあまりさわりのない部分でお願いします。

教育長、新井田大君。

○教育長 先ほどの課長の答弁の中にもありましたように、その何が原因で不登校になったのかということを特定するのは、非常に難しいです。いろんなものが複雑に絡み合つている場合が大変多いというふうに認識しております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 私が心配しているのは、今いろんな児童に対して、事件、事故が多発しているので、例に例えれば、川崎市の多摩川の河川敷で、中学1年の生徒が殺害されて、この生徒も不登校だと新聞報道にありますし、そういうことから、やっぱりその友達によって、その辺の教育委員会としてのちゃんととした指導もありますけれども、それで、その不登校児童に対しては、教育委員会としては訪問して指導、その辺はどんな対応を取っていますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 中学校に30日以上、今年度に入って、欠席している生徒、これを不登校というふうに呼んでいますけれども、6人おります。この生徒がどういう状況にあるのかということは、学校で十分に把握しております。そして、担任、それから校長、場合によっては、ほかの町の関連部署と一緒に家庭訪問をし、状況を把握し、場合によっては県のほうの専門家を交えて、ケース会議をやりながら、どういうふうに支援、指導していったら不登校が解消できるのかということを常に検討しております。ただ、なかなか先ほど言ったように複雑な要因が絡み合っていて、その絡み合ったやつをほぐしていくのはなかなか難しいというふうに考えています。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、西会津小学校も新しく新年度から移転するわけですけれども、学校ばかりよくて、中身がそういう状態では、先行き、やっぱり児童生徒の教育、不信感も父兄に持たれるんじゃないかと私は思うんですけれども、その辺、教育長はどう思っていますか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 現在は、さっきお話したような状況なんですけれども、不登校が絶になるよう最大限の努力を、小学校、中学校と連携しながら進めてまいりたいと思います。現在、小学校は不登校はゼロでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今、中学校は平成14年に開校していますけれども、だから、それは私言いうのは、小学校もそうですけれども、それあってはならないといわけです私は。そこをちゃんと教育委員会としての見解を持ってもらって、やっぱり指導してもらわないと、固有名詞は言わないですけれども、そういう生徒が近くにいれば、やっぱりそういう話もあるんですよ、やっぱり。だからその辺はちゃんとやっぱりやってもらわないと。中身が悪くて本当、そんなことはあまり言いたくないですけれども。教育長としては、これから指導体制はどんなように指導するのか、その辺の見解ありましたら。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 先ほどの答弁の中で課長も答えましたけれども、まず先生方に、子どもたちをしっかりとみてほしいということです。そういうふうな不登校の兆候がみえたときには、できるだけ早く保護者と、それから学校と、場合によっては専門家を交えて、早めに対応をすることによって、西会津町からは不登校になるような子どもたちを、本当に一人も出ないようにやってまいりたいと思います。現在は6人おりますけれども、できるだけ本当にゼロに近づけていくような努力を続けていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 だいたい理解できました。先ほど7番議員かな、答弁の中で、教育支援員の話も出たんですけども、教育支援員、あれだけ小学校、4人と言ったかな、中学校が5人とか、先ほどの7番議員に答弁していましたけれども、それだけの支援員がいて、やっぱり不登校、いじめ、私も一般質問それに対してやっていますけれども、本当になくならないのか、その辺は家庭教育もあるんでしょうし、やっぱり学校教育も、その辺の道徳教育、やっぱり今、道徳教育も新しく取り入れて、国の方針でやるとなりましたけれども、その道徳教育について、教育長の今までの経過について、あったら。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 それではお答えいたします。

まず支援員ですけれども、これも答弁の中でお答えはいたしましたけれども、子どもたちは成長の過程において、それぞれの段階でさまざまな課題を抱えております。そして、その課題については成長するにつれて、自分自身で解決をしていったり、あるいは学校の教員の指導を受けて解決していったり、そういうふうにして成長していきます。ところが中には、なかなか自分自身では解決できなくて、支援の必要な子どもたちもおります。そういうふうな子どもたちに対して、西会津町では本当に手厚い予算措置をしていただきまして、小学校で4名、中学校で5名の支援員を配置していただいております。その支援員は、まず子どもたちが安心して学校に出てこられるようにということを最優先にしながら、学校に出てきて安心していろんな活動ができれば、さまざまな活動、勉強も含めてできるようになるだろうと。そして周囲の子どもたちも、その子どもたちが安心してやっている様子を見れば、またさまざまな学習に集中できるだろうというようなことで配置をしております。

それから道徳について、これは大きなテーマは、子どもたちがよりよく生きるためにどんなことを学校教育の中で指導していったらいいのかというのが大きなテーマです。そのために、いろんな、中に重要な項目をいくつか設けて、それを各学年とも、年間35時間、時間を設定して指導していくというふうになっております。これも教育課程の中にきちんと、学習指導要領の中にきちんと定められております。これに従って、定められた目標を達成できるように、学校では計画的に進めております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 教育長の答弁でわかりましたけれども、それで、今6人の中で、3年生の受験者はいますか、その辺、受験。

○議長 個別事項なので。

○五十嵐忠比古 ただその中で、一番不登校、何年くらい続いているのか、何ヵ月くらい、ちょっとその辺、答弁。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 不登校の状況ということではありますが、あまり個別のこととはなかなかお答えできないんですが、中には、本当に不登校になってそう日が経っていない子どももいますが、実際、3年生にもいるということで、その子については結構長い期間、不登校状態。中には学校に出てきたりするんですが、また不登校になったり、そういうことを繰り返す

というケースもございまして、その子、その子でそれぞれ違った状況にあるということでございます。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それは、個人のプライバシーは聞かないようにしますけれども、なお、今後、学校教育におきましては、十分、いじめ、不登校のないように十分な教育委員会としてご指導をよろしくお願ひします。

それで、除雪対応でございますが、最後に、答弁いらないですから、事故の、トラブルのないように業者及び直営の方々にご指導、十分に安全教育をしてもらって、今後とも地域の活躍をしてもらって、コミュニケーションを取ってもらって、事故のないようによろしくお願ひします。

以上で私の一般質問を終ります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時25分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月12日（木）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第7号）

平成27年3月12日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

日程第2 議案第1号 教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例

日程第3 議案第2号 西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

日程第4 議案第3号 西会津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例

日程第5 議案第4号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

日程第6 議案第5号 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第6号 西会津町行政手続条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第7号 西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第8号 西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例

日程第10 議案第9号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

日程第11 議案第10号 西会津町介護保険条例の一部を改正する条例

散 会

(一般質問順序)

1. 清野 佐一 2. 長谷沼清吉

○議長 おはようございます。平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、おはようございます。11 番、清野佐一でございます。私は、今定例会に農業振興についてと観光の振興について、そして町政への取り組みについての 3 点を通告しておりますので、順次質問をいたします。

まずその前に、昨日、3 月 11 日は東日本大震災と原発事故が発生してから 4 年になりました。しかしながら県内では、いまだに 12 万近くの方々が避難生活を余儀なくされ、地震や津波で亡くなった方が 1,604 人、行方不明の方が数日前 1 名発見されまして、202 人。長引く避難生活による関連死といわれる方が 1,884 人となっております。そして復興住宅の建設も遅れ、厳しい現実の日々となっております。改めまして、謹んでお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。

それでは、質問に移ります。まずははじめに農業振興についてであります。本町においては、農業が基幹産業であり、特にその中でも水稻は面積的にも金額的にも大きなウエイトを占めている作物であります。しかし、この水稻において、平成 26 年度産米が大幅に下落をし、生産農家に大きな打撃を与えました。そのような中にあって、町では稻作支援交付金ということで支援をし、速やかに対応されたことは大きな評価に値するものであります。現在、TPP 問題が論議され、今後の稻作行政が不透明なことや、国の動向として、今後組合や法人、団体というような経営形態でないと有利な補助も受けにくくなるのではと懸念しているものであります。

本町の稻作、米については、食味もよく、各種コンクールでは数多くの賞をいただくなど、確かな実績を残しております。しかしながら、担い手の高齢化が進んでいるのも現実です。現在、尾野本、野沢、群岡地区にはライスセンターがありません。今後は町の施設としてのライスセンターをつくり、安定した生産ができるようにすることと、指定管理者制度の導入も視野に入れ、取組むべきではないかと考えます。今、国で進めている地方創生の制度を活用して、整備しては思いますが、町の考えを伺います。

次に、平成 27 年度より、今まで行ってきた冬期湛水の適用要件が変わることですが、冬期湛水の今までの実施面積、交付金額等の実績はいくらであったか伺います。また今後も、農家への詳しい説明と取り組みやすい環境整備が必要と思われますが、考えを伺うものであります。

次に、観光の振興についてお伺いいたします。昨年は 4 月から 6 月まで、プレディスティネーションキャンペーンが実施されました。いよいよ今年の 4 月からは 6 月までの間にディスティネーションキャンペーンの本番を迎えるが、本町としてどのように取り組むのかお伺いをいたします。西会津町を強く印象付ける取り組みを期待するものであります。

次に、町の基本計画の中に、野沢地区商店街等おもてなし体制の整備をするとあります。また、ＳＬと連携した観光ＰＲ及び周遊ルートの開発とありますが、具体的にはどのように取り組まれるのかお伺いをするものであります。

次に、町政への取り組みについてのうち、安全安心なまちづくりについて質問いたします。その中で自主防災組織の育成について、西会津町総合計画、前期の基本計画を確認いたしましたところ、掲載されていませんでした。私は機会あるごとに自主防災組織の育成を促してきたつもりでしたが、意外がありました。しかし、このたび後期計画で取り組むとのことでありますので、今後に期待をしたいと思います。そこで、取り組みへの決意と目標を伺うものであります。

次に、福島第1原子力発電所の汚染水流出についてであります。福島県は除染などで出た汚染土壌を安定的に保管しなければ、復興、再生は進まないと考えから、関係自治体と協議を重ね、平成26年12月16日に大熊町が、27年1月13日に双葉町が中間貯蔵施設の建設の受け入れを容認しました。その後、2月24日には内堀知事が苦渋の決断で、廃棄物搬入受け入れを表明いたしました。

そのような中で、福島第1原発2号機建屋、大物搬入路屋上の汚染雨水が港湾内の海に流れ出ていたことが明らかになりました。昨年4月以降、10カ月間にわたり排水路を流れる雨水の放射性物質の濃度を観測していながら公表していなかったとのことです。一日も早い復興再生を願う福島県民の気持ちを裏切る行為で、断固許し難い行為であり、厳重に抗議するものであります。伊藤町長にも、耶麻町村会を通じて厳重に抗議をしていただくことを求めたいと思いますが、いかがです。

次に、道路の問題について質問いたします。役場から工業団地へ通じる道路で、一部カーブや坂、幅もやや狭いということで、町民より拡幅を望む声がありますが、現状を調査の上、取り組む考えはあるか否かをお伺いするものであります。

以上で私の一般質問とさせていただきます。明快な答弁をよろしくお願ひします。

○議長　　町長、伊藤勝君。

○町長　　おはようございます。11番、清野佐一議員の質問のうち、私からは自主防災組織の育成と福島第1原発の汚染水問題についてお答えをしたいと思います。

まず、東日本大震災などの大規模な災害の被災地においては、多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、炊き出しなどの活動が行われ、地域住民の普段からの備えとお互いの助け合いが大きな役割を果たしているところであります。災害時の基本は、自分の身は自分で守る、自助と、地域で助け合う、共助であります。このことから、町地域防災計画では、自主防災組織を重要な組織として位置付けております。

現在、本町には16の自主防災組織が結成されておりますが、今後も引き続き、西会津消防署などとの関係機関との連携を図りながら、組織の拡大を目指すとともに、地域防災計画に基づいた防災訓練などを通じ、地域における防災意識の高揚に努めてまいる考えであります。なお、組織の拡大にあたりましては、消防団員のいない集落を優先して組織化に向けた作業を進めてまいる考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、東京電力福島第1原子力発電所における汚染水の流出問題についてお答えをいたします。昨日、3月11日は、東日本大震災、東京電力第1原発事故から丸4年が経ちまし

た。復旧復興には、日々、これは努めているとは思いますが、再三にわたり汚染水等の流出事故はあとを断ちません。こうした状況に、地元町村会、県知事はじめ県議会も、東京電力に対し強く抗議をしております。また、過般、開催をされました県町村会総会において、大塚会長より遺憾である旨の発言があつたところであります。

本町におきましても、このような問題は、風評被害払拭の大きな妨げになるということから、速やかな情報公開と慎重かつ確実な安全対策を講じるよう、県町村会事務局を通して、私から申し入れを行いました。そして、昨日の内容でありますが、県町村会、大塚会長が東電に対し、今回の事故は、流出を把握しながら公表しなかつたことに、県民の信頼を裏ぎざる行為で、極めて遺憾であるとして、原因究明とその再発防止を求め、福島復興本社福島分室を訪れ、林孝之復興推進室長に要請書を手渡したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 11番、清野佐一議員の農業振興についてのご質問にお答えいたします。

はじめにライスセンター整備状況についてであります。現在、町内には4つのライスセンターがあり、それぞれの地区で活用されています。奥川地区の奥川ライスセンター、新郷地区の原ライスセンター、尾野本地区の牛尾ライスセンター、野沢地区に法人所有の施設があり、4施設全体では100ヘクタール程度の規模で、町内全体の水稻生産面積の約15パーセント程度の利用であります。地域全体の利用を想定した施設ではないことから、その他の農家は個人で乾燥・調整を行っております。また、平成26年産米の米価の下落により稻作経営は大変厳しい状況となっています。効率的な経営のためには共同での取り組みが必要であります。昨年12月に実施した町内農家へのアンケート結果では、ライスセンター整備を希望する農家が全体の24パーセントとなっていることから、ライスセンターの整備は重要な課題と考えております。

ライスセンター整備にあたりましては、規模の決定や、運営方法、財源の確保など検討すべき課題もあることから、現状を見極めながら具体的な検討をすすめていきたいと考えております。

ご質問にありました地方創生制度を活用してのライスセンター整備については、原則として施設整備は対象外となっておりますことから、活用することは難しいと考えられますので、ご理解願います。

次に冬期湛水についてのご質問にお答えいたします。

この事業は、平成23年度より始まった国の制度で、化学肥料・化学合成農薬の5割軽減の取り組みと、2カ月間、田に水をはる冬期湛水をセットで取り組む、環境に配慮した営農活動に対して10アール当たり8千円が交付されます。平成23年度は29名、4,354アールの取り組みでしたが、平成26年度は46名、8,553アールの取り組みとなり、交付金額は684万円程と年々取り組みが拡大しております。

平成27年度からは制度の改正により、これまで個人ごとの取り組みで交付が受けられましたが、交付対象がグループ、または組織での取り組みが基本となりました。改正内容については、説明会や集落座談会等で周知を図ってきたところです。

町では現在取り組んでいる農家の皆さんがこれまでどおりの取り組みにより交付が受けられるよう、町内を一つにまとめた組織の結成に向け話し合いを進めていきたいと考えています。これにより環境の保全と農家所得の確保に努めてまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 11番、清野佐一議員の観光の振興についてのご質問にお答えいたします。

ふくしまディスティネーションキャンペーンは、県、市町村、観光関係団体、J R グループ6社が連携して、本年4月から6月までの3カ月間、福島県を集中的に宣伝し、福島県全域への観光誘客を進める国内最大規模の観光キャンペーンであります。このふくしまDCに向けた、本町の取り組みでありますが、にしあいづ観光交流協会をはじめ、各種団体と連携しながら、県や関係団体が主催するイベント等に積極的に参加し、町の観光資源をPRしていくとともに、おもてなしセミナーの開催や観光ガイドの養成、花いっぱい運動や、町内で4月から7月までに開催される花まつりや山開きなど、14のイベントによるスタンプラリーや、町内の観光名所をタクシーで巡る周遊プランを推進するほか、本年も県が主催する宝探しイベント、コードF-5などに取り組むこととし、町外からの誘客を図ってまいります。

次に、基本計画後期にあります野沢地区商店街等のおもてなし体制の整備についてであります。近年の観光では訪れた観光客に満足していただき、さらにはリピーターになっていただくため、その土地ならではのおもてなしを重要視しております。このため、商工会や商店街の皆さんと連携しながら、町民や事業者を対象にした、おもてなしセミナーの開催などを通し、あいさつをする、店や家の前に花を植える、笑顔で迎えるなど、できる範囲内でのおもてなしを実施、継続することにより、観光客やリピーターを増加させていきたいと考えております。

また、SLと連携した観光PR及び周遊ルートの開発につきましては、SLばんえつ物語号に乗車している観光客を町内に誘導するため、SL車内での観光PRやイベントの定期的な開催、タクシーによる日帰りや一泊の周遊コースなど、さまざまな観光メニューを開発し、観光誘客を図っていきたいと考えております。

町といたしましては、ふくしまDC期間中だけでなく、DC以降も継続して誘客できる取り組みを展開することにより、町内観光の振興に繋げ、交流人口の拡大による地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 11番、清野佐一議員の町政への取り組みについてのご質問のうち、町道野沢西林上小島線の道路整備についてのご質問にお答えいたします。

本路線は、町道松尾萱本停車場線と町道上小島芝草線を結ぶ、2車線の町道であります。起点側と終点側の一部に全幅員が5メートルで1車線の箇所が存在します。その内、起点側の役場前交差点部から西林地区までの約500メートル間においては、1車線の幅員でカーブと急勾配を伴う箇所がありますが、これは一級河川長谷川に架かる川浦橋によるところが大きいことによるものであります。

のことから、本箇所の改良には、川浦橋の拡幅に伴う改修や架け替え等が必要不可欠

となります。多大な事業費を要することや、用地取得等の課題もあることから、慎重な検討を行う必要があります。今後は、将来交通量の予測や緊急性等を考慮し、本箇所における改良の必要性の有無も含め、検討してまいりたいと思いますので、ご理解願います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 ではまず町長にお伺いいたします。ただいま原発に関わる汚染水の流出問題については、対応されているというようなことであります。やはり私個人としても、いわきの豊間地区の方々とか、広野町の皆さんとか、本町とは関わりを持って、友好関係を築いているわけですが、そういう方々の気持ちを思ったときに、やはりいくら西会津町、西の外れだと、遠いところの話みたいに思ってはいけないと。やはり同じ県民の、福島県の一員として、そしてまた、先ほど町長も申されたように、西会津町としても風評被害というようなことで大きな影響を受けています。やはり少しずつ復興再生が進んでいく中で、後退をするようなことがあってはならないというような思いから今回取り上げ、また町長にもそのようなお話をさせていただきました。これからもやはり、本当にそういうことがないように、またあつたら即行動に移して、異議申し立てるところは申し立てるというようなことでやっていくべきだというふうに思いますが、お考えをもう一度お願ひします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 清野佐一議員とまったく同感でございます。今、この復旧復興というのは、ようやく中間貯蔵施設というところまでこぎつけているという、この現状の中で、東電のこうした再三にわたる汚染水漏れというのが、わかっていないながらそれを公表しないということについては、これはその周辺地域の町村だけの問題ではなくて、福島県全般にわたる大きな裏切り行為だというふうに思われるを得ないわけであります。

議員からのご質問の事前通告を受けながら、この県町村会の取り組みの現状ということで、町村会に確認をさせていただきました。町村会では、当時であります。まだ具体的なアクションは取っていないということでありましたので、こうした住民の議員の皆さんから、しっかりと取り組む、そういう要望がありますので、ぜひ県町村会においても、この内容について抗議文、こういったことを含めて求めていくべきだというところで、このことは改めて私から要請をしたと、こう思っていただきたいということを申し上げたところであります。

その結果、昨日、大塚会長が、この復興推進室を訪れて、そして東電のほうに強く申し入れをしたということでございますので、今後ともこうした事故が今後起るようなことであれば、これはもう県町村会一丸となって、やはり再三にわたる行為に対しての、いわゆる行動というものについても考えていかざるを得ないというふうに思っているところであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 このことについては、私、町長にだけお願ひするということではなくて、私自身としても議員の皆さんとともに、この西会津町議会として、やはりそれだけの態度表明はしなければならないというような考え方であります。

次に、町長にご答弁いただいた自主防災組織についてであります。これについての先

ほどの話ですと、16団体ですか、あると言われましたが、ずっと自主防災組織の話をてきてから、かつては11団体でしたか、それから13、今16というようなことで、年数が経っている割には、組織の育成が遅いというように感じております。ですから、私はやりはスピード感をもってその辺はやっていただきたいと思います。

それと、私は自主防災組織をただ地震災害うんぬんのときの組織だけではなくて、今回の冬、去年の暮れから今年の、今もこのとおり大雪になりました。そういう中で、いろんな隣近所の除雪のあり方、今まででは民生委員の方やボランティアの方、それぞれの方々が高齢者宅、あるいは一人暮らしの方とか、応援してやっているようでございます。それは私としては、自主防災組織をつくることによって、豪雪は災害だという観点に立って、そういう組織があれば、組織の中で地区内をカバーできるのではないかというような考えを持っています。ですからその組織を、地震災害うんぬんばかりではなくて、幅広く活用もできるだろうと。ですから、できるだけ早く組織を多く立ち上げてほしいという考え方でおりますが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 自主防災組織というのは、やっぱりその地域を自分たちができる範囲の中で、迅速かつ災害を未然に防ごうということの組織体系ということに思っております。ですから今現在の取り組み状況というのは、高齢化に伴ってなかなか消防団員というのは確保できない地域や、あるいはこれまでまったくない地域に対して、その地域を自主、共助で守っていこうという取り組みの一環として組織されているわけであります。

今ほどのご質問にもありましたように、ただ火災だけではありません、火災、あるいは地震とか、あるいは土砂災害、豪雨、さらには豪雪ということについても、やはり加わってくるんだなというふうに思います。そうしたところを、やはり臨機応変に、その地域のことを、やっぱり地域の皆さんがあんまりよく知っているわけでありますので、そうした、いわゆる初動体制を地域の皆さんでやっていただけるような、そんな組織というのは当然必要かというふうに思います。

おただしで、なかなかこの進まないんじゃないかという話でありますので、今後、計画的にどういうところにどういう指導を行って、そしてこの自主防災組織をいかに拡大していくかということも含めながら、もう一度検証をしてまいり、実行してまいりたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 この現状を、やはりよく見ていただきて、早めの組織づくりをお願いしたいと思います。

次、質問を変えまして、農業振興についての、ライスセンター等について質問をしたわけですが、ただいまの答弁では、昨日も10番議員のバイオマス関係については、ハード面では地方創生の制度は使えない、適用にならないというようなことがありました。今も同じような答弁をいただきましたが、これを、今この西会津町、ライスセンターがあって15パーセントをカバーしているというようなことあります。今、ある程度大きな面積を担って、この担い手としてやっておられる方々、認定農業者、あるいはミネラル栽培の農家の皆さん、認定農業者は約50名くらいだったですかね、そういう中で、60歳以上

が約 20 何名ですか、半数近くおられる。そのうちまた 65 歳以上がそのまた半分くらいだというようなことで、今後、やはり将来を考えたときに、その担い手の方に後継者がいれば問題ないんです。いない場合に、例えば 5 町歩つくっていた、10 町歩つくっていたという場合に、その方がリタイヤをしたときに、その受け皿はどうなるのかということなんです。今、それぞれは個人でもやっておられます。そういう方々も今自分たちでできるだけはやります。後継者がいなければ、それはどうにもならないわけです。かといって新しい人が参入するにも、農業機械というのは大変高価な物ですから、そんなにすぐおいそれとできるものではない。

そうすると今、この現状をみたときに、今から次の一手を打っておかないと、せっかく米がうまいと、町長ね、よそに行っても PR してトップセールスやってもらっていますけれども、それをつくる人がいなくなったのでは、いくらいい米だ、うまい米だと、全然将来性がなくなってしまいます。ですから、今のうちにちゃんとした手を打って、今現状でやってもらえるうちはいいです。でもそういう人たちに、ある程度今度は組織化した中で、指定管理者というような形でそういうのにまた携わってもらえば、そこにまた別の農業専門ではなくても、こう移る方が入ってもらえば、そこにまた雇用も生まれるわけですよ。ですから、幅広く考えていただいて、また今の農業の将来の後継者の問題、そういうのも考えていただいて、ぜひこれは取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

答弁の中でも申し上げましたが、ライスセンター整備については、町としても喫緊の重要な課題だと認識しております。今回この地方創生制度は、ハードは活用できないということでお答えしたわけですが、ライスセンター整備につきましては、農業関係の、強い農業づくりの交付金だったり、同じように該当できる事業がありますので、それらを検討しながら進めていきたいという意味でご答弁をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

答弁の中でも申し上げましたし、議員のご指摘のとおり、今回、町では農業振興地域整備計画の見直しに取り組んでおりまして、その中で農家の意向を確認するため、アンケートを実施しました。その中でも、先ほど申しましたように、ライスセンターの設置を希望される方が 24 パーセントという状況であります。その内訳を分析しますと、やっぱり 60 代、70 代、今後後継者のいない方の人数がその 8 割を占めています。さらに地区的には、議員のご指摘のとおり、野沢、尾野本、群岡地区が全体の 8 割を占めているということで、現実的には、数字的にも現実の状況がそういう状況でありますので、それらの意向を考慮しながら、町として今後具体的な計画検討に入っていかなければならないというふうに自覚をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 それで、前向きの姿勢は、今お聞きしましたけれども、やはり町が直営といいますか、やっぱり町がちゃんとした施設をつくるんだという姿勢じゃないと、この担い手が代わるたびに、その将来に不安が残るであろうと思います。町がやっぱり建てて、そこに指定管理者というような形の制度でもって、常に人が、そこに携わる人が変わっても、

その施設は運用できるというような形でやっていただきたいと思いますが、町長、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今、西会津町の取り組む農業の実態というのは、まさに高齢化をしておりまして、本当に60歳以上の方が大半だというふうに思っております。こうした将来的な西会津町の農業、特に農地の維持管理を考えたときには、やっぱり個人的には自ずと限度はくるのではないかと、またそれを請け負う、あるいは集約をする専業農家の方々も、その状況にあって、受け入れる態勢ができていれば、それは受け入れることは可能でありましょうけれども、しかしなかなか個人的にはいろいろな都合ですべてを受け入れることはできないということになれば、当然この全体的な西会津町の農地維持管理というのは困難になってくるであろうという危機管理を現在持っております。

そのために、いろんな方策の一つに、共同経営という形を取りながら、特に機械化の維持管理、あるいは米づくりのコストの軽減、さらには法人化等への具体的な取り組み。こういったことが今西会津で一番大切な、あるいは実行しなければならない課題だというふうに思ってございます。

そのためには、ただこのうたい文句だけで言うのではなくて、やっぱり議員のおっしゃるとおり、そのイニシアチブを取るのはどこなのかと、責任体制というのはどこでどういうふうに指導していくのかということであれば、やはり私は町の施策、そしてそれを指導するということも当然これは必要になってきますし、一番そのところが肝心な柱となってくるのではないかというふうに思っております。

そうしたことから含めて、町はただ計画をつくるだけではなくて、より実行できる具体策を提示しながら、農家の皆さんや、あるいはこれから法人化を目指す皆さんと膝を交えながら、現実性のあるように指導してまいり、あるいはその取り組みが町の具体的な計画の中に入っていく、こういったことを年次の中で計画していくことが大切だろうというふうに思います。

したがって、この問題は、やっぱり早急な問題として取り組む課題であるというふうに思いますので、今後5年間ぐらいの計画の中においては、しっかりこれを取り組んでまいりたというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 参考までにお聞きしたいんですが、課長、人・農地プランに取り組んでいる集落いますか、今どのくらいですか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

これまで、人・農地プランが作成された集落は9つの地区あります。現在、計画作成に向けて話し合いを進めている集落が2集落ありますので、今回、国の緊急経済、水稻の対策についても、人・農地プランの担い手としての位置付けというのが条件になってきておりますので、今取り組んでいる集落と合わせて、地区として取り組んでいかなければならぬところもありますので、27年度についても人・農地プランの推進を進めていきたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 町長、今のお話のように、一生懸命進めてきても、なかなか地域の方も、農家の方も、それに踏み切れない部分、あるいは、結局、次の受け手になる人がいなければ、結局まとめようにもまとめようがないわけですよ。結局それがまとまらなければ、今度は荒れ地になってしまうことありますから、本当に先ほど申し上げましたように、町長のお話もお聞きしましたので、早めに取り組んでほしいと思います。

質問を変えます。冬期湛水につきましては、いろいろ今までそれぞれの成果があつて、また制度が変わるということありますが、町全体として取り組むという姿勢はお聞きしましたので、あのときによかったなと思っています。やはり農家というのは、いろんな制度の補助金なり、交付金といいますか、そういうのが結構あるんですね。ですからそれもうまく利用できれば、それなりにいろいろ経営に役立てることができるんですが、それらがいろんな制約によってできなくなってしまう、今のお話のように、今度は組織じゃないとだめだとなれば、今まで個人でやってきた人が今度はできなくなるということですので、それは町として取り組むということで、かつての農地水の西会津方式をやっていただきましたけれども、やはりそれと同じように、あらゆる制度なり、町のほうで研究していただいて、農家にそれがプラスになるようなことでお願いをしておきたいと思います。

次に、観光振興についてお伺いします。いろいろな取り組みをされるというようなことをお聞きしました。本当に積極的な、前向きな姿勢で取り組んでいただけるということで、安心しておりますが、あとは、S Lについて、私個人的には、S Lを撮りに来る、俗にいう撮り鉄といわれる方ですか、結構多く西会津、あちこち車を止めて撮っておりまます。そういう方々の写真展というか、そういうものをやって、それを賞金というか、やっぱりちょっとアップして、注目を集めようなどちょっとアップをしてね。それで、四季折々の写真展、それを西会津の区域内で撮られたものというようなことに限定しながらやってはどうかなというようなことをちょっと思っていますが、これは今、即答はできませんけれども、ただ私個人的に参考的に提案をさせていただきます。

合わせて、西会津町の農業、米もうまい、そして野菜もミネラル野菜だと、そしておかげにはキノコがあるというようなことで、それを3点そろえた弁当、駅弁という形でも何でもいいんですけども、そういうもので、とにかく全部賞をもらっているわけですから、だから私個人的には3冠王かなと考えているわけですが、それだけいいものがあるわけですから、それらも大いに活用していただいて、活かしてもらいたいなと思っています。

あと、6月の例大祭を活用すべきではないかと思いますが、その辺の考え方としてはありましたら。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 大山まつりの件についてご質問にお答えしたいと思いますけれども、今回、観光交流協会、26年4月から新たに発足しまして、今まで観光協会、それから大山まつり実行委員会、それからグリーンツーリズム協議会ということで、3つの団体が分かれていますけれども、26年4月からは一体化されて、今それが連携して活動しているところであります。大山まつりにつきましても、今、靈地観光部会という部会を立ち上げまして、昨年からいろいろと活動をはじめているわけですけれども、6月の

実行に向けた活動と、それが終わって反省会もやりまして、昨年の大山まつりでどんな点が足りなかつたかとか、そういったものを秋に実際に反省会やりまして、また今、1月にももうこの27年の大山まつりに向けた実行委員会もまた開きまして、今、早めにいろいろと、昨年いろいろ反省した事項をこの27年の大山まつりのほうに発揮しようというようなことで、今、会議等を開いて進めているところです。

特に今、地元の方々もいろいろと協力的に行っていっているところもありますので、そういうふた地元の方々といろいろと連携しながら、そしてまた今奥ノ院のほうも、そういったルートも開拓されたということでありますので、そういう新たなルートも、そういうものも含めながらもっと大山まつりの魅力を引き出して、多く方に、町外の方に来ていただけるような、今取り組みを進めているところでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、靈地観光という話が出ましたけれども、ここ鳥追観音は、会津ころり三觀音の一つだというようなことですが、どうも私、ころりというのはイメージがあまりよくないのではないかと思っていたんですね。そしたら、前に、これは中田の觀音様のことが放送されまして、そこで言われていたことは、長患いをしない觀音様だと、拝めば。長患いをしない。ころりというんだから、もう長患いしないでという意味でしようけれども、言葉がね、長患いしないといえばなんとなく、自分が寝たきりなって長くしなくとも、またみんなに苦労をかけなくてもいいのかなというような思いが出てくるのではないかと思って、言葉のイメージというか、大変いい言葉だと私なりに感じましたけれども、その辺もし、もともと中田の觀音様の放送のときにあった言葉ですから、それらもちょっと周遊ルートとかつくる場合にも、そういう言葉をちょっと表に出したほうがイメージアップにはなるのかなと。昔はころりずっととおっていましたから、それはそれとして、そんなことをお話しをおきます。いかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

周遊ルートの開発ということで、今回、実計のほうにもあげさせていただいているんですけども、いわゆるS Lに乗ったお客様方が、結局、新潟から若松ということで、単純にその往復をしているものですから、そういうふた方々をいかに西会津に降りていただくかということで、そういう乗っている中で、西会津にはこういう觀光ルートがありますよというのを一つつくりまして、それを列車内でチラシとか、パンフレットで配りまして、できるだけ西会津に降りていただくかなと思っています。

その中で、やっぱり何といつても一番大きいのが、靈地巡りということで、鳥追觀音さんとか、大山祇神社さん、ここは新潟の方にもよく知られておりますので、そこを重点的にPRするとともに、やっぱり4月、6月は、やっぱり西会津ではいろいろな各地で花巡りというか、カタクリの花とか、菜の花まつりとか、そういうふたものもありますので、そういうふたイベントも記載させていただくとか、あとは山開き等も5月から6月にかけてあるわけですので、そういうふたものも記載させて、なるべく多くの方に、そういう周遊ルートということで、西会津に降りていただくような、来ていただくような、そういう取り組みをしたいなと思っています。

なお、先ほど言いましたころり観音の中身についても、その中に、こういった謂れとか、そういうのも記載させて、よく知らせていただきたいなというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 では、質問を変えまして、道路についてでありますと、ここからずっと向こうまでというようなことで、一級河川も関係するということでありましたが、その辺については難しい部分もあるんでしょうけれども、私が町民の方から言われたのは、向こうの西林のほうから降りて来たところの、あの辺のカーブ、おおよそ長さとして100メーターくらいなんですが、あそこがカーブで雪も片方ガードロープといいますか、張ってあって、近くにも寄れない、片方は崖になってしまっている細い、まして雪が降って除雪をすれば、なお狭いというようなことで、あの辺を道路幅、ちょっと広げてもらえば、何とか解決はつくのかなというふうにみていたんですが、それについては、なによく見ていただいて、とにかく点滅信号についても、交通量が多い、事故が多いというようなことで、あそこは道路標示なりいろいろ改良していただきました。こっちのほうもやはり、交通量はだいたい多いのは同じようなものですが、事故が起こらないうち、早めに対応をお願いしたいということあります。一言お願ひします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 おただしの箇所につきましては、2車線から1車線の道路に狭くなるということでございまして、それがどうしても100メーター、カーブのところを改良しても、その先でまた2車線から1車線になるということで、原因については2車線から1車線の変更ということでございますので、路面標示か、看板等で警戒標識等によりまして注意喚起というようなことも考えられますので、なお現地を調査して対応してまいりたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 時間にもなりましたので、丁寧なご答弁ありがとうございました。

以上で一般質問を終ります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 14番、長谷沼であります。一般質問をする前に、今日、未明に小清水自治区で火災が発生しました。大変皆さん方にはご心配、ご迷惑をおかけ申し上げました。消防署、消防団、消防支援隊、婦人消防隊の方にも駆けつけていただきまして、火元1棟で済むことができました。御礼を申し上げます。

今3月いっぱいで定年で退職なされる方がおられるわけであります。5名、課長、局長、主幹、40年近く、あるいは40年を超えたと、本当に長い間ご努力をしていただきました。皆さんの力があって、今の西会津があるのだなと思っております。皆さんが退職すれば、その後に新しく課長が生まれるわけでありますし、課長補佐、係長と、町の組織がぐつと若返ると。どなたが課長さんになるかわかりませんが、大いに期待しております。全員協議会では20項目ほどの説明があったわけですが、そのほとんどが策定ということあります。それを実施していくのも皆さんでありますので、よろしくお願ひをして一般質問に入ります。

一般質問の最初でありますが、今回の町長の提案理由を注視、注目しておりました。そ

れは、職員が昨年の12月、職員が懲戒免職になったわけであります。町始まって以来の、初めての懲戒免職処分と聞いております。これについて触れておられない、ここで提案理由で町長としての考え方を述べるということは、町民に対して説明することなんですよ。いまだかつて初めての懲戒処分をしたのに対して、町民の人に対して一言もお話をしていない。だからどうこの定例議会で町長がお話をなされるのかなと思っておりましたが、なされませんでしたのでお尋ねをするしかないわけであります。この懲戒免職処分は西会津町初めてと聞いておりますが、それに相違がないかあるか。この処分に対して、町長はどのような責任を感じておるのか、そして、どのような責任を取ったのか、これが問われるわけであります。

同じような事例が昨年、会津坂下町がありました。5月に事故がありまして、9月の議会で町長自らが提案をして、町3役、町長、副町長、教育長を減給処分にしております。いかがなされるのかお尋ねをしたいわけであります。

次は、国による教育委員会制度の改革についてであります。総合教育会議を設けなければならぬとなっておりますが、それを設けられたのでしょうか。4月1日施行でありますので、4月1日以降でないと教育会議を設けることができないのか、以前につくることはできなかつたのかということです。その総合教育会議で議論したことは、議事録を作成し公表に努めなければならないと文科省ではいっておられます。そのお考えはあるかないかをお尋ねするわけであります。

その総合教育会議では、教育行政大綱をつくらなければならぬとなっております。これはいつまで作成をなされるのか。大綱の作成には地域住民の意向をより一層反映させる観点から、町長が作成するとなっております。住民の意向をどう反映させていくのか、町長は住民の意向をどうとらえて、どうこの教育行政大綱に反映していくのかということをお尋ねしたいわけであります。

町長は12月の議会で、鈴木議員の答弁の中で、首長も直接教育現場、あるいは教育の方針に大きく携わることになると答弁をしておられました。7月17日に文部科学省の通知を何べん見ても、教育現場に携わるというようなことは書いてありませんので、どういう意図でこのような発言をなされたのか、私には理解ができないで説明をしていただければと思います。

最後は、西会津町地域密着型サービス事業者指導要綱についてであります。昨年、介護施設、民間で2つの施設ができました。それができたことによって、この要綱が定められたと思っております。その要綱では、指導方針を立てる、策定するとなっておりますが、その指導方針は策定なされたのか、なされたのであるならば、その内容はどうでしょうか。

そして、この要綱を見ておりますと、指導をしなければならないと、指導を実施しなさいといふふうになっております。原則して指定後1年を経ないサービス事業者等と書いてあります。1年後以内にこれを実施しなさいといふふうに私は捉えたわけですが、この指導といふものを実施されたのかされなかつたのか。そして、これらの施設をどう評価なされておるのか。また、新しくできた事業所でありますので、町としてもこの利用している方々のご意見などをどう把握しておられるのか。また、指導するのにはそういう方々の意見も参考になるのではないかなどと思いますので、この指導について利用者の意見等も

反映されておるのかどうか、そこをお尋ねをして、私の一般質問といたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 14番、長谷沼清吉議員のご質問のうち、職員の懲戒免職処分についてのご質問にお答えいたします。

本件につきましては、町職員が酒気帯び運転の道路交通法違反と物損事故の通報義務違反容疑で逮捕されるという、町にとって初めての事件であり、町職員懲戒等審査委員会でも、町に対する信用を著しく失墜させたものであり、法令に基づく重大な義務違反であることから、懲戒処分では最も重い、免職が妥当であると判断し、免職処分とした初めてのケースであります。

私は、職員が勤務時間内において事件事故を起こし、町に対して多大なる損害を与える、またその行為が著しく不名誉なものであれば、相当な懲戒処分を科すとともに、私の責任も免れないと考えております。

しかし、今回は職員が勤務時間外の個人的な飲酒に起因する事件であり、このように職員の個人的な行動や私生活のすべてにわたるまで、町長の権限や責任の範疇が及ぶものではないと考えております。しかしながら、町職員としてのモラルや職員行動規範を守らせることができなかつたということに対しましては、町長として、誠に申し訳なく責任を痛感しており、町民の皆さんに対し、心から深くお詫びを申し上げる次第であります。

今後は、さらなる綱紀粛正の徹底を図り、再発防止に努めることはもとより、信頼の回復に向け、町長、職員が一丸となり、誠心誠意、職務を遂行してまいりたいと思います。ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、教育長及び担当課長より答弁いたさせます。

(「議事進行」の声あり)

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町長が、以後は教育長、担当課長より答弁させるということですが、大綱は長が策定をすると、長の責任でやるということです。

それから、教育総合会議も町長がと、長ということでありますから、私は最初の答弁は、やはりそれは町長がやるべきであって、付随することは教育長が答弁でもいいですが、私は町長からの答弁を求めます。

○議長 暫時休議します。(11時13分)

○議長 再開します。(11時15分)

町長、伊藤勝君。

○町長 ただいま、私の答弁に対する内容等について、若干不足すべき点がありましたので、改めて答弁をいたしたいと思います。

次に、国による教育委員会制度改革に対して、町長の、いわゆる権限事項の中に、教育行政大綱は町長が策定することになっております。これに対して、いわゆるどういう視点から作成をし、また住民の意向をどう反映させるのかということでございますが、まず私が、今その詳細にわたって申し上げるところまではまいっておりませんけれども、これまで西会津町の教育行政方針ということが定められてございます。こうした内容等につきまして、十分これを尊重しながら、国はそれであっても教育大綱とみなすというよ

うなこともありますし、また、今後それに基づいて町、私がこの大綱をつくるということについても、これは検討してまいりたいというふうに思っているところでございます。今後、総合教育会議、こういった中で、十分これを煮詰めながら、西会津町における教育大綱について策定をしていきたいとこう考えてございますので、よろしくお願ひを申し上げたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 14番、長谷沼清吉議員の西会津町地域密着型サービス事業者等指導要綱についてのご質問にお答えします。

介護保険における地域密着型サービスは、介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で生活が続けられるよう、市町村の裁量でサービスの指定が行われるもので、町内には認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホーム3施設と小規模多機能型居宅介護1施設によるサービス提供が行われております。そのうちグループホーム2施設と小規模多機能型居宅介護1施設は昨年9月に開所したものであります。

ご質問の、西会津町地域密着型サービス事業者等指導要綱につきましては、平成18年に作成されたものでありますが、要綱にある基本方針につきましては、平成25年に制定しました西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例において、詳細に運営等の基準を定めているところであります。これらの条例に基づいて指導していくこととしております。

次に、指導は実施したかとのご質問でありますが、本町におきましては、昨年の9月まで地域密着型サービス事業所はグループホームのぞみ1施設であったことから、今ほど申し上げた基準条例に基づき定期的に開催されるグループホームのぞみ運営推進会議において、運営の状況や入所者の状況、入所者の意見などを聞き取り、実態の把握を行い、指導してきたところであります。

昨年9月に開所した3事業所につきましては、指定後1年を経たないサービス事業所であるため、今年度は集団指導の対象であり、講習等を実施することとされていますが、現在1事業所が未だサービス提供にいたっていないこともあり、サービス利用者や地域包括支援センターから相談があった事例や意見について、その都度各事業所への指導や助言を行っております。

今後も、基準条例に基づき適切な実態の把握と指導に努めるとともに、計画的な実地指導を行ってまいりますので、ご理解願います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 懲戒処分でありますが、町長の答弁を聞いておりますと、いわゆる公務と公務外だということの区分けをしておりますが、地方公務員法29条の懲戒処分は、公務も公務でないのも区分けしているんですか、これ。全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合に懲戒するということですから、公務も私的も地方公務員法の29条は関係ないわけですよ。だから、そうして分けて考えるというのは、自分の責任を回避しているとみなざるを得ないわけです。町長が今、自分の責任は免れないとおっしゃいましたが、町

長の責任はどう取られるんですか、町長の責任というのは、私は減給処分しかないと思っているんです。ほかの職員に対しては訓告、戒告だとか、いろいろ4種類くらいあると聞いておりますが、町長自らが自分に科せることのできる責任というのは、私は減給処分しかないと思っているんですが、いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 その立場に、いわゆる地方公務員、あるいは選挙で選ばれた者、その立場にある者については、いかなる場合においても、それは免れることはできないというふうに思っております。今回の処分内容について、私は安易にこれを、ただ町長自らが処分しないとか、うんぬんとかというだけで終わったわけではございません。このことについては、初めてのケースであったということと、この時間外にあっても、やはりそうしたことは町職員としての責任及び町を著しく、やはり失墜させたということについては、これは町としても、私としても責任を痛感するところであるというふうに考えているところであります。

そこで、議員が喫緊の内容である、いわゆる会津坂下町の件でおただしがございました。確かにその町村ではそうした処分をしたと思いますし、責任の所在も明らかにしたいということで、具体的な内容が明示されたというふうに思います。しかし、私といたしましたも、こうしたケースというものについてもいろいろと調査をさせていただきました。その中にはどこどこということは省きたいと思いますけれども、やっぱり同じようなケースで、例えば職場の送別会に参加をして、まったく西会津と同じような事故を起こしてしまったということについては、これは上司2人の訓告や、あるいは関係する参与を文書による厳重注意処分としたというようなことでとどめているところもございました。

ですから、私は、やはり自らの処分、そしてまた、それに伴う、いわゆる関係のところに波及する効果ということについて、やはりこういったことはいかがなものかということで、今回の処分について自らが律することによって、これを、いわゆる自ら厳重注意と、自らしたということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 あのね、今、責任を痛感しているとおっしゃいましたが、その前は、責任は免れないと言っているんですよ。その責任をちゃんと取りなさいと。今おっしゃいましたね、自ら律すると。

あのケーブルテレビの架線、あるいは中学校の空調だとか、初步的なミスでかなり仕事をてきておられます。これはやっぱりトップが、自ら自分に対して厳しくないからだと、町長が自ら厳しければ、自ずと課長にも厳しさが伝わる。課長が厳しければ、その課長補佐、職員にも伝わる。いつも厳しくしていなさいというのではないんですよ、こういうときこそきちっとした責任を取ると。今、私が一般質問をしたから、町長が答えただけであって、これは質問される前にきちんと自分の責任というものを免れないとするならば、自らを減給処分にすべきだと。坂下ではね、教育長までやっているんですよ、町長部局の職員なんですよ。それでも教育長まで減給処分をしていると、そういう処分のした自治体としない自治体では、どっちが町民のための行政をしていると、それは問われるわけありますから、簡単に、自ら自分を減給処分にする考えはあるかないかだけお答えください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 もうすでにこの件については、処分も終わっておりますので、これを戻して、自ら処分をするというようなことは、これは行うことにはならないというふうに思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これも詭弁でありまして、12月議会以降、これができたんですから、以降何もないんです。やる気がるならばこの議会でしなければならないということです。その気がないとなれば、それはそれで町民の皆さんがどう理解するかあります。

それで、総合教育会議ですが、これは長と、教育委員会が対等の立場で、まざつて総合教育会議を設けると。それでこれをいつまで設けなければならないのか、早急に設けて大綱を作成しなければならないと思っています。そういう点で、地域住民の意向をどう反映させていくのかというのが一つのポイントだと。これは私は、長の独断を戒めるためのことではないのかなど、教育大綱で定めるのには長と教育委員会が完全に一致しなければならない、それを大綱に定める。そのこと以外に町長が大綱に定めても、教育委員会は言うことを聞かなくてもいいと、そこまで文部科学省の通知では言っているわけです。

そういう大事な総合教育会議、教育行政大綱を定めなければならぬのに、町長は教育現場に直接携わることになる、これが私は理解できないんです。町長のできるのは総合教育会議を主宰して、教育行政大綱を作成、策定ですか、することであって、教育現場まで口を出していいなんていうふうには書かってないんですよ。ですから、理解がしがたいので、この教育現場というのはどういうことなのかと、説明をしてくださいということなんですよ。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 12月議会定例会で、私の発言の中で、首長も教育の現場や教育の方針に携わる。こういう発言をしたところでございました。ただし今ほど議員が申されましたように、教育の大綱、このことは町長自らがこれを責任を持って策定をしなければならないということから、いわゆる今後、総合教育会議を開催をして、教育委員会と、教育に関わるさまざまな問題点について話し合いをするということが、いわゆる携わるという表現ということになったわけでございまして、改めて私自身が先生でもございませんので、教育現場に赴いて先生方にあれこれ指示をするとか、あるいは具体的な行動をとるとかということについては、これはやるつもりもありませんし、そういう考えを持つこともございません。そういった、いわゆる認識でおられるならば、改めて携わるという表現については、これは取り消してまいりたいというふうに思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 携わる、取り消すことはないんです。携わることはできるわけです。それは教育の方針、教育行政大綱に町長が責任を持って策定していかなければならないんですから、それは大いに携わってもらわなければなりませんが、教育現場までは携わるべきではないと、そこを理解してくださったので、それはそれでそのようにしていただきたいと思います。

それから、一昨日ですか、伊藤議員の質問に対して教育長は、こうおっしゃったんですね、町長が判断と。私はね、そうではない、これは主語が一つほろっているなど、町長と

教育委員会なんです、対等なんですから。そこはどうなんですか、教育長。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 説明が足りない部分がありまして、その部分はお詫びしたいと思いますが、まず大綱については町長が策定するというふうになっています。その策定する過程においては、総合教育会議において、教育委員会と協議、調整ができる限り、可能な限りするということですね。その協議、調整の中で、現在すでにある、例えば町のその計画だとか、そういう中に含まれている部分が大綱として位置付けてもいいというふうに町長が判断すれば、それも可能ですよという内容でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 大綱に代わって今あるのも大綱の代わりにするというのも、それは総合教育会議、それで議論して決めるということに私は理解しているんですが、そうなれば、やっぱり教育委員会も町長と同じなんでしょう。そこなんです。この一連の国の改革は、今回の改革は、国の意図した方向に行けば、かなり問題があるなということで国会で議論されたと私は思っているんです。いわゆる歯止めをかけなければならない、政治性の中立なんかそうですね。そして首長が過度に教育に口出しをしないと、その総合教育会議で決まったこと以外、首長が大綱に載せても、教育委員会はその言うことを聞かなくてもいいと、そこまで文部科学省はそういうているんですよ。そこを十分留意してしなさいと。ですから、主語、この前一つ忘れてしまったからそうなったんでしょうが、やはりここを重く受け止めて、そういうてもね大変だと思うんですよ、それは。何を言ったって町長が教育長はこの人だと、議会がいいですよと、教育委員もこの人だ、議会いいですよといった中で、対等にというのはなかなかそれは大変でしょうが、それだけ教育の力といいますか、子どもを育てるわけでありますから、やはり重く、その対等だということを強く受け止めて、これからやっていっていただきたいなと。それで、まだ総合教育会議は開かれていないわけでしょう、どうですか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 総合教育会議については、いついつまでに開きなさいとか、そういう定めはございません。それぞれの自治体にとって適切に判断をして、できるだけ早い時期に開きなさいというふうになっておりますので、西会津町もそのようにしてまいりたいなと私は思っております。町長が招集することになっております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 やっぱり法が変わった場合には、速やかにそれに対応していく、それを期待して法が改正されているわけですから、町長やっぱり速やかに招集をして、次の6月議会ころには議会に報告をしていただきたいなと思っています。ご要望申し上げておきます。

それでもう1点は、この長は、なぜ総合教育会議に町長がまざって大綱を定めるかというと、やっぱりそれは教育委員会、西会津の教育委員会ではありませんが、全国的な教育委員会では、大津のようなことがあったり、いろんな機敏に対応できないために、隠ぺい体質なために、こういうことになってきたわけです。ですから、長が、やっぱりその長の学校の設置者でもあります、管理者でもあるわけですから、それは長が一緒にやることによって機敏に、敏速にそういう事案に対して対応できる。そのため長が主宰をして定めて

いく。それで、長はこういわれてんですね、住民の意向を反映してやっていきなさいよと、住民の意向をどう反映するのか、その大綱に、これが大事ですよと、文部科学省の通達でいっているわけです。ですから、町長としては住民の意向をどう反映されるのかなと、私はやっぱり、まず町長が一人ひとりの皆さんのご意向というわけにはいかないわけですから、それは町民から選ばれた町長、町民から選ばれた議員、こういうところで、やはり基本的なことを合意をしてといいますか、共通理解に立って大綱を定めるならば、町民の意向がそこに反映される、こう思っていますが、そこら辺のお考えをお聞かせいただければと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私はこの新しい教育改革制度について、定まっている範囲内の中で努力をし、そしてこの立派な西会津町の教育というものを目指して取り組んでまいりたいというふうに思っております。のために、今ほどの教育大綱というその基礎をどういうふうにつくるかということですが、もちろん今まで教育方針というものがしっかりと定まってございます。そういったことが一つと、そして町民の意向を幅広く吸い上げるということの意味の中には、議会はもちろん、あるいはこのPTAや地域の皆さんとの声などがあるかと思いますので、それぞれどういう形が望ましいのか、これらを含めながら、今後、総合教育会議の中でいろいろと煮詰めながら検討してまいりたいと思います。また、その内容等については、その形はどうあれ、議会の皆さんにもこの大綱というものについてご議論をいただく場もあるかと思いますので、そういったことの中から意見等についても十分取り入れてまいりたい、こう思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この総合教育会議の議事録を作成して公表すべきだと、しなさいと義務付けてはおりませんが、やはりなかなか人的にも職員が少ないということはあるかもしれません、やはりこれは作成はするでしょうから、公表もすべきだと思いますが、教育長からお答えしていただければと思います。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 これは努力義務ではありますけれども、議事録を作成して、それは公表したいというふうに考えております。なお総合教育会議そのものも公開が原則というふうになっております。ご理解ください。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 もう1点ですが、教育長の任命であります。議会の同意であります。その同意に際しては、新教育長の担う重要な職責に鑑み、新教育長の資質、能力を十分にチェックするため、例えば候補者が所信表明を行った上で質疑を行うなど、丁寧な手続きを経ることが考えられると、しなさいとはいっておりません、考えられると。やはりなるほどなど、これは町長自らがそうするということもできますが、やっぱりやるならば議会と十分協議をして、する、しないというのはやっていったほうが円満な上にいくのではないかかなと思っていますが、その件について町長の考え方をお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議会にお諮りする際には、やはり議会の皆さんとの意見等を求めながら、そして最

終的に議決をいただくというのが、これは基本的な考え方だというふうに思っております。今回の新しい教育長に対してのみ対応するものではないというふうに判断をしているところでございます。

しかしながら、これまで教育委員、さらには副町長等々については、意見その他、省略をしながらお諮りをして対応させていただいておりますので、このことは十分に事前に議会の皆さんとの、いわゆる判断をいただきながら話し合いをさせていただいて、そこで十分煮詰めながら、そしてその対応については、対応をもってお諮りをしたいと思いますので、これまでも同様に、十分議会の皆さんの理解を深めるため、努力をしてまいりたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 最後の項目にいきますが、1施設だからしなくていいというふうに、私は1施設でもやるべきではないのかなと、特に新しくなって、最初が肝心なんですよ、やっぱこれ。どのような運営をされているのか、利用者にはどのような評価を得ているのかとか、あるいは苦情があるのかと、最初が肝心なんです。今までどのような指導をしたのか、その施設に実際はどのような指導をなされたのか。ここでふさわしくないというならば、それはそれでいいですが、いかがですかそれ。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 昨年開所しました施設に対する指導ということでのご質問でございますが、この指導要綱によりますと、指導の方法というのは3つ掲げられております。集団指導、それから実施指導、それから書面の指導ということで、3つの指導の中からしなさいよというようなことあります。それで、1年目のものについては、集団指導で指導しなさいよということあります。これにつきましては、開所当初の部分でありますので、まだ具体的な内容ですとか、そういったものはなかなか定まっていない部分もあるので、1年間については、講習会とか、そういったことで制度の趣旨をきちんと徹底しながら、こういったことをしてくださいよというような感じの指導を1年目の事業所についてはやりなさいよというようなことになっております。2年目、3年目になった時点で、じゃあ具体的にどうやってやっているんだということでの細かい指導に入っていくということあります。

ただ、当然1年目であろうが、しっかりと指導をしていかなければならぬということでは考えておりまして、今新しくできた事業所につきましては、そのいろいろなケースが出た段階において指導もしておりますし、あと職員の資質の向上につきましては研修会なんかにも、地域包括がやっている研修会などにも参加していただきながら、そういう資質の向上にも努めてまいりましたというところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 原則として指定後1年を経ないサービス事業者等とこう要綱には書かれておりますので、私は1年となれば、3月とか9月までということなんでしょうが、私はもう一つできていないからしないというのは理屈にならないのではないかという気がしているわけですが、もう1回その点についてお答えください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ご質問にお答えいたします。

集団指導の部分でございますが、1年を経たない、結局開設してから1年以内にその集団指導をしなさいよというようなことでなっておりますので、町としましては、その3施設がきちんとできた段階で、その3施設の集団指導を実施していきたいというふうに考えていたところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 原則ということは、何でかんでしなさいということではありませんから、それはそれでいいです。わかりました。

そういう指導をした案件といいますか、指導した事項について、県、上の機関といいますか、県とか、そういう機関に報告する義務といいますか、報告しなければならないなんていうことがあるのでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 この地域密着型事業所につきましては、町が指定をして、町がその指導等についても町が責任を持ってやるということになっておりますので、基本的には問題がなければ県への報告等の義務はございません。ただ何か指定に関することで法律的な違反があつたりとか、そういったものがあった場合は、県への報告等はすることになります。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の、昨年できた施設以外にも、その施設を利用した場合、介護保険の関係でいろんな苦情とか、不満だとか、いわゆるトラブル等、少なからずあると思っております。何件あったか、どうだなんて言いませんが、そういう苦情やトラブルの解決方法というのはどんなふうになっておりますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 苦情に対する対応、苦情の処理というか、苦情の関係でございますが、まず苦情を申し立てることのできるところということでは、まず事業所に対しての苦情を申し立てる。それから居宅介護支援事業所といって、ケアプランをつくっている事業所への苦情。あるいは町、当然、設置者であります町への苦情も申し立てできますし、あとそれよりも大きな部分では、国保連合会ですか、県とか、そこまで苦情を申し立てることができます。各事業所におきましては、苦情の窓口、あるいは苦情の処理体制とかというものをきちんとつくりなさいよというふうになっていますし、苦情に対して第3者を含めた判断委員会みたいなものも設置しなさいよというふうにきちんと規定がなっておりますので、そういったところで対応をしているというようなところでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今、処理に対しては判断委員会とおっしゃいましたか、判定と言いましたか、それは開かれたというふうに聞いておりますか、今までそういうケースがあったかないかお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 第3者委員会が開かれたかどうかという部分でございますが、基本的に

は町へのそういう苦情が、町にこういう苦情がありました、苦情処理をこうしましたという事業所からの報告があるのは、地域密着型サービスの部分だけでありまして、それ以外の部分につきましては、県が指定をしておりますので、特養、老健、訪問看護事業所、そういうところに苦情があったような場合は、県への報告であり、県が指導すのような形になっております。それで、今回できました地域密着型の事業所の中で、その第3者委員会等まで開いた苦情については把握しておりません。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なかなか町としても、私は微妙な立場なのかなというふうに思っています。町内の方が関わることで、例えば苦情とかトラブルがあった場合、町民と考えれば、ところがそろばっかりも言っていられない。指導機関である。なかなかそれは大変だなと思っていますが、いずれにしましても、利用者がやっぱり納得していただく、そこまで施設も努力しなければならないと私は思いますし、町もやはりそこまで納得するように、いわゆる指導もしていかなければならぬのではないかなど、それがやっぱり利用度を増すふうになると思います。こういう問題をあいまいな形でといいますか、納得できないような形で落着とするならば、その後のことも心配、よけいな心配をするなどいえばそれつきりですが、そこら辺を初めてのケースですから、やはり丁寧に扱う、扱うという言葉はおかしい、丁寧にしていくようにお願いを申し上げておきます。

町長は自ら免れないと言いながらも、自らをする気はないということはわかりました。

あと教育委員会と町長というのは対等だと、それはやっぱりこの重みを十二分に理解をして、教育長も、教育委員長も、教育委員も、町の教育行政にあたっていっていただきたいということをお願いして、私の一般質問を終ります。どうもありがとうございました。

○議長 以上をもって一般質問を終結いたします。

暫時休議します。(11時58分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第2、議案第1号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第1号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、本年4月1日に施行されることに伴い、新制度に基づく教育長は、教育委員としての身分を有しない、町の新たな特別職で常勤となることから、従来の教育公務員特例法の規定に基づく教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例につきましては、このあと、議案第4号で廃止する予定であることから、改めて教育長の勤務時間、休日及び休暇、職務に専念する義務の特例に関し規定するため、新たに条例を制定するものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。

第1条は、本条例の目的であります。ただいま申し上げました内容を目的とするもので

あります。

第2条は、教育長の勤務時間、休日及び休暇について規定するものですが、これらの内容につきましては、一般職員が適用する職員の勤務時間、休暇等に関する条例を適用するものであります。ただし、同条例中、任命権者とあるのは教育委員会と読み替えるものであります。

第3条は、教育長の職務に専念する義務の免除について規定するものですが、第2条と同様に一般職員が適用する職務に専念する義務の特例に関する条例を適用するものであります。こちらも同条例中、任命権者とあるのは教育委員会と読み替えるものであります。

次に、附則でありますが、第1項は施行期日でありますと、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置でありますと、この条例の施行の際に、現に在職する教育長が教育委員会委員としての任期中は、本条例の規定は適用しないこととするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第1号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、教育長の勤務時間、休暇等及び職務に専念する義務の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第2号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第2号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案につきましては、平成25年6月に公布された地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の第3次の施行に伴い、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省

が一律に定めていた指定介護予防支援の事業に関する人員及び運営等の基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、または参照して町の条例で定めることとされたことから、本条例を定めるものであります。

本条例で定めます指定介護予防支援でありますが、要支援1または要支援2の認定を受けている方に対して、要介護状態へ重度化することを予防する観点から、予防給付として提供される介護予防サービス等が適切に利用することができるよう、介護予防サービス計画、ケアプランを作成するとともに、サービス事業所等との連絡調整をするものです。

本条例では、その指定介護予防支援事業所及び基準該当介護予防支援事業所について、サービス提供にあたっての基本方針、人員に関する基準、運営に関する基準及び効果的な支援の方法に関する基準等を定めるものであります。なお、本町において、介護予防支援を行うことができるのは、西会津町地域包括支援センターであり、基準該当介護予防支援を行うことができるのは、西会津町地域包括支援センターと委託契約を結んだ、居宅介護支援事業所等であります。

町が条例を制定するにあたっての考え方ですが、本町の実情に国と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的には国の基準を西会津町の基準としました。ただし、サービス提供に関する記録の保存期限につきましては、事業者が不適切な介護給付の支給を受けた場合、町への返還の請求権は、地方自治法の規定により期限が5年と定められており、厚生労働省令の基準の定める2年間の保存期限では、返還請求時に検証すべき記録が存在しない恐れがあることから5年とするものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例。本条例は、6つの章からできています。

第1章は、総則です。第1条から第3条に、この条例の趣旨、用語の定義、一般原則を定めております。

第2章は基本方針です。第4条には、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮することなど、指定介護予防支援の事業を行う上で配慮すべきこと、指定介護予防事業者がサービスを提供する上での基本的な考え方を定めています。

第3章は人員に関する基準で、第5条に従業員数を、第6条に管理者の設置を定めています。担当職員としては、保健師等を1名以上置かなければならないこととなっています。

第4章は、運営に関する基準です。第7条から第31条ですが、介護予防サービス計画作成にあたっての対応や支援の仕方、要支援認定の申請にかかる援助、運営規程を定めることや記録の整備等、指定介護予防支援事業者が事業を運営するにあたり行うべき事項を定めています。

第5章は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準です。第32条から34条ですが、指定介護予防支援の基本取扱指針、具体的な取扱指針や提供にあたっての留意点等を定めています。利用者またはその家族に対しての説明の仕方、サービスにつながったあのフォローの仕方、サービス担当者会議の開催、計画作成にあたっての注意事項な

ど、こと細かに規定しております。

第6章は基準該当介護予防支援に関する基準です。第3条及び第2章から第5章までの規定を基準該当介護予防支援の事業に準用することを定めております。

附則は、施行期日を定めており、平成27年4月1日より施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 この2号に関しましては、いわゆる地域の実情に合わせて、要は今までの要支援の1、2に対する対応の方策だというふうに私は認識しておりますが、今まで、いわゆる要介護認定の認定者数はどんどん増えてきたけれども、今までの要支援1、2というのが少なくなってきたと。私が心配していたのは、今まで要支援で済んでいた方が要介護にてってしまったのかなという思いがありますけれども、これ随分長い条文でありますので、いわゆる具体的にこの、要は要介護にならなくて要支援の段階で留めておきたいというような方策を定める、基準を定める、効果的なやり方を定めるということだと思いますが、具体的にはどういうことをしながら要介護にならないようにするようにうたっているのか、その点、ちょっとわかりづらかったのでお示しいただきたい。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今回定めました介護予防支援ということでございますが、今ほど議員おっしゃいましたように、要支援1、2の方が要介護にならないように支援をしていくということでございます。今回この条例を定めました内容につきましては、その要介護にならないようにするために、どういったことをしていったらいいかという計画をつくる事業所、地域包括支援センターだったり、居宅介護支援事業所だったりするわけでありますが、その計画をつくる際の内容について定めた条例でございます。

ですので、具体的、今ほど言ったように、ならない方策につきましては、具体的にその計画の中で、この人にとってはデイサービスがいいのか、デイケアがいいのか、あるいは在宅に居てホームヘルパーが行って家事を援助したほうがいいのかというような内容につきましては、その計画の中でその人に合ったものを作成していくということでありまして、この条例におきましては、その計画をつくる際の、計画をつくるやり方ですとか、その人としっかりと話し合いをしなさいよとか、そういったことを定めたものでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、これから具体的な計画は策定する中で、いろんなことを示されていくようになると思いますが、先ほど私、よく聞こえなかつたので勘違いするかもしれません、いわゆる国の基準、イコール西会津町の基準として対応するんだということがありましたので、地域の自主性、実情に合わせたというのと少し相反することのような気がしましたので、この点もう一つわかりやすく説明をしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今条例につきましては、国の基準を基に、町が町の実情に合わせてつくるということでご説明申し上げましたが、基本的には今まで厚生労働省令で定めてありました内容に基づいて、今まで実施をしているわけであります。地域包括支援センターで介護予防支援のための計画づくりというのは、今までやつておりましたので、その今までやつていた内容に、町がそれを直すような、今回、内容的なものについては、基本的にはなかったものですから、先ほど言いました書類の保存期間が2年であったものを5年に変えたと。その部分だけ変えて、基本的には今までどおりやつていきますよというようなことで、今回条例を定めたものでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そうであればいいんですが、いわゆるこの法改正というのは、地域の自主性、実情に合わせたものをつくっていただきたいということですから、今までやつてきたことは、すべて悪いとは申しませんが、これからは一番最初に言ったように、いかに要介護にならないようにするか、要支援の段階でとどまつて、元気に過ごしていただけるかというのは重要になってくると思いますので、計画策定の際にはその辺を十分に考慮してやつていただきたい。これは要望だけにとどめます。

以上です。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 第4条なんですが、その利用者が可能な限り、その居宅において自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行われるものでなければならぬというふうにありますが、これというのは、要支援1、2の人たちを、できるだけ居宅で介護をしなさいというような考え方でいいんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

居宅で介護しなさいということではなくて、居宅で生活ができる体力なり、体なり、そういうものを維持させるためにどうしたらいいかということを計画してくださいということでありまして、実際はデイケアに行つたりですとか、ミニデイサービスに行つたり、いろいろなサービスはあるわけですので、そういうサービスを利用しながら、ずっとその施設に入つたりとかということではなくて、自宅で生活できるように支援していきますよというような内容でございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この中でちょっと違うかもしれませんけれども、介護のほうで2.7パーセント下げられると、国のほうで。それで、働く人たちのためには、そのお金が西会津町にはね、その報酬は2.7パーセント下げられますけれども、働いている人たちのために国から入ってくる手当というか、その支援金みたいなものがあるはずなんですかとも、それはどのくらいの金額になるかわかりますか。

○議長 今、議案として取り上げている中の質疑とはちょっと相容れないものがありますので、後日、別な形で。

ほかに。これで質疑を終ります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第2号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第3号、西会津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第3号、西会津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例についてご説明申し上げます。

本案につきましても、議案第2号の説明で申し上げましたように、地域の自主性及び自主性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる地方分権一括法の3次の施行に伴い、平成26年4月1日に介護保険法の一部が改正され、これまで厚生労働省が一律に定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について、厚生労働省令で定める基準に従い、または参照して平成24年4月までに町の条例で定めることとされたことから、本条例を定めるものであります。

町は、高齢者が要支援や要介護状態となることを予防し、要介護状態になった場合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的に地域支援事業を実施しています。地域包括支援センターはこの地域支援事業の一つである包括的支援事業と介護予防支援事業等を実施することを目的に設置されており、職員は、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員で構成されています。本町では、にしあいづ福祉会に委託をして設置しております。

本条例では、その地域包括支援センターの基本方針や職員に関する基準を定めたものであります。町が条例で制定するにあたっての考え方ですが、本町の実情に国と異なる内容を定める特別な事情や特性がないことから、基本的には国の基準を西会津町の基準とした。

それでは、議案書をご覧ください。

西会津町地域包括支援センターの職員等に関する規準を定める条例。

第1条は、趣旨です。介護保険法第115条の46第4項の規定に基づき定めるものです。

第2条は定義です。本条例において用語の意義を定めております。包括的支援事業とは、高齢者が要支援や要介護状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場

合においても、可能な限り地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的に行っている地域支援事業の一つで、介護予防ケアマネジメント事業、総合相談支援事業、権利擁護事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業の4つの事業の総称をいいます。地域包括支援センターは、今ほど説明した、包括的支援事業と先ほど議案第2号で説明した介護予防支援事業等を実施する事業所です。

第3条は、包括的支援事業の基本方針です。地域包括支援センターが包括的支援事業を行うにあたっての基本方針を定めています。

第4条は、地域包括支援センターに従事すべき職員及びその員数を定めています。おおむね3千人以上6千人未満ごとに、保健師、社会福祉士、介護支援専門員を1名ずつ置くことと規定しています。2項では、第1号被保険者数が3千人未満の場合の職員数等についても定めています。なお、本町においては、第1号被保険者が3千人を少し割っていますが、第1項の規定による職員の配置により3名を設置しております。

第5条は、地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえ、適切、公正かつ中立な運営を確保することを定めたものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただき原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 これ、ケアマネージャーと、それから保健師さんの役割というのはどのように違うんでしょうか、教えていただけますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 ケアマネージャーと保健師の役割ということでございますが、基本的に保健師もケアマネージャーをやることができます。ケアマネージャーというのは、その人を支援して、介護サービスのいろんな利用方法ですとか、そういう計画を立てる人がケアマネージャーであります。それで保健師、地域包括支援センターにおける保健師の役割としましては、介護予防のケアマネジメント業務も含めて事業をやるということで、業務的には同じような内容を取り扱っているようなことになります。地域包括センターの中ではということではあります。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 この議案も議案第2号と同じく、その基準を定めるということなんですが、その基準が国の基準と同じだから、国の基準に従ってやるんだというような解釈でいいんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

先ほども申しましたが、今まででは国の基準に従って今現在もやっているわけであります。それで、その国の基準に沿ってやっている中で、しっかりと対応ができているということでもありますから、町としましても、その国の基準と同様の内容で、今回基準を定めたということです。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 そうすると、今まで同様の基準でやっていくというようなことになるわけですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

今までどおりと同じ内容で来年度からも実施をしていくということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私、1点お尋ねします。いわゆるこの職務に従事する職員なんですが、3点ほど出ております。その中で、例えば保健師そのほかこれに準ずる者等々、3つ出ているんですが、いわゆるこれに準ずる者というのはどういうような方を指しているのか。それで本町には3名をそれぞれ設置しているということですが、いわゆる保健師であったり、社会福祉士であったり、主任介護支援専門員、それぞれその資格を持った人が従事されているのか、その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

準ずる者ということでございますが、保健師であれば、その看護師なんかについてもここに配置することができるということになっておりますし、主任介護支援専門員につきましては、普通の介護支援専門員の中で長期にやっている人とか、そういう方でもここに配置することができるというふうになっております。町としましては、その保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という、その職務の方が3名、配置になっております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、ここに保健師さんとか、社会福祉士とか、そういう方々は、町全体でどのくらいなのかということですが、というのは、やっぱりこういういろんな事業をやっていく中で、専門的な知識を持っておられる方が多いということは、大変心強いことでありまして、私たちもよそに行ったときに、当時聞いた中では、西会津はいろいろな資格を持っている人が多いなというような評価も得てきたところですが、何人以上ということで、その範囲に納めるだけではなくて、やはりいろいろ資格の取得というか、そういうのは大いにやっていただきいて、今後にいろいろなところに活かせてもらえればというふうに考えておりますが、今の実数と、あと今まで資格の取得をされてきたというか、そういう年に何人くらい取得をされてきたとかということがわかりましたら教えていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

その専門員のまず人数でございますが、西会津町内、にしあいづ福祉会に限らずということでの人数でよろしいでしょうか。社会福祉士については5名おります、町内に。保健師については、すみません、町が今把握している人数ということでお答えさせていただきたいと思いますが、保健師については7人。それから、大変申し訳ありません、主任ケアマネージャーについては、ちょっと人数的にも大勢いますので、ちょっと全体の人数、把握してはございませんが、結構多くの方がおられるというふうに考えております。

これらの資格等でございますが、なかなか社会福祉士とか、保健師につきましては、本当に専門の学校とか、そういうものを出てこないとなかなか資格として取れないという部分があります。ですので、そういう部分もありますし、あと主任ケアマネージャーですと、通信教育をやったり、それぞれの試験を受けてということもありまして、にしあいづ福祉会においては、そういうレベルアップのためにやっているものについては、いろいろ助成をしながら、そういう職員の数を増やしていくというようなことは、現在やっているということで聞いておりますので、そういう形で専門職の増員というのやっているというようなところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第3号、西会津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号、西会津町地域包括支援センターの職員等に関する基準を定める条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、先ほどご議決をいただきました議案第1号と同様に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、以下、地方教育行政法と申し上げますが、同法の一部改正に伴い、教育委員会の制度改革に関連し、改正や廃止が必要となった条例を一括して整備するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

本条例第1条は、西会津町議会委員会条例の一部改正であります。同条例第17条は、委員会における出席説明の要求について規定するものでありますが、教育委員会に対する出席要求については、これまでの教育委員会の委員長から教育委員会の教育長に改めるものであります。

本条例第2条は、西会津町職員定数条例の一部改正であります。同条例第1条は、当該条例の趣旨を規定するものでありますが、地方教育行政法の改正に伴う条番号の移動であります。

同条例第3条は、町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正であります。同条例第1条は、当該条例の目的を規定するものであります、地方教育行政法の改正に基づく教育長は、町の特別職となることから、新たに町長・副町長と同じ特別職として規定するものであります。

同条例第2条は、町長等の特別職の給料月額を定めるものであります、新たに教育長の区分を設け、給料月額を58万1,800円と規定するものであります。また、別表第1は旅費の日当及び宿泊料等を規定するものであります、同表に教育長の区分を追加するものであります。

本条例第4条は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。同条例の別表第1は非常勤特別職の報酬額を規定するものであります、同表に規定する教育委員会委員の委員長の欄については、委員長制度が廃止となることから削除するものであります。

本条例第5条は、教育長の給与・勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止であります。これまで、教育長の給与・勤務時間等については、教育公務員特例法に基づき規定されておりましたが、同法から削除されたことにより、当該条例を廃止するものであります。なお、新制度に基づく教育長の勤務時間等につきましては、先ほど議案第1号でご議決をいただいたとおりであります。

次に、附則でありますが、第1項は施行期日であります、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項から第5項までは経過措置であります、この条例の施行の際に、現に在職する教育長が教育委員会委員としての任期中は、本条例の第1条、第3条、第4条及び第5条の規定は適用せず、改正前の規定がそのまま効力を有することとするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 1点だけお尋ねします。いわゆる地方教育行政法、上位法令が変わったための条例の改正だということで理解しましたけれども、今までの制度での教育長の給与と、新しい制度での教育長、特別職となる教育長の給与は、まったく同じ金額なのか、その1点だけお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 教育長の給料につきましては、従前の金額をそのまま適用するものでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第4号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第5号、付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第5号、付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例つきまして、ご説明させていただきます。

本条例の改正ですが、町長の提案理由説明でも申しあげましたように、町の付属機関から西会津町小学校統合推進委員会を削除するものでございます。西会津町小学校統合推進委員会につきましては、統合小学校の開校及び学校施設整備に関する重要な事項について調査審議をいただくために、平成22年8月の臨時議会に提案し、設置をしたところでございまして、これまで14回の委員会を開催してまいりました。新しい小学校校舎が完成しまして、重要事項の審議につきましても全て終了となり、本審議会はその役割を終えましたことから、廃止し町の付属機関から、削除することとしたところでございます。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。また、併せて条例改正案新旧対照表6ページをご覧いただきたいと思います。

議案第5号、付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例。

付属機関の設置に関する条例の一部を次のように改正する。今次改正するのは、条例の別表であります、別表町長の部中、西会津町小学校統合推進委員会の項を削るものでございます。

次に附則でございますが、施行期日を定めていまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでございます。

これで説明を終らせていただきますが、地方自治法第9条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第6号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、行政手続法の一部が改正され、国民の権利利益の保護の充実ための手続きが整備されたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、条例改正案新旧対照表の9ページをご覧いただきたいと思います。

本条例に、第4章の2を新たに加えるため、目次及び第3条を改めるものであります。

次に、第33条は、行政指導の方式を定めるものでありますが、新たに第2項として、行政指導をする際、許認可等の権限及び許認可等に基づく処分をする権限を行使できることを示すときは、その相手方に対して当該権限の行使の根拠を示さなければならない規定を追加するものであります。

第34条の2は、新たに行政指導の中止等の求めの規定を追加するものであります。法令に違反する行為のは正を求める行政指導の相手方は、当該行政指導が当該法令に規定する要件に適合しないと思料する場合は、行政指導の中止を求めることができるとするものであります。

次に、第4章の次に第4章の2処分等の求めの章を加え、第34条の3として、何人も、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分または行政指導がされていないと思料する場合は、処分または行政指導に係る権限を有する行政機関に、当該処分または行政指導をすることを求めることができる規定を新たに定めるものであります。

次に、附則でありますが、第1項は施行期日でありますて、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は、西会津町税条例の一部改正でありますて、行政手続法の改正に伴い、条項番号の移動を行うものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第6号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、西会津町行政手続条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。
本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第7号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例について、
ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要についてご説明いたします。本案につきましては、先に開催されました議会全員協議会の中でご説明いたしましたとおり、野沢坂下線とデマンドバスとの使用料の整合性を図るための改正であります。現在、野沢坂下線の使用料は1人1乗車200円となっておりますが、繩沢や軽沢方面の小学生や70歳以上の方が事前予約でデマンドバスを利用する場合の使用料は100円であり、同じ目的地まで乗車するにも関わらず使用料に差が生じております。このことから、使用料の整合性を図るために本条例を改正するものであります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。議案書と併せて、条例改正案新旧対照表の13ページをご覧願います。

西会津町民バス運行条例の一部を次のように改正する。

第5条は町民バスの使用料を規定しておりますが、第1号イの野沢坂下線の普通使用料1人1乗車につき200円の次に、ただし、町内の者で小学生及び70歳以上の者は、町内の利用区間に限り1人1乗車につき100円の文言を追加するものであります。

次に、附則ですが、施行期日を本年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 これは私以前、質疑の中で申し上げて、いわゆるこの路線は二重価格のところがあると、それを是正する、あるいは整合性を図るというようなことで今回の改正になったということで理解しました。その中で私、そのとき申し上げたのは、いわゆる野沢坂下線の定期路線バスを繩沢、甲石、軽沢方面の方が積極的に利用していただければ、この100円にすることによってデマンドバスの出動回数が減らすことも可能ではないかと、大した時間の差がなくて、同じように並行してデマンドバスを走らせるよりは、そっちのほうが経費節減、随分なるというような話をしたことがあるんですが、実際その辺の試算はしましたでしょうか、この100円をすることによってデマンドバスの削減は、少しはできたのか等々あれば、お示しいただきたい。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

まずデマンドバスの運行時間と野沢坂下線の運行時間、本数も時間も違います。ただ、利用される方が野沢坂下線で利用していただければ、その分デマンドバスはそっち方面には行かなくて済むようになります。予約が込み合ったときなんかは、そうしていただければ、ほかの地域の予約にも対応できると、そういういったメリットは当然ございます。

それで、その経費の節減につきましては、申し訳ありませんが、そこまで詳しい積算はしておりますが、ただメリット的には、今私が申し上げたとおり、予約がある程度少なければいいんですけれども、込み合った場合に、ほかの地区の予約も対応できると、そういういったメリットがございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 これは4月1日からということではありますから、4月以降、その辺を少し調査していただきて、この100円にすることによってどれだけ効果があったのかを、あとでお示しいただければと思います。まったくないということはないと思いますので、その辺を申し上げておきます。

以上です。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ただいまのご質問のとおり、効果は検証して、あとでお示ししたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第7号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、西会津町民バス運行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 議案第8号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

まず、議案の説明に先立ちまして、本条例改正案の概要についてご説明いたします。本件につきましては、先に開催されました議会全員協議会の中でご説明いたしましたとおり、デマンドバス利用に係る町内者と町外者の使用料の均衡を図るための改正であります。現

在、町外者のデマンドバス使用料は300円であり、町内者の未登録者及び当日予約者と同じ使用料となっております。デマンドバスは、町が費用を負担して運行していることから、町内者と町外者との使用料の均衡を図るために、本条例を改正するものであります。

それでは、議案書の説明に入らせていただきます。議案書と併せて、条例改正案新旧対照表の14ページをご覧願います。

西会津町デマンドバス運行条例の一部を次のように改正する。

第5条はデマンドバスの使用料を規定しておりますが、第1号イから町外者を削除し、新たにウとして町外者1人1乗車につき500円とする文言を追加するものであります。また、西会津町民バス運行条例との整合性を図るため、第1号ア及びイにおいて1乗車の前に1人を追加することとします。

次に、附則でありますが、施行期日を本年4月1日からとするものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 先日の全員協議会の中でもお尋ねしました。500円にすることによって、おそらく1千名くらい町外者が利用して、20万くらいの増収になるというような試算をしておられました。デマンドバス、これ導入するときに、いわゆる町外者に対しての周知はどうするんだと、大変懸念されたところあって、当初はいろいろトラブル等も、苦情等もあったように聞いておりますが、今は、その町外利用者はそういうことはないのか。あと、500円の周知方法というのはどのような形で考えているのか、お尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えいたします。

町外利用の方といいますのは、大きく分けて飯豊山登山者の方、それから身内の方が西会津町において、その方、身内の世話をしたりして他町村から来られる方、あとは大山まつり期間、6月以外に大山祇神社に参拝される方等々でございます。そのうち登山者の方につきましては、そういったデマンドバス利用で弥平四郎まで行けますよというようなPRはしてございます。それから大山まつりについても同じく、デマンドバス、6月以外であってもデマンドバスで大久保方面に行けますよというPRをしております。あとはその身内の方も、中には登録をされているような方もおりますし、ある程度周知は図られていると。それで、といったトラブル的なものは当初、若干ありましたけれども、もう現在のところはトラブルはないというように会津バスからは聞いております。

使用料500円をどのように周知するのかというお話ですが、今申し上げましたとおり、登山者なり、それから大山まつりの方については、そういったことでPRはできますし、あとは町のホームページ等でやるのも一つの手段でありますし、あと、一応PRの方法としては、そのようなことで、なるべくトラブルにならないような周知方法を図ってまいる考え方でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第8号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、西会津町デマンドバス運行条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今次の改正は、生涯学習を充実強化するため、非常勤の特別職となっている社会教育指導員を廃止し、常勤の生涯学習指導員とするため条例を改正するものでございます。

それでは、条文をご説明いたしますので、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表、16ページも併せてご覧いただきたいと思います。

別表第1中には、社会教育指導員、これを廃止するためその項を削るものでございます。

附則は施行の期日を定めており、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 1点お尋ねしますが、いわゆる社会教育指導員を削る、年額8万5,100円というものはわかりますが、いわゆる常勤となる生涯学習指導員の報酬は、これいかほどのお尋ねをいたします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではお答えいたします。

今度なります生涯学習指導員は、報酬ということではなく、いわゆる委託ということで、委託の職員というふうになります。これにつきましては、年額の委託料ということでお支払いをする予定でございます。金額については、この社会教育指導員は8万5千円ほどでございますが、実際には12、3万程度ということで、まだはっきり、その方によりまして、委託の職員ですから、金額がちょっと変動いたしますので、はっきりした金額は申し上げられませんが、これより高い金額になります。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そうするとその生涯学習指導員は、これから委託職員を、これから採用すると、募集をしていくということでありましょうか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 お答えを申し上げたいと思います。

生涯学習指導員につきましては、すでに公募をいたしまして、慎重なる選考の結果、1名を決定しております。その積算につきましては、これからさせていただきます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第10号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第10号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

今次の改正ですが、介護保険料は3年を1期とした介護保険計画の中で3年間の保険料を定めることとなっており、このたび平成27年度から平成29年度までの第6期介護保険事業計画を作成したことから、期間中の保険料を定めるために条例の一部改正するものであります。保険料の算定にあたりましては、これまでの介護サービスの提供の実績などをもとに、今後の高齢者人口や介護認定者数及び介護サービス利用者・利用量などを推計し、3カ年間の介護給付費を基に積算いたしました。

その結果、保険料の基準額を年額6万5,832円、月額5,486円としたところであります。現在の第5期計画の保険料と比較して月額で1,136円、26.1パーセントの増となりました。この増額の要因は、介護サービスの利用増による介護給付費の増や65歳以上の第1号被保険者の負担割合の増、第5期計画期間中では介護給付費準備基金から3千万円の繰り入れをしておりますが、今回は繰り入れることができないことなどによるものであります。

それでは、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表の18ページもご覧いただきたいと思います。

西会津町介護保険条例の一部を次のように改正する。

保険料について定めた第3条の改正でありますが、本条文は、事業期間と国の介護保険法施行令第39条第1項第1号から第9号までの規定に基づき、所得に応じた保険料率を定

めているものであります。

3条中、平成24年度から平成26年度を平成27年度から平成29年度に、介護保険事業計画の期間に合わせ変更するものであります。

次に同条第1号中、2万6,100円を3万2,916円に、第2号中、2万6,100円を4万9,380円に、第3号中、3万9,150円を4万9,380円に、4号中、5万2,200円を5万9,256円に、5号中、6万5,250円を6万5,832円に、6号中、7万8,300円を7万9,008円にそれぞれ改め、同条に第7号として施行令第38条第1項第7号掲げる者、8万5,584円、8号として令第38条第1項第8号に掲げる者、9万8,748円、9号として令第38条第1項第9号に掲げる者、11万1,924円の3号を加えるものです。第5期期間中は6段階であったものを第6期期間では、所得等に応じてより細分化し、9段階にしたものであります。

第5条は、賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合を規定しており、上位法である介護保険法施行令の改正に合わせて条項を改正するものであります。

本則の附則に医療介護総合確保推進法附則第14条第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業に関する経過措置として、次の第7条を加えます。これは、介護保険法の改正により、今まで介護予防としてサービス提供されていた、要支援1、要支援2の認定を受けた方の訪問介護サービスと通所介護サービスが、市町村事業として地域支援事業に位置付けられることとなりました。この事業については、原則として平成24年4月1日から開始することとされていますが、円滑な制度移行ができるよう平成29年の4月までその開始が猶予されています。

本町においては、先日の第6期介護保険事業計画の説明の際に説明しましたとおり、平成27年度中に関係機関とサービスのあり方を検討し、平成28年4月1日から開始することとしておりますので、そのための所要の規定を設けたものであります。

附則ですが、第1条は施行期日であります。この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

第2条は経過措置でありまして、改正後の西会津町介護保険条例第3条の規定は、平成27年度の保険料から適用し、平成26年度以前の年度分の保険料は、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1番、小柴敬君。

○小柴敬 年金受給等の方々にとって、非常に死活問題というようなご意見もちらりとしておりますが、この1段階から9段階までの方で、今現在、西会津で一番多いとか、に該当する、充当する段階というものはどういった人数、何段階くらいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

段階別の割合でございますが、1番多いのは第1段階の方でございます。全体の23パーセントの方が第1段階におられます。2番目に多いのが第4段階でございます。この方が

21.4 パーセントであります。多いところをもう少し言いますと、第5段階、これが基準の段階でありますが、この方が 15.4 パーセント。第7段階、所得が 120 万から 190 万未満の方ですが、こっちのほうがちょっと多かった、15.7 パーセント。そういういたところが多い段階となっております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も第6期介護保険事業計画の中でも申し上げました。この介護保険料というのは、保険料でありますけれども、大変な町民の皆さんにとっては重税感があります。今までと比べると、第5期と比べると相当な金額が上がっているというようなことで、介護保険料が上がって大変だということをわれわれも言われます。そんな中で、健康福祉課長は、これ決まれば、広報、ホームページ等々で町民の皆さんには広く周知をしていくということであります。これ町長にお尋ねしたいんですが、これはやっぱり町民の皆さんにもっと丁寧にこれは、何でこういう状況になったか、こういう料金体系になっているのか、これは丁寧に説明していく必要があろうかと思います。

そんなことで、私は広報等々もいいでしようけれども、合わせて町民懇談会等を開いて、町民の皆さんに生の声で、じかにこういうことで保険料はこうなったんだというようなことを説明することも必要だと思いますが、町長、そんなお考えはありませんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まったくそのとおりだと思います。確かに多賀議員のおっしゃるとおり、この介護保険というのがどういう役割を果たしていくのか、そして、非常にこの負担というのが重いということの認識を持っているわけでありますから、単に議会で決まったからといって、それがホームページとか、あるいは町の広報で流せばいいという問題ではないというふうに思っています。

それで、第6期介護保険計画というのは、まずどういう視点に立ってこれができあがっているのか、そして現在の介護を要する方の実態というのは、西会津町の場合どういう状況になっているか、さらには、これから西会津町が介護に関する一番大きな視点というのはどういうところにあるのか、例えば施設介護、さらには在宅介護、そして介護によっては、要支援1、2、これは今度はこういう状況になってきますよと、そして特老はこういう基準の人が入ってくることになります。さらには、町としてこれからどういう施設をもっと拡充していかなければならないのかという、総合的な中でわかりやすく、特にこの65歳以上の負担というのは非常に大きいというふうに思いますので、そうした町民向けの出前講座といいますか、そういう説明会などは、やっぱり行っていくべきだろうというふうに思っておりますので、今後担当課と協議しながら、これらについての内容についての説明会、これをできる限り開催をしてまいりたいなというふうに思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 この改正で、本当に改正前、改正後、金額を見ますと、本当に重圧感があるということで、あと町としての配慮として9段階に細分化したというのは、その配慮をされたというのはわかります。それで、かつて町では、こういうものに対して、町独自の横出しサービスとかということをやっていましたね。だからもしこういう、皆さんに負担だと、重税感があるという場合であれば、共通する面について、それらを横出し、町独自の

施策で軽減策、そういうものは考えられないものかどうか。それらを検討してもらえばと思うんですが、いかがですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 横出しサービスについてのおただしでございますが、横出しサービスというか、町独自のサービスの部分であります、これについても、その先ほど言いました地域支援事業の中で取り組んでいる部分であります。それで、地域支援事業につきましては、前にもご説明申し上げましたが、介護報酬として支払っている部分の4パーセントを使って地域支援事業できるわけですけれども、それを超える部分、4パーセントを超える部分については、町が持ち出しをして実施をしておりますので、町独自のサービスの部分についても、町の一般財源のほうからも繰り出しをしながら事業を実施しているという現状がございますので、ご理解いただければと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 われわれ議会報告会等でお話を聞いた中でも、福祉の町を前面に出してやつてほしいというのような町民の方のご意見もございます。だから、知恵を絞って、できることはやっていただきたい。やはり一気にこれだけの金額、数字を見せられれば、どうしても自分が受けたいサービスも受けられない、あと受けてはみたものの、なかなか支払に苦労される等々というよな、誰のための介護かということにならないように、その辺は配慮していただければと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

介護保険と、今はサービスを実施した場合の自己負担という部分でございますが、それらにつきまして、低所得者に対しては、その軽減があったりとか、いろんな部分で配慮をしながらやっているところでありますが、その辺の制度の説明とか、そういった部分につきましては、先ほど町長が答弁したように、私たちも丁寧に説明をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、町ができる軽減策ですか、この保険料だけじゃなくても、いろんな部分でできることで負担軽減を図ってほしいということで申し上げました。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 ただいま同僚議員がいろいろやられましたけれども、実際これ本当の値上げしなければならない理由は、本当のところはどうなんでしょうか、本当に町 자체が、これ値上げをしないとやっていけないと、それでサービスも介護も受けられないんだと、だからどうしても上げるしかないんだと、そういうような。ただ、これかけても、早く言えばサービスも受けられないし、施設に入ることもできないと、じゃあ何のためにかけたんだと、こういうふうな話になるわけですよ。だからそういうところをちょっと説明してください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

この保険料の算定でございますが、基本的には、介護報酬につきましては国がすべて決

めているわけです。このサービスを利用したならばいくらですよと、そういういたものは国の基準で決まっておりまして、それに基づいてサービスを受けた方が、その1割を払うわけです。それで、その9割をこの介護保険の中で、9割をまかなうわけですが、その9割のうち半分は国、県、町が負担をしているわけです。それで、その残りの半分、5割あります、そのうちの22パーセント、それを今回、西会津町の65歳以上の方が負担をするということがこの制度で決まっておりまして、その制度に則って、今回、全体の介護報酬、支払う額を推計して保険料を算定したところでございますので、そういうことでの算定でありますて、最終的に今回これだけの多くなったというのは、先ほども説明申し上げましたが、介護サービスを利用する方が増えて、介護給付費が上がったということ。それから、65歳以上の1号被保険者に対する負担の割合が増えたということ。それから、第5期で介護給付費準備基金のほうから3千万の繰り出しをしたわけですが、今回はその辺がなかつたというようなことが大きな要因でありますので、ご理解をいただければと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうすると、ましてああいうさゆりの園とか、憩の森に、確実に入って面倒をみてもらえると、そういう約束は無理だと思うんだけれどもね。だけど、実際いろんなサービスを受けるといったって、自分で何かやりたい、手すり付けてといったって1割負担ですよね。あとやってもらうといったって、18万までが限度でしょう。それ以上はないんだもんね。それ以上なんばかかったって自分で負担しなければならないんじゃないんですか、それどうですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず基本的に町としましては、その介護を受けないような施策、介護予防に、今回もそうですが、今までもそうですが、介護予防に力を入れてやってきました。その介護予防をして、その介護にならないようにすることが、介護保険を下げる一番の近道だということありますので、介護にならないような施策をしっかりと町としてはこれからもやっていきたいというふうに考えております。

ただ、どうしてもやはり高齢等で介護を受けざるを得ない人もおられますので、そういう方に関しては、その介護保険の中で各サービスを使っていただくようになってしまします。

住宅改修につきましては、20万円を上限に改修をして、それ以上になりますと自己負担になるということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 俺もバリアフリー、あまり賛成ではないんです、自分で言ってね。なぜかと言うと、人間には歩いたり、つかまつたりというところで、頭使ったり手足が動くところで、私はある程度、人間が考えたり、食ったりすることによって、丈夫になるということはないんですけども、その呆けとか何かに対して効果があると思うんです。あれみな車椅子でとんで歩ってしまったら、実際見てみてくださいよ、何にもやらなくて車椅子で走っている人が元気になりますか、元気に絶対にならないから。やっぱり自分でいろいろ工夫したり、歩いたり、つかまつたりすれば、それでやっぱり呆けたり、そういう痴呆とか、認

知症の予防に私はなると思います。それだけ言いたかったから。あといいです、答弁いりません。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、西会津町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

皆さんに申し上げます。明日 13 日金曜日は西会津中学校の卒業式です。会期日程表のとおり、13 日は午後 1 時より議会を再開いたします。

本日はこれで散会します。(14時34分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月13日（金）

開 会 13時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第8号）

平成27年3月13日 午後1時開議

開 議

- 日程第1 議案第11号 西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第12号 西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第13号 西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第14号 西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第15号 西会津町体育施設条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第16号 西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を廃止する条例
- 日程第7 議案第17号 平成26年度西会津町一般会計補正予算（第12次）
- 日程第8 議案第18号 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）
- 日程第9 議案第19号 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第10 議案第20号 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第2次）
- 日程第11 議案第21号 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2次）
- 日程第12 議案第22号 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）
- 日程第13 議案第23号 平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）

散 会

○議長 平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 11 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 11 号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例につきましては、地域密着型サービスの基準を定めた条例で、地方分権一括法等により介護保険法が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基に条例として定めたものですが、このたび、その基準とした厚生労働省令が改正されたことから、それに合わせて町の条例も一部改正するものであります。

条例の説明に入ります前に、条例改正に対する町の考え方と、主な改正の内容についてご説明申し上げます。本日お配りしました議案第 11 号、12 号関係資料をご覧ください。

議案第 11 号に関する部分について、まず説明申し上げます。

1 の条例改正の概要であります。今ほど申し上げましたとおり、本条例の基準となる厚生労働省令が改正になったことによるものであります。改正された国の基準でありますが、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準であります。

2 つ目の本町の条例改正の考え方ですが、今回の改正内容には、厚生労働省令で定められている内容を、基準に従い定める内容と、町村の実情に照らし参酌して定める内容がありますが、今回の改正内容においては国の基準と異なる改正をするような状況が本町にないことから、国の基準と同様の改正を行うこととしました。

3 の主な改正内容でありますが、(1) が認知症対応型通所介護にかかる部分でございます。

①としまして、認知症対応型通所介護事業所の設備を利用して、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施している事業所については、届出を求めることとし、事故報告等の仕組みが設けられました。これにつきましては、条例の 63 条の第 4 項の改正であります。

2 つ目が、共用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点としてさまざまな機能を発揮することを促進する観点から、今まで一事業所 3 人以上であったものを、1 ユニット 3 人以下に見直すものであります。これは地域密着型、条例の 65 条第 1 項の改正であります。

2 ページ目でございますが、小規模多機能型居宅介護にかかる改正であります。一つ目が小規模多機能型居宅介護事業所の看護職員が兼務可能な施設事業所について、その範囲であります。現在は併設する施設、事業所となっておりますが、そこに同一敷地内、または隣接する施設、事業所を追加するものであります。また、合わせて兼務可能な施設、事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えるものであります。

82 条の第 6 項及び 7 項並びに 83 条第 1 項の改正でございます。

2 つ目が、小規模多機能型居宅介護の登録人員の変更でありまして、現在、25 人まで登録できるようになっておりますが、それを 29 人まで登録できるように改正するものであります。それに合わせまして、登録定員が 26 人以上、29 人以下の指定小規模多機能型居宅介護事業所について、当該事業所の居間や食堂を合算した面積が利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さを持っている場合につきましては、通いのサービス、デイサービスにかかる定員を 18 人以下とすることが可能となったところでございます。これは第 85 条第 1 項及び第 2 項の改正でございます。

3 つ目であります、運営推進会議と外部評価は、ともに第 3 者による評価という共通の目的を有することを踏まえ、共通の目的でできたものであります、事業所が引き続き自らその提供するサービスの質の評価、自己評価を行い、これを町や地域包括支援センター等の公正、中立な立場にある第 3 者が出席する運営推進会議に報告した上で公表するとした仕組みの改正でございます。これにつきましては、あとでしゃべります複合型サービスも同じ改正がございます。これは 91 条の 2 項の改正であります。

大きく 3 つ目は、認知症対応型共同生活介護にかかる改正でありますが、認知症対応型共同生活介護事業者が、効果的にサービスを提供できるように、現行では 1、または 2 と規定されているユニット数の表示について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合は、3 ユニットまで差支えないことに改正になりました。これは現在の、裏のグループホームなんかにつきましては、基本的には 2 ユニットまでしか建てることができませんが、今後の場合は 3 ユニットまで、もう 1 施設多く建てることができるようになるというような改正でございます。これにつきましては、第 113 条の 1 項の改正でございます。

4 つ目が、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の改正でありますが、サテライト型地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現在の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、または病院、もしくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を加えるものであります。151 条の第 4 項、それから 152 条第 1 項及び 180 条第 1 項の改正であります。

3 ページでありますが、複合型サービスにかかる改正であります。これは、一つ目は名称の変更であります、サービスの普及に向けた取り組みの一環として、医療ニーズのある、中、重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう、通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わることで利用者や家族への支援の充実を図るというサービス、これが複合型サービスであります、具体的にイメージができる名称ということで、複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に変えるものでございます。

②であります、その複合型サービスの定員を、現行の 25 人以下から 29 人以下とするものでありますし、通いの人数についても 18 人以下とすることが可能になったというような改正であります。これは 194 条第 1 項及び第 2 項の改正であります。

なお、西会津町内でサービスを提供しておりますのは、(2) の小規模多機能型居宅介護と(3) 認知症対応型共同生活介護、グループホームの 2 つのサービスだけでございます。

4 の施行期日であります、平成 27 年 4 月 1 日とするものでございます。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の 20 ページをご覧くだ

さい。

西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中の改正は、事業名の改正であります。

第1条は文言の整理であります。

第6条から32条までの改正は、定期巡回・随時対応型訪問看護、介護にかかる改正であります。

第60条から80条までの改正につきましては、認知症対応型通所介護にかかる改正であります。主な内容は先ほど説明したとおりであります。

第82条から第106条までの改正は、小規模多機能型居宅介護にかかる改正であります。内容につきましては、先ほど説明したとおりでございます。

第111条から第113条までの改正につきましては、認知症対応型共同生活介護にかかる改正であります。主な内容は先ほど説明したとおりであります。

121条から148条までの改正につきましては、地域密着型特定施設入居者生活介護にかかる改正であります。主な改正内容は名称の変更による改正であります。

第151条から第180条までの改正は、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護にかかる改正であります。主な改正内容につきましては先ほど説明したとおりであります。

9章及び第190条から第202条までの改正は、複合型サービスにかかる改正でありますが、名称の変更と主な内容は先ほど説明したとおりであります。

附則でありますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 簡単なことの質問です。条例の内容について、3の(1)の内容についてちょっとわからないところを教えていただきたいと思います。設備を利用して介護保険制度外の夜間及び深夜のサービス、宿泊サービスを実施している事業所については届出を求めることとし、そこから事故報告などの仕組みを設けるということなんですけれども、その事故報告の内容というのは、どういう事故の内容ということを1点教えていただけますか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 事故報告の内容ということでございますが、介護をしている際に、サービスを受けている人が怪我をしてしまったりとか、主に事故という部分はそういうことが大きな内容なのかなというふうに思います。サービス提供中の事故、あるいは車の送迎中の事故、そういうものを報告していただくということでございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう送迎とか施設内での事故と、もう一つ、私ちょっと余計なことを考えましたが、やはり認知症ですので、それ以外にいろんな権利的な擁護的な、そういうことも入っているのかなとちょっと思いましたけれども、夜間ということですので、その辺はどうなのか、そこをもう一度聞いていいですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 権利擁護に対する侵害ということでありましょうか。それらについても事故というよりは、それは事故というよりは人権とかそういう部分でありますので、処遇的な部分のことになると思いますので、それはそれでまた別な部分で適切な処遇をするようにというような条項が入っているところでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 11号議案と12号議案に共通するところがありますが、名称の変更とか文言の整理に関しましてはわかりました。その中で、何箇所か出てくるんですが、その定期的に外部の者による評価を受けてという文言を削られていると、これは何か外部の評価を受けるのを削るというのは、何か後ろ向きな改正のような気がしているんですが、これなんで条文中には何箇所かこれ削られているところが出てきますので、これはなぜこういうふうになったのかということと。

あと、通いサービスに関しまして、利用する際の定員を増やす改正になっているようありますけれども、この増やす、利用定員を増やすようになった背景はどういうことなのか、要は、利用したいけれども、なかなか定員がいっぱい利用できないから、これ定員を増やしていくというようなことが背景にあるのか、その2点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず第1点目の、第3者による評価をなぜ削ったのかと、今回の改正で3つの事業所の第3者による評価が削られております。各事業所ともに第3者による評価というものが、運営推進会議という、各、その事業所に運営推進会議というものがございます。その運営推進会議には、地域包括支援センターの職員ですとか、町の職員、それから入居者の代表というような方々が入って、その第3者の目で評価をすることができるものであります。それから、外部評価というものにつきましては、外部評価をしている専門の方にお願いをして外部評価をしていただくということではあります、今回の改正につきましては、その専門的な方からの外部評価の部分を削って、その運営推進会議にも第3者が入っているので、そういうもので評価することでいいですよというような、今回、改正になったということでございます。ですので、第3者評価をやらなくなつたということではなく、その第3者評価については、運営推進会議だけでいいですよというような改正になったということであります。

それで、今回その3事業所についてだけ改正になっておりますが、そのほかの事業所については、今までどおり第3者による評価という部分が残っているというようなことでございます。

それから、通いの増員を、増やしたのはどうしてかということでございますが、やはりこの部分につきましては、デイサービスという、認知症の方のデイサービスの事業になるわけなんですが、実際デイサービスについては、どこの町村でもやはり数が少ない、足りないという部分がありまして、今回、通いの方の定員も増やしたというような内容でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると、いわゆる定期的に外部の者による評価を受けるのを削っても、いわゆる第3者による専門的な見地での評価は、運営推進会議に入っているので、変わらずその評価検証に関しては維持できるということでおよろしいですね。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 運営推進会議に第3者が入ってやっているということで、その部分は担保できるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 関係資料からいきますが、3の②で、1事業所3人以上を1ユニット3人以下ということに見直すということになりますが、なぜこんなふうにして見直さなければならないのかと。そうすると、入所、あるいは通う、利用に関しては影響があるのかないのかあります。

それから2ページで(3)の①で、新たな用地確保が困難である場合には3ユニットまで、これはそうすると、今まで、今施設が建っている土地のほかに、別な用地が困難な場合には、その今の建っているところにある程度余裕があるならば、3ユニットにしてもいいのかというふうに受け取ったんですが、それでよろしいかということあります。

それから、85条で、登録定員と利用定員を人数書いてありますが、26人または27人、なぜここだけが26人、または27人。これら辺はなぜこういうふうに条例でわざわざ書かなければならないのかと。

それと、国の方針ということでこうなったというわけですが、国での上位法が変更する場合には、それぞれの自治体にも連絡があるわけですが、こういう改正は、それぞれ事業所には、国あたりからいっているのか、いっていないのか。また、西会津が変更した場合には、その旨をそれぞれの事業所等には連絡しなければならないのか、しているのかしていなか、これら辺も合わせてお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

1事業所、それから1ユニットの考え方ですが、今まででは1事業所ということで、1事業所で2ユニット、9人の施設を2つつくっていたような場合だと、大変申し訳ありません、1事業所3人以上と書いてありますが、これ3人以下の間違いなのかなと。結局、1事業所3人だったのを、今度は2ユニットやっているところについては、ユニットごとに3人ずつ通所ができるということでありまして、今まで3人しかみられなかったのが、今度は6人通所できるようになったということあります。

それから、2ページ目の3ユニットにする部分ですが、議員おただしのように、ほかに土地を求めることができなくて、その事業敷地内に土地があるということであれば、3ユニットまで増設もできるというような内容でございます。

それから、85条の人員ですが、結局この部分につきましては、通所定員を18人に抑えるためということもありまして、登録定員は4人増えるわけでありますが、通所の利用定員については3人だけ増やすということがありますので、26から27については1人だけ増やす。28人の場合は2人増やす。29人場合は3人増やすというような改正になったということでございます。

それから、今回の改正について事業所等への説明はしたのかということですが、この改正内容につきましては、県のほうで各事業所を集めて説明会もやっておりまし、町でも条例がとおった際には、説明等はさせていただきたいというふうに考えております。

それから、資料の、先ほど言いました資料の1ページの一番下の、1事業所3人以上につきましては、大変申し訳ありません、3人以下の間違いでありますので、訂正させていただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 以下ということであります、事業所3人から1ユニット3人というふうにしたことによって、どういう利用に変化といいますか、があるのかと、そこについてもう1回説明をしてください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 西会津の場合ですと、裏のグループホーム、しょうぶ苑なんですが、あそこ2ユニットございます。今までですと1事業所でしたので3人しか通えませんでしたが、今度は2ユニットあるということであれば、6人まで通所が可能になるということで、利用人数の増加になるということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第11号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号、西会津町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第12号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第12号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

本条例につきましては、要支援1及び要支援2の認定を受けた方にかかる介護予防サービス等の基準を定めた条例で、地方分権一括法等により介護保険法が改正されたことに伴い、厚生労働省令を基に条例として定めたものであります。このたび、その基準とした厚生労働省令が改正されたことから、それに合わせて町の条例も一部改正するものであります。

す。

条例の説明に入ります前に、条例改正に対する町の考え方と主な改正の内容についてご説明申し上げます。本日お配りしました議案第11号、第12号関係資料をご覧ください。

議案第12号に関する部分について説明申し上げます。

1の条例改正は、今ほど申し上げた内容でございます。これにかかる改正された国の基準であります。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準であります。

2の本町の条例改正の考え方ですが、今回の改正内容には、厚生労働省で定められている内容を、基準に従い定める内容と、町村の実情に照らし参酌して定める内容がありますが、今回の改正内容においては国の基準と異なる改正をするような内容がないことから、国の基準と同様の改正を行うこととしました。

主な改正内容でありますが、3の改正内容のうちの（1）の認知症対応型通所介護（介護予防を含む）ということで、この介護予防を含むの部分で、先ほど説明申し上げました①、②が変わっております。それから（2）の小規模多機能型居宅介護ということで、これにつきましても、介護予防を含むという部分で、すみません、先ほど条例を申し上げませんでしたが、今回の条例の44条第6項及び第7項並びに45条の第1項が変わっております。②につきましては、地域密着型介護予防基準条例の第47条1項及び2項が変わっております。③の部分でありますが、条例第66条の第2項の部分が変わっているものであります。それから（3）の認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同介護ということでありますが、①の部分では、条例の第74条第1項が改正になっております。内容につきましては、先ほど申し上げました内容と同じでございますので、省略させていただきます。

なお、本町でこの介護予防のサービスを提供しておりますのは、（2）の介護予防小規模多機能型居宅介護と（3）の介護予防認知症対応型共同生活介護、グループホームの2つのサービスであります。

それでは、議案書をご覧ください。併せて条例改正案新旧対照表の55ページをご覧ください。

西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

目次中の改正は、事業名の改正であります。

第7条から37条までの改正は、介護予防認知症対応型通所介護にかかる改正であります。主な改正内容は先ほど説明しましたとおりであります。

第44条から66条までの改正は、介護予防小規模多機能型居宅介護にかかる改正であります。主な内容は先ほど説明申し上げたとおりであります。

第70条から第86条までの改正は、介護予防認知症対応型共同生活介護にかかる改正であります。主な改正内容は先ほど説明したとおりであります。

附則でありますが、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしく審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第12号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号、西会津町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第13号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第13号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

はじめに条例改正の趣旨と概要について申し上げます。

今回の条例改正の主な内容は、町長が提案理由の説明で申し上げましたとおり、近年の地価の下落等により、道路法施行令や福島県道路占用料徴収条例が改正されたことにより、町の道路占用に係る占用料を改正するものであります。現在、町の道路占用料は平成23年に定めたもので、以後見直しが行われておりません。一方、国におきましては、平成25年11月に道路法施行令の改正が行われました。福島県においても、平成26年12月に福島県道路占用料徴収条令の改正が行われ道路占用料の見直しがされたところであります。

占用料の額は、一般的な土地利用における賃料相当額を徴収するという考え方に基づいていることから、町においてもこの間の土地の地価の変動を考慮し改正するものであります。

それでは、条例の説明をさせていただきます。併せて議案と一緒に条例改正案新旧対照表の68ページをご覧いただきたいと思います。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例。

西会津町道路占用料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条の改正は、1月末満の土地の貸借については、消費税の課税対象となることから、

消費税の課税について明確にしたものであります。

第3条は、占用料の特例を規定したものであり、第1号は道路法施行令の改正により、項が繰り下がったものであります。第2号は道路法等の一部改正により、国の行う事業のうち、占用料を徴収することができる事業がなくなったことにより、削除するものであります。第3号は文言の整理を行うものであります。第5号は法の改正により、路外駐車場の規定の条文が繰り下がったことによるものであります。

第4条、第5条の改正は、用語の定義の整理を行ったものであります。

次に別表の改正でありますが、占用料の改正及び別表の最後のページの政令7条2号から12号については、政令の改正による文言の整理や追加をするものであります。2号は太陽光、風力発電設備、3号は津波からの緊急避難施設、4号は工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設、5号は土石、竹木、瓦その他の工事用材料、6号は仮設店舗その他の仮設建築物、7号は防災街区整備事業の施行後に当該施行区域内に居住することとなるものを一時収容するために必要な施設、8号は食事施設、購買施設その他これらに類する施設、9号はトンネルの上または高架の道路の路面下に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅、自動車駐車場、自転車駐車場、広場、公園、運動場その他これらに類する施設、10号は道路の上空に設ける事務所、店舗、倉庫、住宅その他これらに類する施設及び自動車駐車場、11号は非常災害の発生した区域内で国、地方公共団体、日本赤十字社が建築する応急仮設建築物、12号は二輪自動車を駐車させるため必要な車輪止め装置その他の器具、13号は高速自動車国道または自動車専用道路に設ける休憩所、給油所及び自動車修理所であります。

次に附則でありますが、第1項は施行期日の規定です。本条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

第2項は経過措置です。改正後の西会津町道路占用料徴収条例の規定は、この施行の日以降の占用の期間に係る占用料の額について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料の額については、なお従前の例によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 道路占用料は総額ではいくらくらいあるんでしょうか。あと、主なものはどんなものでしょうか、今まで結構です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路占用料につきましては、26年度につきましては、270万程度でございます。主なものにつきましては、東北電力、NTT、そのような電柱というか、そういうのが主なものでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、縁日とか、日数の短いのは未収というのではないんでしょうかとも、多年にわたって道路を占用している場合に、その占用者が亡くなったとか、後継者がいなくなった場合、その未収金というのはないんでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路占用料については、未収金はございません。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 これは地価の下落により県の条例が変わったので改正するということでありますが、この地価というのは、上がったり下がったりするわけですけれども、これは定期的に見直しをされてきたんでしょうか、過去に。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 道路占用料につきましては、国の道路法施行令によって、地価というか、5段階に分かれておりまして、その中で西会津町は一番下の、その他の市町村という該当になりますと、道路法施行令が変わりますと、県も道路占用徴収条例を改正いたしまして、そのあと町も改正するということで、その都度改正をしております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 定期的に、5年おきとか、10年おきとか、そういう定期的ではなく、その都度というのは、いわゆる国の上位法令が変わったときという意味ですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 定期的ではなく、その地価が上がったり下がったりするごとに、上位法であります施行令が改正になるということで、町もそれを受けたて改正するということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今回の、いわゆる改定率、全体的に何パーセント下落しているのか、これを直接土地の下落率に合わせるということにもいかないでしょうが、それでは、23年度の地価のときということですから、23年から26年までで、地価はどの程度下落しているのか。確かに宅地等は下落しているかもしれません、山林等などはほとんど動かないのではないかなどと、下落そのものが直接値下がりには影響しないでしょうが、地価ということをいっていますので、そこら辺もつかんでいてご提案だと思いますので、お聞かせいただきたいということと、あともう一つは、西会津でもケーブルテレビ関係、東北電力やNTTの電柱を借りて共架しているわけですが、それらの料金には影響は、直接的にはしないでしょうが、占有料がこれだけ下がったんだから、共架料金も下げるというような交渉も、話し合いをしてもおかしくはないのかなと思いますが、そこら辺はいかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 地価の上がった率というご質問でございますが、下がったというご質問でございますが、この道路の占用料の地価といいますのは、固定資産税評価額を、全国の固定資産税評価額を検討いたしまして、国が道路法施行令で定めているものでございまして、西会津町がいくら上がったかというのはちょっとわからなくて、施行令によりまして基準として決まっているということでございますので、それで町は占用料の改正を行ったということでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えいたします。

ケーブルテレビの添架料ということでございます。今回のこの値下げの発端になっているのが、そういった大手の占用をしている東北電力であったり、NTT辺りからの働きか

けが要因しているというようなことでございますので、逆に言えば、町の添架料も値下げしてもらえてもいいのじやないかというような感じはしているところでございます。今後、ちょっと働きかけをしてみたいというふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 改定した前の価格と、今改定しようとする、何パーセントくらい、計算しないなければそれでいいです。

あと、評価額は、それこそ毎年どこかの、どこの団体か知りませんが、毎年それぞれの自治区ごとに宅地だとか、商業地だとかということで評価額が公表されていると思うんですが、それによれば、そう西会津は低くはないのではないかなと思っています。それは税務課長ですか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町の固定資産税の土地の評価額についてのご質問にお答えをいたします。

まず27年度の土地ですが、宅地につきましては、野沢地区の一部の宅地は2パーセントの減と。それ以外の宅地については据え置き、前年度と据え置きでございます。あとそれ以外の農地、山林等につきましては、前年度と同額ということで、ここ数年、宅地については、かなり前から下落、下落ときていたわけですが、もう底をついたというか、下落ももうこれ以上の下落は、一部を除いてはないのではないかと。農地、山林については、もともと西会津の平米単価が山林ですと10円単位とか、そういう低い額でございますので、そんなに大きく下落をしたり上昇をしたりと、農地も同じでありますけれども、それはないということで、今後はそういう動向でいくのではないかと推測をしております。

以上です。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 主だったものについて申し上げますが、電柱とか電話柱、柱ものについては、だいたい40パーセントの減額と。あと水道管等、管類につきましては、約20パーセントの減額ということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町民税務課長のお話であれば、いくらも横ばいと、そういう実態ではあるが、国県の動向どおりにといいますか、この占用料を下げなくては、下げるというわけですが、例えば、これを改正しないでこのままの占用料でいった場合には、やはり国や県辺りからの指導とか何かあるわけですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 国と県からは、通達が来ているわけでございます。それについて、国、県から罰則とかそういうものについてはございません。ただ、国でも県でも、例えばNTTが電柱を立てるといつても、国の占用料と町の占用料が変わるというのは、それはちょっとおかしなことに、おかしいような感じがいたしますので、国道にあれば300円で借りられるやつを町が500円だというのは、同じ町で料金が違うというのは通常ではないものですから、そのようなことで町も改正させていただくということでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 昔、赤道とか、それから町道であったんじゃないかというところに、建物とか何か建っている場合、それが今、誰も住んでいないんだと、そういう場合にこういう占用料というのはどのようにしていただいておるんでしょうか。それ調べたことござりますか。町道とか赤道に家が建って、そこに今、実際には誰もいないんだと、だけど占用料は取らなければならないのではないかなど、そういうこと、調べたことござりますか。

○議長 暫時休議します。(13時54分)

○議長 再開します。(14時01分)

4番、渡部憲君に申し上げます。ただいまの発言は、議案質疑と絡まないということで判断し、発言を認めることができませんので、ご了承ください。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、西会津町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第14号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議案第14号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今次の改正は、西会津小学校が平成27年4月1日から新しい校舎に移転することから、別表にある西会津小学校の位置を変更する改正を行うものでございます。

それでは、条文をご説明いたしますので、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて新旧対照表、79ページもご覧いただきたいと思います。

別表にある西会津小学校の位置を西会津町野沢字下小屋上乙 3308 から西会津町尾野本字新森野 66番地とするものでございます。

附則は施行の期日を定めており、平成27年4月1日から施行いたします。

以上で説明を終了させていただきましたが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 小学校の位置が変わるというのは、これは問題ありませんが、旧条例では、いわゆる小学校も中学校も番地というのが入っていないんですね。これは条例の中ではい

ろんな場所、位置の住所等、入っているケースが多々あると思うんですが、この学校の位置だけだったんでしょうか、番地が抜けていたのは、ほかの所在地等はみな正式に番地まで入っていたのか、その1点をお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 法規全般のことございますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思います。

現在、条例規則等の制定にあたりまして、住所の表示につきましては、番地を付して表記をすることを統一を図ってございます。この改正前の条例の規定のように、前に規定したものにつきましては、この番地が抜けている部分が、やはり何件かございます。それを改正があった機会に、それらは統一して番地を付していきたいということで、今次、番地を付したということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 だから、説明するときには、きちっと説明しなければいけないの。私は全部条例見ていませんが、ほとんど番地が入っています。今、入っていないから、やはりそれは番地入れるというのは正確といいますか、そういうふうに言っているんだから、今回、場所を変えるに合わせて番地を新しく付け加えるわけだから、やっぱり説明はそこまでしなければならないでしょうと、やっていればこういう質問は出ないわけですから。

意図して、そういう点、今だけじゃありませんが、意図してその説明をしたくないような、しないようなふうに見受けられるところがあるから、やっぱりそれはちゃんと事実を説明をしてください。こういうことは質問されて答えることでは私はないと思います。きちんと説明すべきは説明すべきだということを申し上げておきます。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、西会津町立小学校及び中学校条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第15号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

教育課長、成田信幸君。

○教育課長 議案第15号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

今次の改正は、現在の西会津小学校の体育館が、校舎移転後は学校施設ではなくなるこ

とから、平成 27 年 4 月 1 日からは、社会体育の施設に位置付けるために条例の改正を行うものでございます。

それでは、条文をご説明いたしますので、議案書をご覧いただきたいと思います。併せて条例改正案新旧対照表、80 ページもご覧いただきたいと思います。

第 2 条の表中、群岡体育館の項の前に、野沢体育館、西会津町野沢字下小屋上乙 3308 番地を加えるものです。

附則の第 1 項は施行期日で、平成 27 年 4 月 1 日から施行いたします。

第 2 項は、学校施設の使用料条例から西会津小学校を削るためのものであり、第 3 項は経過措置を定めております。これは利用者に不便をきたさないよう、改正前に行った手続きについても新しい条例でしたものとみなすものでございます。

以上で説明を終了させていただきます。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 15 号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、西会津町体育施設条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 、議案第 16 号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を廃止する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 16 号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例の廃止について、ご説明を申し上げます。

本基金につきましては、平成 24 年度国の緊急経済対策事業として、地域の元気臨時交付金が創設され、その交付金の一部を原資として基金に積み立て、平成 25 年度と 26 年度事業に充当してまいりましたが、当該基金事業につきましては本年度が最終年度であり、全ての金額を充当したことから、本条例を廃止するものであります。

次に、附則でありますが、施行期日でありますて、平成 27 年 4 月 1 日から施行するものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を廃止する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、西会津町地域の元気臨時交付金事業基金条例を廃止する条例は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(14時13分)

○議長 再開します。(14時30分)

日程第 7、議案第 17 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 17 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算（第 12 次）の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容ですが、年度末の整理予算として、事業費の確定などに伴い、各種事務事業費の精査を行うほか、平成 26 年度国の補正予算事業として創設された地方創生の地域住民生活等緊急支援事業などを新規に計上したところであります。このほか、年度内に完了が見込めない事業について、翌年度へ繰り越して実施できるよう繰越し明許費の設定をお願いするものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年度西会津町の一般会計補正予算（第 12 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3,568 万 3 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 74 億 5,389 万 5 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

繰越し明許費の補正。

第 2 条、繰越し明許費の補正は、第 2 表繰越し明許費補正による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容ですが、事項別明細書でご説明を申し上げます。10 ページをご覧

いただきたいと思います。

まず歳入であります、1款町税、1項1目個人町民税2,125万円、2目法人町民税675万円、2項1目固定資産税940万円は、それぞれ見込みによる増であります。

9款地方交付税、1項1目地方交付税253万円は、本年2月3日に成立した平成26年度国の補正予算により追加交付となったものであります。

11款分担金負担金、1項2目災害復旧費分担金406万4千円の減額は、補助率増嵩による受益者分担金の減であります。

次に、13款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金242万8千円の減額は、12ページにまいりまして、児童手当給付費負担金の見込みによる減、2目衛生費国庫負担金205万円の減額についても、養育医療事業負担金の見込みによる減であります。4目災害復旧費国庫負担金667万円の減額は、本年度道路河川にかかる災害復旧事業がなかったことによる減であります。2項1目民生費国庫補助金442万5千円の減額は、臨時福祉給付金及び子育て世帯支援臨時特例給付金の確定による減であります。4目土木費国庫補助金5,662万8千円の減額は、社会資本整備総合交付金及び地域住宅交付金の決定による減であります。6目総務費国庫補助金5,120万3千円の増額は、平成26年度国の補正予算事業として創設された地域住民生活等緊急支援事業5,250万円などであります。

次に、14款県支出金、1項1目民生費県負担金172万5千円の減額は、国民健康保険及び後期高齢者医療保険に係る保険基盤安定負担金の減などであります。2項1目総務費県補助金494万9千円の減額は、携帯電話等エリア整備事業や再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業の確定による減であります。4目労働費県補助金223万5千円の減額は、緊急雇用創出基金事業の確定によるものであります。

次に、14ページをご覧ください。

5目農林水産業費県補助金470万1千円の増額は、新規就農者確保事業について国の補正予算事業により平成27年度分を前倒しとして交付されるものであります。そのほか、各種事業の確定等による調整であります。9目災害復旧費県補助金2,501万4千円の減額は、農地農業用施設及び林道施設について災害査定結果による減であります。3項1目総務費委託金241万4千円の減額は、県知事及び衆議院議員選挙費の減などであります。4目土木費委託金1,369万円の増額は、今冬の国県道に係る除雪委託料の増などであります。

次に、16ページをご覧いただきたいと思います。

15款財産収入、2項2目物品売払収入669万4千円の増額は、マイクロバス及び除雪ドーザの売払収入であります。

次に、17款繰入金、1項1目住宅団地造成事業特別会計繰入金800万円の減は、住宅団地特会からの繰り入れがなかったことによるものであります。2項2目東日本大震災復興基金繰入金602万7千円の減額は、充当事業の事業費確定による減であります。

次に、19款諸収入、5項4目雑入579万2千円の増額は、電気自動車にかかる充電インフラ普及プロジェクト助成金や喜多方地方広域市町村圏組合環境センター旧西会津分工場の廃棄物処理に係る広域の負担金などであります。

次に、18ページをご覧いただきたいと思います。

20款町債、1項1目辺地対策事業債、2目過疎対策事業債、3目災害復旧事業債は、そ

それぞれ事業費の確定等に伴い調整を行うものであります。

次に、19 ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

まず、1 款議会費につきましては、一般事務経費の調整であります。

次に、2 款総務費、1 項 1 目一般管理費 707 万 4 千円の減額は、臨時職員に係る経費の不要減であります。5 目財産管理費 1 億 206 万 3 千円の追加は、役場新庁舎整備に係る実施設計業務の減や庁舎整備基金への積立、また今次補正に係る財源調整の結果、余剰分を財政調整基金へ積立することなどであります。6 目企画費 453 万 7 千円の減額は、携帯電話等鉄塔施設整備事業などの事業費確定によるものであります。10 目ふるさと振興費 924 万 4 千円の減額は、太陽光発電施設等設置事業に係る実施設計業務や定住住宅整備費補助金など各種事業の確定等によるものであります。14 目地方創生費 5,259 万 6 千円の新規計上であります。平成 26 年度国の補正予算、地域住民生活等緊急支援事業として、プレミアム商品券発行事業やまち・ひと・しごと創生総合戦略策定事業、この他、総合戦略の基本的方向に沿ったまちへの新しいひとの流れをつくる事業や安定した雇用の創出、若い世代への支援など 12 の事業を計上したところであります。

次に、24 ページをご覧いただきたいと思います。

4 項選舉費につきましては、それぞれ事業費の確定等による減であります。

次に、27 ページをご覧いただきたいと思います。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 2,115 万 4 千円の追加は、国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出金 2,300 万円などであります。5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費 442 万 5 千円の減額は、事業費の確定によるものであります。

次に、28 ページをご覧いただきたいと思います。

2 項児童福祉費は、乳幼児家庭子育て応援金や児童手当の見込みによる減などであります。

次に、4 款衛生費、1 項 2 目予防費 377 万 6 千円、4 目健康推進費 333 万 5 千円、5 目母子保健費 400 万円の減額は、それぞれ予防接種委託料や各種健診に係る委託料、養育医療給付費の確定等によるものであります。

次に、29 ページをご覧いただきたいと思います。

5 款労働費は緊急雇用創出基金事業の確定による減であります。

次に、30 ページでございますが、6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費 469 万 1 千円の追加は、各種事務事業の確定等による調整と、国の補正予算事業として平成 27 年度分を前倒しで交付を受け支給する青年就農給付金事業などであります。2 項 1 目林業総務費 474 万 4 千円の減額は、森林病害虫等防除事業や菌床栽培ハウス整備工事の事業費確定による減などであります。

次に、32 ページでございますが、7 款商工費につきましても、各種事務事業の確定等による調整であります。

次に、33 ページをご覧いただきたいと思います。

8 款土木費、1 項 3 目道路新設改良費 6,680 万円の減額は、国庫補助金額の確定に伴う事業費の調整であります。4 目橋りょう維持費 2,600 万円の減額は、明神橋耐震補強工事の確定によるものであります。

次に、34 ページをご覧いただきたいと思います。

9 款消防費につきましても、各種事務事業費の確定等に伴い減額するものであります。

次に、10 款教育費につきましては、各種事務事業費の確定等による調整であります。

次に、37 ページをご覧いただきたいと思います。

11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費は、災害査定結果による減額、2 項公共土木施設災害復旧費は、現年災害がなかったことによる減額であります。

次に、38 ページの 12 款公債費につきましては、借入利率の精査による地方債償還利子の減であります。

次に、6 ページにお戻りをいただきたいと思います。

6 ページは、第 2 表繰越明許費補正、追加であります。今次の補正は、国県の補助事業の交付決定の遅れや年度末に国の補正予算事業が決定したことなどにより、それぞれ年度内に事業の完了が見込めないことから、翌年度に事業を繰り越して実施するため、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

まず、2 款総務費、1 項総務管理費の携帯電話等エリア整備事業 1,481 万 6 千円につきましては、小杉山地区の整備について追加要望をしていたところ、本年 1 月 26 日に交付決定があったものであります。また、地域住民生活等緊急支援事業 5,259 万 6 千円は、平成 26 年度国の補正予算が本年 2 月 3 日に成立したことによるものであります。

次に、3 款民生費、2 項児童福祉費の認定子ども園整備事業 1,200 万円は、新保育所の位置の決定に時間を要したこと、それに伴い基本設計業務の公募型プロポーザルの手続きが年度末になったことにより、次年度に繰り越して基本設計業務を行いたいというものでございます。

次に、4 款衛生費、1 項保健衛生費の簡易水道施設整備事業 1,483 万 1 千円は、屋敷地区の水道整備について水源調査に時間を要したものであります。

次に、6 款農林水産業費、1 項農業費の園芸ハウス復旧事業 183 万 9 千円は、昨年 12 月と本年 2 月に発生した雪害によるパイプハウス被害の復旧であります。残雪等により作業ができないことによるものであります。2 項林業費の広葉樹林再生事業 1,400 万円は、県の交付決定が 11 月 18 日で、事業実施に伴う放射線量の調査が降雪等によりできないことによるものであります。次に、林道開設舗装改良事業 1,821 万 7 千円は、林道岩井沢檜木平線において橋りょうから先の事業箇所について、橋りょう整備後に資材の搬入を行わなくてはならなかつたことによるものであり、また林道泥浮山線においてはコンクリートミキサー車の確保が、東日本大震災被災箇所に集中していることから確保ができなかつたことによるものであります。

次に、8 款土木費、3 項都市計画費の都市再生整備計画事業 1,064 万円は、町道上原中央線において、用地及び補償の交渉に時間を要したことによるものであります。4 項住宅費の町営住宅改修事業 334 万円は、西原住宅の屋根塗装でありますが、補助金の交付決定が 11 月 17 日であったことから、発注が冬場となってしまうため繰り越して行うものであります。

次に、10 款教育費、2 項小学校費の西会津小学校空調設備設置事業 7,171 万 5 千円は、国の交付決定が 2 月 25 日であったことによるものであります。

次に、11 款災害復旧費、1 項農林水産施設災害復旧費の農地農業用施設災害復旧事業 5 千万円及び林道施設災害復旧事業 946 万円は、災害査定が 10 月に行われ、事業費の確定が 11 月末となったことによるものであります。

次に、第 3 表地方債補正、変更であります。辺地対策事業費、過疎対策事業費、災害復旧事業費は、いずれも対象事業の事業費の確定等に伴う限度額の変更であります。起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1 番、小柴敬君。

○小柴敬 何点か質問させていただきます。

まず 19 ページ、財政調整基金積立金 810 万 1 千円。これ積み立てすることによって、今次どのくらい財調が残るのか、今のところの残額で結構です。

それからもう 1 点、23 ページ、プレミアム商品券発行補助事業、これに関して、商工会等への説明等は、もう事前になされたということでしょうか。

それから、6 ページに戻りますが、5,259 万 6 千円、この地域生活費緊急支援事業、これに関しては、とりあえず今回補正であげたけれども、それぞれの仕事が年度をまたぐから、来年に持ち越すんだということで理解してよろしいですか、以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは、財政調整基金の補正後の積立残高見込みについてご説明を申し上げたいと思います。

今次補正におきまして、810 万 1 千円を積み立ていたしますと、9 億 546 万 5 千円となる見込みでございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 プレミア商品券についてのおただしでありますけれども、商工会との調整というようなお話でありますけれども、今回の、国からこの地域住民生活緊急支援事業、こういったお話があった中で、こういったプレミア商品券という事業があるということを商工会のほうにお話しまして、いろいろ調整してきたところでございます。今回の事業費の積算にあたりましても、商工会から素案を出していただきまして、こういった形の事業計画ができるんじゃないかなというようなことで、いろいろと協議を進めているところであります。当然、今次の補正が成立してから正式にまた内容を詰めていくと、そういった流れになっております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 6 ページの繰越明許費の補正、地域住民生活等緊急支援事業の 5,159 万 6 千円でございますが、今回の補正予算で地域活性化、地域住宅生活等緊急支援交付金が交付されたということでございまして、今次の補正でこの事業費を確定しまして、全額繰り越しをして来年度に実施するということで繰越明許費に計上させていただきました。

○議長 3 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 西会津小学校の空調工事、7千万ほどあがっていますが、当初に組み込まなかったのはなぜですか。そして、現在どの程度進んでいますか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 西会津小学校の空調ということでございまして、この事業、現在、新しい小学校なんですが、その工事とまた別に、県のお金を使いながらやる工事でございます。先ほど総務課長から話がありましたように、交付決定が2月25日ということで、年度内に工事が見込めないことから、今回、繰り越しをさせていただくということです。

現在までの進捗ですが、年度内に設計のほうだけはなんとかやりまして、年度が変わりましてから工事のほうをやるというような形で現在進んでおります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 7千万の工事なんですけれども、地元の業社は関われるんでしょうか、もし関わらないとすれば、なぜですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 先ほどの事業の進捗の関係でございますが、先ほど申しましたように、一応、設計は年度内で、工事につきましては新年度ですが、本議会におきまして追加ということでお願いするように考えておりますので、よろしくお願ひしたいなというふうに思います。

現在設計までが完了しております、工事につきまして、鋭意ただいま手続きを進めております、今議会に追加提案ということで工事の請負についてはお願いする予定でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 工事の発注についてでございますが、工事業者につきましては、町ではランク付けと申しまして、業者につきましてランクを付けまして、それにつきましては、経営事項審査、経審といいまして、経営事項審査とか、実績とか、そういうものを考慮しまして、各ランクにあてはめていくわけなんですが、町内業者につきましては、今回の工事につきましては5千万を超えるというようなことでございまして、町内業者につきましては5千万円という、その高額な工事には参加できないというランクでございますので、町内業者については、今回その該当にならないということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 5千万を超えるから地元の業社ができないという答弁ですけれども、空調工事には、確か電気工事と設備工事に分けることはできると思います。なぜそう言いますかと、地方創生という事業においても、地域の活性化だと思います。それがプレミアム商品券の発行も地域の消費喚起じゃないんですか、なぜ、私の考えなんですけれども、地元、西会津町が発注する事業に対して、少しも地元の業社に行きわたるように最大限の努力をすべきじゃないですか、私はそれを言いたいんです。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町うちの業社さんにつきましては、1千万以上についてはランクから外れてしまうと、参加できないということでございまして、空調と電気に分けましても1千万を超えるということで、町内業者につきましては該当しないということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私はある程度は承知しているつもりですが、ランク付けもありますが、じやあ小学校の建築工事にて、JVも組んでもやっていまけれども、できる限りいろんな事業に対して関わるようにしてほしいという意味です。

以上です。要望でいいです。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 何点かお尋ねしたいと思います。

まず歳入のほうでありますけれども、特別地方交付税、これは3月の分、2月の末に前倒しで交付されたということを聞いておりますが、これどこに記載されているのかちょっとわからなかつたので、特別交付税の分をちょっと説明していただきたいと思います。

それで歳出にいきまして、まず16ページの寄附金、ふるさと応援寄附金86万6千円の増額の補正であります、金額が半端なんですが、これ件数等わかればお示しいただきたい。

それと、21ページのふるさと振興費の中の定住住宅整備費補助金590万の減額になっておりますが、これ実績、当初見込んだよりもこれだけ少なかつたということでありましたが、実績をわかればお示しをいただきたいということです。

あと27ページ、社会福祉総務費の中の国民健康保険特別会計診療施設勘定の繰出金2,300万円もの高額な繰出金をしなければならなくなつた理由を丁寧に教えていただきたいと思います。

それと次のページの、28ページの児童福祉総務費の中の乳幼児家庭子育て応援金、これ140万の減額補正であります、これは乳幼児の数、乳幼児数、わかって保育所に入所している子どもの数わかっている中で、何でこの140万もの減額になつたのか、それを説明していただきたいと思います。

以上です。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず特別交付税の関係でございますが、議員おただしの、その交付税の2月前倒し交付ということで、現にございました。総務省のほうからその前倒し交付を受けるかどうかということで要望調査がありましたので、今回の前倒しの要因としましては、いわゆるこの豪雪のために財源が不足する、あるいはそういう見込みがあるようなところについては、前倒しでその概算交付をするということでございました。

この予算措置の関係でございますが、あくまでも現予算の中で、予算の中でといいますか、予算はもうすでに計上されてありますので、それを今年の決定額、まだ決定しておりませんけれども、その決定されるだろう額の範囲内で、その一部を前倒しで交付するということでありますので、今回の補正予算とは直接連動はしてこないということでございます。

それから、ふるさと応援寄附金、受け入れのほうは総務でやっておりますので、私のほうから答えさせていただきますが、3月6日現在で36件でございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、定住住宅整備費補助金についてお答えしたいと思います。

今次590万円の減額でございます。若者の定住、人口流出の防止を図るため、45歳以下

の若者、さらに移住者に対して、新築や中古住宅の購入、さらに改築などに補助金を支出しているものでありますけれども、今年度につきましては、新築につきまして4件、それから改築で2件ということでございます。新築の場合は上限が100万ということで、400万円の補助金を支出しております。改築の場合は上限が30万でありまして、2件ありますので、60万ということで、460万支出しております。当初で1,050万予算計上しておりましたので、590万の減ということでございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 まず国民健康保険特別会計診療施設勘定への繰出金2,300万でございますが、これにつきましては、当初、収入見込みの中で医師4名体制が確立されたということもありまして、診療報酬の増、あるいはインフルエンザ等、流行り病などのことも含めて、若干その収入については増収するというようなことで見込んで予算を取ったところでありますが、収入につきましては、前年並み、前年よりは若干こう増えてはおりますが、前年と同額程度の収入であったということでございます。反面、歳出でありますと、全体的に人件費の増、それから消費税なんかによりまして、その物品購入等の経費が増えたというようなこともございまして、最終的に2,300万円不足するというようなことで、今回、一般会計のほうから繰り入れをしていただくこととなりました。

それから、児童福祉総務費で乳幼児家庭子育て応援金でございますが、これにつきましては、保育所に入っている子どもではなくて、入っていない子どもに対しての支給でございまして、今年度生まれてきて保育所に入っていない子ですとか、そういった部分の方に支給をしております。その関係で、出産予定児について見積もったところが、その見積よりも出産の数が少なかったということで、今回減額になったということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まず特別交付税に関しまして、これ当初1億9千万くらいでしたか、予算立ておると思いますが、今年度末では、例年ここ何年かは4億円程度きていると思っていましたが、確定はしていないでしょうけれども、年度末ではだいたいどのくらいになりそうか、そのわかる範囲で教えていただきたいと思います。

あと、国保の診療施設勘定、これは、いわゆる収入が増額見込んだけれども、例年並みだったということであれば、医者にかかる人が少なかったということで、いいとらえ方もできるわけですけれども、実際、医師4名体制がうまく機能してきた中でこういう状況になっているということは、今後もこういう決算に続くと予想されるのか、その辺をお尋ねします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 特別交付税の今後の見込みということでございますけれども、特別交付税につきましては、議員もご承知のように、いろんな災害ですとか、特殊な財政事情とか、そういうことによりまして、その年度によって大きく交付額が動くということがございます。例年どのくらいということになりますと、昨年で申し上げますと、通常分、特別交付税の通常分と、それから震災復興分というものがございます。昨年度の実績からしますと、いわゆる通常分が3億8,790万、震災復興分が4,133万7千円ということでございます。一昨年の24年度が通常分で4億1,015万7千円、震災復興分で1,263万ということでござ

います。これら合わせますと、だいたい4億程度かなということです。現在、当初予算では、1億9千万、その後、除雪費用の充当のために補正をいただきまして、現在の予算総額としては、2億9,250万の予算計上となっております。それらをもとに考えてみると、今後、1億はある程度見込めるのかなと、あとは震災復興の特別交付税が、今年9千万ほど見込むことができますので、それらを考えると、今後、これ決定してみないと何とも申し上げられないんですが、1億から1億5千万くらいは、希望的な観測としてとらえてございます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 診療所の今後の収入、町から、一般会計からの繰り入れの部分の考え方でございますが、西会津、今、人口が減少しております、高齢化しております。その中で医療費収入が前年より若干増えているという部分に対しましては、やはり先生方の努力の成果が出ているのかなと思います。ただ、今、人口が減っているという中で、診療報酬をこれ以上収入を上げるというのは、やっぱりなかなか難しい状況にあるのかなというふうに考えております。

また、あと人件費に関しましては、設置当初の専門職員、特に設置当初の職員がずっと何年か、ずっとそのまま上がってきましたので、1人当たりの給与がちょっと高くなっていますので、人件費割合がどうしても高くなってしまいます。そういったこともありますて、やはり黒字経営というのはなかなか難しい状況なのかなというふうには考えております。ただ、努力、診療所としての努力も必要でありますので、そういった部分では往診、あるいは昨年から始めました訪問看護の部分、そういったところでの診療収入の増加の努力、あるいは今現在あまりやっていないんですが、施設検診、検診なんかについても、ちょっと充実させながら、その収入アップを図りながら努力をしていきたいというところで考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 それでは1点ほどお聞きします。21ページの14目の地方創生費の中で、これ地域連携販売指導専門員の報酬ですけれども、これは300万の補正を組んでいますが、どのような内容で、どのような活動をしたのか、またこれ人数は何人くらいか、お伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 地域連携販売指導専門員の報酬ということでのご質問でございますけれども、これについては、このたびの地方創生事業の中の1メニューということであげさせていただいておりますけれども、今度、今、商業団地A区画のところに、現在、地域連携販売力強化施設をこれから整備しようということで、今、事業を進めているところですけれども、特に27年度は、施設の建設と合わせまして、農産物の販売も強化しなければいけないということで、生産者の方々との協議や、またそこで販売する指定管理者との協議も必要になってきます。そういう中で、専門員を1名置きまして、そういう生産者、それから指定管理者、そして町側の専門員ということで、3者で協力しながら、そういう生産力の向上、販売向上につなげていこうということで専門員を設置する、そういう報酬であります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 では私も質問させていただきます。まず16ページの、ただいま8番議員がふるさと応援寄附金について質問ありましたけれども、これの、県内から寄附があったのか、県外からあったのか、そういう内容的なもので、ということは、いろいろPR活動をされているわけですが、それらの効果がどの程度あったのかちょっとお聞きしたいと思って、内容についてお聞きしたいと思います。

それから、22ページのイベント企画運営委託料140万になっていますが、これは町のほうである程度の企画というか、方針を立てて、こうこうこういう内容で計画してくださいとお願いするのか、そうではなくて、ある程度お任せですよというようなことでやられるのか、その辺の取り組みの内容ですね、をお聞きしたいと思います。

それから、23ページのミネラル栽培の、ミネラル栽培振興農業用機械、これ150万増額といいますか、追加なのかなと思ったんですが、新たに意欲を持って取り組まれるという結果かなというふうに喜んでいるわけですが、これらの内容をお聞きしたいと思います。

それから、30ページの下のほうの委託料で、農産物の商標登録委託料、これは6万3千円の減額ですが、前にミネラルつ娘というような商標登録、かなり前ですが、しているわけですが、この商標登録の内容といいますか、今いろんな加工品もやられていますから、そんなことも絡みがあるのかどうか、商標登録の委託料の減額ということについてお伺いします。

それから、31ページ、青年就農給付金事業の補助金562万5千円ですが、これは新しく就農されると、青年の方がされるということですが、これだいたい何名くらいで、主に、例えば水稻中心にやられるのか、また園芸とか、菌床とか、いろいろ分野があると思いますが、その辺の取り組まれる内容といいますか、についてお聞きしたいと思います。

それから、32ページの観光費の中の工事請負費、これ老朽施設解体撤去工事、19万の減ですが、これは何を解体されたのか、というのは、これから今年ディスティネーションキャンペーンの本番を迎えるわけですが、いろんな観光看板の朽ちたやつがその辺にあるというのは、目障りというか、みっともないという感じで、そういうのも含めて撤去された結果、こういうことに、減額ですか、になったのか、その内容、それらもお聞きしたいと思います。

それからもう一つ、34ページの消防団員報酬、これも63万8千円の減額です。これは消防団員の減員、定数減という、定数というより、今までの人員より、またさらに減った結果なのか、内容についてお伺いしたいと思います。

以上です。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 私のほうからは、ふるさと応援寄附金の内容等について、まずご答弁を申し上げます。

先ほど件数につきましては総務課長が申されたとおりであります、寄附された方の内容といいますか、それについてお答えをいたします。まず圧倒的に寄附された方、多い方が実家が西会津町だ、あとは今、親とかが住んでらるというような方が圧倒的に多ございます。あと、そのほか在京西会津会、それから郷友会等の会員の方もその中に入っている

わけですけれども、そういった方ですとか、あと中には、町のホームページを見て寄附された方もおりますし、あと東日本大震災のときに西会津に避難されて、世話になったということで寄附された方もございます。先ほどPRというお話でありましたが、町としましては、もっともっと、例えばこの前もご答弁申し上げましたとおり、首都圏等への物産に行った際のPRですか、そういったものも進めながら、さまざまな方から寄附がいただけけるような取り組みを今後してまいりたいと考えております。

それから2点目、消防団員報酬の減額補正でございますけれども、当初予算編成時におきまして、現有人員、消防団員の現有人員、あと増やす目標ということで、ある程度実際の実定員よりも10名程度余計に予算要求をしまして、当然、入れ替わり、退団される方、それから新たに団員になっていただく方それぞれありますと、本年の1月1日現在では420名ということで、昨年からみてそれほど多くは減ってございません。なんとか前年並みというような団員で推移をしてございます。なお、町としましても、もっともっと団員になっていただけるような取り組みといいますか、働きかけを消防団とともに今後も続けてまいりたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 それでは、まずイベント企画運営委託料についてのおただしでありますけれども、これは後継者対策事業でありますと、例年やっております若者の出会いの場の、そういった場を設けるような、そういったイベントを組んでいるわけですけれども、この事業については、いわゆる地方創生事業の中の若者の定住というようなことで、そういった趣旨に合致するということで、この地方創生事業の中に前倒しで組み入れてもらつたということでございます。今年度につきましては、商工会の青年部に委託して、26年度2回ほど実施しているところでございます。来年度については、今後、事業内容等については今検討しているところでございます。

それから2つ目の観光費の老朽施設解体撤去工事ですけれども、これは如法寺の奥にあります古いトイレの解体であります。昨年度、公衆トイレ、新しく駐車場につくったもので、古いトイレについては、今年度、解体させてもらったというようなことでございます。総事業費62万ほどで解体したというような内容でございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。

まずははじめに、ミネラル栽培振興農業用機械等の購入費補助150万ですが、これについても、今回、地方創生の事業の計画の中であげさせていただきました。昨年から、26年度からミネラル栽培の振興のために施設園芸の機械等を購入して省力化、それからコストの削減に取り組む方に対しまして、町のほうで上限50万の補助事業を実施しております、昨年7件の補助を活用された方がいらっしゃいます。今年度、27年度についても150万の予算を計上したところです。

次の農産物商標登録の委託料の減ですが、これは新年度予算で町のミネラル野菜の登録商標が10年を経過しまして、更新の時期になっていましたので、登録料を予算計上していたわけなんですけれども、特許庁のほうに出願をいたしまして、出願からその特許庁での審査が3カ月から6カ月かかるということで、この3月をまたいでしまうというような状

況になりましたので、登録料については新年度で対応させていただくように、今回、事業費の調整と合わせて、その分について減額をさせていただきました。

3番目の青年就農給付金 562万5千円の追加であります、これにつきましては、今回、国の26年の補正予算の中で、うちの町でこれに該当している農家さんは、夫婦で2組、個人で3名ということで、合わせて7名の方がこの事業を活用して農業開始の活用を図っております。国の方で、27年度の給付分について、今回その補正予算で27年の4月から12月までに支給予定の分を3月に繰上支給をして、その経営開始の方の経営の安定を図るために繰上支給をするということでしたので、その分の該当する金額を計上させていただきまして、ご議決後に3月中に該当者に支払いをしたいというふうに考えております。

もう1点、その内容であります、経営内容につきましては、キノコの取り組みが2夫婦、それから米と園芸で個人3経営体ということであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今のお話、ご答弁いただいたとふるさと応援寄附金については、西会津と関わりのある方でご寄附をいただいたというようなことと、またいろいろ震災でお世話になったということで、本当にありがたい話だと思います。やはりこういう心のつながりといいますか、そういう中での交流、またそれが交流人口、やがての、つながればという期待もするものであります、今後より一層ご努力をお願いしたいと思います。

あと、今の商標登録ですが、それはミネラル野菜という名前の登録なのか、前に私申し上げたミネラルっ娘というのも登録されたと思うんですが、それどちらでしょうか。その2点だけ。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 登録商標についてお答えしたいと思います。

これまでミネラル野菜の販売は、百歳への挑戦、ミネラルっ娘という登録商標をしていたんですけども、10年が経ちましたので、もう少し消費者にわかりやすいような名前のはうがいいんじゃないかということで、普及会の皆さんのが検討を重ねまして、今回は、元気な土からの恵みミネラルっ娘という名称で、ただいま出願中であります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 歳出の中で総務費のうち、これ23ページなんですけれども、負担金補助及び交付金の中で、補助金、プレミアム商品券発行事業補助金1,937万ですか、これはどのように使われるんでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 プレミアム商品券についてのおただしでありますけれども、今次の地方創生事業の中で、地域の経済の活性化対策ということで商品券にプレミアムを付けて、地域の消費喚起を起こそうということでございます。今現在考えておりますのが、発行額として8,500万ほど考えておりまして、プレミア率が20パーセントということですので、8,500万に20パーセントを掛けますと、1,700万、これがプレミアムの商品率ということになります。この1,700万に事務費として、現在、商工会のほうに委託しようということを考えておりますので、237万3千円ほど事務費として考えております。今のプレミアム率である1,700万と事務費の237万3千円を足しまして、1,937万3千円を商工会の

ほうに委託しようというようなことで、今次の 1,937 万 3 千円を補助金ということで計上させていただいたということでございます。

○議長 4 番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、商工会にこのプレミアム券ですか、その制作とか、つくる商品券の発行とか、全部商工会に委託するんだということでよろしいですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。

商品券の券の印刷から、それから町民の方への発行、そういう作業、それから換金関係の作業、それら一切を商工会のほうに委託するという考え方でございます。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 何点かお尋ねします。

まず歳入の 13 款総務国庫補助金の中で、地域住民生活など、緊急支援交付金 5,250 万、この仕分け、内訳の人数などを教えていただきたいと思います。

14 款、これは県支出金として農林水産の補助金として、新規就農者確保事業補助金、これも人数、内訳などをお聞きしたいと思います。

それから、歳入のほうで、ごめんなさい、歳出のほうで農林業、有害鳥獣、31 ページでしたか、30 から 31 ページにかけて、この中で委託料 72 万 7 千円減、補助金 37 万減、これは有害鳥獣に対して、全体が被害がないという見方でこういう数字になっているのか伺いたいと思います。

それから繰越明許費でお尋ねします。衛生費 1,483 万 1 千円、これは屋敷の簡易水道ということですが、今後、この簡易水道が継続されると思いますが、その内容について簡易水道がこのまま継続して完成するということでおよろしいのか、その辺のことを伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 1 点目のご質問でありますが、地域住民生活等緊急支援交付金 5,250 万、これ全員協議会でも説明させていただきました。地方創生の絡みでございまして、今次、国から交付金という形で交付されるということあります。この内訳ということでありますが、消費喚起生活支援型として 1,937 万 3 千円と、これプレミアム商品券、それからそのほかにつきましては、地方創生先行型ということでございまして、総合戦略を策定するための費用、それからそのほか、さまざまな地方創生を先行するための西会津定住移住総合支援センター整備設置事業であったり、米づくり体験ツアーであったり、そういう事業、一連の事業に使うということであります、3,312 万 7 千円ということでございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えをいたします。

はじめの新規就農者の補助金につきましては、先ほど清野佐一議員が再質の部分でご質問された分の財源であります。新規就農者、この制度を利用されている方は、キノコ栽培に取り組んでいる 2 組のご夫婦、それから水稻と園芸で個人で 3 経営体ということで、合計 7 名の方が新規就農者の青年就農給付金を活用されて農業に取り組んでおられます。

それから有害鳥獣の関係の委託料の件ですが、有害鳥獣駆除委託料 72 万 7 千円につきま

しては、今年度、26年度、2名の免許を持っている方を雇用しまして、町内全域のパトロールを行っていただきました。1名につきましては、緊急雇用のほうから財源を出させていただきまして、1名の方について、こちらの有害鳥獣対策の中で予算を計上しておりましたが、週、勤務日が確定しましたので、不用分を減額させていただきました。週5日から3日の体制に1名の方なりましたので、その分の費用を減額させていただきました。

それから生息状況調査委託料につきましては、民間の組織でありますオーデラスのほうに町内全体のサルの生息域調査をお願いしております。当初予算で136万計上しておりましたが、業務委託契約の中で事業費95万7千円で、初期の目的の活動をしていただきましたので、不用分について減額をしたところであります。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷の簡易水道のご質問にお答えします。

屋敷の簡易水道につきましては、今、水源の調査をしておりまして、今回、これを繰り越しまして、来年、整備を進めていきたいと考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 有害鳥獣の内容については、被害が減っているのか、増えているのかということをお聞きしたかったんですけれども、そういう状況はどうだったんでしょうか。

あと、今の屋敷の簡易水道に関しては、当初よりオーバーな金額になっているわけですが、もう一度伺います。簡易水道で行われるのか、あるいは町の水道というようなお話をちらっと聞いたこともありますが、そういうことの事業の変更なんかはあるのかどうか、その辺伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 有害鳥獣の被害額についてのご質問にお答えいたします。

毎年被害対策の計画を立てるのに、町民の皆さんからアンケートを取って、被害額を把握しているわけなんですけれども、今年度につきましては、昨年と比べて若干被害額が増えております。それは、内容的にはイノシシの被害が金額的に、25年度なかった部分で被害額が現れてきたということで、全体的には若干被害額が多くなっている状況であります。有害鳥獣の捕獲数につきましては、25年度を上回る捕獲をしております。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 屋敷の簡易水道のご質問にお答えいたします。

今回の衛生費では、集落営の集落への補助金という形での予算でございますので、これを繰り越して27年度に整備を進めるということでございまして、あくまでも集落営の簡易水道ということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それでは何点かお尋ねしますが、年度最後の最終予算だということであります。皆さん方のご努力で1年間やってきたわけであります、それは順調にといいますか、おおむねやはり順調に執行されてきたのであろうと、細かいことを見れば問題点はあるでしょうが、おおむねやはり住民の期待に応えてやっていただいたのではないかなど思っています。

そこで具体的にお尋ねしていくわけですが、今回、町民税で2,800万、これ多額な補正

額だなという気がしました、2,800万。この要因といいますか、景気動向、あるいは皆さん方の努力でこういうふうになったのかなと。そこで、当初の見込みからみればどうなんだと、収納率、当初の見込みどおりか、それとも2,800万、ここでみられるということは、収納率も向上するのかと、そこら辺との関係でお話をさせていただければと思います。

それから、選挙費がありますが、歳出で、知事選と衆議院で146万4千円ほどの差があるわけありますが、これ、県全体のレベルの選挙だと、そんなに差が出なくてもいいのではないのかなと思っていますが、これらの差というのはどうなんだろうかと、特に人件費等は、私は変わりないのでないのかなと思っていますが、お聞かせをいただきたいということあります。

それから、繰越明許費です。本来はこの年度内で予算を執行しなければならないわけですが、事情があれば繰越明許ということになります。総務課長の説明ですと、もっともだと、それも思うわけであります。例えば、9月や12月で予算が成立した、これ年度内にできないというのは、これは物理的にできないのはいたし方がない、物理的にどうしても無理だというのは繰り越しでしょう。しかし、年度当初、あるいは6月で予算計上したのは、やっぱりその年度内に事業を完了するということで予算を計上しているわけでありますから、そういう点でみると、都市計画費の、都市再生整備計画事業1,064万が繰り越しだと、課長が一生懸命頑張ってやってきたというのも聞いていますし、わかっていますが、それでもこういうふうになってしまったと。これは、このまちなか再生事業というものが、全体的に理解がされていない面があるのではないかなど、事業そのものも。皆さんに理解がされていないと、あるいはこの事業に関係する関係者の皆さん方に理解がされていないのではないかなど、率直にお尋ねするわけでありますが、やはり今回のこの1,064万というのは、そのせいではないのかなと、あなたの、担当の努力したけれども、やはりこういう結果になってしまったと。この1,064万は繰り越して来年度、速やかに支出といいますか、支出行為ができるのではないかと思っておりますが、いつころこの1,064万というのが使われるのか。

それからもう一つ、繰越明許では、青木君がおっしゃいましたが、屋敷の水道であります。今、新しく水源調査をするということでございましたが、そもそも水源はボーリングをして水を確保しますと、そのボーリングをした結果、非常に濾過するのに高額なお金がかかるということで足踏みをしているというふうに理解をしているわけですが、そうすると、別にもう1回ボーリングをするのか、あるいはどこか遠くのほうから水を見つけてやるのか、まずこの26年度で屋敷の水道、どんなふうにして進めてきたか、どういう問題があったか。27年度には、いつまで、どういうような形でこの屋敷の水道というを完了していくのか、そこをお聞かせください。

繰越明許で関心があったので、平成26年度建設事業施工状況というのを見たわけです。なるほど最後のほうに進捗率が5パーセントということですから、これは繰越明許するしかない。それで、これを最初からこう見ていったら、アーケード街、商業団地のアーケード街、撤去しましたね。これが出てこないんですよ、ここに。あれおかしいな、出なくともいいのか、出さなければならぬということはないのか、あるいはここに入っているならば、入っているとお知らせをしていただきたいと思いますが、ちょっとこれを見

ていったら、アーケード街の撤去の完了といいますか、それが出ていませんのでお聞かせをくださいと。

もう一つ、雑談では建設課長に除雪費、大丈夫かなんて言っておりましたが、本当に今回、3日ですか、4日ですか、この雪で相当数除雪の費用がかかったのではないか、議会の最終日は20日でありますから、もし不安であるならば、除雪費、間に合いますか。もしもですよ、いや大丈夫だというならいいでしょうが、やはりそこら辺は率直に、不足するなら不足する、十二分に間に合います、そこら辺の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず選挙費の関係についてお答えをしたいと思います。

知事選挙、それから衆議院選挙ということで、選挙の規模がちょっと違います。知事選挙は、いわゆる1箱選挙ということでございまして、従事する職員も必要最小限でいいということになりますけれども、衆議院選挙になりますと、箱が国民審査を含めて3箱ということになりますので、それらの関係で時間外の勤務、職員数がそれだけ増えますので、その時間外、それから執行された時期が、知事選は10月末、それから衆議院選挙は12月の14日ということがございましたので、衆議院選挙のときには、暖房費、それから除雪の経費、そういったところも加算されてございますので、そういったところで差が出ているということでございます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町税の増額補正の要因というご質問にお答えをいたします。

まず個人住民税ですが、現年度分で2,100万円の増額補正ということでありまして、この要因につきましては、まず当初積算時には、普通徴収の収納率95パーセントで毎年見込んでございます。それで、結果、個人町民税はここ数年99パーセント台を確保してございまして、あと今現在、2月末現在の徴収率も昨年と比較しまして若干上回っているということがありまして、徴収率を当初から上げてみたということが一つであります。

それからもう1点がありますが、米価、今26年度の町税ですので、25年産米の価格、1万2,900円ですか、その前年度は1俵1万5千円ということで、米価が26年度の当初予算編成時において下落したということで、当初予算の積算におきまして、見込みの伸長率を前年度よりも8パーセントほど減でみました。その結果、当初課税を、昨年の申告をして当初課税をした結果、そこまでの落ち込みはなかったということがございまして、これらの要因が重なりまして、今次補正に2,100万円の増額補正をしたということでございます。なお、滞納繰越分25万円につきましては、もうすでに収納済みの金額であります。滞納繰越分につきましても、昨年度よりは徴収率が上がっているという状況であります。

次に法人町民税でありますけれども、法人町民税につきましては、26年度の積算時におきまして、25年度、24年度、決算等を参考に積算したわけでございます。しかし一部、企業の業績が良かったことなどがありまして、今の補正額ですと、前年度25年度の決算を約300万上回る、それ以上になる、まだこれから確定する部分もございますけれども、そういったことで一部企業の業績が良かった点、そういったことがありまして、合計で660万、現年度分で増になったと。ただ、これを増額補正しましても、前年度よりは300から400

増えたかなということあります。

最後に固定資産税ですが、固定資産税につきましては、個人町民税と同じく、例年当初の徴収率を 96 パーセントで計上してございます。これにつきましても、昨年度よりも今時点で徴収率、若干ではありますけれども上がっています。補正時点ではだいたい 98 パーセントで積算をして、計上しております。

それからもう一つの要因として、償却資産、例えば JR ですとか、電力ですとか、そういった大規模償却資産、25 年度中の取得が結構あります。そこら辺も増額の要因となっていまして、固定資産につきましては、合計で 940 万ほど増額になったと。

いずれも徴収率につきましては、2月末現在でありますけれども、すべての税目で前年をやや上回っているということです。ただ、これにつきましては、あくまでも 5 月の出納閉鎖までの期間がございますので、なお、出納閉鎖まで、もっともっと徴収率が上がるよう努力をしてまいりたいと考えてございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 都市再生に関するご質問にお答えいたします。

都市再生整備事業、26 年度事業としまして、当初は原町ポケットパークを中心とした予算を組んでいたわけあります。これにつきましては、なかなか目途が立たないということで、昨年の 12 月の議会で組み替えをさせていただきまして、町道上原中央線を先行してやるということで予算を大幅に組み替えをさせていただいたということであります。それで、上原中央線につきましては、用地の測量を発注するとともに、家屋 1 軒ございますので、家屋の 1 軒の移転交渉をしてまいりました。ようやく契約までいたったわけですが、建物につきましては、終了が建物を更地にして引き渡すというようなことになりますので、取り壊しまでの期間が必要だと、しかも今回は別な場所に住宅を新築して、それで古い家から引っ越しをして取り壊すというようなことでございまして、町としてはだいたい 9 月ころまでにはこの事業、すべて完了したいというふうに考えているところでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 質問にお答えいたします。

まず最初に屋敷の水道の件でございますが、26 年度につきましては、ボーリングを行いました水は出たんですが、その水質につきましては、色度と濁度といいまして、濁りの強いやつと、また水自体に色が着いているというような水質でございました。それにつきまして、水道の水メーカー、専門メーカーに水を持っていきました。それにつきましては、濾過の方法について検討してまいりましたところでございますが、3 社程度お願いしたわけなんですが、どのメーカーも、まず膜濾過といって、膜を通して濾過する方法と、あと水にちょっと薬品を加えまして、それを今度濾過する、急速濾過とかという、そういうものじゃないとなかなかその色度が取れないというようなことでございました。それにつきましては、施設自体が 3 千万から 5 千万というような高額なことになるということと、まず水に薬品を入れて濾過するため、その薬品の量とかの調整が地元の方ではなかなか調整が難しいだろうというようなことで、それにつきましては、なかなか難しいということで、断念せざるを得なかったというようなことでございます。

27年度につきましては、今、新たな水源についてちょっと調査をさせていただいております。それにつきまして、水量とか、あとそれもちょっと色度があるわけなんですが、それについて濾過できるか、簡易な方法ができるかというようなことで検討しております、それが簡易な方法ができるということと、水量があるということならば、その水を使って整備を27年度にしていきたいというふうに考えております。

あと除雪費の質問でございますが、除雪費につきましては、2月末で約4,500万程度の委託費がございます。それで、今回、降ったのが3日程度でございますので、1日2回ずつ出たとして、6回の出動ということで、1回300万といたしまして1,800万でございますので2千万から2,500万程度と今考えているわけですが、委託費につきましては、毎週月曜日に各業者から報告があがってきますので、それを精査の結果、もし足りないというようなことになりましたら、再度お願いするかもしれません、今のところは大丈夫であるというふうに思っております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商業団地のアーケードの撤去工事についてでありますけれども、この事務につきまして、商工観光課のほうで取り持って行ったもので、建設課のほうに連絡調整不足で、この施工状況に載らなかったというようなことでありますけれども、工事につきましては、2月2日に着工しまして、3月27日竣工というようなことで進めております。だいたいもうアーケードについても撤去いたしまして、現在、整地にかかる作業をしているということで、だいたい8割から9割近く進んでいるのかなというような状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町民税務課長には、最終的には町民税だけでいいですから、固定資産税までは言いませんから、最終的な収納の割合ですか、何パーセント予測されるか、それは見込額と同じか、それより高くなるかということです。

あの、杉原課長、本当にご苦労さまでした。そう思っているんです。言ったように、やっぱり事業が地域の方々から、これをしてください、こうしましようと、こういうふうにして出てきた計画というのは、やっぱりこれは取り組みやすいんですよ。しかし町が、町の考でこれをします、ああします、その事業をするのには、そこに住む方々とコンセンサスを得なければならないですから、それで苦労してきてているわけですから、この苦労をしたところを余すところなく部下に、部下というと大変失礼ですか、後輩に伝えていて、この経験を活かすようにしていってほしいなと思います。

酒井課長、新しい水源というのは、やっぱりまたボーリングするわけですか、それとも水といいますか、流れている水、いわゆる清水ですか、そういうのを使う、どうなんですか。それで、その聞いておるのは、個人でボーリングした方は、そういう点では問題がなかったというわけですが、そうすると、あれは鬼光頭川でしたか、右岸、左岸で水の質が違うのかなという気もしますが、いったいその新しい水源はどうなさるんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 新しい水源につきましては、今、ちょっと心当たりのあるところでお話をしているところでございます。それにつきまして、水道調査等、先ほど申しました水質

の濾過の仕方等について行いたいと考えておりますが、今回新しい、その水源につきましては、今ございますので、今回新しくボーリングをするということではなく、今の水源を使いたいということでございます。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町民税についてのご質問にお答えいたします。

今回、補正は 98 パーセント徴収率を見込んで積算をしたところですが、昨年度の決算では、99.31 パーセント徴収率がありました。今年度につきましても 99 は確保した上で、いくら近づけるかということでございまして、昨年並みはにいければ、さらに 100 から 200 の増額、決算額となるような見込みでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 17 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 12 次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 17 号、平成 26 年度西会津町一般会計補正予算(第 12 次)は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 18 号、平成 26 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)を議題とします。

時間を延長します。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第 18 号、平成 26 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)の調製についてご説明いたします。

はじめに、補正の概要について申し上げます。住宅団地の分譲につきましては、本年度の分譲見込みは 1 区画であります。これで 69 区画中、53 区画が分譲されたことになり、未分譲区画は 16 区画となっております。今次の補正では、平成 26 年度、当初 2 区画の分譲を予定しておりましたことから、歳入では土地売払収入を減額するとともに、歳出では一般会計への繰出金をはじめ、関係する経費を減額するものであります。

それでは、予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算(第 1 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、441 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 785 万 9 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入

歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをお開きください。

まず、歳入でありますが、2款財産収入、2項1目不動産売払収入449万7千円の減額であります。これは、当初2区画の分譲収入を見込んでおりましたが、1区画の分譲見込みとなつたことから、減額するものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金8万6千円の増額であります。これは、前年度繰越金を追加計上するものであります。

以上、歳入合計で441万1千円を減額し、785万9千円とするものであります。

次に5ページをご覧ください。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費904万円の減額であります。これは、事業費の確定見込みによる分譲促進謝礼、広告料の減額及び一般会計への繰出金の減額であります。なお、繰出金の減額につきましては、本年度2区画の分譲を予定し、当初800万円の予算を計上しておりましたが、1区画の分譲販売であったことや、売払い収入の残額を予備費に計上し、新年度における販売促進費や維持管理経費などの財源として繰り越すこととしたことから、減額したところであります。

2款予備費462万9千円の増額であります。売払い収入の残額を予備費として計上するものであります。

以上のとおりでありますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1番、小柴敬君。

○小柴敬 1点だけお尋ねします。この1件だけ売れたということですが、町外からの移転、もしくは町内の移動、どちらでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 この1点につきましては、町外からの方でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第18号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第19号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第2

次) を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 19 号、平成 26 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次) の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましては、年度の終盤を迎えて、所要額の調整を図るものであります。それでは予算書をご覧ください。

平成 26 年度西会津町の下水道施設事業特別会計補正予算(第 2 次) は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,119 万 8 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 9,810 万 2 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第 2 条、地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目未普及解消下水道補助金 510 万円の減額です。本年度も未普及解消下水道補助金を活用し、整備を実施していますが、国の補助金が確定したことによる減額です。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 13 万円の減額です。これも同じく県補助金の確定による減額です。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 2 千円の増額です。排水設備工事貸付基金利子の増によるものであります。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 57 万円減額です。歳入と歳出を調整させていただき差額について、減額させていただきました。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 540 万円の減額です。事業費が減額となったことによる減額です。

8 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 2 千円の増額です。下水道排水設備施設基金積立金の増です。

2 款 1 項 1 目下水道施設費 1,120 万円の減額です。未普及解消下水道事業費確定による委託料、工事請負費および補償費の減額です。

4 ページをお開きください。

第 2 表、地方債の補正について説明させていただきます。変更でございます。

下水道事業費補正前限度額 3,340 万円から 540 万円減額し、2,800 万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜

りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 26 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 26 年度西会津町下水道施設事業特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 20 号、平成 26 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 20 号、平成 26 年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）の調製についてご説明申し上げます。

今次の補正につきましても、年度末を迎える所要額の調整を図るものでございます。

それでは予算書をご覧ください。

平成 26 年度西会津町の個別排水処理事業特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 3 万 7 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,236 万 1 千円とする。

第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

地方債の補正。

第 2 条地方債の補正は、第 2 表地方債補正による。

詳細につきましては、事項別明細書にてご説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。まず歳入です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目循環型社会形成推進交付金 16 万 3 千円の増額です。事業費確定による増額です。

7 款町債、1 項 1 目下水道事業債 20 万円の減額です。事業費確定により、起債対象額が確定したことによる減額です。

6 ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費3万7千円の減額です。プロアー修繕費確定による減額です。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費は財源の調整でございます。

3ページにお戻りください。

第2表、地方債の補正についてご説明させていただきます。変更でございます。

下水道事業費補正前限度額970万円から20万円減額し、950万円といたします。なお起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第21号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第21号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、最終補正予算でありますことから確定額や支出見込額でそれぞれ精査し、所要額を調製したものです。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成26年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ198万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億467万1千円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

5ページをご覧ください。歳入であります。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目特別徴収保険料228万8千円の減額は、被保険者にかかる保険料のうち年金からの特別徴収分の減によるものであります。2目普通徴収保険料196万6千円の増額は、納入通知書や口座振替による納入による保険料の増によるものであります。

2款繰入金、1項1目事務費繰入金124万6千円の減は、システムの保守管理及び改修費の減によるものであります。2目保険基盤安定繰入金43万5千円の減額は、7割、5割、2割等の保険料軽減分に対する一般会計からの繰入金で確定によるものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金2万3千円は、前年度、平成25年度からの繰入金です。

6ページ、歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費124万7千円の減は、システムの保守管理及び改修費の減です。

3款後期高齢者医療広域連合納付金、1項1目後期高齢者医療広域連合納付金75万7千円の減額は、保険料と保険基盤安定負担金が減少したことにより広域連合への納付額も減額するものであります。

4款諸支出金、2項1目一般会計繰出金2万4千円の増は、繰越金を一般会計に繰り出すものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 一番最後、一般会計への繰り出し2万4千円ということですが、これはルールとか何かによってなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 一般会計への繰り出しについてご説明申し上げます。

これはルールによるものでありますて、基本的にこの繰越金が残る、今回、繰越金、歳入で繰越金2万4千円ありますが、繰越金が残るというのは事務費が余った分ということであります。事務費についてはすべて一般会計からいただいておりますので、繰り越ししたものについては1回すべて一般会計に戻すということがルールとなっておりますので、今回、繰り出しをしたということでございます。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 12、議案第 22 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第 22 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本補正予算の概要について申し上げます。

事業勘定、診療施設勘定とともに、最終補正であることから、確定額や決算見込み額でそれぞれ調整し、所要額を調整したものであります。

事業勘定につきましては、歳出の退職被保険者の療養給付費負担金が減額になったことそれに伴い退職被保険者の療養給付費交付金も減額となっています。そのほかは税の徴収見込みや交付金額等が確定したことによる調整であります。また、第三者行為にかかる損害賠償が 1 件確定しましたので雑入に計上しております。

施設勘定につきましては、診療収入が、今後の状況も見込み調整したところ流行り病等での増収がなく、昨年度と同程度となる見込みです。反面、歳出では施設管理費や医業費での減額を見込みましたが、全体的に人件費や消費税にかかる物品の経費の増などにより歳出は増加しているため、診療収入だけでは不足を生ずることから一般会計から 2,300 万円の繰り入れをすることとしました。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 26 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 項、事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,671 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9 億 5,453 万 9 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 376 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 8,205 万 1 千円とする。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきまして、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

8 ページの事業勘定の歳入をご覧いただきたいと思います。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 434 万 4 千円の増額、2 目退職被保険者等国民健康保険税は 90 万 4 千円の増額であります、いずれも徴収見込等によるものであります。

9 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 189 万 2 千円の減額は、確定によるもの

であります。2項1目財政調整交付金124万2千円の減額は、調整交付金の確定によるものであります。

4款療養給付費等交付金、1項1目療養給付費等交付金1,067万6千円の減額は、退職被保険者療養給付費等の減額に伴う交付金の減であります。

10ページをご覧ください。

6款県支出金、2項1目県財政調整交付金631万1千円の減額は、財政共同安定化事業の確定によるものであります。

11ページをご覧ください。

9款繰入金、1項1目一般会計繰入金161万9千円の減額は、一般会計からの保険基盤安定繰入金の減などであります。

11款諸収入、3項1目一般被保険者第3者納付金112万6千円の増額は、交通事故にかかる医療費に対する損害保険会社からの第3者行為による損害賠償金であります。

12ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

2款保険給付費、1項2目退職被保険者療養給付費983万1千円の減額は、退職被保険者に係る医療費の減少によるものです。当初予算では、月平均500万円を見込んでおりましたが、月平均360万円に減少しております。なお一般被保険者にかかる保険給付費については、前年と同じく1人当たり月平均1万8,800円程度で推移をしております。

次に14ページをご覧ください。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療費拠出金224万6千円の減額、8款保健事業費、1項1目特定健康診査等事業費85万円の減額は、いずれも確定によるものであります。

15ページをご覧ください。

10款諸支出金、1項3目償還金200万円の減額は、前年度の返還金の確定による減額であります。

次に、18ページの診療施設勘定をご覧いただきたいと思います。

歳入でありますが、1款診療収入、1項1目国民健康保険診療報酬収入275万円の減額、2目社会保険診療報酬330万円の減額、4目後期高齢者医療診療収入1,287万円の減額、5目一部負担金収入160万円の減額及び2項1目諸検査等収入400万円の減額は、医師4人体制による患者数の増加や流行り病などでの増収を見込んでおりましたが、昨年度よりは増加はしているものの、見込んだほどの増収がなかったことによる減額であります。

2款介護保険収入、3款使用料及び手数料、4款財産収入は、決算見込みによる調整であります。

20ページをご覧ください。

6款繰入金、1項1目一般会計繰入金2,300万円の増額は、歳入、歳出の決算見込みの調整により不足する額を、一般会計より繰り入れするものであります。主な内容は、先ほど一般会計補正予算の中でもお話ししましたが、診療報酬の増収、収入が増加しなかったことと人件費や消費税増による物品経費の増加が要因であります。なお、前年度も不足を生じておりましたが、前年度は予備費等により調整ができました。今年度は予備費も少なく、一般会計から補てんしていただくこととしたものであります。

22 ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目 一般管理費 216 万 7 千円の減額は、事務費の調整によるものであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 126 万 6 千円の減額、2 目医療用消耗器材費 146 万 2 千円の減額は、医療機械の修繕、リース代などと注射器や検査試薬などの消耗品の所要額を調整したものであります。3 目医薬品衛生材料費 110 万円の増は、肺炎球菌ワクチンなどの医薬品の増によるものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 2 月 20 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 22 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 22 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 13、議案第 23 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 23 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計補正予算（第 3 次）の調製についてご説明申し上げます。

本特別会計につきましても、年度の終盤を迎えて、所要額の調整を図るものでございます。それでは予算書をご覧ください。

第 1 条、平成 26 年度西会津町の水道事業会計補正予算（第 3 次）は、次に定めるところによる。

第 2 条、平成 26 年度西会津町の水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

まず収入です。

1 款水道事業収益、既決予定額 1 億 6,097 万 1 千円を 210 万 5 千円増額いたしまして合

計額を1億6,307万6千円といたします。その内訳でありますと、第1項営業収益につきまして90万円減額いたしまして1億396万9千円といたします。第2項営業外収益につきまして、300万5千円増額し5,910万7千円とします。

次に支出です。

第1款水道事業費でありますと、既決予定額1億6,097万1千円を210万5千円増額しまして、合計額を1億6,307万6千円といたします。その内訳でありますと、第3項特別損失について210万5千円を増額し258万5千円とします。

第3条、予算第4条本文中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,101万3千円は、当年度分損益勘定留保資金5,569万1千円、建設改良積立金400万円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額132万2千円で補填するものとするを、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6,079万4千円は、当年度分損益勘定留保資金5,575万8千円、建設改良積立金400万円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額103万6千円で補填するものとするに改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のように補正する。

まず収入です。

第1款資本的収入でありますと、既決予定額4,564万9千円から379万1千円減額しまして、合計額を4,185万8千円とします。その内訳でありますと、第1項補助金につきまして、379万1千円減額し4,185万8千円とします。

次に支出です。

第1款資本的支出でありますと、既決予定額1億666万2千円から401万円減額しまして、合計額を1億265万2千円とします。その内訳でありますと、第1項建設改良費について同額401万円を減額し2,084万2千円とします。

3ページをご覧ください。補正予算実施計画により補足説明をいたします。

収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、1項1目給水収益90万円の減額です。使用水量の減による減額です。2項2目他会計補助金279万1千円の調整です。一般会計繰入金について、水道事業収益と資本的収入の組み替えです。4目雑収入21万4千円の増額です。東京電力賠償金確定による追加です。

次ぎに支出です。

1款水道事業費、3項3目過年度損益修正損210万5千円の追加です。25年度消費税確定による損益の修正です。

4ページをお開きください。資本的収入及び支出の中の収入です。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金379万1千円の減額です。一般会計繰入金について、水道事業収益と資本的収入の組替えと下水道工事等により水道管が支障ならなかつたことによる減額です。

次に支出です。

1款資本的支出、1項3目配管布設費401万円の減額です。老朽管更新基本計画委託料と芝草地区配水管更新等工事費確定による減額です。

これで説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第23号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第23号、平成26年度西会津町水道事業会計補正予算（第3次）は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（16時49分）

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月16日（月）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第11号）

平成27年3月16日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第24号 平成27年度西会津町一般会計予算
- 日程第2 議案第25号 平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
- 日程第3 議案第26号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
- 日程第4 議案第27号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
- 日程第5 議案第28号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
- 日程第6 議案第29号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
- 日程第7 議案第30号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
- 日程第8 議案第31号 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第9 議案第32号 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算
- 日程第10 議案第33号 平成27年度西会津町介護保険特別会計予算
- 日程第11 議案第34号 平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
- 日程第12 議案第35号 平成27年度西会津町水道事業会計予算
- 日程第13 議案第36号 平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算

延 会

○議長 平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 07 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

日程第 1、議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算から、日程第 13、議案第 36 号、平成 27 年度西会津町本町財産区特別会計予算までを一括議題といたします。

なお、審議の方法は、議案の説明終了後、1 議題ごとに質疑・採決の順序で行いますので、ご協力をお願いいたします。

職員に議題を朗読させます。

議会事務局長、高橋謙一君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 24 号の説明を求めます。

併せて議会基本条例第 7 条の規定に基づく重要政策の審議等に関し、役場庁舎移転整備等事業、さゆり公園長寿命化対策事業、認定こども園整備事業、都市再生整備計画事業及び歴史文化基本構想策定補助金についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

平成 27 年度当初予算の編成にあたりましては、現下の国家財政が、急激な高齢化を背景とする社会保障経費の増加や、リーマンショック後の経済危機への対応、消費税率引上げに伴う経済成長率の低迷等により、その状況は大幅に悪化しているところであります。また、国債費の増嵩等により政策の自由度は低下し、赤字国債の発行を通じて、次世代への負担先送りという極めて厳しい構造に陥っているところであります。

こうした中、国における平成 27 年度の予算編成にあたりましては、全ての事業において聖域を設けず、大胆な歳出の見直しと、無駄を最大限に縮小し、東日本大震災からの復興を加速するとともに、アベノミクスによる経済の好循環のさらなる拡大を実現することにより、本格的な成長軌道への移行を図りつつ、地方の創生、女性の活躍の推進、教育の再生など、中長期の発展につなげる取り組みを強力に推進するための方針が示されたところであります。

国では、これらの改革を推進するため、一般会計当初予算案を過去最大の 96 兆 3,420 億円で閣議決定したところでありますが、景気の動向次第では想定どおりの歳入増とはならない恐れがあり、さらには、社会保障費などの増額や、消費税率 10 パーセントへの再増税を見送ったことから、財政面では引き続き厳しい状況となっているところであります。

一方、県におきましては、復興・再生の進展により、財政需要の増加が見込まれる中、新たな課題にも柔軟に対応していくためには、財源の確保が最重要課題であるとしております。しかしながら、社会保障制度改革に伴う影響や労務単価・資材単価の上昇等により、一般財源の確保は依然として厳しい状況であることから、これまでに執行した事業の効果をしっかりと検証しつつ、あらゆる方策を講じて財源の確保に努めるとともに、地域住民の声を県の施策に適確に反映させることができるよう、国や市町村、関係団体などと緊密

な連携を図ることとしているところであります。

このような、国・県の状況を踏まえ、本町においては、平成 26 年度で西会津小学校の新校舎建築事業が終了するものの、新たに交流物産館よりisseの隣に、農林産物販売の拠点施設として地域連携販売力強化施設を整備するほか、認定こども園・新保育施設の整備や役場新庁舎整備など、大規模事業が継続して実施されることとなっていることから、引き続き中長期的視点に立った計画的な財政運営と健全財政の維持に努めることとしておりますが、本町の歳入の約半分を占める地方交付税の平成 27 年度交付見込み額は減額が見込まれることから、本町にとってはますます厳しい財政運営が強いられることとなったところであります。

したがいまして、平成 27 年度当初予算編成にあたりましては、国・県の予算編成や税制改正等の動向などを注視しながら十分な情報収集に努め、歳入においては過大見積もりとならないよう的確な積算に努めるとともに、歳出においては「みんなの声が響くまち にしあいづ」を基本理念とした西会津町総合計画と、町の憲法であるまちづくり基本条例が目指す協働によるまちづくりの実現に向け、限られた財源をより効果的に配分し、町民の皆さんのもよろしに直結した各種事業を各方面にわたり計上するとともに、地域経済の活性化の推進をより一層図るため、特に「住んでみたい、行ってみたい町へ」をテーマとした、定住促進と交流人口の拡大を総合的に推進していくことといたしました。

この結果、平成 27 年度一般会計予算の総額は 63 億 4,600 万円で、前年度比 900 万円、率にして 0.1 パーセントの減となりましたが、過去最高となった昨年度に引き続き、過去 2 番目となる大型かつ積極型予算となつたところであります。

これらの財源といたしましては、町税や地方交付税、国・県支出金、町債などを見込みましたが、地方交付税については地方財政計画に基づき減額も見込まれることから、最終的には財政調整基金より 4 億 2,500 万円を投入し、予算編成を行つたところであります。

なお、町の財政状況についてでありますが、昨年 9 月議会定例会でも申し上げましたように、国が示す地方公共団体財政健全化法等に基づく健全化判断比率は、全て適正値の範囲内で推移しているところであります。町といたしましては、今後も引き続き、安定で持続可能な行財政運営の構築を図るため、町独自に中長期的な財政計画と公債費負担適正化計画を策定し、健全財政の維持に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、平成 27 年度一般会計当初予算について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをご覧いただきたいと思います。

平成 27 年度西会津町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 63 億 4,600 万円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

一時借入金。

第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

歳出予算の流用。

第5条、地方自治法220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、各項に計上した給料、職員手当及び共済費、賃金に係る共済費を除くものであります。に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

次に、歳入歳出予算の主な内容について、ご説明を申し上げます。

事前に予算書と一緒にお配りいたしました当初予算資料、平成27年度西会津町歳入歳出予算総括表。皆さんのお手元のほうにお配りしておきましたこの資料でございますが、この資料で説明をさせていただきたいと思いますので、ご了承をいただきたいと思います。

それでは、資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

6ページは歳入であります。その主な内容でありますが、まず1款町税、5億6,508万9千円であります。個人及び法人町民税の昨年度と比較いたしますと、若干の増額でありますが、前年とほぼ同額でございます。

2款地方譲与税8,400万円。

3款利子割交付金70万円。

4款配当割交付金20万円。

5款株式等譲渡所得割交付金30万円。

6款地方消費税交付金1億900万円。

7款自動車取得税交付金1,700万円。

8款地方特例交付金60万円。

これらにつきましては、いずれも県の予算編成指針等を考慮し計上したものでございます。

次に9款地方交付税25億8,632万円でございます。(1)といたしまして、普通地方交付税で23億9,632万円でございます。前年度に比較いたしますと、1,825万5千円の増額で見込んでございますが、平成26年の決定額と比較いたしますと、地方財政計画で0.8パーセントの減額でございますので、単位費用の多くの費目で減額を見込んだところでございます。なお、平成26年度決定ベースと比較いたしますと、1億5,712万7千円の減率にして6.2パーセントの減で見込んでございます。

次に特別交付税でございますが、1億9千万円でございます。特別交付税につきましては、災害の発生状況等により大きく額が変動いたしますが、昨年同額、1億9千万円で暫定的に計上をさせていただいたところでございます。

次に10款交通安全対策特別交付金70万円でございます。これにつきましても、県の予

算編成指針等を考慮し、昨年度と同額を見込んでございます。

次に 11 款分担金及び負担金 2,226 万円でございます。主なものといたしまして、保育所運営費負担金 1,847 万 3 千円などであります。

次に 12 款使用料及び手数料 1 億 4,895 万 1 千円でございます。ケーブルテレビ使用料 5,622 万 2 千円、インターネット使用料 2,856 万 6 千円、町営住宅等使用料 4,121 万 5 千円などでございます。

13 款国庫支出金 5 億 8,722 万 4 千円でございます。前年度と比較いたしますと 2 億 7,151 万円の減でございます。こちらは平成 26 年度、西会津小学校の校舎建築がございましたので、その分が大きく減額となってございます。国庫支出金の主なものでございますが、障がい者福祉費負担金 5,953 万 9 千円、児童手当給付費負担金 5,014 万 5 千円、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 9,103 万 2 千円、社会資本整備総合交付金、町道整備等に充当する交付金でございますが、2 億 5,775 万円、地域住宅交付金 2,204 万 3 千円、都市公園長寿命化対策事業補助金 2,950 万円などであります。

次に 14 款県支出金 5 億 7,479 万 4 千円でございます。主なものといたしまして、障がい者福祉費負担金 3,048 万 7 千円、市町村生活交通対策事業補助金 1,292 万 8 千円、電源立地地域対策交付金 3,508 万 5 千円、次のページにまいりまして、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金 1 億 1,610 万円、緊急雇用創出基金事業補助金 2,755 万 5 千円、中山間地域等直接支払交付金 6,138 万 8 千円、多面的機能支払交付金 3,581 万 3 千円、林道事業補助金 2,800 万円、広葉樹林再生事業補助金 1,400 万円、農地及び農業用施設災害復旧事業補助金 1,949 万円、国県道除雪委託金 1,467 万 2 千円が主なものでございます。

次のページにまいりまして、15 款財産収入 1,084 万 4 千円でございます。財産貸付収入で 863 万 9 千円でございます。主にパイプハウスのリース料などでございます。

次に 16 款寄附金 100 万 1 千円でございます。ふるさと応援寄附金 100 万円などでございます。

17 款繰入金 6 億 8,683 万 9 千円でございます。前年度に比較いたしまして 1 億 4,925 万 8 千円の増となってございます。主なものといたしまして、商業団地造成事業特別会計繰入金 1,300 万円、財政調整基金繰入金 4 億 2,500 万円、庁舎整備基金繰入金 2 億円、東日本大震災復興基金繰入金 3,946 万 4 千円などであります。

18 款繰越金 6 千万円でございます。前年度繰越金でございます。

19 款諸収入 4,487 万 8 千円でございます。主なものといたしまして、中小企業融資資金貸付金元金収入 2,500 万円、福島電源地域振興支援事業助成金 302 万 9 千円、高速道路橋剥落防止対策助成金 200 万円などでございます。

次に 20 款町債 8 億 4,530 万円でございます。辺地対策事業債で 3,700 万円、過疎対策事業債 5 億 7,800 万円、緊急防災減災事業債 3,590 万円、災害復旧事業債 680 万円、臨時財政対策債 1 億 8,760 万円であります。

次に 10 ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

歳出の主な内容でございますが、まず 1 款議会費 9,191 万 5 千円でございます。議員報酬及び議会運営にかかる経費でございます。

2 款総務費 15 億 4,203 万 3 千円でございます。主なものといたしまして社会保障税番号

制度システム改修委託料 2,183 万 7 千円、財政調整基金積立金 3,038 万 6 千円、庁舎整備基金積立金 1 億 5,021 万 5 千円、太陽光発電施設等設置工事 9,080 万円、老朽施設解体撤去工事 1 千万円、役場庁舎移転整備等事業 2 億円、温泉施設管理業務委託料 3,271 万 5 千円、さゆり公園施設長寿命化対策事業 5,101 万 5 千円、さゆり公園管理業務委託料 4,751 万 2 千円、都市公園長寿命化計画策定業務委託料 910 万円、芸術村事業 775 万 5 千円、太陽光発電施設等設置工事 2,610 万円、定住交流促進事業 1,268 万 8 千円、地域おこし協力隊配置事業、新年度から 4 名体制といたしますが 1,800 万円。

次のページにまいりまして、ケーブルテレビ運営事業 8,582 万円、インターネット運営事業 2,222 万 5 千円、デマンドバス運行事業 8,993 万 4 千円、それから選舉費のほうにまいりまして、県議会議員選舉費、11 月 19 日満了でございますが、957 万 6 千円、町議会議員選舉費、6 月 30 日期間満了でございますが、819 万 5 千円などでございます。

次に 3 款民生費 11 億 4,718 万 4 千円でございます。前年度に比較いたしまして 1 億 4,031 万 3 千円の増となってございます。主な内容でございますが、出産祝金 240 万円、国民健康保険特別会計事業勘定繰出金 6,918 万 6 千円、国民健康保険特別会計診療施設勘定繰出金 2,238 万 9 千円、結婚祝金 188 万 4 千円、後継者対策事業 145 万円、敬老祝金 652 万 8 千円、介護保険特別会計繰出金 1 億 9,180 万 8 千円、後期高齢者医療療養給付費負担金 1 億 66 万 7 千円、後期高齢者医療特別会計繰出金 4,104 万 9 千円、障がい者障がい福祉サービス費 1 億 2,195 万 2 千円、臨時福祉給付金等給付事業 2,153 万 9 千円、子育て医療費サポート事業助成費 1,441 万 2 千円、乳幼児家庭子育て応援金 660 万円、児童手当 7,197 万 6 千円、保育所業務委託料 1 億 6,397 万円、認定こども園整備事業、敷地造成工事等でございますが、1 億 2,656 万 2 千円などでございます。

次に 4 款衛生費 4 億 7,503 万 8 千円でございます。その主なものでございますが、簡易水道施設整備事業補助金 1,920 万円、水道事業会計繰出金 9,340 万円、簡易水道等事業特別会計繰出金 4,982 万 1 千円、インフルエンザワクチン予防接種事業 1,157 万 7 千円、健診事業 1,948 万 8 千円、喜多方地方広域市町村圏組合への負担金、ごみ、し尿等でございますが、5,797 万 9 千円、ごみ収集委託料 3,638 万 1 千円、個別排水処理事業特別会計繰出金 2,730 万 6 千円などが主なものでございます。

次に 5 款労働費 3,456 万 8 千円でございます。緊急雇用創出基金事業 2,767 万 3 千円、地域雇用再生創出モデル事業 677 万 2 千円などでございます。

次に 6 款農林水産業費 7 億 8,685 万 7 千円でございます。前年度比 3 億 7,064 万 3 千円の増となってございます。主なものといたしまして、中山間地域等直接支払事業 8,188 万 4 千円、園芸ハウス整備工事 1,333 万 3 千円、種もみ購入補助金 170 万円、産米改善対策事業補助金 231 万 1 千円、健康な土づくり普及促進事業 615 万 9 千円、農林産物加工開発事業 283 万円、環境保全型農業直接支払対策事業 745 万 8 千円、西会津産米販売強化事業 520 万 7 千円、地域連携販売強化施設整備事業 3 億 2,118 万 3 千円、なお、この地域連携販売強化施設整備事業につきましては、先の 2 月臨時議会におきまして、国の平成 26 年度補正予算として採択となりましたことから、補正予算で計上いただきましたので、この分につきましては、今後、6 月議会等で減額をさせていただきたいと考えておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

次のページにまいりまして、農業集落排水処理事業特別会計繰出金 8,342 万 2 千円、多面的機能支払交付金事業 4,736 万 1 千円、有害鳥獣駆除事業 585 万 4 千円、菌床栽培ハウス整備工事 507 万 2 千円、広葉樹林再生事業 1,400 万円、林道開設舗装改良事業で 4,080 万円が主なものでございます。

次に 7 款商工費 9,187 万 7 千円でございます。町商工会育成補助金 500 万円、町内企業支援補助金 150 万円、中小企業振興資金融資制度貸付金 2,500 万円、西会津観光交流協会育成補助金 650 万円、周遊観光促進事業 319 万円、消費者行政推進費 856 万 3 千円などが主なものでございます。

次に 8 款土木費 7 億 6,689 万 7 千円でございます。その主なものでございますが、町道舗装等修繕料で 914 万円、町道除雪賃金で 2,267 万円、除雪委託料で 9,200 万円、高速道路跨道橋修繕業務委託料 200 万円、町道改良舗装事業 2 億 7,520 万円、橋梁修繕事業で 6,700 万円、下水道施設事業特別会計繰出金 1 億 988 万 1 千円、都市再生整備計画事業 5,194 万 1 千円、町営西原住宅屋根改修工事 1,770 万 7 千円などでございます。

次に 9 款消防費 2 億 3,588 万 9 千円でございます。その主な内容でございますが、喜多方地方広域市町村圏組合の消防費負担金で 1 億 2,542 万円、消防団員報酬 1,414 万 1 千円、防火水槽新設工事、3 基分でございますが、1,934 万 3 千円、小型動力ポンプ購入費、2 台分として 408 万 3 千円、消防ポンプ自動車購入費、1 台分であります、2,100 万 5 千円、防災気象情報提供業務委託料 267 万 5 千円、空き家等適正管理解体補助金 100 万円などでございます。

次に 10 款教育費 3 億 8,594 万円でございます。前年度に比較いたしますと、10 億 2,275 万 3 千円の減額となってございます。この大きな減額は、ご承知のように西会津小学校新校舎の建築が終了することによるものでございます。教育費の主なものでございますが、小中連携支援事業、学校教育専門員指導員配置でございますが、293 万 3 千円、それから西会津高校活性化に対する通学費、進路支援、後援会補助、修学資金貸付、これらを合わせまして 832 万円。次のページにまいりまして、スクールバス運行費 4,665 万 8 千円、小学校管理費 2,632 万 6 千円、小学校特別支援教育事業 1,245 万 7 千円、中学校管理費 2,981 万 3 千円、中学校特別支援教育事業 1,269 万 9 千円、文化財保護費 537 万 8 千円、歴史文化基本構想策定委託料 100 万円、図書館費で 1,013 万 8 千円、町体育協会補助金 423 万 2 千円、奥川健康マラソン大会実行委員会補助金 150 万円などが主なものでございます。

次に 11 款災害復旧費 2,534 万 4 千円でございます。農業施設、林業施設及び道路橋梁費の現年災害の予算計上でございます。

次に 12 款公債費 7 億 5,745 万 8 千円でございます。地方債償還元金として 6 億 8,001 万 1 千円、地方債償還利子で 7,694 万 7 千円などであります。

以上、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 63 億 4,600 万円とするものであります。

それでは、予算書の 7 ページに、お戻りいただきたいと思います。

予算書の 7 ページでございますが、第 2 表債務負担行為であります。平成 27 年度から将来にわたって支出の義務を伴う行為をする場合、地方自治法第 214 条の規定により、債務負担行為として設定するものであります。設定する事業でありますが、道路改築事業、町道野沢柴崎線橋立 3 号橋上部工工事であります。設定する事業といたしまして経費の削減

と工事期間の短縮等を図ることを目的として設定するものであります。期間を平成 27 年度から平成 28 年度までの 2 年間、限度額を 2 億円とするものであります。

次に、第 3 表地方債であります。平成 27 年度における各種事業実施の財源の一部として充当するため、起こすものであります。

まず、辺地対策事業費でありますが、限度額 3,700 万円といたしまして、林道開設事業、消防施設整備事業、町道改良舗装事業、林道改良舗装事業に充当するものであります。

次に、過疎対策事業費でありますが、限度額 5 億 7,800 万円とするもので、町道改良舗装事業、消防施設整備事業、都市再生整備計画事業、バス交通体系整備事業、地域連携販売強化施設整備事業、園芸ハウス整備事業、菌床栽培ハウス整備事業、子育て支援事業などに充当するものであります。

次に、緊急防災・減災事業費でありますが、限度額 3,590 万円であります。緊急情報等放送設備整備事業と消防施設整備事業に充当するものであります。

次に、災害復旧事業費でありますが、限度額 680 万円で、農林業施設及び道路河川の補助災害復旧費に充当するものであります。

次に、臨時財政対策債でありますが、普通地方交付税の振替措置といたしまして、限度額を 1 億 8,760 万円とするものであります。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で、議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算の説明を終了させていただきます。

続きまして、西会津町議会基本条例第 7 条の規定に基づきます重要政策の審議等のうち、役場庁舎移転整備等事業についてご説明を申し上げます。本日お配りをいたしました別紙資料をご覧いただきたいと思います。

役場庁舎移転整備等事業についてでございますが、まず事業の目的でございます。現在の町役場本庁舎につきましては、昭和 38 年に完成をいたしまして築 50 年を経過した老朽化が著しい施設でございます。耐震補強も困難な状況となっておりますことから、本年 3 月をもって空き校舎となる現在の西会津小学校施設を有効活用いたしまして、役場本庁舎機能を移転することとしたところでございます。

平成 26 年度には、この空き校舎を役場庁舎に改修するための実施設計業務を発注いたしまして、庁舎検討組織での検討と設計業者との打ち合わせを繰り返しながら、町民の皆さんご利用しやすい施設づくりを目標に作業を進めてきたところであり、平成 27 年度から本格的に改修作業を行っていきたいと考えております。

2 番の、これまでの検討経過でございますが、資料ナンバー 1 の 2 をご覧いただきたいと思います。

まず平成 24 年 9 月に町の議会全員協議会で、西会津町廃校施設等利活用計画を説明をさせていただきました。この計画の中で、西会津小学校が本年 4 月に新校舎へ移転するということから、その空いた校舎を活用して役場庁舎としたいということで説明を申し上げたところでございます。合わせまして、町広報誌 10 月号で、その内容について町民の皆さんにお知らせをしたところでございます。

その後、平成 25 年 10 月に町の政策調整会議におきまして、本庁舎移転検討部会を設置

し、検討を開始したところでございます。11月に第1回の検討部会を開催しまして、その後、その時点で喜多方建設事務所との用途変更、あるいは構造計算等で喜多方建設事務所の指導を仰ぐということで、作業を進めてきたところでございます。

平成26年2月に喜多方建設事務所との協議の結果、用途変更、構造計算等からして、本庁舎移転として活用してかまわないという決定をいただいたところでございます。その後、本庁舎移転検討部会を6回、政策調整会議を計4回開催しながら検討を進めてきたところでございます。

裏面をご覧いただきたいと思いますが、平成27年1月28日に町議会活性化特別委員会で中間報告をさせていただいたところであります。また、2月3日から23日にかけて意見公募を実施いたしますとともに、2月13日には総合政策審議会での中間報告をさせていただきました。さらに2月17日から23日までの間、町内某地区におきまして町民懇談会を開催いたしまして、これらのご意見等を踏まえ、3月9日に町の全員協議会で再度説明をさせていただいたところでございます。

3番の基本コンセプトでございますが、資料ナンバー1の3をご覧いただきたいと思います。

役場庁舎移転にかかる基本コンセプトでございますが、5点ほどございます。

まず1点目は、遊休施設の有効活用を図るということでございます。学校施設を役場庁舎とするということでございますので、空間的にはかなりの利用制限がございますが、町民の皆さんの利便性、事務室等の機能性をできる限り確保いたしまして、遊休施設の有効活用を図ってまいりたいということでございます。

2点目といたしまして、町民の皆さんを利用しやすい庁舎づくりを目指したいということでございます。1階部分につきましては、町民の皆さんよく利用する町民税務課、健康福祉課を配置いたしまして、いわゆるワンストップサービスを提供していきたいということと、エレベーターを設置、それから自動ドア等設置いたしまして、車いすの方でも十分に利用しやすい環境を整えるということでございます。

3点目でございますが、町民の皆さんに親しまれる庁舎を目指したいということでございます。町民の皆さんに観光情報や各種情報の提供の場、また憩いの場として利用していくだけるような町民ホールを設置したいということでございます。

次に4点目でございますが、防災拠点として、安全安心な庁舎を目指しますということでございます。現在の西会津小学校は、平成21年に耐震化工事を施しまして、耐震化されたその施設で、非常時の自家発電、蓄電装置、あるいは緊急避難場所も備えた防災拠点施設にふさわしい、安全安心な施設づくりを目指したいということでございます。

次に大きな5点目でございますが、環境に配慮した庁舎を目指すということでございます。太陽光発電パネルの設置、木質バイオマスボイラーの設置などをとおしまして、環境への関心を高めるとともに、環境負荷への低減を図る庁舎づくりを目指したいということでございます。

次に敷地の利用計画図でございますが、資料ナンバーの1の4をご覧いただきたいと思います。

現在の西会津小学校の校庭につきましては、町民の皆さまの駐車場として活用していく

たいと考えております。また、校舎自体については役場の本庁舎等として活用をする予定でございます。また、校舎の向かって右側には、分庁舎を計画、それから体育館につきましては、これまでどおり従来の活用をしていきたいというふうに考えております。

それから、本庁舎、分庁舎の平面図でございますが、資料ナンバー1の5をご覧いただきたいと思います。

1階部分につきましては、今ほど申し上げましたように、町民の皆さんのが比較的利用する場が多い町民税務課、それから健康福祉課を1階部分に配置をいたしました。また町民ホールを配置いたしまして、憩いの場として活用をいただきたいというふうに考えております。2階につきましては、町長室をはじめ、総務課、企画情報課、商工観光課を配置いたしまして、3階には議会事務局、それから議場、大会議室、中会議室等を配置したところでございます。また、分庁舎といたしまして、1階部分には農林振興課、2階部分には建設水道課を配置したいというふうに考えてございます。

次に、6の概算工事費でございますが、本庁舎の改修工事、それから受変電、暖房、空調、あるいはペレットボイラーの設置、こういったものをすべて合計いたしますと、現時点では5億9,400万の事業費を、概算でございますが、見込んでございます。約6億となってございますけれども、現在、資材の高騰、それから賃金も高騰しておりますので、できるだけ工事費等については圧縮していきたいというふうに考えてございます。

それから7番の総合計画への位置付けでございますが、総合計画基本計画の後期におきましては、15の重点プロジェクトがございますが、その一つとして位置付けを図ったところでございます。

次に、8番の今後のスケジュールでございます。平成26年度には、実施設計業務を行っております。これは間もなく完了いたします。平成27年度、新年度からは具体的に改修工事に入ってまいります。なお、工事の着手につきましては、夏休み終了後を目指しているところでございます。また、工事の期間といたしましては、工事の概算事業費が大きな金額となりますことから、現時点では工事期間は約1年ほど必要と見込んでいるところでございます。したがいまして、庁舎の改修につきましては、28年度の半ばになるということでございます。それと合わせまして、平成28年度には外構工事をいたしまして、全体的な完成にこぎつけていきたいということでございます。

以上が役場庁舎移転整備等事業についての重要施策の審議ということでご説明させていただきました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 続きまして、重要施策の審議等のさゆり公園の長寿命化対策事業についてご説明させていただきたいと思います。

別紙資料をご覧いただきたいと思います。

まず1の事業の目的ですが、さゆり公園は、町民や町外からの利用者に憩いの場として親しまれている施設であり、地域のスポーツ行事、各種イベント、中体連、スポーツクラブの合宿など、さまざまな用途で利用され、本町の交流人口の拡大、地域の活性化に資する施設となっております。

野球場や屋外プールなどの主要な施設は、設置から30年以上経過していることから、老朽化が進み、改修・修繕が必要な状況になっており、これまでも、施設管理や安全確保のため、計画的、緊急的な修繕や補修を行ってきたところでございます。現在、国土交通省の補助事業である公園施設長寿命化事業を要望しているところであります。本事業により、計画的、総合的な改修、修繕を実施し、各施設の適切な運営と利用者の安全を確保するものであります。

2の事業の概要ですが、(1)としまして、交付対象となる都市公園についてということで、地方公共団体が管理する都市公園がこの対象でございます。

2つ目の対象事業要件ですが、地方公共団体が策定する公園施設長寿命化計画に基づき、適切に維持管理している施設の改築であります。この長寿命化計画については、27年度策定する予定であります。

(3)面積要件ですが、原則として面積2ヘクタール以上の都市公園における施設の改築を対象とするというものです。なお、さゆり公園は9.57ヘクタールであります。

(4)公園施設長寿命化対策支援事業計画。この事業を行おうとする地方公共団体は、社会資本総合整備計画に次の事項を定めた公園施設長寿命化対策支援事業計画を策定しなければならないとしております。

一つとして、計画期間中の整備方針と目標及びその効果。

2つ目として、計画期間中の事業実施箇所及び整備の内容。

3つ目として、計画期間中の事業実施箇所における概算事業費。

以上であります。

(5)の補助率ですが、計画の策定につきましては2分の1。さらに施設等の改修につきましても2分の1の国庫補助となっております。

(6)の整備計画案でありますけれども、平成27年度につきましては、さゆり公園の長寿命化計画の策定ということで、概算事業費としては900万円ほど予算計上させていただいているところであります。この計画を策定したのち、実際の施設等の修繕にあたることになります。27年度に計上させていただいておりますのは、屋外プールの濾過装置の更新、さらにトイレの更新、電気設備の更新、屋内プールの装置の更新等でございます。これら施設の修繕にあたりましては、約5千万ほど新年度予算に計上させていただいております。いずれも2分の1の補助率で国庫補助が半分いただけるような状況でございます。

なお、あと28年度以降につきましては、本年度、長寿命化計画を策定いたしますので、その際に年次計画を立てる予定でございます。主な改修としましては、屋内プール、さらに屋外プール、さらに野球場のスコアボード、こういったものを順次年次計画を立て、改修していく予定でございます。

(7)その他でありますが、さゆり公園は、都市計画区域内にあることから、現在の地方自治法に基づくさゆり公園条例を廃止し、新たに都市公園法に基づく都市公園条例を制定する必要があります。なお、条例案につきましては、6月議会定例会に上程を予定しているところであります。

大きな3の類似施設ですが、会津地域で都市公園条例を制定し、類似施設を設置している市町は次のとおりでありますということで、若松市以下、記載のとおりでございます。

4の総合計画への位置付けであります。西会津町総合計画基本計画（後期）において、大区分、人と自然にやさしいまちづくり、中区分、快適環境づくり、小区分、公園等整備の中に、さゆり公園施設の計画的な維持修繕として位置付けております。

5の関係法令等であります。都市公園法に準拠しているものでございます。

6の今後のスケジュールであります。現在、国土交通省のほうに事業要望しているところでありますけれども、5月中旬ころに事業内示、見込みでありますけれども、事業内示の見込みがあるのかなというふうに考えております。その後、長寿命化計画を策定、着手し、6月中旬には町議会のほうに都市公園条例の案を上程したいというふうに考えております。その後、長寿命化計画策定後、具体的な改修事業に着手すると、こういったスケジュールで行いたいというふうに考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 重要施策の審議等のうち、認定こども園整備事業についてご説明申し上げます。

1の事業実施の背景及び経緯でありますが、少子高齢化が進む本町にとって、次代を担う子どもたちが健やかに成長できる環境づくりは重要課題であります。特に保育所サービスは子育て支援の中核であり、現在、3つの保育所でゼロ歳児から5歳児までの保育や一時保育などの各種保育サービスを実施しております。しかし、現在の保育施設は、すべて建築後30年以上が経過し老朽化しており、野沢保育所及び尾野本保育所については、毎年修繕が必要な状況になっています。さらに保護者の共働きや核家族の増加など、家庭環境の変化により、保育ニーズが多様化しております。これらの課題に対応するため、西会津町保育施設整備等審議会から答申をいただいた基本方針に基づき、子育て支援の拠点を兼ね備えた魅力ある保育施設の整備を進めることとしたものであります。

2の事業の概要でございますが、認定こども園の平成29年4月開園に向けた整備事業を行うこととしております。施設の内容でありますが、保育所、保育所型認定こども園、定員200名を考えております。そこに子育て支援センター、それから放課後児童クラブを併設し、多様化するニーズに対応できるような特別保育、一時預り保育ですとか、延長保育、そういうしたものもできる施設にしたいということでございます。

(2)の設置場所でありますが、尾野本地区、新森野地内、新西会津小学校の隣でございます。

(3)の平成27年度における整備計画でございますが、①の基本設計業務につきましては、平成26年度の繰越事業ということで、プロポーザルにより設計業者の選定が終わりましたので、現在、契約に向けての事業を進めているところであります。27年度につきましては、その後、実施設計を行い、それと並行しまして用地の購入、立木の補償、造成測量設計、地質調査業務、造成工事などを進めていくこととしております。

裏面でありますが、3の西会津町総合計画、基本計画（後期）における位置付けとしま

して、大区分で、心豊かな人を育むまちづくり。中区分で、子育ての充実。小区分で、保育サービスの充実、新たな保育施設の整備ということでございます。また、15の重点プロジェクトの一つに位置付けられております。

4の関係法令であります、都市計画法と児童福祉法に基づき実施するものであります。

5の平成27年度の予算措置でございますが、実施計画委託料で3,400万円。用地測量委託料で543万3千円。地質調査委託料で189万円。造成工事で4,800万円。用地購入費で3,503万9千円。立木補償等で200万円。許可申請手数料で20万円。平成27年度合計で1億2,656万2千円の予算措置を計上しているところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 重要施策の審議等の中でありますが、野沢地区都市再生整備計画事業について説明をさせていただきます。

本事業につきましては、平成25年に採択を受けまして、もう3年目の事業ということでございまして、27年度の事業計画を中心説明をさせていただきます。

その前にこの事業の概要について説明をさせていただきます。本事業は、国道交通省の所管の交付金事業ということでございます。補助率40パーセントということで、あまり補助率の高い事業ではないわけですが、広く建物の整備であったり、小規模なまちなかの公園であったり、そういったものも含めて補助対象になるということでありして、地区の、まちなかの再生、そういった事業で各地区で利用されている事業でございます。

野沢地区の計画名称でございますが、越後街道野沢宿元気回復プロジェクトということで採択を受けております。区域面積が95ヘクタール、範囲は野沢町内と芝草地区を含んだ範囲でございます。事業期間が平成25年から28年度の4年間でございまして、27年度は3年目の事業ということになります。事業主体は西会津町でございますが、一部、間接補助事業ということで、団体が実施し、町が補助するという事業も含まれております。

事業の目標でありますが、宿場町としての歴史文化を活かしたまちなかへの誘客、地域全体で楽しく、そして無理なくまちづくりに取り組める環境づくり、3つ目が、幅広い世代がまちなかに集い、交流を深められる場の確保と住宅密集地の防災面の強化、こういった3つの目標を定めているところでございます。

全体事業費、採択時の全体事業費が2億1,950万円ということであります。この事業の中で計画した事業でありますが、町道上原中央線の新設事業、野沢駅通り公園の整備事業、原町ポケットパークの整備事業、町内観光サインの設置事業、ふるさと自慢館の整備事業、これは商工会事業主体で間接補助です。あと商店街活性化事業ということになっております。

続きまして、1の27年度の事業計画の概要でございます。

まず一つ目が町道上原中央線の新設事業でありますが、上原中央線につきましては、延長85メーターの道路でございまして、幅員4メーター、全幅5メーターでございます。27年度につきましては、工事を実施する予定でございまして、1,236万6千円という事業費を見込んでおります。現在、建物の方とは補償契約終わっておりまして、建物移転後に工事に着手することでありまして、家屋の解体は9月下旬というようなことになります。

して、そのころから工事を着手しまして、12月ころまでに工事を完成させたいということでございます。

2つ目が、野沢駅通り公園の整備事業でございます。公園の面積は2,300平方メートルございます。27年度の事業でございますが、設計委託業務ということで540万円を見込んでおります。どんな公園整備をすべきか地域の皆さんと意見交換しながら実施設計作業を27年度は進めるということです。

その下に、28年度の事業計画、最終年度になるわけでありますが、公園整備を予定しているということでございまして、5,510万円、これ千円抜けてしまいました。大変申し訳ございません。すみません、千円抜けております。5,510万円を見込んでいるところでございます。

次のページに入りまして、原町ポケットパークの整備事業でございます。事業概要につきましては、面積520平米を考えております。27年度の事業計画でございますが、物件の調査の委託、それから測量設計を行い、さらには用地を取得し補償をするというような考えでございまして、全体事業費3,152万8千円ということで見込んでおります。27年度につきましては、こういった事業に取り組むということでございます。さらに設計まで行いたいということでありまして、設計にあたっては地域の皆さんとの意見交換をしながら進めたいということでございます。

あと、ここまで終わりまして、28年度事業になるわけでありますが、ポケットパークの整備工事ということで、最終年度に工事を行いたいと、予定事業費は3,647万2千円、これも千円抜けております。ということで、計画しているところでございます。

4つ目でありますが、町内の観光サインの整備事業ということであります。これは野沢のまちなかを巡って歩いていただこうということで、史跡であったり、そういったところに案内看板を立てたり、歩いていただくためのサインをつくるという事業でございます。27年度につきましては、162万円ということで考えております。

あと28年度、最終年度につきましても、250万円事業費を見込んでおります。

あと5番目の商店街活性化事業ということであります。これにつきましては、まちなかのイベントであったり、団体の活動、地域活性化、まちなかの活性化を図るために行う団体への間接補助ということで100万円、補助金を出しております。商工会の賑わいまつり、野沢まちなか再生プロジェクト、そういった団体への支援を50万円という形で行っていくということであります。28年度におきましても同様の金額を見込んでいるということでございます。

なお、当初、全体計画の中で説明しましたふるさと自慢館整備事業、本来はこの事業の計画の中で実施することで考えておりましたが、補助率40パーセントということで、あまり有利な補助事業ではないということでございます。商工会につきましては、中小企業庁の補助事業を活用しますと、3分の2の補助金を受けられるということであります。この事業から除外して、別に対応するということで計画しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 重要施策の審議等、歴史文化基本構想策定補助金についてをご説明いたします。

まずははじめに、補助金の前提となっております西会津町歴史文化基本構想の内容をご説明いたします。この構想は、町などが指定している文化財、指定はされていない文化財、これら文化財を幅広くとらえ、その周辺環境も含め、総合的に保存活動をするために策定をいたします。町の文化財行政を総合的、計画的に推進するマスターPLANとして、歴史文化を活かした地域づくりに活用していくものでございます。策定の指針は、国、文化庁から平成24年に示され、策定への支援と策定後についても助成等の支援がございます。

次に、1の町の文化財の現状でございますが、本町には、国、県、町指定の文化財をはじめ、埋蔵文化財や歴史民俗資料などがあり、その他、多くの史跡や自然、景観、伝統芸能や伝承してきたものなど、誇るべき文化的な財産が数多くございます。人口が減少し、社会が変化している中、失われつつある歴史遺産や文化遺産を記録し、後世に残すため、町史の編纂を25年かけ行ってまいりました。しかしながら、過疎化や人口の減少はとどまるなどを知らず、文化財を守り、また支えてきました地域社会が、生活の中で文化財を継承していくことが困難になってきております。埋もれている文化財も含め、町史編纂の成果に光をあてながら、文化財を地域の中で再び活かしていく取り組みが求められてございます。

次に、2の策定体制でございます。西会津町歴史文化基本構想策定委員会を組織いたしまして、その中で策定を行います。組織の構成は裏の2ページをご覧いただきたいと思います。

策定委員会の構成にございますように、文化財保護審議会委員の皆さんのはか、大学等の有識者、また町や博物館等の職員、教育委員会事務局、また町内の関係する団体等からの代表者、さらには公募委員にも参加をしていただき行つてまいります。

それでは、また1ページに戻っていただきまして、2、策定体制の3つの丸からでございますが、策定委員会は、外部の組織として構成をいたしまして、補助金により運営をしてまいります。全体会は年に1、2回予定しており、実務については委員の皆さんで、ここにございますように調査部会、保存活用部会といった形の部会を構成し、実際の作業は進めてまいります。なお策定委員会は、計画の策定後も必要に応じ進行管理などを行つてまいります。

次に、3のスケジュールでございます。構想の策定は平成27年度から3年間をかけ作成をいたします。平成30年度からは、補助事業、また助成事業、こういったものを活用し、具体的に進めていく考えでございます。来年度の平成27年度は、まず体制の整備と基礎調査を実施してまいります。体制の整備は、まず策定委員会を立ち上げ、次に策定委員会開催、なお部会の構成という形で実務に入ってまいります。基礎調査につきましては、既存資料での確認のほか、自治区から資料をいただきながら現地調査をしてまいります。基礎的資料の整理分類まで平成27年度の中で実施したいと考えております。

次に、平成28年度は、さまざまな周知活動、また追加の調査などを行いながら、基本構想の具体的検討を行います。平成29年度は、基本構想を完成させまして、活用に向けた事業展開、これまでもっていきたいというふうに考えております。それ以後につきましても、

文化財を活かしたまちづくりという観点で保存活用を進めてまいります。

次に、4の補助金の使途でございますが、平成27年度の補助金は100万円でございます。調査のための賃金、謝礼、また委員の費用弁償や旅費、その他消耗品、郵便料などに使っていく考えでございます。

次の3ページは、文化庁がつくりました文化財の範囲と要素をイメージとして表したものでございます。このように、自然景観、伝統産業、人物、食文化、人文景観、こういった幅広い中で総合的に調査をし、また有識者からのアドバイスをいただきながら、町の特色を活かした基本構想に策定したいというふうに考えているところでございます。

以上で歴史文化基本構想策定補助金についての説明を終了させていただきます。

○議長 議案第25号から、議案第27号までの説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第25号、平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

工業団地の分譲ですが、町では経済の活性化と雇用の促進を図る上で、当該分譲は重要な課題であると認識しているところであります。企業誘致を取り巻く環境は、厳しい状況となっておりますが、若者の定住促進や町内の雇用の場の創出に向け、平成26年度においては、企業誘致に係る基本的な方向性について戦略プランを策定してきたところでありますが、平成27年度は、この計画を踏まえ、実施可能なものから具体的に取り組んでいくとともに、県などの関係機関と連携を図りながら、さまざまな情報収集や情報発信を行い、また、町内既存企業との連携強化を図りながら、早期分譲に向け努力してまいる考えであります。

それでは、予算書の8ページをご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の工業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,867万6千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容については、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の135ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でありますが、1款財産収入、1項1目不動産売払収入8,867万4千円の計上であります。これは、未分譲地の売払い収入であります。

2款繰越金、1項1目繰越金1千円の計上であります。

3款諸収入、1項1目町預金利子1千円の計上であります。

136ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1款予備費、1項1目予備費8,867万6千円の計上であります。

以上で議案第25号、平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議案第26号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

商業団地につきましては、年間30万人を超える利用者のある、よりっせと商業団地A区画の活用を組み合わせ、地域経済の活性化を図るため、現在A区画に地域連携販売力強化施設を整備すべく作業を進めているところであります。平成27年度におきましては、施設整備に係る建設事業費が平成26年度国の補正予算に採択され、繰越事業として、平成27年度において、施設整備に着手することとし、現在、入札等の作業をはじめ、指定管理者の指定、入居者の選定作業を進めているところであります。

それでは、予算書の11ページをご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の商業団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,347万8千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書で説明いたしますので、事項別明細書の139ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入でありますが、1款使用料及び手数料、1項1目商業団地使用料4千円の計上であります。商業団地内の電柱及び支線の使用料であります。

2款繰越金、1項1目繰越金、1,347万2千円の計上であります。

3款諸収入、1項1目町預金利子2千円の計上であります。

140ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1款事務費、1項1目事務費1,300万円の計上であります。これは一般会計への繰出金であります。

2款予備費、1項1目予備費47万8千円の計上であります。

以上で議案第26号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の説明を終わります。

続きまして、議案第27号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

住宅団地につきましては、平成26年度1区画を分譲したことから、全69区画のうち53区画が分譲済みとなり、16区画が未分譲となっております。平成27年度におきましては、定住住宅整備補助金や住宅団地購入費補助金などのPR、また定住交流に向けたHPや、新聞・雑誌等への広告、首都圏で開催される物産展でのチラシ配布などをとおして、広く情報発信を行い、分譲促進を図ってまいりと考えであります。

それでは、予算書の14ページをご覧いただきたいと思います。

平成27度西会津町の住宅団地造成事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ616万4千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算の内容につきましては、事項別明細書でご説明いたしますので、事項別明細書の143ページをご覧いただきたいと思います。

まず、歳入であります。1款使用料及び手数料、1項1目住宅団地使用料1万8千円の計上であります。分譲地以外の電柱及び支線の使用料であります。

2款財産収入、1項1目財産貸付収入9千円の計上であります。これは、分譲地内の電柱及び支線の土地貸付収入であります。2項1目不動産売払収入587万2千円の計上であります。1区画分の分譲収入を見込んだものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金1千円の計上であります。

144ページをご覧いただきたいと思います。

4款諸収入、1項1目雑入26万3千円の計上であります。これは、団地内の街路灯電気代の受益者負担分などであります。2項1目町預金利子1千円の計上であります。

145ページをご覧いただきたいと思います。歳出であります。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費585万4千円の計上であります。これは、分譲促進謝礼1区画分50万円、旅費、需用費、広告料、及び住宅団地購入費補助金1区画分50万円などであります。

2款予備費、1項1目予備費31万円の計上であります。

以上で議案第27号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第28号から、議案第30号までの説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第28号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業概要の説明をさせていただきます。

まず、現在実施中の野沢処理区事業の状況につきましてご説明させていただきます。本事業につきましては、平成5年度より事業を開始し、23年目の事業年度となっております。野沢処理区事業の27年度事業につきましては、補助対象事業費を4千万円で事業を推進してまいり考えであります。本年度予定しております主な事業は、塚田地区の管渠設置工事、牧地区の舗装本復旧工事などであります。平成27年度事業の実施によりまして、事業費累計額は42億6,900万円となり、認可区域の全体事業費43億1,500万円に対しての進捗率は事業費ベースで98.9パーセントとなる見通しです。

次に、公共下水道事業の接続状況についてであります。平成26年度に新たに、現在17件の接続がありました。現在の下水道使用件数は572件となりました。なお、現在の下水道接続率ですが、一般住家に公共施設、事務所などの無人施設を含めた整備総戸数に対して、接続いただいたのが603戸であることから、接続率は59.4パーセントとなっております。しかしながら、これを人口比率に換算しますと、整備済人口2,229人に対し、加入済人口は1,306人となり、加入率は58.59パーセントとなっております。いずれにしましても、まだまだ満足のいく数値にはいたっておりません。平成27年度も引き続き加入の促進を図ってまいります。

なお、公共下水道、農業集落排水事業、個別排水処理事業に個人設置の合併処理浄化槽を含めた、汚水処理普及率、全人口のうち何らかの汚水処理施設が施設可能となった人口の占める割合であります。25年度末時点では77.4パーセントであります。これは、24年

と比較いたしました。普及率で 2.2 ポイント上昇いたしました。

それでは、予算書の説明に入らせていただきます。

予算書 17 ページをご覧ください。

平成 27 年度西会津町の下水道施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 8,601 万 1 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項は、期間及び限度額は、第 2 表債務負担行為による。

地方債。

第 3 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 3 表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の 148 ページをご覧ください。まず歳入です。

1 款使用料及び手数料、1 項 1 目下水道使用料 2,946 万 4 千円の計上です。前年度実績によりに比較し 0.3 パーセントの増で計上いたしました。2 項 1 目下水道登録手数料 15 万 5 千円の計上です。設計審査及び指定業者標示板交付手数料の総額です。

2 款国庫支出金、1 項 1 目未普及解消下水道補助金 2 千万円の計上です。事業費 4 千万円の 50 パーセントが国から補助されます。

3 款県支出金、1 項 1 目下水道事業費県補助金 100 万円の計上です。県補助対象事業費 4 千万円の 2.5 パーセントが県から補助されます。

149 ページをご覧ください。

4 款財産収入、1 項 1 目利子及び配当金 7 千円の計上です。これは、排水設備工事貸付基金の利子です。

5 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 1 億 988 万 1 千円の計上です。歳出から歳入を差し引いた不足財源につきましては、一般会計から繰り入れていただいております。

6 款繰越金、1 項 1 目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

150 ページをご覧ください。

8 款町債、1 項 1 目下水道事業債 2,500 万円の計上です。これは平成 27 年度工事に係る下水道事業債です。

151 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,783 万 6 千円の計上です。これは、野沢処理区、大久保処理区の各処理施設の維持管理や本事業の事務処理にかかる経費でありまして、前年度に比較し 165 万 1 千円の増額計上となりました。職員 1 名の人物費のほか、11 節では光熱水費 807 万 8 千円、修繕料 293 万 1 千円、12 節では汚泥処理手数料 347 万 4 千円、125 ページの 13 節では浄化センター管理委託料 984 万 6 千円が主なものでございます。

153 ページをご覧ください。

2 款施設整備費、1 項 1 目下水道施設費 5,747 万 6 千円の計上です。これは、野沢処理区の施設整備にかかる経費ですが、工事費等の減により前年度に比較し 2,244 万 8 千円の減額計上となりました。本款にも職員 1 名にかかる人件費を計上したほか、管渠等の工事及び舗装本復旧のための工事請負費 4,750 万円が主なものでございます。

3 款公債費、1 項 1 目元金 6,571 万 4 千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金でありまして、前年に比較し、21 万 1 千円増額計上となっております。

154 ページをご覧ください。

1 項 2 目利子 2,488 万 5 千円の計上です。同じく地方債償還にかかる利子でありまして、前年度比 100 万 8 千円の減額計上でございます。

4 款予備費、1 項 1 目予備費 10 万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書 20 ページに戻らせていただきます。

第 2 表債務負担行為であります。事項は排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成 27 年度から 32 年度までの 6 年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これは排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第 3 表地方債です。

起債の目的は下水道事業費です。限度額は、2,500 万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりです。

以上で西会津町下水道施設事業特別会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第 29 号、平成 27 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に、事業の概要を説明させていただきます。

まず、農業集落排水施設の管理運営状況につきまして、主な点を説明させていただきます。農業集落排水事業の処理施設につきましては、小島、森野、宝坂、白坂、笹川、野尻の 6 処理施設を管理運営しています。現在の使用者件数は、平成 26 年 12 月時点で 699 件となりました。今後も加入率向上を図るため、本年度も野尻地区を中心に積極的な加入促進活動を展開していきたいと思います。

それでは予算書の説明に入ります。21 ページをご覧ください。

平成 27 年度西会津町の農業集落排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 1,578 万 5 千円と定める。

第 2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第 2 条、地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、

期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の165ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料3,205万3千円の計上です。前年度実績により0.9パーセントの増で計上いたしました。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金8,342万2千円の計上です。歳入、歳出を調整いたしまして不足財源は、一般会計から繰り入れていただいております。

3款繰越金、1項1目繰越金30万円の計上です。前年度繰越金を30万円と見込みました。

167ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費3,572万3千円の計上です。これは本会計の管理運営にかかる経費であります。職員1名の人物費のほか、11節需用費では光熱水費897万9千円、ポンプ等の修繕料236万4千円、12節役務費では汚泥処理手数料641万6千円、168ページの13節委託料では、処理施設管理委託料881万9千円が主なものです。

169ページをご覧ください。

2款公債費、1項1目元金5,638万6千円の計上です。これは、過年度事業の地方債償還にかかる元金であります。前年度に比較し359万8千円の増額計上です。1項2目、利子2,357万6千円の計上です。同じく過年度事業の地方債償還にかかる利子であります。こちらは前年度より148万6千円の減額計上となっています。

3款予備費、1項1目予備費10万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書24ページに戻らせていただきます。

第2表債務負担行為であります。事項は排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成27年度から32年度までの6年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

以上で西会津町農業集落排水処理事業特別会計についての説明を終わります。

続きまして、議案第30号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算について説明申し上げます。

予算書説明の前に事業概要をご説明させていただきます。

個別排水処理事業につきましては、事業開始から12年度目となります。これまで11年間で287基の施設整備を行い、ご利用いただいているところであります。本事業につきましては、公共下水道区域及び農業排水処理区域以外の地区で、浄化槽の設置の希望があれば住宅の新築を含めて要望に応えて浄化槽を設置するものであります。

なお、平成27年度の整備計画であります。23基の整備を行う予定であります。これにより、設置基数の累計は310基となります。全体計画は800基で、事業進捗率は38.75パーセントとなる見込みでございます。

それでは予算書の説明に入ります。25ページをご覧ください。

平成27年度西会津町の個別排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,416 万 7 千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債。

第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の180ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目下水道使用料 1,219 万 6 千円の計上です。使用戸数の増加等により前年度に比較し 99 万 9 千円増で計上いたしました。2項1目下水道登録手数料 3 万 4 千円の計上です。これは設計審査手数料です。

2款国庫支出金、1項1目循環型社会形成推進交付金 876 万円の計上です。浄化槽 23 基整備にかかる交付金で、補助対象整備事業費 2,628 万円の 3 分の 1 が国から交付されます。

3款県支出金、1項1目個別排水処理事業費県補助金 190 万 4 千円の計上です。整備事業費 2,539 万 2 千円の 7.5 パーセントが県から補助されます。

181ページをご覧ください。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金 2,730 万 6 千円の計上です。歳入歳出を調整いたしまして不足財源を一般会計から繰り入れ正在行っています。

5款繰越金、1項1目繰越金 50 万円の計上です。前年度繰越金を 50 万円と見込みました。

6款諸収入、2項2目消費税還付金 56 万 5 千円の計上です。26 年度にかかる消費税還付金であります。

182ページをご覧ください。

7款町債、1項1目下水道事業債 1,290 万円の計上です。これは 27 年度工事に係る下水道事業債です。

183ページをご覧ください。歳出です。

1款総務費、1項1目一般管理費 2,705 万 7 千円の計上です。これは、処理施設の管理運営にかかる経費であります。管理する処理施設数が増加したことにより、前年度に比較し 316 万 4 千円増の予算編成となりました。職員人件費のほか、11 節需用費では光熱水費 209 万 1 千円、12 節役務費では、し尿浄化槽法定検査手数料 208 万 9 千円、浄化槽保守点検・清掃手数料 521 万 7 千円、汚泥処理手数料 869 万 7 千円、19 節負担金補助金および交付金では室内配管工事費利子補給補助金 32 万 5 千円が大きな金額の計上となっております。

184ページをご覧ください。

2款施設整備費、1項1目個別排水処理施設費3,163万円です。これは、処理施設設置事業にかかる経費です。27年度は23基の施設整備を計画いたしました。補助事業実施に係る必要事務費と工事請負費3,069万2千円が主なものです。

3款公債費、1項1目元金285万2千円、前年度比38万6千円の増額です。これは、過年度事業の事業債償還にかかる元金です。1項2目利子252万8千円前年度比較10万5千円増の計上です。

185ページをご覧ください。

4款予備費、1項1目予備費10万円の計上です。これは、不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

予算書28ページに戻らせていただきます。

第2表債務負担行為であります。事項は、排水設備資金等の融資に対する損失補償です。期間は平成27年度から32年度までの6年間となります。限度額は金融機関が融資した排水設備資金等について弁済を受けなかった元金及び遅延利子相当額となります。これも排水設備等整備資金団体融資あっせんに関する要綱に基づき融資を受けた団体が対象となります。

第3表地方債です。起債の目的は下水道事業費です。限度額は、1,290万円です。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で個別排水処理事業特別会計予算についての説明を終わります。

○議長 暫時休議します。(12時02分)

○議長 再開します。(13時00分)

議案第31号から、議案第33号までの説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第31号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、概要について申し上げます。

後期高齢者医療制度については、平成20年度に創設され、75歳以上の高齢者を対象とした医療制度で、福島県後期高齢者医療広域連合が、保険者となっております。市町村は、保険料の徴収事務や申請・届出の受け付け、窓口業務を行っています。後期高齢者医療の保険料は、福島県後期高齢者医療広域連合が2年に1度改定することとしており、昨年改定されたことから平成27年度は前年度と同率の均等割が4万1,700円、所得割は8.19パーセントで積算しております。主な歳出は、広域連合への納付金として、75歳以上の方から徴収した保険料と保険基盤安定負担金を計上したほか、健診委託料、システム更新等によるリース代等を計上したものであります。

それでは、予算書の29ページをご覧ください。

平成27年度西会津町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めることによる。
歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億148万1千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

事項別明細書の 196 ページをご覧ください。歳入であります。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項 1 目特別徴収保険料 4,688 万 5 千円は、広域連合から前年度の率により示された本町の 75 歳以上の被保険者にかかる保険料のうち、年金からの特別徴収分であります。2 目普通徴収保険料 787 万円は、納入通知書や口座振替により納入される保険料収入であります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 266 万 6 千円は、後期高齢者医療システムの保守管理等経費及び保険料徴収にかかる事務費に対する一般会計からの繰入金であります。2 目保険基盤安定繰入金 3,817 万 3 千円は、保険料の軽減措置分、9 割、7 割、5 割、2 割軽減にかかる繰り入れであります。3 目健康診査事務繰入金 21 万円は、健康診査にかかる委託料の繰入金であります。町単独の検査であるクレアチニン検査分であり、それ以外の健診査分は一般会計から直接広域連合に支払っております。

197 ページをご覧ください。

4 款諸収入、3 項 1 目健康診査受託事業収入 547 万 3 千円は、健康診査を広域連合から委託を受け町が実施するための受託事業収入であります。4 項 1 目雑入 20 万円は、広域連合からの保険料過年度返納金であります。

次に、198 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 237 万円は、後期高齢者医療システムの改修委託料やリース代などの事務費であります。2 項 1 目徴収費 53 万 3 千円は、保険料の徴収にかかる経費であります。

199 ページをご覧ください。

2 款保健事業費、1 項 1 目保健事業費 545 万円は、被保険者の健康診査にかかる委託料であります。

3 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,292 万 8 千円は、徴収した保険料や保険基盤安定負担金などであります。

4 款諸支出金、1 項 1 目保険料還付金 20 万円は、過年度分にかかる還付金であります。

以上で議案第 31 号、平成 27 年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。

次に、議案第 32 号、平成 27 年度西会津町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算の説明に入る前に、町国民健康保険事業の基本方針を申し上げます。

最近の医療保険を取り巻く情勢は、少子高齢化の急速な進行、医療費の増嵩等によりその運営は依然として厳しい状況にあります。とりわけ国民健康保険は国民皆保険を支える制度として、他の制度に加入しない低所得者等を多く抱えるという構造的な問題があることに加え、就業構造の変化、保険税の収納率の低迷等から国保事業の運営は全国的に極めて厳しい状況となっています。このような中で、国では国保の財政基盤を踏まえた支援、事業運営の広域化等、地域の実情に応じた制度改革法を予算関連法案として今国会審議しております。その中では、財政運営が厳しい市町村国保を、平成 30 年度から県と共同運営

とすることで、制度の安定化を図ることとしております。また、平成 27 年度からは、今までレセプト 1 件 30 万円以上の医療費を対象に行っていた保険財政共同安定化事業が、全ての医療費を対象に拡大するなどの制度改正も行われております。

本町における医療費の動向でありますと、平成 25 年度は医師による健康管理や在宅看護などにより、被保険者 1 人当たりの医療費が 7.4 パーセント低くなりました。今年度、平成 26 年度においても、同程度の医療費で推移をしております。また、平成 27 年度は第 5 期国保財政 3 力年計画の最終年度であり、国保給付費支払準備基金から 2 千万円を取り崩し、被保険者の財政負担の軽減を図っていきます。なお、平成 28 年度以降の国保給付費支払準備基金のあり方については、保険財政共同化安定化事業が全ての医療費に拡大されたことや、平成 30 年度から県との共同運営になることなどを踏まえ、今年中に方向性を検討してまいります。このようなことを踏まえ、平成 27 年度の予算編成を行ったところであります。

予算の概要でありますと、事業勘定については、積算の基礎となります療養給付費、医療費につきましては、平成 25 年 11 月診療分から平成 26 年 10 月診療分までの動向を勘案し積算いたしました。療養給付費等をもとに、歳入では、国、県、支払基金交付金をそれぞれの負担割合に応じて計上したほか、平成 25 年度を初年度とした第 5 期国保財政 3 力年計画に基づき、保険給付費支払準備基金から 2 千万円を繰り入れて調整したところであります。

次に、診療施設勘定についてでありますと、歳入では、平成 26 年度中の実績をもとに計上したところであります。歳出につきましても、実績をもとに施設運営費や医薬品購入費など医業に係る経費を計上したほか、医師、看護師、技師、事務の人事費所要額を計上しております。また、西会津診療所のトイレと渡り廊下の改修、心電計や手動式除細動器の購入を計上したところであります。

それでは、予算書の 32 ページをご覧ください。

平成 27 年度西会津町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 10 億 2,508 万 8 千円、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 億 8,247 万 1 千円と定める。

第 2 項、事業勘定及び診療施設勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

地方債。

第 2 条、地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

歳出予算の流用。

第 3 条、地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第 1 号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書 202 ページをご覧ください。まず事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税 1 億 9,172 万 4 千円は、医療給付費から国、県からの支出金などの歳入を差し引き算出したところであります。なお、平成 27 年度の国保税額につきましては、平成 26 年度の決算状況や医療費の動向を見ながら平成 27 年 6 月の本算定により決定することになります。2 目退職被保険者等国民健康保険税 1,821 万 9 千円であります。

203 ページをご覧ください。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金 1 億 4,631 万 5 千円は、療養給付費等に係る国の 32 パーセントの定率負担金であります。2 目高額医療費共同事業負担金 682 万 4 千円は、1 件 80 万円以上のレセプトに係る国の負担分であります。3 目特定健康診査等負担金 186 万 5 千円でありますが、特定健康診査にかかる国の負担分であります。2 項 1 目財政調整交付金 5,773 万 3 千円は、医療費にかかる普通調整交付金と奥川、新郷出張診療所や保健事業等に対する特別調整交付金であります。

4 款療養給付費等交付金、1 項 1 目療養給付費等交付金 6,085 万 9 千円は、退職被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金であります。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1 億 5,517 万 3 千円は、各医療保険者の前期高齢者、65 歳から 74 歳までの加入割合に応じて交付されるものであります。前年度に比べ 3,628 万 4 千円減額となっていますが、これは平成 25 年度の概算交付が 2 億 3,390 万 5 千円でしたが、平成 25 年度の医療給付費が下がったことから、確定額が 1 億 7,671 万 9 千円となり、5,718 万 6 千円の精算還付額が発生したため大幅な減額となっております。

6 款県支出金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金 682 万 4 千円。2 目特定健康診査等負担金 186 万 5 千円は、国庫負担金と同様に県の負担金であります。

205 ページをご覧ください。

2 項 1 目県財政調整交付金 6,077 万 8 千円は、医療費や各種事業の県負担分でありますが、1,191 万 7 千円の増額であります。保険財政共同安定化事業が全ての医療費に拡大されたことによるものであります。西会津の場合、このページの下にあります、7 款 1 項 2 目の保険財政共同安定化事業交付金が 2 億 168 万 7 千円であります、215 ページの 7 款 1 項 2 目の保険財政共同安定化事業拠出金が 2 億 1,914 万 4 千円でありますので、1,745 万 7 千円拠出超過となっています。その分を県の財政調整交付金で補填するというものであります、基本的には超過負担のないように交付されることになったということで、今回、大幅な増額となっております。

また 205 ページにお戻りいただきたいと思いますが、7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業交付金 2,211 万 8 千円は、80 万円以上の高額の医療費に対するものであります。2 目保険財政共同安定化事業交付金 2 億 168 万 7 千円は、今まで 30 万円から 80 万円までの医療費を対象にしていましたが、平成 27 年度から全ての医療費に拡大されたことから大幅に増額しております。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 7,291 万円は、人件費等のほか、特定健診等に係る費用の自己負担分や、子育て医療費サポート事業の医療費及び保険税軽減分の保険基盤

安定繰入金などであります。2項1目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金2千万円は、被保険者の負担軽減の財源として充当するものであります。

次に、208ページをご覧ください。歳出であります。

1款総務費、1項1目一般管理費3,334万5千円は、職員の人工費及び事務費等であります。

209ページをご覧ください。

2項1目賦課徴収費319万9千円は、国保税の徴収に係る費用であります。総合行政情報システム機器等保守管理委託料などであります。

211ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費4億2,864万円は、平成26年度の医療費を勘案し、月額3,572万円と見込み所要額を計上いたしました。2目退職被保険者等療養給付費4,800万円は、平成26年度の退職被保険者に係る医療費が減少していることなどを勘案し所要額を計上いたしました。2項1目一般被保険者高額療養費6千万円、2目退職被保険者等高額療養給付費720万円は、平成26年の医療費動向を勘案してそれぞれ計上したところであります。

213ページをご覧ください。

4項1目出産育児一時金336万2千円は、国保加入者の出産8件分を計上しております。

5項1目葬祭費100万円は、20件分の計上であります。

3款後期高齢者支援金、1項1目後期高齢者支援金1億959万円は、後期高齢者医療に対する支援金であります。

215ページをご覧ください。

6款介護納付金、1項1目介護納付金5,667万2千円は、国保に加入する介護保険第2号被保険者である40歳から64歳の方の介護保険への負担分であります。

7款共同事業拠出金、1項1目高額医療費共同事業医療拠出金2,729万9千円は、80万円以上の高額医療に係る共同事業への拠出金であります。2目保険財政共同安定化事業拠出金2億1,914万4千円は、医療費に係る共同事業の拠出金でありますが、先ほども申し上げましたとおり、保険財政共同安定化事業が全ての医療費に拡大されたことに伴い拠出金が増額しております。

8款保健事業、1項1目特定健康診査等事業費910万4千円は、町国保が行うべき特定健康診査等にかかる経費であります。2項1目保健衛生普及費333万5千円は、検診の受診率向上や要精査の方の受診勧奨、多受診や頻回受診への指導のための事業費であります。

217ページをご覧ください。

2目疾病予防費245万7千円は、医療費抑制、適正化のための事業費であります。

10款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金100万2千円は、過年度移動による還付金であります。2項1目診療施設勘定繰出金495万3千円は、奥川、新郷、出張診療所に係る運営費や医療機器整備に対する国の調整交付金を診療施設勘定へ繰り出すものであります。2目一般会計繰出金130万円は、旧群岡中学校で行っております、にこにこ相談所に対する国保加入者分の負担金として一般会計へ繰り出すものであります。

以上が、事業勘定であります。

次に、228 ページをご覧いただきたいと思います。診療施設勘定の歳入であります。

1 款診療収入、1 項 1 目国民健康保険診療報酬収入 2,863 万 1 千円。2 目社会保険診療報酬収入 1,548 万 4 千円。4 目後期高齢者医療診療収入 9,595 万。5 目一部負担金収入 2,413 万 4 千円。6 目その他の診療報酬収入 379 万 5 千円は、それぞれ平成 26 年度の収入見込額に流行り病などによる増収分を見込み積算した診療にかかる収入であります。2 項その他の診療収入、1 目諸検査等収入 2,518 万円は各種検診等の収入であります。

229 ページをご覧ください。

2 款訪問看護事業所収入は、平成 26 年度の介護保険収入の名称を変更するとともに項目についても整理をいたしました。1 項 1 目介護報酬収入 1,212 万 1 千円。2 目介護予防報酬収入 78 万 1 千円。2 項医療保険報酬収入 72 万 3 千円。3 項一部負担金収入 141 万 1 千円。4 項公費負担金収入 7 万 3 千円は、訪問看護事業所の収入で、平成 26 年度の実績見込み等から算出しております。

3 款使用料及び手数料、1 項 1 目文書料 191 万円は、診断書料等の収入であります。2 項 1 目診療施設手数料 129 万 4 千円は、医師住宅の使用料収入であります。

231 ページをご覧ください。

6 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 2,238 万 9 千円は、過疎対策事業債元利償還金等に係る一般会計からの繰入金であります。2 項 1 目事業勘定繰入金 495 万 3 千円は、新郷及び奥川出張診療の運営費や医療機器整備に対する事業勘定からの繰り入れであります。

8 款諸収入 1 項 1 目 393 万 6 千円は、特別養護老人ホーム診療業務受託収入であります。2 目グループホーム医療連携業務受託収入 248 万円は、グループホームからの受託収入であります。2 項雑入、1 目雑入 211 万 2 千円は、医師住宅の電気料や電話料、調剤薬局施設利用負担金などであります。

233 ページをご覧ください。

9 款町債、1 項 1 目過疎対策事業債 3,510 万円でありますが、医療用機器整備と医師確保対策事業として過疎債を充当するものであります。医師確保対策分は昨年より 1 千万円増額しております。

次に、234 ページをご覧ください。歳出であります。

総務費、1 項 1 目一般管理費 2 億 1,999 万 1 千円でありますが、医師 4 名、看護師 6 名、臨床検査技師、レントゲン技師、事務職員等の人物費、そこに臨時職員、委託職員の人物費も計上しております。そのほか、西会津診療所のトイレと渡り廊下の修繕や訪問看護事業用の自動車の購入も計上しているところであります。

次に、237 ページをご覧ください。

2 項 1 目研究研修費 94 万 6 千円は、医師等の研修に係る旅費や各医師会への負担金などであります。

2 款医業費、1 項 1 目医療用機械器具費 1,461 万 1 千円は、医療機器に係る修繕料や保守管理委託料、在宅酸素等の使用料、備品購入費などであります。心電計や手動式除細動器の購入費を計上しております。

238 ページをご覧ください。

2 目医療用消耗機材費 1,512 万 8 千円は、注射器や検査試薬などの医療用消耗品や血液

検査等各種検診等の委託料であります。3目医薬品衛生材料費1,140万円は、点滴やワクチン等の医薬品購入費であります。

239ページをご覧ください。

4款公債費、1項1目元金1,821万1千円。2目利子199万2千円は、地方債償還金であります。

予算書に戻っていただき40ページをご覧ください。

第2表地方債。

医師確保対策分並びに医療用機器整備分に係る地方債であります。起債の目的は、地方対策事業債、限度額3,510万円で、起債の方法及び利率、償還の方法は記載のとおりであります。

以上で議案第32号の説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る2月20日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の回答をいただいています。

次に議案第33号、平成27年度西会津町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算に入る前に、概要等について説明申し上げます。

平成27年度は、先にご議決いただきました第6期介護保険事業計画の初年度であることから、計画に沿った予算となっております。65歳以上の第1号被保険者数は2,919人となり、平成26年度と比較し59人の減、また要介護認定者数も減少する見込みでありますが、昨年度開始した新たなサービスがあることや、介護度の重度化が進む傾向が見られることから、介護保険給付費は増加するものと見込みました。この保険給付費等をもとに、歳入では、国、県、町の負担金、支払基金交付金等をそれぞれの負担割合、ルール分に応じて計上したところであります。

地域支援事業につきましては、要支援1・2の対象者への予防給付サービスと2次予防対象者への介護予防事業を行う事業であります、介護予防・日常生活支援総合事業に取り組むこととしており、介護予防に力を入れ取り組んでいくものであります。

その結果、歳入歳出予算の総額は11億3,085万1千円となり、平成26年度当初予算と比較し2,652万3千円、率にして2.4パーセントの増額になったところであります。

それでは、予算書の41ページをご覧ください。

平成27年度西会津町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億3,085万1千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

歳出予算の流用。

第2条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

主な予算の内容等につきましては、事項別明細書により説明させていただきます。

事項別明細書の 249 ページをご覧いただきたいと思います。まず歳入であります。

1 款保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料 1 億 7,039 万 9 千円は、65 歳以上の第 1 号被保険者から徴収する保険料であり、第 6 期介護保険事業計画で定めた保険料率で算定しております。第 6 期の保険料は、基準である第 5 段階の方で、月額で 1,136 円 26 パーセントの上昇となったことから 3,031 万 5 千円の増額となっています。

2 款使用料及び手数料、1 項 1 目民生手数料 93 万 4 千円は、ミニデイサービスと奥川元気クラブの事業にかかる手数料です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 8,080 万円は、介護給付費にかかる国の負担分であります。2 項 1 目調整交付金 1 億 1,581 万 5 千円は、介護給付費財政調整交付金であります。2 目地域支援事業交付金 516 万 5 千円は、介護予防事業に係る国庫負担金であります。

250 ページをご覧ください。

3 目地域支援事業交付金 756 万 9 千円は、包括的支援事業・任意事業に係る国庫補助金であります。4 目介護保険事業費補助金 89 万 1 千円は法改正に伴うシステム改修費にかかる国庫補助金です。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金 2 億 8,953 万 7 千円は、介護給付費に対して 40 歳から 64 歳までの第 2 号被保険者からの保険料として社会保険診療報酬支払基金から交付されるものです。2 号被保険者の負担割合が 28 パーセントに 1 パーセント減ったことによる減額であります。2 目地域支援事業支援交付金 578 万 5 千円は、介護予防事業に対して社会保険診療報酬支払基金から交付されるものであります。

5 款県支出金、1 項 1 目介護給付費負担金 1 億 5,527 万円は、介護給付費にかかる県の負担分 12.5 パーセント分であります。2 項 1 目地域支援事業交付金 258 万 2 千円は、介護予防に係るものであります。2 目地域支援事業交付金 378 万 4 千円は、包括的支援事業・任意事業に係る県補助金であります。

7 款繰入金、1 項 1 目介護給付費繰入金 1 億 3,146 万 3 千円は、介護給付費に係る町負担分 12.5 パーセント分であります、

252 ページをご覧ください。

2 目地域支援事業繰入金 258 万 2 千円は、介護予防事業に係るもの。3 目地域支援事業繰入金 378 万 4 千円は、包括的支援事業・任意事業に係る町の負担分であります。4 目その他一般会計繰入金 5,397 万 9 千円は、職員の給与及び事務費等にかかる一般会計からの繰入金であります。

介護保険給付費準備基金繰入金、財政安定化特例基金繰入金は、第 6 期計画では基金からの繰り入れがないことから、計上されていません。

次に、254 ページをご覧ください。歳出です。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 3,489 万円は、職員の人事費と事務費であります。

255 ページをご覧ください。

3 項 1 目介護認定調査会費 452 万 2 千円は、介護認定調査会に係る広域への負担金であります。2 目認定調査等費 597 万 2 千円は、介護度認定のための、認定調査等にかかる経

費であります。

257 ページでありますが、ここからが介護サービス、各サービスに対する給付費の額であります。平成27年度は、第6期の計画に沿って計上しております。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費3億6,116万5千円、2目地域密着型介護サービス給付費1億35万円、3目施設介護サービス給付費4億2,937万3千円、4目居宅介護福祉用具購入費61万3千円、5目居宅介護住宅改修費63万7千円、6目居宅介護サービス計画給付費4,390万8千円であります。これらは、要介護1から5までの介護認定者等にかかる介護サービス給付費であります。グループホーム等の地域密着型介護サービス給付費の伸びを見込んでおります。2項1目介護予防サービス給付費2,360万2千円。

258 ページの2目地域密着型介護予防サービス給付費931万7千円、3目介護予防福祉用具購入費16万4千円、4目介護予防住宅改修費40万4千円、5目介護予防サービス計画給付費295万5千円は、要支援1、2の介護認定者にかかる介護予防サービス給付費であります。3項1目審査支払手数料98万6千円は、介護給付等請求の審査手数料であります。

259 ページをご覧ください。

4項1目高額介護サービス費2,100万円は、1割の自己負担分が一定額を超えた場合、所得に応じて軽減するものに対する給付であります。5項1目高額医療合算介護サービス費200万円は、自己負担額が医療費と合算して著しく高額となる場合に、所得等に応じて軽減するものであります。6項1目特定入所者介護サービス費3,743万9千円は、低所得者の施設サービス利用にかかる、食事・居住費等に対する軽減分であります。

260 ページをご覧ください。

4款地域支援事業費、1項1目要支援者向け予防・生活支援サービス、ケアマネジメント事業費319万9千円は、要支援1、2の方へのミニデイサービス業務等の委託料などです。

261 ページをご覧ください。

2目二次予防対象者向け予防・生活支援サービス、ケアマネジメント事業費850万8千円は、介護保険を利用する可能性の高い高齢者に対する、介護予防事業に係る委託料等であります。3目一次予防事業費988万9千円は、元気な一般高齢者に対する介護予防の普及啓発などに係る経費であります。

262 ページをご覧ください。

2項1目総合相談事業費564万2千円、2目権利擁護事業費338万4千円、3目包括的・継続的ケアマネジメント支援事業費225万6千円は、地域包括支援センターへの委託業務等であります。4目任意事業費863万2千円は、配食サービスや在宅介護者リフレッシュサービス事業などのほか、グループホーム入所者で低所得者に対する家賃助成事業などを計上しております。

264 ページでありますが、5款介護予防支援事業費、1項1目介護予防支援事業費881万6千円は、地域包括支援センター業務委託料、生活支援コーディネーター委託料等であります。

6款諸支出金、1項1目第1号被保険者保険料還付金40万円は、被保険者の死亡・精算等による過年度分の保険料還付金であります。

以上で、議案第31号から議案第33号までの説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第34号及び議案第35号の説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第34号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

予算書の説明に入ります前に、本事業の概要を説明させていただきます。本特別会計では、簡易水道施設7施設、飲料水供給施設3施設、計10施設の管理運営を行っております。26年4月の給水件数は718件でありますと、1,370人、町民の19パーセントの方に飲料水の供給を行っております。この簡易水道会計にあっては、給水件数、給水人口とも過疎化等の影響から年々減少していることから、施設管理運営のための自主財源が年々減少しております。一方施設の老朽化は年々進んでおり、一般会計に依存する率合が高くなっています。

それでは、予算書の説明に入ります。46ページをご覧ください。

平成27年度西会津町の簡易水道等事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,893万5千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

内容につきましては、事項別明細書で説明させていただきます。

事項別明細書の274ページをご覧ください。まず歳入です。

1款使用料及び手数料、1項1目水道使用料2,640万円の計上です。前年度比100万円の減額です。

2款繰入金、1項1目一般会計繰入金4,982万1千円の計上です。歳入歳出を調整いたしまして不足する財源を一般会計より繰り入れていただいております。

3款繰越金、1項1目繰越金50万円の計上です。前年度繰越金を50万円と見込みました。

275ページをご覧ください。

4款2項1目給水装置受託工事収入60万円の計上です。これは、給水工事の受託工事が生じた場合に対処するための計上です。3項2目雑入160万円の計上です。町道漆滝線改良工事等に伴う水道管移設補償費であります。

276ページをご覧ください。歳出です。

1款水道費、1項1目一般管理費4,212万円の計上です。これは、給水施設の管理運営にかかる経費であります。職員1名分の人事費計上のほか、11節の光熱水費350万円、修繕料854万7千円、12節の水質検査手数料932万1千円、次ページ13節の漏水調査委託料104万1千円、15節工事請負費の600万円が漆滝線の配水施設整備工事費及び奥川簡水配水管更新工事等であります。

278ページをご覧ください。

2款公債費、1項1目元金2,781万2千円、これは過年度事業の地方債償還にかかる元金であります。1項2目利子890万3千円の計上です。これは過年度事業の地方債償還にかかる利子分であります。

3款予備費、1項1目予備費10万円の計上です。これは不測の事態に対処できるよう計上するものであります。

以上で簡易水道等事業特別会計予算についての説明を終わります。

続きまして、議案第35号、平成27年度西会津町水道会計予算について説明申し上げます。

予算書の説明に先立ち、水道事業の概要説明をさせていただきます。

ご承知のとおり、本事業では、安座・塩喰地区を除く野沢地区全域、尾野本地区の全域、尾登を除く登世島地区全域、縄沢、牛尾、山口、出ヶ原地区、上野尻、下野尻、端村地区の36自治区に飲料水の供給を行っております。現在の給水件数は1,664件であります、人口にしますと、4,048人、町民の約56.1パーセントの方の飲料水をまかなっていることとなります。給水の動向ですが、下水道の普及に合わせ、新たに給水を申し込む方もありますが、一方人口の減少が進んでいることにより給水人口や給水量等についてはやや減少傾向といった状況にあります。

一方、大久保浄水場や、配水管の老朽化が進行していることに加えて、小島浄水場が設置から19年が経過し、維持管理費用は年々増加しております。そのことから、元金と利息を含めた企業債償還金の80パーセントに相当する額を、一般会計から繰り入れていただき財政の健全化に向けた取り組みをしているところであります。本年度繰入金は、収益的収支予算で4,553万3千円、資本的収支予算で4,786万7千円、合計9,340万円となります。また老朽化が進む配水管について老朽管更新基本計画を策定し、管路の更新について取り組み、安全安心な水道水の供給に努めてまいります。

それでは予算書の説明に入らせていただきます。予算書49ページをご覧ください。

総則。

第1条、平成27年度西会津町の水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

業務の予定量。

第2条、業務の予定量は次のとおりとする。

- (1) 給水件数は1,670件です。
- (2) 年間総給水量は47万立方メートルです。
- (3) 1日平均給水量は1,288立方メートルとなります。
- (4) 主要な建設改良事業としては、施設改良事業費502万4千円を予定しました。

収益的収入及び支出。

第3条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

まず収入です。

第1款水道事業収益1億5,778万9千円の計上です。

その内訳ですが、第1項営業収益1億196万9千円、第2項営業外収益5582万円の計上です。

次に支出です。

第1款水道事業費 1億 5,778万9千円の計上です。

その内訳ですが、第1項営業費用 1億 1,902万8千円、第2項営業外費用 3,826万円、第3項特別損失 1千円、第4項予備費 50万円の計上です。

資本的収入及び支出。

第4条資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4,132万円は、当年度分損益勘定留保資金 4,021万8千円及び、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 110万2千円で補てんするものとする。

50ページをご覧ください。

まず収入です。

第1款資本的収入 4,786万7千円の計上です。

その内訳ですが、第1項補助金 4,786万7千円の計上です。

次に、支出です。

第1款資本的支出 8,918万7千円の計上です。

その内訳ですが、第1項建設改良費 502万4千円、第2項企業債償還金 8,416万3千円の計上です。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

第5条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1,248万5千円であります。

他会計からの補助金。

第6条、営業助成及び施設建設のため一般会計及び他の特別会計からこの会計へ補助を受ける金額は 9,340万円とする。

たな卸資産の購入限度額。

第7条、たな卸資産の購入限度額は 20万円と定める。

詳細につきましては、平成 27 年度西会津町水道事業会計予算実施計画にて説明させていただきます。事項別明細書の 286 ページをご覧ください。

まず、収益的収入及び支出の中の収入です。

1款水道事業収益、1項1目給水収益 1億90万円の計上です。昨年度比 190万円の減で計上いたしました。2目受託工事収益 100万円の計上です。これは給水装置工事受託金の見込み額です。2項2目他会計補助金 4,553万3千円の計上です。これは、一般会計からの補助金です。4目雑収益 53万円の計上です。県道上郷下野尻線水道施設移設にかかる弁償金の計上です。5目長期前受け金戻入 975万5千円の計上です。補助事業の補助金分についての原価償却費見合い分の計上です。

287ページをご覧ください。支出です。

1款水道事業費、1項1目原水及び浄水費、これは浄水場にて飲料水をつくるために要する経費でありまして 2,890万4千円の計上です。前年度比 632万8千円の減となりました。委託職員及び臨時職員の作業賃金 496万円、浄水施設修繕費 420万2千円、電力料金

1,387万5千円、薬品費 277万7千円が大きな金額を占めています。2目配水及び給水費、これは浄水場でつくった水の送水に要する経費で1,351万2千円の計上です。前年度比533万7千円の増額となりました。漏水調査委託料104万円、水質検査手数料159万1千円、次ページの配水施設修繕費995万5千円、これらが大きな金額を占めています。

3目受託工事費100万円、これは給水装置受託工事に対処するための計上です。4目総係費、これは水道事業の事務処理に要する費用でありまして1,219万2千円の計上です。職員1名分の入件費を計上したほか、メーター検針委託料122万5千円が大きな金額を占めています。

289ページをご覧ください。

5目減価償却費、これは水道事業施設の有形固定資産の減価償却費で6,278万5千円の計上です。建物が1,177万1千円、構築物4,199万6千円となっております。6目資産消耗費58万5千円の計上です。廃棄する資産の除却費であります。7目その他の営業費用につきましては、5万円の計上です。2項1目支払利息及び企業債取扱諸費ですが、企業債償還利子でありますと、3,271万円の計上です。

290ページをご覧ください。

2目消費税及び地方消費税ですが、試算により5,500万円を計上いたしました。3項1目未収金不納欠損ですが、1千円の計上です。4項1目予備費、不測の事態に備え50万円を計上いたしました。

291ページをご覧ください。資本的収入及び支出です。

まず収入です。

1款資本的収入、1項1目他会計負担金4,786万7千円の計上です。一般会計からの繰入金です。

次に支出です。

1款資本的支出、1項1目固定資産購入費16万4千円の計上です。量水器更新のための量水器購入費用であります。2目施設改良費486万円の計上です。小島浄水場の取水ポンプ更新費用であります。2項1目企業債償還金8,416万3千円の計上です。これは企業債元金の償還額でございます。

以上で水道事業会計についての説明を終わらせていただきます。

○議長 議案第36号の説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第36号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算の調製について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、本町財産区が平成22年度より、議会制から管理会制に移行したことにより、平成23年度から町議会にご提案しているものであります。平成27年度予算の主な内容でありますが、同財産区にかかる管理会経費と除間伐等の財産管理費などであります。

それでは、予算書の1ページをご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の本町財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 31 万 7 千円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

予算案の主な内容がありますが、事項別明細書でご説明を申し上げます。

5ページをご覧いただきたいと思います。

まず歳入ですが、1款財産収入、1項1目財産貸付収入 5 万 8 千円であります。これは、本町財産区民に対する土地貸付収入であります。2項1目不動産売払収入 2 千円であります。土地及び立木にかかる売払収入について、それぞれ存目を計上するものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目貸地調査手数料 2 千円であります。これは、財産区の土地について貸付を希望する場合の調査手数料で、1件分であります。

3款繰越金、1項1目繰越金 25 万 3 千円でありますが、前年度からの繰越金であります。

4款諸収入、1項1目区預金利子 1 千円及び2項1目雑入 1 千円でありますが、それ存目であります。

次に、7ページをご覧いただきたいと思います。歳出でございます。

1款委員会費、1項1目委員会費 8 万 7 千円でありますが、本町財産区管理会にかかる委員報酬と消耗品費、通信運搬費、非常勤職員公務災害の負担金であります。

次に、2款総務費、1項1目一般管理費 4 千円であります。交際費と公金事務取扱手数料でございます。2目財産管理費 6 万 8 千円でありますが、除間伐等にかかる作業賃金と消耗品費、通信運搬費、町森林組合への賦課金であります。

次に、3款予備費、1項1目は予備費 15 万 8 千円であります。

これで、本町財産区特別会計予算の説明を終了させていただきます。

以上で、議案第 24 号の平成 27 年度西会津町一般会計予算から、議案第 36 号の平成 27 年度西会津町本町財産区特別会計予算までの全予算について、説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますよう、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長 本日の日程は、ただいまの説明までとなっております。

お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

皆さんに申し上げます。明日、17 日火曜日は休会となっておりますが、各常任委員会を開催し、平成 27 年度予算の審査等を行うことになっておりますので、時間までご参集ください。

また明後日、18 日水曜日、午前中も各常任委員会を開催し、平成 27 年度予算の審査等を行うことになっておりますので、時間までご参集ください。会期日程表のとおり、18 日は午後 1 時より本会議を再開します。

本日はこれで延会します。(14時09分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月18日（水）

開 会 13時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第13号）

平成27年3月18日 午後1時開議

開 議

日程第1 議案第24号 平成27年度西会津町一般会計予算

日程第2 議案第25号 平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算

日程第3 議案第26号 平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算

日程第4 議案第27号 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算

日程第5 議案第28号 平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算

日程第6 議案第29号 平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算

日程第7 議案第30号 平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算

延 会

○議長 平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。

(13時00分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

皆さんに申し上げます。

議案第 24 号から議案第 36 号までの説明は既に終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

審議の方法として一般会計については総括的な質疑を行い、その後款ごとに質疑を行います。

特別会計については 1 議題ごとに行いますのでご協力をお願いします。

なお、議案の審議を行いますが、会議規則第 52 条で定めておりますように、議案内容の不明な点や疑問点を問い合わせていただすものでありますのであらかじめ申し上げます。

日程第 1、議案第議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算の総括質疑を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 不明な点、疑問点ということで総括をしたいと思います。お尋ねをします。

まず、役場庁舎の 2 億円が計上されております。この内容については 24 の議案の関係の中で本庁舎建物改修工事 2 億 6,700 万、あと暖房・空調設備 1 億 2,700 万、あとボイラーエquipment として 800 万。分庁舎としての 2 階建ての分庁舎 1 億 3 千万、そのほか解体工事を含めて 5 億 9,400 万の提示されておりますが、この中の 2 億円だと理解しますが、今後、全体的なそういう総額というのはどのようになるのか、ちょっと不安なこともあります、不明な点もありますので、今後の設計総額というのはどのくらいになりますか、まずその点について。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 ご質問にお答えいたします。

今、議員がおただしのありましたように概算工事費で現在総額 5 億 9,400 万ほど予定をしてございます。そのうちの平成 27 年度分につきましては、設計の監理業務で 900 万、残りが改修工事ということで総額 2 億円を計上させていただいております。

今後の所要額ということでございますが、ここに予定しておる以外で、現在ここにあります備品だとかいろいろな防災機器ですか、そういうものがございますのでその移転するための費用もかかってまいりますので、それがまだ正式な積算はしておりませんけれども、そういうところでこれ以外にかかるところを考えております。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 それ以外にということで具体的な数字、総合的な数字というのは分かりにくいところだと思いますが、あと、質問していいのかどうかわかりませんが、庁舎以外にこれから拡幅道路とかいろんな家屋のいろんな面での工事など、道路の面でのそういう進み方があろうかと思いますが、そういう今後の拡幅道路やそういう家屋の改修とかなんかというのはその後の予算になろうかと思いますが、その辺の、概算でよろしいですけども、どのくらいになるか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 役場庁舎前の道路のご質問にお答えいたします。

役場前の道路につきましては小学校線ということで 27 年度にそこを 2 車線に道路整備工事を行うわけですが、27 年度はあそこで道路にかかります家屋の移転ということで約 1 億円程度を計上しております。

今後につきましては、28 年度に改良舗装を行いまして 28 年度中には整備を完了したいというふうに考えております。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 今言ったことについては合せて 1 億円ぐらい程度ということで理解していいんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 27 年度分で 1 億円程度ということで、28 年度分といたしまして約 1 億円程度ということで合計だいたい 2 億円程度で整備を進めていきたいと考えております。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう金額のことを伺いますと、やはりこれから相当な増額が予想されるのかなと思われます。そういうことでありますので、なかなか我々にとっては見えないところがあります。今後、校舎も分庁舎としていろんな形で進められるということではありますが、その中で総合的な役場の庁舎内での、例えば教育委員会も入れないというような状態の中で今後どんな将来性にわたった金額が増額されるのかちょっとわかりませんが、その教育関係はそのまま、現在のままに残されるんだろうと思いますけども、将来的にはどういうことを想定されておりますか。

また、移された場合はどういう、また金額的なことも増額ということもあるのかないのかをちょっと伺いたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 庁舎の移転の関係につきましては、先ほど申し上げましたように、改修の部分で総額約 6 億円ほど予定してございます。再度申し上げますが、そのほかに移転経費として、現在正式な積算までは至っておりませんけれども、そのプラスアルファが出てくるということでございますけれども、そんなに 1 億、 2 億とか大きな金額にはならないというふうに考えております。

それから先ほど道路の小学校線の話がございましたけれども、これも 2 年間で、27、28 の 2 年間で 2 億円を投入して道路整備を図っていくということでございますのでご理解をいただきたいと思います。

それから教育委員会の関係につきましては、これまで何回かご説明申し上げてきたところでございますけれども、設計をいろいろと検討する中で、どうしても教育委員会は入れなかつたということでございます。教育委員会につきましては、当面現在の状況の中に対応いただくということになりますけれども、将来的には現在の役場庁舎、取り壊しが終わった後に、総合計画の中では仮称でありますけれども、文化センターということがございますので、そういったところに教育委員会も入れるような形で今後検討していきたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も総括で何点かお尋ねをしたいと思います。今回、総合計画の後期分が策定されたわけであります。また、今後3年間の実施計画を策定する中で、いわゆる前期計画の中の評価検証はどのようにされたのか。また、どのように生かされたのかをお伺いします。

また、毎年当初予算を策定する中でゼロベースで予算を積み上げた。あるいはスクラップアンドビルト、そういう言葉を使いながらお話をされますが、毎年あんまり新鮮味がない予算だというふうに感じております。言葉悪いですけれども場当たり的な対応に追われて、本当に目先に、喫緊にやらなきやいけない課題、それに追われているような気がしてさびしい思いがするところであります。

毎年お聞きしますけれども、今予算の中でほかの自治体ではやっていない先進的な取り組みはどのようなものがあるのか。お昼のニュース見ておりましたと中島村では保育料全部無料にすると、県内でははじめただというようなニュースも流れておりました。そんなほかではやってない先進的な取り組みはどんなものがあるのか。

あとはスクラップに関してですけども、廃止あるいは縮小された事業はどんなものがあったのか、その理由も併せてお伺いします。

それと、これ一番大切なところであります、まちづくり基本条例でうたう協働のまちづくりの実現に向けて、これは言葉で言うのは簡単ですけども、なかなか大変なことであります。いろんなところに出てきますが、具体性に欠けているところであります。これが進まないとすべて机上の空論に終わってしまうと、そういうような危機感もありますので、このいわゆる協働のまちづくりの作業はどのように今後なさっていくおつもりなのか、これをまずお尋ねかします。

それとあと、ふるさと応援寄附金に対する考え方についてお尋ねします。今定例会でも毎年出している補助金があるわけでありますけども、これ、増額になったもの、変わらずに前年並みのもの、あるいは減額されたものがあると思いますが、これはどのような基準でされたのか、どういうところが増額になって、どういうところが減額になったのか、またその理由等もわかられば教えていただきたいと思います。

それとあと、ふるさと応援寄附金に対する考え方についてお伺いします。先日の全員協議会、あるいは今までの一般質問、質疑等の中でやっと重い腰をあげて取り組む体制をつくった。新しいお返しの品等々を考えて取り組まれるようにしたということであります、これはこれで大変良かったと評価するものであります。

欲を言えばもう少し工夫が必要なところがあるかなという思いはあります、ただ、全員協議会の中でも私申し上げましたけども、予算措置を見てみると歳入で100万円、歳出においては10万円、微々たる金額であります。これを見たときに果たして本気にこのふるさと応援寄附金に取り組むおつもりあるのかなということをお話しました。

私は何をやるにしてもやっぱりある程度目標値は必要だと思います。漠然とした取り組みで臨めば、結果は漠然としたものしかならないという思いがあります。目標があればプロセスや進捗状況などチェックしながら事業を進められる、そういう思いでありますのでこの予算は予算として新年度、このふるさと応援寄附金、どのぐらい集めようとなされているのか、具体的な数字があればお示しをいただきたい。

次の点は、県の緊急雇用創出基金事業、これは震災対応型等々いろいろあるわけですけども、この事業によっていくつかの雇用が生まれ、事業がされているわけであります。27年度は減額されたにせよ、採択されてこの事業が継続して行われるということではありますが、これ名前の頭に緊急がついているとおり、いつまでも続くものではないと思われます。この打ち切りとなった後の対応はどのように考えておられるのか、緊急雇用創出基金事業、この将来展望も含めてこの事業でやっていけた事業のその後の対応等々をどのようにお考えになっているのか、わかれれば教えていただきたいと。

そこともう一つ、今予算の中で公用車の購入費ということで650万円が計上されています。お聞きしましたらば町長車を更新したいということあります。そこでこの町長車に対する考え方をまずははじめにお尋ねしておきたい。これは平成22年の9月議会、町長がはじめてご就任になったとき、ずいぶんと揉めたというよりもいろんな意見が出されて、私ばかりでなくて多くの町民の関心事でもありましたので、当時とお考えにお変りがあるのかないのか、まずその点だけをまずお尋ねします。

それと、西会津高校の活性化対策についてお伺いします。先日のⅡ期選抜の結果を見ますと、残念ながら過半数には達しておりません。Ⅲ期選抜で7名ですか、7名確保しなければ過半数に到達しないと、大変厳しい状況であります。

今回の予算で通学費補助金、これ実績にあわせて50万円ほど減額したものの、4つの補助金等々の事業で832万円予算措置をされております。これ、私以前に申し上げましたけども、これが本当に生徒を獲得するための活性策になっているのか、はなはだ疑問なところがあります。

確かに通学費の補助をいただいて通学にかかる経費が安くなつて助かった、あるいは進学する際に就学資金を借りられてずいぶん助かったと、こういった方は確かにいらっしゃいますでしょう。しかしこれらはいわゆる保護者向けの対策、アピールのような気がしてならない。中には家庭の経済事情を考慮して家族、親の意向にそつて西会津高校にいこうという親孝行な生徒も確かにおりますでしょう。

しかしいろんなところで聞いてみると、実際に中学生、自分の進学先、高校を決めるのは生徒自身だと。子どもが魅力のない学校にはいかないという話が大変多く聞かれます。検証するのはまだ早いというかもしれませんけれども、結果だけを見ますと思ったような効果が出ていないという思いがありますので、この活性化策、これについてどのようにお考えになっているのかお尋ねをします。

最後に、私の一般質問でも取り上げました。副町長人事についてであります。町長は、今定例会の最終日に副町長人事案を提出することがありました。今予算にも副町長の人物費等々計上されているようあります。私、一般質問の中ではどのような基準で選任されたのか等々をお尋ねしました。一般質問でよくわからなかつたので、なぜ、その人物でなければならなかつたのか、その辺をもっと詳しく聞きたい。なぜこの人でなければならなかつたのか。もし、個人的なことでプライバシー等々配慮が必要だということであればこれは休議の中でも結構です。町長の本心のところをちょっとお尋ねしたいので、以上の点をお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、副町長人事についてお答えをいたします。

私は、一般質問でもありましたけれども、町長を補佐する、そして事務方を統括する大変重要な人物、あるいはそういう役割を持って対応する人物がふさわしいということでございます。したがって、この人事案件を提出するのは町長の提案権でありますから、十分にその人物評価なり検証した上で議会にご提出をするということでございます。

多賀議員の二つ目の町長車についての案件ですが、あれから5年ぐらい経ちます。今回故障もあった。あるいは10万キロ以上等々がございまして、今回更新をすることにいたしました。一般的に当時と変りはあるのかないのかというようなことでありますが、基本的に大きな変りと、どこがどう変わったかということよりも、やっぱり一般的な町民の見方をしてなるほどなどと、納得のいけるような範囲の中で町長車を更新をしたいということでございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。まず、基本計画、後期計画についてご質問にお答えします。

どのように評価して、どのように前期計画を生かしてきたんだというようなことでございます。今次の基本計画の後期の策定にあたりましては、去年も皆さん策定委員ということで18の方に参加をいただきまして、計画づくりを行ってきたということでございます。そのうち委員会の3回、最初の3回につきましては、前期計画を検証する作業からスタートしたところでございまして、一つひとつ各部会ごとにどんな計画が上がっていて、それがこの前期計画はどのように取り組まれたのか。やり残したことはないのか、そういう形で一つひとつチェックをしていったということであります。

そしてその検証した結果を後期の計画策定の中で拾い上げしまして、そこに新たにこの5年間取り組む部分を加えた形で計画書というふうに最終的にまとめたということでございます。当然そういった検証結果を踏まえた、前期で全て検証しまして全て後期計画の中には生かさせていただいたというふうに考えているところでございます。

西会津町がやっている施策の中でほかにはない取り組みは何だと、そういう先進的な取り組みというのは何なんだというご質問でございますが、西会津町で行っている子育て、福祉、そういう分野については他の町村よりも突出して先進的な取り組みをしているというふうに考えているところでございます。

ほかでやっていない取り組み、やっている町村も当然あるわけですが、まずインフルエンザワクチンの接種事業、18歳まで費用の無償化というようなことをやっております。千円の負担でやっていると。

それから乳幼児の家庭子育て応援事業、これはどこの町村にもない取り組みではないかなというふうに考えております。

それから定住促進というか、そういう分野では定住住宅の整備実施補助金ということで若者の定住、45歳以下の方、それから西会津に移住してきた方に住宅新築にあたって100万円を応援しますよというような制度を始めたところでありますが、これらもほかにはない先進的な取り組みかなというふうに考えております。

あと、健康づくりであります。これらにつきましても先進的な取り組み、ずっとやって

きたわけでありまして、各種健診事業、これらについても無償で実施しているという町村というのはほとんどないんじゃないかなというふうに思います。

あと、精神保健事業ということでにこにこサロンという事業もほかにはない取り組みとして実施しているというふうに町のほうでは考えているところでございます。

やめた事業というようなご質問がございました。当然事業計画が終わって完了というような形になったいろいろなインフラの整備事業なんかはございますが、今回、福祉、それから健康づくり、そういった分野で町民サービスを低下するような形で事業をやめたという事業は今年度にあってはございません。

それから協働のまちづくりということで質問ございました。町としましてはあらゆる計画を策定するにあたっても公募委員を募集したりしながら町民の参加を呼びかけて協働のまちづくりの一環として計画づくりをしたり、さらには事業実施をしているというふうに考えているところでございまして、いろんな計画を策定する際にも意見公募というような形で町民の皆さんにも意見を求める、さらには町民懇談会というような形で事業施策の決定にあたっては町民の意見を聞く場も設けて進めているというふうに考えているところでございます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは各種補助金についての関係につきましてお答えを申し上げたいと思います。

国県の補助事業等の部分につきましてはちょっと除きますけれども、町の単独事業の補助事業といたしましては現在 53 件ほど計上させていただいております。その町単独事業として取り扱うものでありますけれども、まずその支出についての考え方でございますけれども、いわゆる町民の皆さんとの暮らし、あるいは生活、そういったところの支援の部分、あるいは農業経営に対する支援、さらには町の活性化団体育成、そういったところに町としては支援をするということで補助金を計上させていただいているところであります。

その計上するにあたっての一つの考え方としましては、その事業費、あるいは事業内容、それから一番大事なものはその事業効果、そういったところを十分に検討いたしましてこの補助金が本当に交付して効果の上がる補助金となるように内容を審査した上で計上をさせていただいているということでございます。

具体的な補助金の内容といたしましては、例えばコミュニティー育成事業補助金、ここには防犯灯の LED 化、あるいは各集落の集会所の改修補助金、また簡易水道施設整備にあたっては集落への簡易水道については事業費の 80 パーセントを補助するというような内容で、新年度は二つの集落の事業を計上させていただいております。

そのほか種類の購入補助金でありますとか、ライスセンターの機能強化、さらには先ほど議員からも質問の中にありました西会津高校の支援の補助金、さらには空き家等適正解体の補助金、こういったものも計上をさせていただいております。

それから町の体育協会への補助金でありますとか、奥川健康マラソンの実行委員会に対する運営の補助金、こういったものが大きなものでございますけれども、先ほど申し上げましたように事業効果がしっかりと上がるよう在我として検討した中で積算をして計上させていただいているということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 多賀議員のご質問のうちふるさと応援寄附金についてのご質問にお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金につきましては、議会全員協議会でご説明いたしましたとおり、町の特産品の生産拡大、原発事故の風評被害払拭、さらには交流人口の拡大促進などを踏まえ、本年4月から見直すこといたしました。

返礼品につきましても、従前のミネラル野菜やミネラル米だけでなく、民芸品などの本町のあらゆる特産品を返礼品としたところであります。

また、野菜収穫などのさまざまな体験付きの宿泊券も取り入れたところであります。寄附金に関して、町の目標金額はあるのかというご質問であります。町といいたしましては特に金額は設定してございません。

しかしながら、各種首都圏等の物産、あるいは町のホームページ等々あらゆるPR方法図って、できるだけ多くの寄附が寄せられるように努力してまいる考え方でございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 緊急雇用についてのおただしにお答えしたいと思います。来年度の緊急雇用につきましては、9事業、11人の雇用を今県のほうに要望しているところでございます。議員おただしのように緊急雇用の事業数、それから支給額、割当額ですか、これは減少している状況であります。28年度につきましては現在のところ未定でございます。

こうした中でありますので、当然町としましても必要な事業につきましては町単独でも実施する方向、又は県国等の適切な補助等もあればそういうものも要望するというような形で必要な事業については継続して実施していきたいというふうに考えております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 多賀議員のご質問のうち西会津高校活性化のための町の支援の成果についてお答えをいたします。

まず、27年度の県立高校の入試ですけれども、今日、Ⅲ期選抜の応募の締め切りが正午に締め切られました。27年度についてはⅠ期選抜で14名の合格を出しております。Ⅱ期選抜では20名の合格を出しております。ここまで34名。過半数の41名には7名まだ足りなかつたんですが、本日正午の段階で締め切ったその状況をお聞きしましたところ8名の応募があったということで過半数を現時点では超えることができたと。

これも議員の皆さまのご理解とご支援のおかげだと思っております。本当にありがとうございます。

8名の応募がございました。

それから、西会津高校の活性化についてですけれども、多大なご支援をいただいて、それをもとにどういうふうに西会津高校を魅力ある学校にしていくかというのは、これは高校が本当に自ら努力しないといけないというふうに私は思っております。それを町が支援できる範囲でご支援していただければよろしいのではないかというふうに考えております。今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まず、協働のまちづくりについて企画情報課長から説明がありました。今回は20本もの全員協議会がありまして、これからいろんな計画をつくっていくということあります。特に私も一般質問で言いましたけれども、今年は地方創生の中で地方版の総合戦略を策定しなければならないということあります。

そんなときに今までのようなやり方でいいのか。今、課長おっしゃったように確かに公募委員を募集してパブリックコメントを求めて、あるいは町民説明会をして、それなりのステップを踏んでつくり上げる、それは十分理解できます。

ただ、現状を見てみると、いろんな審議委員会の委員を募集するにしても現状はそんなに手をあげる人が少ない。パブリックコメントを求めてもほとんど意見が出てこない。まして町民説明会やっても本当に限られた人、きまったく人しかでてこない。

こんなことで本当に協働のまちづくりが進んでいくのか。特にこれから地方創生の中で、私が話した町の将来を担うような計画をつくらなきやいけないというときに、今年1年、私来年の今頃は自治体によっては相当差が出てくるような気がします、取り組み方いかんによって。まわりを見ながら同一歩調でつくるのもいいんでしょうけれども、そんなことばっかりはしてはいけないと。

だから具体的に協働のまちづくり進めるには、何か別な具体的なアクションが必要なんだなど、そうしないとこれはうまくいかないなあという思いがありますのでその点をもう一度お尋ねします。

あと、ふるさと応援寄附金に関しては何べんも言いましたので、具体的な目標金額の設定がないということありますけども、結果として1年終わったときに、やっぱり漠然とした目標で結果はこんなもんだったなというようなことをいわれないようにしっかりと取り組んでいただきたいという思いであります。

あと、緊急雇用でありますけども、商工観光課長は必要な事業であれば町の単独でもやっていくんだということあります。私、大変いいことを聞いたなという思いがあります。我々今、一番、一番というか一つの懸案事項の中で、ふるさと自慢館の運営に関する人件費、これ出させていただいております。我々それがネックになってこれいつまで続くのかなと、その後どうなのかなということでいろんな会議ある度に、これは商工会等々で問題になっているわけです。必要な事業であれば町単独でも、国県かかわらずやっていくということでありますから、本当に必要な事業の境はどこにあるのかな。捉え方によっては必要である、必要でない、いろいろ考え方あるでしょうけども、その点の線引きがわかれば、具体的な方法がわかれればお示しいただきたいと思います。

あと、町長車に関しましては基本的には当時と大きな変りはないということでありましたので、これは款項の中でもう一度お尋ねしますからそれはそれでいいです。

あと、西会津高校、これは今教育長のご答弁ですとⅢ期の応募で8名応募があった。全員合格すれば過半数だということあります。ぜひ過半数を超えるようになればいいなという思いがあります。これ、県立高校である以上、町のかかわり方というのは当然制限があるのは私も十分承知しております。

教育長もおっしゃったようにやっぱり学校自らが努力して魅力のある学校にしなきゃいけないと、私もそのとおりであります。そんな中で、いわゆるさっき言ったように、保護

者向けのアピールも確かに、PRも対策も必要なんでしょうけども、実際に自分の生徒自身が進学先を選ぶということを考えれば、生徒自身が考える魅力的な学校というのはどうなんだろうと、どういうところが行きたい学校なんだろうという視点に立って考えることも必要ではないのかなという思いがあります。その点どんなお考えあればお尋ねいたします。

あと、副町長に関しましては、あとでそれは。

今までの質問にご答弁いただいて、我々もちよつと配慮しながら私も聞かなきやいけないところありますので、議長、休議の中でお話させていただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 協働のまちづくり、質問にお答えしたいと思います。今年地方創生、町の総合戦略策定するというような作業が出てまいります。全員協議会でも説明しましたように、策定委員会を、町民参加の委員会をつくりながら進めていくというようなことについては今までどおり進めていきたいというふうに考えております。

ただ、今回、若い人にこの町に残ってもらう。さらにはよそから移り住んでもらうというような視点で考えなくちゃなんないというようなことでございますので、今の町には若者プロジェクトというようなことで若い人たちが積極的に活動しております。そういった皆さんとの意見の交換であったり、さらには西会津町にもかなりの方が最近新しく移住して住んでいらっしゃいます。

そういった皆さんとの意見交換であったり、そういったものもこの作業の中に組み入れまして、若者、よそ者と、そういった目を入れていただきまして、より効果のあるような計画づくりをしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 緊急雇用の再質問についてでありますけども、実際27年度減額されている、県の割り当てのほうは減額されているわけですけども、これらは県の採択基準に合致しないということで減額された事業などあるわけですけども、特に道路関係の美化ですか、環境整備、そういった事業が該当にならなかったわけですけども、これらについては必要性十分あるというようなことで町も単独で今回臨時職員を採用するという方向で27年度に計上しているところでございます。

先ほどお話をあった自慢館につきましても、当然これは事業主体である商工会と十分協議してその必要性などを検討しながら、実際にそういうのが必要があるのかどうか十分協議していきたいなというふうに考えております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 ご質問にお答えをいたします。西会津高校を魅力ある学校にするためにどんなことを実際になされておられるんですかということですけども、西会津高校活性化対策協議会というものがございます。ここで中学生に対して、それから中学生の保護者に対して、西会津高校を魅力ある学校にするためには何が必要なんですかというようなアンケートをやりながら、その結果をもとにできるだけそれに応えていこうというようなことをやっております。

それから26年度は西会津高校の生徒が中学校に実際に行きまして、そこで理科の実験な

んかを中学生に対して実施したり、あるいは西会津高校はボート部が大変活動活発ですので、ボート部員がボートの練習に使うローイングマシン、あれを持っていって中学生に実際に体験させたりすると、そういうふうなことをやりながら西会津高校の魅力を高めていく努力はしています。

それから何といっても、もう一つはやっぱり進学を含めた高校を卒業した後の進路ですね。これについても全員自分の進路希望が実現できるように、放課後それから長期休業中を使ってさまざまな学習を生徒にしたり、それから外部から講師をお呼びして、生徒にさまざまな指導をしていただいていると、そんなことを実施しております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 大方のところわかりました。最後の質問の中の、議長、副町長に関しては

○議長 暫時休議します。(13時46分)

○議長 再開します。(13時53分)

12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町総合計画実施計画の中で、平成27年度から29年度、この3カ年の事業の中で、まず学校教育の充実についてでありますけども、これは私も全員協議会の中でお聞きしましたけどもまだ不十分ですので、なお、西会津小学校プール用ウォーキングレーン購入についてでありますけども、まずその中で児童生徒の安全性について私もこの前全員協議会の中でお聞きしましたけども、何かそれ器具を用意してそのプールの中に沈めて何かやるというお話を聞いたんですけども、安全性はどうなのか。また、これを使用した中で本当に低学年は大丈夫なのか、その辺についてお願ひします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 それではご質問にお答えします。新しい小学校については、プールについては以前からさゆり公園の屋内プールを使うということで、一般質問等においてもご答弁を申し上げてきたところでございます。

今回、この小学校のプール用ウォーキングレーンといいますものは、プールに沈めることによりましてプールの深さを調整できる板でございます。今回、西会津小学校はさゆり公園の屋内プール、そこは25メートルのプールでございますが、そこを使用することを考えております。

今回購入したいということで上げておりますこのレーンはさゆり公園 25メートルプールの二つのレーン分、1レーンが幅2メートルですから合せて4メートル幅で25メートル長さ分のものでございます。

あそこの屋内プールの深さは1メートル10センチございまして、やはり小学校の低学年ですとちょっと深さが深いということで、低学年が使用できるように、この板を入れますとだいたい40センチくらい上がりまして、深さが70センチになる予定でございます。

これによりまして小学校の1年生と2年生、いわゆる1、2年生は水泳をするというよりは水遊びをするという形で学校の授業で行いますが、そのために今回購入するというものでございます。

3年生以降につきましては、結構身長もございますので、このレーンを使わなくともできるのかなということで考えております。

なお、安全性につきましては、これまで学校では担任の先生、また場合によっては主任の方、教頭先生ということで、指導のもとに授業を行っております。今回、さゆり公園におきましてはさゆり公園の職員もおりますのでそれと合わせた形で安全性については十分に気をつけてやっていきたいというふうに考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 だいたい理解できました。その中でまず使用期間中は、そのまま2レン使用ということで今説明あったんですけども、そのまま、1年生使用する期間、ちょっとプール使用する時間ちょっとわかりませんけども、じゃ、そのままにしておくんですか。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 このレンの使い方ということでございます。小学校のプールの授業といいますのは小学校1、2年生、だいたい年間で10時間ほどでございます。このレン、折りたたみ式ではございますが、一旦中に入れますとやはり入れたり上げたりに、確かに作業的に時間がかかります。したがいまして小学校1、2年生の授業については時間をかためたり、期間をある程度限定をしながら短い期間の中でやっていきたいというふうに、今学校のほうでは考えているところです。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 今の説明の中でわかりました。

プールの件ですけども、またプール使用する場合スクールバスの移動時間というのはこれは検証したんですか。なお、だいたい時間どのくらい、支度にかかるってバスに乗るまで、その辺ちょっと説明お願いします。

○議長 教育課長、成田信幸君。

○教育課長 ただいまのプールの関係で移動にスクールバスということでご質問いただきました。確かに学校とさゆり公園のプールの間はスクールバスを使って移動をいたします。だいたい学年ごとくらいでやっていきたいというのが今の学校の計画でありまして、2台か3台で移動します。

実際なかなか小学校の低学年だとバスの乗り降りよりもむしろその前の準備なり、終わってからの脱いだりする、そういう時間のほうがどちらかというとかかることがありますて、実際のバスだけでの移動時間については5分もあれば行けるというようなことで合せて10分くらいで終わりますが、なお、そのバスに乗るまで、あとそういう支度をするまでの時間、所要時間を考えますとやはり2~30分くらいその分で、合せてかかるのかなというふうに見ております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 なお、移動時間分、そのプールに入った、十分児童生徒の注意を払って、監督を、事故のないように十分よろしくお願いします。以上です。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 ご質問のうち、学校教育の充実にかかるご質問についてお答えいたしたいと思います。施設一体型の小中連携教育が効果的に推進できる教育環境が整いました。本当にありがとうございました。

この理想的な環境を十分に生かして西会津町の児童生徒一人ひとりが将来さまざまな分

野で活躍できるように、義務教育9年間を見通して基礎・基本を確実に身につけさせてていきたい。そのために、今考えておりすることについてはこの前の全員協議会でこのような資料をお示ししながらご説明したとおりでございます。

9年間を通して、知・徳・体のバランスのとれた子どもたちを育てていきたい。そのためには例えば知の部分では小中学校でどういうふうな連携ができるのか。徳の部分についてはどうか、体の部分についてはどうかというような具体的にできるものについてそれぞれ具体的にあげてその計画を策定しているところでございます。

着実に進めてまいりたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願ひいたします。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 では、今の12番議員、プールのことでお話をされました。私もプールについてはやはりいささか不安といいますか、かつて近隣の町村というか自治体で事故があったというようなことも聞いておりますし、またさかのぼれば、不幸なことに本町においてもそういうことがありました。だから、やはり安全性というのは何よりも優先するものであるというふうに考えております。ですから、それをさらに考えていけば、そういう安全性というか、を心配されるようなことは、ならばやらないほうがいいと思います。

プールについては今尾野本小学校のプールが今のところは使われないであるわけですから、ですからいろいろなことを考えればこれも一つの案かなと私なりに考えておりますが、それと今さゆりでやるというのは一時的にですね、やがてプールつくるんだと。そのため一時的なものだというのであれば多少、いろいろ説明といいますか、つくのかなというふうに思いますが、これ今、小学生が大人になり、その子どもがまた小学校に入る。また大人になる。

その中で、いつもさゆり公園のそういうフロア、プールのフロアですか、でセットされたプールで泳ぐのかなと、そういうことを考えたときに本当にこれは子育て、子どものための教育かということに私なりに考えるところがあります。

町長におかれましても、町の宝だと、子どもは宝だと言いながら、何となく間に合うところは間に合わせようというような感じにとらえられる面がありますので、その辺のところをお話いただきたいと思います。

あともう一つは、本町においては財政調整基金はいつもですけども、10億前後あるわけです。伊藤町長前、前任者の場合はさほど多くはないけどもいろいろな事業をやってこられました。そして、時期的なこともあったんでしようけども、金利が高いとき、いろんなことあったときにそういうのを運用しながら借り替えとかいろいろな前倒しをして返済をするとかというようなことも使ってきていろんな事業をされてきました。

これからはそれだけの財政調整基金がある中で、今後町長の政治姿勢といいますか、方針といいますか、町政運営の、どのように運用されていくのかなというその方針をお伺いしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず、小学校建築にあたっての学校プールの町の方針ということであったわけですが、確かに尾野本のプールの使用について以前お話を承り、これは教育委員会からこういう話しがありましたということで話がございまして、当時私は現在の尾野本小学校のプ

ールの現在の状態はどうなのか。それから今後使用すべき際の安全・衛生面では確保されているかどうか。そして将来的に修繕する内容とか、あるいは管理運営などについてはどういうことになっているか、これは十分に検討して、そしてこれに対する教育委員会として、学校といろいろ綿密な話しながら進めてくださいと、進めてくださいというよりも、そういうことを基準にしながら検討してみてくださいという話はしたことはございます。

その結果、今のようにプールの底上げを図った、いわゆる深さ調整をするというふうに方針ができあがってきたということありますので、これらを全てクリアできなかつたのかなというふうに実は思っているところでございますので、そしてこの間、いろいろ学校建築にあたっての学校に対するプールのあり方については、これまで教育委員会の教育長から縷々お話をされていましたおりでありますので、この点については十分ご了承いただきたいし、当然私は子どもの目線、さらには学校の先生の管理、こういったことを基準にしながら考えていくということも必要ではないのかなというふうに思います。

余談になりますけども、実は最近、学校プールを管理運営するよりも、これは設備の整っているところであります、スイミングスクールに委託をしようと。あるいはそういうふうに流れが最近変わってきますよという話も聞いてございます。

西会津町はスイミングスクールあるわけありませんけれども、今せっかくのさゆり公園に 50 メートルプール、25 メートルプールあるわけで、これをやっぱり有効活用するという方向も必要ではないかというふうには思っておりますので、ぜひ学校の生徒等々がこういったところで十分教育現場として活用できるということでは、これは有効活用の方法の一つかなというふうに思っておるところであります。

さて、今回の予算編成を通して、一番中心になるのはやっぱり事業をもって具体的に財政状況どういうふうにこれから組み立てていくかということが一番基本になるわけであります。そういう場合に、まず過疎債とかあるいは辺地債、こういった優位な起債をどう利活用できるかということも一つであります。

さらには、さっき多賀議員も言いましたけれども、やっぱり総花的ではなくて、いろんな各課から集まってきたのが合算しますと、今回 63 億 4,600 万ですけども、70 億程度に膨れ上がってしまうんです。そういうことの予算をまずどういったところに視点を置いて、これをもっと縮小していくか。そして最終的に重点項目を設けながら、そして今年は新たに取り入れる事業はどういうものがあるか。あるいは継続しなければならない事業はどういうのかと、そういう査定をするというのはまさにそういったところにあります。

そして、当然ながらこれは一般財源の使い道というものを具体的にどれだけその予算に投入しなければならないかということで最終的にその事業費の中で一般財源の投入方法というものも具体的に進めていったわけであります。

ですから、総体的にその財政調整基金が 10 億あるとか、9 億あるとかというのではなくて、やっぱり将来的にどこで前倒ししてその返済がきた場合にそれをあてがっていくか。そして長期な財政計画を立てていく場合に、ある程度の財政というものをしっかりと確保して対応する。こういうような将来展望の持った財政運営を図っていくためにはある程度基金というものをしっかりと確保する必要があるだろうというふうに思っているところであります。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 町長の財政をしっかりとさせていくというようなことありますが、私なりに思うには、例えば10億の仕事、町長がいって仕事をもらってきたと、補助5億だという場合に、との残りの5億を今言われて過疎債や辺地債等で、辺地債は8割ですから、4億のあと1億使えば10億の仕事ができるわけですよ。

そうでなくて、10億の仕事をそういうふうにそっくり町が持って、8億のやがて算入される辺地債をやって、2億は持ち出しになるということになるわけですが、それらについては常にお考えでしようけども、それらの方針の中で努力なり、そういうお気持ちなりをお聞かせいただきたいと。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的な話の予算の組み立て方を申し上げましたけれども、そのほかにいわゆる西会津町でしかできない仕事、西会津町と他の中でどれだけ差別化をして西会津町ならではの仕事をしているかということで、先ほど縷々説明いたしましたけれども、ああした他の町村ではない事業というのはたくさんあるはずなんです。それはいわば町単独でやってんですね。いわゆる町の財政がしっかりと確保できれば町単独でそういった事業もできるわけです

例えば、新しい保育所が、これは認定保育所ができた。子どもは宝だと。全ての子どもを無料化しようと、こういった場合について、これは補助金うんぬんの問題ではなくて、まず一般単独債でどれだけそれをカバーできるかということを考えなければなりません。

ですから、確かに保育料全くとらないという場合について、それは大変な予算も必要になってくるわけであります。それは单年度でなくてずっと将来的に引っぱっていかざるを得ないわけであります。そういうことをやはり単独で予算編成をする場合においてはやっぱりしっかりとした町が単独につけられる財政調整基金のような財源をしっかりと確保するということがやっぱり大事だなというふうに思っておりますので、今後ある意味ではそういうことも一つの視野に入れながら、町単独でやる事業についてはしっかりと対応していきたい。

その他大型の事業については、やっぱりこれは補助金とかあるいは過疎債、辺地債、こういったところをうまく活用しながら対応していきたいということで、いろいろ財源捻出を図りながら対応していくということでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今回のこの定例会の中で出てきたのが地方創生に関するいろいろな予算関係であります。そういう中でやはりハード面がそういう補助がつかないということになりますので、これからもやはり目の前必要なハード面も多々出てくるんじゃないかと思いますので、それらに対しては持てる宝を十二分に生かせるような政策をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 例えば農業振興にしても、さらには商工会あるいは工場、これからいろいろ工業、町で支援していくにしても、ある程度そうした政策的な経費の中で西会津町としてどうしてもこれはやらなければならないということについては、やっぱり町の単独事業をもって

いろいろ対応していかなければならないし、こういったことをこれからいろいろ精査をしながら、西会津町の経済の活性化とかあるいは教育についてもそうですが、安全安心もそうでありますけども、そういったところにどう振り分けていくかということでしっかりと、議員のおっしゃるとおり、今後西会津町の長期展望に立った対応について町はそれに基づいた計画をしっかりと担っていきたいというふうに思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私も役場庁舎移転工事についてお尋ねをいたします。全員協議会でもいろいろお話をしました。それで庁舎移転の経緯もわかったわけなんですが、この中で町では熟慮に熟慮を重ねて設計業者と話をしてやってみたが、分庁舎をつくるなければならなかつた。そしてその上教育委員会も入れなかつたというような結果であります。

私もこの面積的には入れるんじゃないかなというような考え方を持っていました。町側も当然そう思っておられたのかなとは思いますが、その中で設計業者との話し合いの中なんですが、教育委員会が入れないというような話になったとき、分庁舎の2階建てなんですが、そこを3階建てにするというような発想はなかつたんでしょうか。

それと教育委員会を当分の間あそこに残すということなんですが、あそこの建物の耐震結果などはどうたつたんでしょうか、その点をお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 役場庁舎の移転の関係につきましては、これまで議員も今お話をありましたように、町のほうから何回となくご説明を申し上げ、ご理解をいただきたいということでご説明を申し上げてきたところでございます。

我々の説明の中でいろんな検討した結果、どうしても教育委員会は入ることができない。我々も最初検討を始めた際には、今の小学校が3階建てでありますので、3階あればいろんなところが全部入れるのかなというふうに思ったわけありますが、実際各課を張り付けていきますとなかなかそのスペースがとれないということあります。

また、建物の構造上、小学校の学校施設ということがございまして、教室となっておりますのでその間の間仕切りがとれると、大変有効活用が図れるわけでありますが、これは耐震の関係とかいろんな建物の構造の関係でその仕切りが取れないというようなことがございました。そういう限られた条件の中でいろいろと検討した中で、どうしてもやっぱり入らないということであったわけであります。

また、建物、学校の施設でありますので役場みたいに幅がないんですね。その幅がないために、これもまた有効活用が図れないというようなことがございました。そういうところで一部分庁舎ということにもなったわけでありますけれども、今議員からおただしかりましたその分庁舎、2階を3階建てにの検討はしたのかということありますけれども、その辺についてもいろいろと検討はしましたけれども、全体の事業費をあまり多くかけることもできないということがございますので、ある程度の事業費の中で納めるためにはこういった判断に立たせていただいたということでございます。

また、現在の教育委員会が入っております公民館の施設でございますけれども、旧館のほうについては、旧館、新館ともに耐震診断をやってございます。その結果については旧館のほうはCランク、それから新館のホールのほうはBランクということでございます。

教育委員会の関係につきましては、先ほど9番議員にもお答えしたとおりでございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 今までのお話でその辺はわかりました。しかし、町民懇談会の中に、どうせつくるなら教育委員会も入れたほうがいいんじゃないかというようなお話もありました。私も当然そう思います。せっかくつくるんだから教育委員会入ってできるような建物であってほしかった。

私個人的には新しい庁舎をつくったほうがいいとは考えておりましたが、こういう結果になったんですから、せめて百歩譲って教育委員会分庁舎に、3階建てにするというようなとき、事業費としていくらくらいかかりましたか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 現在の計画でありますと分庁舎2階建てでございます。その事業費の概算としては1億3千万ほど見込んでございますけれども、これを3階にいたしますといろんないわゆる重量計算だとか、そういったところがいろんな加重がかかってまいりますので、単純に1.5倍ということにはなりませんけれども、設計会社の積算からいきますと3階建てにすると2億5,600万、約倍になる見込みでございます。

そういうところからいろいろと検討した中で、今回の計画は事業費的にはこのくらいで納めさせていただきたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 その辺の2億5千万ですか、3階建てにした場合かかるという話なんですが、私これははじめ聞いたと思うんですが、その辺のお金の使い方だと思うんですよ。今、1億5千万ですか、かけてつくる。私はどうせつくるならやっぱりそういう金の使い方をするべきじゃないかと。

今の分庁舎だってやっぱり耐震であるべきだと思いますが、プレハブではないというようなことをおっしゃっておりました。

それで今の校舎を分庁舎にすると、耐震をしたとはいえ、30年くらいですか、コンクリートがね、耐用年数。これで分庁舎はまた新しくできるわけですから、これから60年、70年とあるということで考えていいと思うんですが、そういう意味からいってもやっぱり使うときは使ってやる。そしてもう少し教育というものに本気になって考えていかないところからのまちづくりはできないんじゃないかというふうに考えております。

今、分庁舎3階にするというような、変更するというような考えはありませんか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 これまでも説明申し上げてまいりましたけれども、この庁舎移転にかかる経費につきましてはすべて一般財源ということでございます。今後いろんな、例えば認定子ども園の保育施設でありますとか、今年予定しております地域力販売施設、そういうふうに今後、あと防災無線の整備とか、そういう大規模事業がですね、今後数多く計画が予定されてございます。

そういうところから考えますと、今新しい庁舎に一般財源をふんだんにかけられればそれに越したことはございませんけれども、なかなか今後の財政を考えたときに一般財源

をどれだけ投入できるかというふうに考えますと、やはり 6 億くらいが限度なのかなというふうに考えておりますので、現在、町のほうとしましては 2 階建てで進めさせていただきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それではいくつかお尋ねをしてまいります。

まず歳入からお尋ねしますが、6 款の地方消費税交付金であります。1 億 9 千万、前年度より 3,100 万というのは消費税上がった分だということではわかりましたが、この 1 億 9 千万円という根拠といいますか、普通地方交付税ですといろいろ算定要素があつて交付額が決まると言つておりますが、この地方消費税の交付金というのはどういう算定で 1 億 900 万となるのかということです。

それから 13 款、14 款であります国庫支出金、県支出金、13 款では 31.6 パーセントのマイナス。これは小学校が完了したということが大きな要因だと思います。県の支出金が 17.2 パーセントの増とあります、県も財政が容易ではないのにと思ってますが、この 17.2 パーセントの伸びの要因はと。

それで、国から直接町へくるお金と国が県に一旦入れて県から町へ支出されるというそういうルートがありますが、そこら辺は最近どうなんでしょうか。国からの迂回で 17.2 パーセントが増えたのかという、そこら辺があるのかないのかをお尋ねをしたいわけであります。

それから一般会計、特別会計、企業会計合せて 96 億 8,600 万の計上であります、商業団地の 3 億なんばかは後で補正で削るということですから、そういう削る面、あるいは繰り出しへ、特別会計の。繰り出しがどれくらいあるのか。いわゆる真水という、27 年度の本当のお金といいますか、真水はどの程度になるのかなということです。

歳出に入るわけですが、今回は安全安心という観点からいくつかお尋ねをいたします。最初は放射線、放射能ですか、空間線量は安定していると聞いております。そういう点では心配ないのかなと思っていましたら、隣の喜多方市なんですが、26 年の 8 月に幼稚園の側溝の汚泥が 9,100 ベクレル、10 月である中学校の屋上の汚泥が 1 万 1,700、別な中学校の側溝はなんと 1 万 5,900、測定されたということです。

4 款で衛生費で放射性物質検査手数料、176 万 6 千円取つてありますから町でもやる気があるのかなと思っていますが、やはり保育所だと小学校、中学校なのはやっぱし毎年側溝を上げて検査をして安全を確かめるべきではないのかなと。喜多方でこういうことやっているわけですから、西会津もできないはずはない。

子どもの安全安心を考えるならば、今小学校は新しくなるから心配ないでしょうが、中学校のそういう側溝の汚泥が、木の汚泥がどう処理されているのか、そういう点では点検をしてやはり安全に配慮すべきであるが、その考えは、27 年度で取り組むか取り組まないかと。

それからこれは農林課になるわけですが、広葉樹林ですね、再生事業をしております。全員協議会でもお尋ねしましたが、一部搬出といいますか、利用できない林もあるということをお伺いしたわけですが、そういう話を所有者が知つておられるか。間違つてそれが利用される可能性はないのかなと。伐採届出を出すことになっておりますから、そこ

で確認ということもできるんでしょうが、どういうふうな基準以上の汚染の広葉樹林に対して対応をしていくのか。

私はそういう林は一旦伐ってしまって、新しい芽を出して育てていったほうが放射能汚染度数が少なくなって、早く利用できんじやないかなと思ってますが、いかがでしょうか。

それから安全安心の次は介護であります。これも何回も言ってきました。施設をもっと充実するべきだと。議会報告会、群岡の会場に行けばいつも言われております。これはなかなか難しいという話でした。今の地方創生もありますから、そこら辺では新たな検討も必要ではないかと思ってます。

それが無理ならば病院との提携という話もしました。この前の全員協議会では、いわゆる西会津の人が西会津以外の特別養護老人ホームにお入りになっている方が約20人おられると。これは西会津でベッド数があれば引き受けといいはずなんだと。これは喜多方なり磐梯なり行って、その入所している人の負担は町が払うわけですから、やはりこれは特別養護老人ホームというのは喫緊の課題として、第6次の介護計画は介護計画でいいですが、やっぱしこの特別養護老人ホームというのをつくって、これらの人を受け入れるということが必要ではないのかな。

町の入所している経費等は町におりるわけで、経済効果もありますし、雇用も増えるわけであります。雇用のことを考えれば人材不足だと聞いております。ここでやっぱし西会津高校をこの、活用というとおかしいですか、活性化するためにも、いわゆる西会津高校を入学して介護を目指す人のために講座とか、講義とかしてヘルパーの資格を取っていたくとか、あるいは専門学校へいくために有利に入学できるようなそういうことをやっていけば、私は雇用の面から、西会津高校の活性化から町内的人が町内に入所できるということあります。

これを今すぐやれといつてもそれは無理だと承知しておりますが、いわゆる町ではプロジェクトチームをつくっていると聞いておりますし、あるいは今ほど話ありましたが若者プロジェクトというのあると聞いてますから、そういう人たちにお任せをして西会津の今後の介護施設というのをそういう若い人たちの目で提言していただくというのも一つの方法ではないのかなと。これらに関してじっくりと結論を出してくださいとはいいませんが、そういう課題意識を、関係者がみな持ってやっていくべきだと思いますが、いかがでしょうかということあります。

小学校のプールの話もありました。教育委員会ではさゆりということは一貫して言ってきましたし、議会サイドはプール、小学校に、小中、プールのない学校なんてめったにならないんだから、プールはつくるべきだということで指摘といいますか、お願いしてきました。

教育長がお代わりになって、尾野本小学校のプールを活用すると、あるいはしたいという考えだと聞いておりましたが、まあ、まあ、さゆりということあります。それで二つのレーンで4メーター幅でと。小学生1クラス30人台、40人近く、本当にこの人たちが、全員が一緒に安全に利用できるのか。

これは会津坂下町であったそうですが、今やろうとしている底上げで事故死があったと聞いております。どっちが安全か。私はやっぱし尾野本小学校のプールを使って、歩いてもいいけるんですから、小学校1、2年生だけの問題でありません。西会津小学校の

水泳をどうするんだといった場合にはやっぱし、私は尾野本小学校を使うべきだと。なぜだめになってしまったのか、そこら辺を改めてお聞かせをいただきたいと思います。

それと川崎で事件がおきました。一人親です。西会津ではそのケースは少ないと思っております。一人親でも祖父母がおられる家庭もあると思ってますが、やはりこの際、こういう事件があったときこそ、やはり今までのそういう一人親との関係を点検といいますか、確認したり、改めるところは改めていったほうがいいではないのかなと思っておりますが、その考えがあるかないか。

次、4番議員が一般質問でお尋ねしておりましたが、野沢の流雪溝の問題であります。これは解消するには県の関係だということで早速町長は県に要望しますとおっしゃってくださいましたので、早速4月か5月に県に要望して、その結果を6月の議会に報告するくらい熱心にこの件については取り組んでほしいと思っていますが、いかがでしょうか。

それから指定管理者への委託料であります、全部見たわけではありませんが、前年度比でゼロ円、あるいは少ないので5、6万円のプラス、350万あるいは120万くらいの増がありますのでここら辺はどんな差があるのかなと思いました。この増の要因ですか、それをお聞かせいただきたいと。

それから、同じような関係で広域の負担金があります。これは今年も前年度比プラスになっておりますが、これが通常のベースで多くなっているのか、特殊な要因があるのか、特別な要因があるのか、あるのならばやはりこの場で説明をして、町民の皆さんに理解をしてもらう必要があるのではないかなど。今後の見通しも併せてお聞かせをいただきたいということであります。

それとこれどう言つたらいいのかなと思ってんですが、方針の変更と言つたらいいのか、逃げてると言つたらいいのか、町長の公用車がでました。650万です、予算の計上が。本来ならば、今までですと総括書に出てるんですよ。今回は総括書に出てない。これはやはり650万という予算を計上しておるならば当然総括書に載せるべきじゃないのかなと。

あと、再任用であります。私、やりとりを聞いていて、あれっ、と思ったんです。職員の採用ですね。職員を採用するというわけですから。職員の採用は今までどうなって、臨時職員はどうしていた。全員採用試験を受けていただいて、全員だかどうかわかりませんが、採用試験を受けてそこで臨時職員の採用といいますか、任用を切り替えていっていたと。

それは一つの要因は若返りだと聞いていますが、再任用はけっして若返りでない。そのものよりも何よりも、話を聞いてると希望を取ったと、希望を。そこには町の考えがどう表れているのか。この仕事をしてもらいたいから再任用をする気はありませんかと。それがなければ再任用の意味がないでしょう。私はそう思いますよ。

せっかく再任用してくれるという人がおられるのに、こんな失礼なやり方はないと思いますよ。この仕事にもっと情熱をもって取り組んでくれと、そういう町からの考えを示さないで、大変失礼な言い方になるかもしれません、誰でもいいから再任用する考えはないか。そういうような考え方で再任用したというならば、これでいいのかと言いたくなるわけであります。

それからいわゆる太陽光発電あるいはペレット等の導入が図られておりますが、これら

のメーカーはどう選んでいるのか、性能というものはどういうところで検査といいますか、しているのかなと。この今まで太陽光発電、あるいはペレット導入したときのメーカーはずっと同じなのか、今後とも同じメーカーに発注してやるのか。それとも性能を比較して変わっているのかどうなのか。そこまでお尋ねをいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まず安心安全の件であります、議員おただしの放射能との関係で、汚泥の検査の問題、喜多方で学校、あるいは公共施設で屋上からとかいろいろな側溝から高濃度な汚泥が出てきたということであります、これはこれまで全く除染をしておらなかつたところを除染をして、その結果を測定した結果高濃度が出たということで、これは私も非常に疑問を持ったものでありますから、その点については確認をいたしました。

それで、じや、西会津町の場合、今後どうするのかということでありますけれども、今後公共施設あるいは全てやれば一番いいんでありますけれども、まず学校とか保育所、こういったところについての側溝とかあるいはそういう場所について清掃等々した場合については、それはしっかりと測って、そして羽山処分場のほうにお願いをするというふうにしていきたいというふうに思っています。

それから今回流雪溝のいろんな障害、トラブルがございました。これは県の管轄であるというようなことでありますから、これについては要望をしてまいりたいということは確認をしておきたいというふうに思います。これも県と毎年町から県に対するいろんな要望事項の関係の中で、双方向かい合いながらそういう要望事項を聞く場がありますので、そういったところでしっかりと対応してまいりたいというふうに思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それでは私のほうから何点かお答えをしたいと思います。

まず、地方消費税でございますけれども、これにつきましては消費税8パーセントのうち1.7パーセントが地方消費税として県と市町村に配分になります。この県に交付になる金額につきましては、全国の県の中で調整作業をしまして、例えば福島県にはなんぼですよという調整がされます。その県に配分された金額の2分の1は県、それから残り2分の1が市町村に配分となるということでございます。

その市町村に配分されます金額の積算でありますけれども、その2分の1の積算の中で直近の国勢調査、これは平成22年となりますけれども、22年度の国勢調査の人口、それから経済センサスの基礎調査、これ平成21年度の調査でございますが、その従業員数によって各市町村に按分されるということでございます。これが全体の17分の10の分が今の算定であります。残り17分の7相当する分については、これは国勢調査だけの人口で按分されるということで、計算については二通りあるということでご理解をいただきたいと思います。

なお、今回かなり金額が上がっておりますけれども、これは平成26年度の金額につきましては算入期間が昨年の2月、平成26年の2月から本年1月までがその対象期間ということで12カ月分がまるまる26年度は入ってきていないということあります。27年度は12カ月分がしっかりと入ってまいりますのでその分が増額ということでございます。

それから国庫支出金の減額要因につきましては、議員がおただしのとおり小学校の建設

事業が終わりましたのでその分が大きく減額という要因でございます。

それから県支出金の前年度に比較いたしますと 8,400 万ほど増ということですが、その一番大きな要因としましては、再生可能エネルギー導入と防災拠点支援事業補助金ということで、これはいわゆる太陽光発電の施設整備ということでございます。

昨年は新しい小学校にその設置をしてまいりましたけれども、新年度は現在の西会津小学校の体育館、それからよりっせの屋根にその太陽光を設置するということで、これが 7,700 万ほど増えてございます。これが大きな要因でございます。議員からおただしありました国から県にとおして交付される補助金がたくさんあるわけでありますが、従来は国から県に入りまして、県から、そこからまっすぐにトンネルで同額が市町村にくる分と、それから県が任意に上乗せをして、プラスアルファしてよこすという 2 つの形態がございます。

従来は県の任意上乗せというのが結構あったわけありますけれども、議員おただしのように県の財政状況も大変厳しい状況でございますので、近年はその任意の上乗せというもののはかなり少なくなってきたいるということでございます。

今ほど増額要因で申し上げました再生可能エネルギーのこの補助金につきましても、国から県に入りまして、全くの同額が町のほうに交付されるということでございます。

それから補正予算で計上された分と、それから新年度予算で計上された分と、予算編成の中でどうしても二重に計上せざるを得なかったという事業がございます。例えば地域連携販売力強化施設の整備事業でありますとか、地域創生の事業ということで国の補正予算の関連事業でございますけれども、こういったものを全部合せますと現在二重に計上されておりますのが 3 億 3,400 万ほどございます。

それから繰出金、特別会計への繰出金でございますが、6 億 9,190 万ほどございます。これらをこの当初予算の総額から差し引きますと 53 億 1,900 万というような金額になりますので、これらを差し引いて純然に考えますと、今の金額を単純に引きますと 83 パーセントくらいに、対前年比になるという形でございます。

それから広域の負担金でございますけれども、今次合計額が 2 億 1,330 万円ということでございます。前年度に比較いたしますと 2,787 万 1 千円ほど増額になっております。これの大きな要因といたしましては、斎場整備が新年度から本格化してくるということでございまして、それでその額がかなり伸びるのかなというふうに考えております。

それから再任用の関係でございますけれども、一般質問等の中でお答えした内容につきましては少し言葉が足りなかつたのかなということでございます。町のほうで今回定年退職を迎える職員を対象としてその再任用の希望を取ったわけでございますけれども、町のほうとしてどういうものが再任用した場合できるのかなということで各課に全部拾い出しをしまして、こういったところを担っていただきたいというような話をしながら再任用の希望を把握してきたということでございます。

はじめてのケースでございますのでなかなか手続、他の市町村の動向もいろいろと参考にさせていただきながら進めてきたところでございます。そういったところでひとつご理解をいただきたいなというふうに思います。

それから町長車が今回の予算の概要に上がっていなかつたということでございます。こ

れは大変申し訳ございませんでしたが、総務費の中に本来であれば記載すべき内容だったなというふうに反省しております。意図的に落としたとかそういうことはございませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 長谷沼議員のご質問のうち、まずははじめに放射能対策、町の対策についてお答えをいたします。先ほど町長から答弁申し上げましたが、保育所、小中学校等については町が責任をもって汚泥等の撤去をするということで、そのための放射能検査の手数料、新年度予算におきまして40万ほど計上してございます。そのほかダストセンタ下流域の水質検査につきましても、昨年に引き続き毎月実施するということで136万ほど当初予算で計上させていただいております。

そのほか予算には出てきませんけども、西会津の全自治区及び公共施設等約170カ所、4月雪解け後から毎月空間線量の調査を実施するということで、町といたしましても放射能対策につきましては万全を期していきたいと考えてございます。

それから、二つ目の広域負担金の増の要因ということで、今ほど総務課長のほうから斎場整備のお話ありましたが、斎場整備につきましては平成27年度から本格的に始まります。27年度につきましては基本設計、実施設計、用地購入、地質調査等で約7千万ほどの事業費が計上されてございます。あと28年度、9年度、最終的には30年度で完了の予定でございますけども、新斎場が稼働するのが今のところ平成29年度中の稼働を予定してございます。

そのほか広域負担金につきましては、ごみ処理負担金、それから、し尿処理負担金それぞれ200万ほど増額になってございますが、これにつきましては施設の老朽化によります大規模修繕が結構出てきまして、それによる負担金の増額ということあります。

最後に広域の常備消防の負担金でございますが、これにつきましては昨年度より1,100万ほど増額となっております。その主な要因としましては、消防の救急デジタル無線の整備工事、今年度完了ということでそれでだいたいかなりの金額がかかるということと、職員の人工費、昨年大量に退職されまして、その分かなり落ち込んだんですが、その分で今年は増えたということで、そういう要因から広域の常備消防の負担金、1,100万ほど増えているということで、それら全て総合しますと、先ほど総務課長が申し上げたような増額となったということでございます。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 長谷沼議員のご質問のうち、まず西会津高校でヘルパーの資格取得についてどのような状況にあるのかということですが、西会津高校でも一つの大きなテーマとして校内で検討しているというふうにはお聞きしております。ただ、今の段階で明確にこういうふうにしようという結論が出たというふうにはお聞きしておりません。検討は続けているということでございます。

二つ目ですけども、小学校のプールの利用の際の安全性についてですけども、坂下町での不幸な事故、これを大きな教訓として安全性には十分に配慮していきたいというふうに思います。特にプールの底に敷く底上げ用の器具ですね、これは壁とのすき間がないように、あとその他深い部分と浅い部分の境界目、しっかりとわかるような表示をしながら安全

面については十分に注意をしていきたい。なお、指導される先生方にもそのようなところは十分に注意を喚起していきたいというふうに思っております。

それから尾野本小学校のプールを使うことはできなかったのかというご質問でございますが、これについては小学校とともに調査をしました。その際の視点としては、授業を実施する場合の視点、それから授業の効果についての視点、この視点を大きな二つの視点として調査をしました。

その調査した結果を総合的に判断しまして、さゆり公園にある室内プールでも十分に学習指導要領に示されている水泳指導の目標は達成できるというふうな判断をして、さゆり公園のプールを使用させていただくというふうにいたしました。

それから、川崎市で起きた不幸な事件についてですけども、西会津町の小学校、中学校にも確かに一人親の子どももあります。しかし、その状況は学校でかなり的確に把握しております。したがって、今の段階では川崎市で起こったような不幸な状況になるというふうには判断しておりません。

ですが、これからも家庭と学校は十分に連携をとりながら適切に状況を把握しながら、できるだけ早期に何か兆候が見えたときには対応するというふうにしてまいりたいと思いますのでご理解をお願いいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 先ほど指定管理にかかる委託料の関係が漏れましたのでご答弁させていただきたいと思います。

新年度で指定管理、ケーブルテレビにつきましては4月から新しく始まるということでございますのでちょっと比較できないわけでございますけれども、従来からの指定管理の額を総額いたしますと、新年度では2億7,300万ほどになる見込みでございます。計上させていただいたところでございます。前年度に比較いたしますと合計で338万2千円ほど増えることになります。

この増額の要因といたしましては、温泉健康保養センター、それからふれあい交流、さゆり公園、町の振興公社にお願いしているこの3施設につきまして、総額で160万4千円ほど増額となります。この増額要因につきましては、人件費、それから光熱水費ということで昨年度の、26年度の金額については前期の指定管理を行う際の積算、24年度の当時の積算で推移してきているということでございますので、3年経過した中で人件費、光熱水費の上昇ということでございます。

それからもう一つ大きいのは保育所の関係でございます。保育所、それから放課後児童クラブ合わせまして合計で159万6千円ほど増額となっております。これにつきましては、平成29年に認定子ども園が新しく開所する予定でございますので、その開所に向けて保育士の計画的な採用を図っていきたいということで人件費をプラスしてございます。

これらが主な要因ということでございます。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 広葉樹林の再生事業についてのご質問にお答えいたします。

ご質問にあったように、この事業につきましては森林を、木材を活用する場合の薪とかほだ木の放射性物質の指標値というのがありますので、それらを超えるような森林がこの

事業の対象になります。

町内的に震災後ですね、県のほうで町内何ヵ所かの森林の継続して放射性物質の検査をしております。その数値につきましては直接の地域までには報告はないと思いますが、町の関係者の会議の際には資料として示していただいたことがございます。

それらの該当するところで、例えば薪だったりほだ木だったり使うには事前にそれの検査が必要になりますので、森林組合、それから森林業者の方が事前に放射性物質の検査を受けて、そこでそれを超えるようなものについては基本的には使われていない状況あります。

そういうところからこの事業を進めていくべきではないかというご意見でございますが、まさにこの事業は26年から始まりまして29年まで、そういう森林を放射性、その指標値を超えるような森林を皆伐して更生をして次世代につないで利活用を図っていくという事業でありますので、町についてもこれら該当する箇所について継続して事業を実施していくかというふうに考えております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 私のほうからは介護関係の施設の充実というご質問にお答えしたいと思います。

今回、第6期介護保険事業計画を策定したわけでありますが、その中で当然待機者が大変多いということがありましたので施設の増設についてもその策定委員会の中で皆さんからのご意見をいただいたところであります。

その中で、当初は特別擁護老人ホーム20床の増床というのをにしあいづ福祉会のほうでも増床したいというような考えがあって、そういう方向性で進んでいたわけなんですが、話し合いを進める中で、その前段として20床増床はいいでしょう。ただ、その20床を増床した場合に介護保険料に与える影響というのは月400円くらいになるんです。本当に20床で月400円の増額になるという部分があったので、特養も老健もどっちも20床増床という考えはなかなか難しいのかなというございました。

その関係でどちらがいいのかというような話し合いを続けたわけでありますが、その話し合いの中で、これから在宅介護、それから在宅医療、その辺のこれからも診療所と介護、診療と介護の連携というのが大変大切になってくるという部分ありますと、今回の計画につきましては老健の20床増床という方向で計画を立てさせていただいたところであります。

他町村に20名ほどいるので、その人たちが西会津に戻ってくれば西会津の中でというようなことも考えられたわけですが、その20名の方、山都、喜多方あたりの施設に入つておられる方もおいでですが、ちょっと遠くの施設にも入つておられます。それは理由としては子どもさん方の近く、子どもたち、介護されている方、介護されている方というか、子どもさんがそっちにいるのでお父さん、お母さんを近くの施設に入れたいという方も半数以上の方はそういう理由があって他町村の施設に入っているという方もおられますので、西会津に施設ができたから全ての人が西会津に戻ってくるかというとそうではないという部分もございます。

そういったことも含めて、今回老健の20床ということで計画を立てさせていただいたと

ころであります。

今後、施設の計画、あるいは施設をつくることによって介護職員、雇用の創出にもなるんじやないかというふうなことであります。そういったことも若者プロジェクトなんか若い人の意見も聞いたほうがいいだろうということでありますので、そういったものにつきましては地域、今年総合戦略として計画づくりの中でそういったことも議題に上げさせていただきながら検討を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。最後に再生可能エネルギーの関係のご質問でございます。太陽光発電につきましては町としまして再生可能エネルギー導入防災拠点事業というようなことで取り組んでいるところでございまして、これまで西会津診療所、それからケーブルテレビ、さゆり公園、それから昨年西会津小学校ということで今まで4カ所取り組んだところであります。

これらのメーカーでございますが、メーカーについては基本的に設計の中には指定はできないということになっておりまして、幾社かから見積もりをもらって一番安い価格で積算をすると。それからあと工事を発注しまして請負業者がこういった製品を使いたいということで承認をして使用していくというようなことが基本でございますので、メーカーはその都度異なる可能性はあるということであります。

それからバイオマスのボイラーの関係でございますが、西会津小学校のボイラーはシュミット社とかというところでスイス製のボイラーということでございます。ペレットも燃やせますけどもチップも燃やせるというやつで、そういった指定をさせていただきましたので、ここにつきましてはメーカーを最初から指定するような形で設計をさせていただきました。

あと、これから整備します役場、それから道の駅、それらにつきましては今回の地産地消計画の中でも検討はさせていただいているわけでありますが、これだけのボイラーの能力のある機種であれば大丈夫だという形で設計をしておりまして、最終的には落札した業者がこのメーカーのこのボイラーでよろしいでしょうかという承認申請が出て、それをチェックして大丈夫であればこのメーカー使ってもらっていいですよという形であります。

同じようにメーカー指定は基本的にはないということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 放射能関係、喜多方であります。これ私喜多方に聞いたわけですが、喜多方では毎年こういう公共施設の泥さらいをしていると。この3カ所だけじゃないですね。放射能の検査した結果この3カ所がいわゆるひつかかったというのかな、だから羽山の最終処分場で仮置きしているというわけであります。

ですから、西会津も、今まで私やったほういいと言ひながらもやってこなかつたんです。今度はやるということですから、喜多方は主にPTA、保護者の方々が作業奉仕といいますか、その中で出たの全部集めていって検査をしているということですから、やっぱし西会津もそういうようなやり方でやっていけば安心できるんじゃないのかなということでそのように取り組んでいってほしいと、こう思うわけであります。

小学校のプールですが、どっちが教育効果なんておっしゃいましたが、私は尾野本小学

校のほうが総体的に見れば尾野本小学校のプールだと思いますよ。そんなレーンを特別つくらなくてもいいわけですし、大勢の児童がいっぺんに利用できる。スクールバスを使わなくても歩いていってできる。

尾野本小学校のプールを使用するのには金銭的なことかかるんでしょうが、私の漏れ聞いているのは、教育長も町長もこの尾野本小学校でいくと決めたという話もお伺い、漏れ聞いたことがあるので、やっぱりこれはそのとおりだなと思っていたら、今年はまたもとに戻ってということありますが、やっぱし、事故だってそれは絶対ないといえませんね、尾野本小学校にしたって。

ただ、確率の問題ではどっちが安全性が高いか、さゆりのプールに嵩上げしてか。それよりも尾野本小学校のプールでしょう。

私はためらうことない。教育長の、私は尾野本小学校のプールでやると、そう決めて学校の先生にもそのようにしますと。教育委員会が責任をもってやっていかなくちゃならないわけですから、私は尾野本小学校、そういう考えがあるかないかをお尋ねするわけであります。

あと、特別養護老人ホームも、今民間施設できました。これから老健の認知症関係で20床、これをして待機者が減るのか。私はそんなに減らないのではないのかな、待機者が。で、あれで、老健の20床というのは認知症ということですから。するとやっぱり問題は特老なんだと私は思っているんです。

確実に、着実に待機者が減っている。去年70人いた、今年は60人になった、来年度は50人になると見通しがあるならばいいですが、それは西会津以外にも施設ができたりなんたりしてから、その動向もあんでしょうが、私としては、今程度で、今のような状態だと待機者は減らないのではないかと思っているんですが、そこら辺はいかがですか。

そうするならばやっぱし国が地方創生で地方人口を増やす一番、手つとり早いというと怒られますが、一番介護施設だと思いますよ。

そこら辺で、今すぐとは言いませんがやはりこれはいわゆる絶対、じゃあ、西会津に施設をつくるんだと、つくるにはこういう問題をクリアしなくちゃならない、こういう課題がある、そういうことも出して、それをクリアするにはどうするんだと。

地方創生も、ある会津の首長はもう霞が関に陳情に行っている。私の自治体ではこうしたいからこうなんいか。そういう、もう動きがあるわけですから、やっぱし待機者が減らないとするならば早急なそういう計画を立てるべきだと思いますが、改めてお尋ねをいたします。

再任用はわかりました。説明不足だったということですから、それは了としますが、やはり採用には目的があるわけです。その説明がなかったからこう思うわけでありますから、そこら辺は反省をしていただきたいと思います。

太陽光発電にいきますが、そうすると町では何ら関与できないわけだ。このメーカーにしなさいとか、このメーカーの性能とこのメーカーの性能というのを対比とか比べたりしているのかしていないのか。そして太陽光発電を導入して、こういう性能ですよと。1日あたり、あるいは1カ月あたり、1年、これぐらいの発電量が見込めますよというそのとおりにいっているのかいってないのか、そこをお尋ねをいたします。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 太陽光発電の関係の再質問にお答えします。

当然、雪国であればこのぐらいな荷重に堪えられるものとかというちゃんと仕様書をつくりまして、こういった何ワット以上の発電能力があるとか、どれだけの荷重に堪えられるとかというそういう仕様をつくりまして、それで工事は発注するわけです。

それに見合ったものであれば承認せざるを得ないということでありまして、当然それ以上のものでなければ、設計書で定めた基準よりも上回っていれば承認は可能だということになるのかなというふうに考えております。

太陽光の発電につきましては、当然天候に左右されるわけでありまして、これだけくらいは発電するだろうといつても天気が悪いと能力が落ちたりということは当然出てまいります。

今までの実績を見ますと、当初予定しているだけの発電はしているのかなというふうに考えております。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護施設の待機の関係についてのご質問にお答えいたします。

議員おっしゃるように、今回、9月に裏に小規模多機能、それからグループホームがオープンしました。それから今4月には喜多方、塩川に特別養護老人ホームがオープンする予定でございます。そういったものもございまして、9月、まだその動き、待機の数が実際に減ったのかといわれればまだその辺はつかんでないところでございますが、その辺も検討しながら今後考えていかなければいけないというふうには考えています。

ただ、計画策定の際に、現在の待機者の中での状況を確認したところですが、待機者の半分以上の方はもう既に、特養に待機していますけども老健に入ってたり、病院に入院してたり、あるいはグループホームに入っていたりという、ほかの施設に入っている方もおいでになります。

結局グループホームで重症になればいずれ特養ということにもなりますので、そういった方で施設に入って待機されている方、それからいざれ必要になるから申し込んでおくという待機の方というのもおりまして、実際特養で73名の方がおられます、本当に独居で、本当にすぐにでも、在宅ではおられますがなるべく早く入所したいというような方は10人程度になるのかなということで見込みました。

そういった部分もありまして、特養が増床が必要な部分はございますので、今後、先ほど言いましたように、グループホームのこれから4月にはもうワンユニットオープンもしますので、そういった部分も含めて今後動向を見ながら検討していきたいというふうに考えております。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 放射能の検査についてのご質問ですけども、安全安心をきちんと確保するため議員がご提案いただいたような方法も含めてどのように実施するのがベストなのか、これを検討させていただきたいと思います。

それから小学校のプールの活用についてござりますけれども、これは実際に授業を行う学校の判断、それから意見、これを十分に考慮して最終的には判断をしたということで

ございます。

細かなところまで調査をさせていただきました。例えば新しくできた小学校から旧尾野本小学校のプールまでの実際の距離、そして子どもたちが歩いたらどのぐらいかかるんだろうかということも含めて調査をさせていただきました。

子どもたちは低学年については 100 メーター、だいたい 2 分 30 秒から 3 分ぐらいかかります。小学校の校舎から旧尾野本小学校のプールまでは直線距離では約 240 メートル、道なりに行くと約 300 メーターあります。そうするといくのに約 10 分程度かかります。さゆりが丘のプールに行くにはバスに乗ってからさゆりが丘のプールまでは 10 分、これはかかるない、そのぐらいでいきます。

そうすると実際にプールで授業を実施する時間、これは両方ほぼ同じような状況になります。そんな細かなところまでさまざまに検討させていただいて学校の判断、それから意見を大切にしながら先ほど話したような形で実施するということで現在、次年度の計画を策定しております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私はプールは理解できないな。どっちが安全か。安全最優先ですよ。児童がどういう形でプールを利用できる。尾野本小学校のプールを使えば 1 クラス一回にそこに入って利用できるでしょう。私は最優先すべき安全、確率の問題からいけばさゆりよりも尾野本小学校のほうが安全性は高い。先生の意見も現場の意見も尊重しなくちゃならないでしょう、それは。しかし現場の意見を聞いて教育基本方針立ててんですか。そうではないでしょう。

これはうがった見方になるかもしれません、先生方にすれば尾野本小学校ですと私たちがその準備、管理、しなくちゃならない。さゆりに行けばさゆりの管理して人がいるからそこに行って利用できる。そう疑いたくなるんですよ。

どっちが児童のためになるか。ここなんですよ。坂下でそういう事故があった。やはりそれもいろいろ監視員もいてやっていた。やっぱしこれは事故はやむを得なくおきる場合もありますが、確率からいけば、くどいようですが、やっぱしさゆりのほうではない。

国が軽自動車税を 27 年から値上がりするというの、皆さんの反応が、よくない、反対の声も出たので 28 年度に延期したということがあんですよ。

私はこのプール利用するのは 6 月、7 月でしょうから、そこまでにもう一回検討、話し合いをして、先生方にも尾野本小学校のプールを利用するということで教育長として取り組んでいってほしいと思いますが、その考えはありませんか。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 十分な調査をしてですね、さゆり公園の温水プールを活用すると。安全性に関しては細心の注意を払って子どもたちが万が一けがをしたりとか、何か危険な状況になるなどということは絶対にないような対策をしながら進めていく。

それから先生方も一学年単位で今のところ実施したいということです。そうすると担任 2 名、それからあとさゆり公園のプールの担当なんかも含めると、尾野本小学校のプールでやる場合に比べて人員も、監視、それから指導するための人員の確保も容易にできる。ですから安全性については十分に対応できるんじゃないかなというふうに考えております。

そのほか実際に実施して、まだ不安な点があればそれについては対応をしてまいりたいと思います。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 衛生費の中で、機能回復訓練事業 245 万ですか。これ、西会津の特養、診療所の中で、理学療法士、作業療法士が何人ぐらいおられて、この金額で本当に機能回復訓練ができるのか。

○議長 ただいまの質問ですが、4番、渡部議員に申し上げます。ただいまの発言は総括という中での範囲を超えるといいますか、あっておりませんので、款項でやっていただきたいと思います。

以上で総括質疑を終わります。

暫時休憩します。(15時30分)

○議長 再開します。(15時45分)

続いて、款ごとの質疑を行います。

まず、歳入あります。

1款、町税、ありませんか。

1番、小柴敬君。

○小柴敬 町税の今回の町民税、これに関して前年対比 622 万ということで増収というか、決算ベースでいくと違うとは思うんですが、この辺の見込みというか、それに関してちょっとお伺いしたい。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 小柴議員の町民税の増額の要因というご質問にお答えをいたします。

まず、平成 27 年度当初の個人町民税であります。この個人町民税の現年分につきましては前年度の当初と比較しまして 452 万 2 千円増額になってございます。現年度分です。

この主な要因でありますけども、まず町民税の積算をする際には 26 年度の決定額、所得割額の決定額、それに徴収見込み率、これは前年度と同じ、普通徴収は 95 パーセント、特別徴収は 98 パーセントで見込んでございます。それに人口の減少率、さらには見込みの伸長率をかけて積算するわけでございます。

今回の積算にあたりまして、まず大きな要因としましては、農業所得、米価が下落したということで 27 年度の課税にあたりましては平成 26 年産米の米の値段が 1 倆 1 万円ということで、昨年と比較しまして 2,900 円ほど減少してございます。その前の年は 1 万 5 千円ということで、年々減少しているということでございまして、そういった要因を考慮いたしまして見込みの伸長率をかなり低く積算しました。

あとそのほかの要因としましては戸別所得補償につきましても、基準が引き下げになりますて昨年の場合だと 10 アールあたり 1 万 5 千円だったものが今年は 10 アールあたり 7,500 円と、2 分の 1 になってございます。

そういった要因もございまして、伸長率は 0.92 で計算をしたところであります。ただ、昨年の 26 年当初予算におきましても米価が 1 万 5 千円から 1 万 2,900 円、下がったということでかなり見込みの伸長率を低く積算しました。

その結果でございますけども、今定例会に 3 月補正ということで町民税 2 千万ほど増額

補正をしたわけでございますが、そこまで大幅に減を見込んだほど落ちなかつたということでおざいまして、その結果当初予算比較では 450 万ほどの増になつた。ただ、この 450 万増でありますけども、決算ベースからすれば減額ということでございます。

ただ、もう一つの町民税、法人町民税でございますけども、これにつきましても今次 3 月補正に増額補正をいたしまして、26 年度の決算見込みが約 3 千万ほどになるということで、対前年よりも 400 万ほど増える見込みでございます。

ただ、それをベースに積算をしたわけでございますけども、法人税につきましては税率改正がございまして、26 年 10 月からの事業年度が始まる法人につきましては、現行の 12.3 パーセントの率から 9.7 パーセントに引き下げになります。一応町としましては全体で 126 社あるわけでございますけども、そのうちの半分を旧税率の 12.3 パーセント、残り半分を 9.7 パーセントの税率で積算しまして、その結果現年度分で 2,535 万 3 千円という金額を出したわけでございますけども、やっぱりこれにつきましても前年当初の見積もりが抑えて見てましたので、当初予算ベースでは 180 万ほどの増額になりました。これにつきましても、26 年度の決算ベースから比較しますと減額ということであります。

以上が要因でございました。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 2 点ほどお伺いをいたします。町税の固定資産税の中の償却資産であります、この償却資産の町税の対象となる資産の主たるものには何かということと、この償却でありますから、年々少なくなるというようなことでいいのかどうかと、その下の国有資産等所在市町村交付金及び納付金とあります。これは国有資産の種類というのか、どこに所在しているのかをお尋ねします。

次のページなんですが、町税の中の入湯税ありますが、これはお風呂に入った際というか、その辺のかかる税金かなと思うんですが、これはロータスインの入湯のことかと思いますが、これはどのようにして算定してあるんですか。このことをお伺いいたします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 町税についてのご質問にお答えをいたします。まず 1 点目の償却資産はどういったものが該当するのかというご質問でございますが、償却資産につきましては、例えば会社の、製造業の製品を作るための機械、あとは構築物、そういったものが償却資産になります。あと農業用についても同じくそういう機械類は償却資産の対象になります。

当然取得してから年々減価するわけでございますけども、動かなければ当然償却資産の固定資産税も下がるということですが、新規の取得等がございますので、そこらを加味しながら積算をしているということでございます。

あと償却資産の中にはそういう一般分と、もう一つ総務大臣配分分というものがありまして、いわゆる大規模償却資産といったものでして、例えば J R ですか、東北電力ですか、N T T ですか、そういう大規模な償却資産につきましては、総務大臣のほうから直接額が通知されて、納めていただくということであります。

ちなみに平成 27 年当初でありますけども、一般の償却資産の積算額が約 2,400 万であります。それから今申し上げました大規模、総務大臣配分減分の償却資産が 1 億 1,270 万ほ

どということで、こちらが町の償却資産の大部分を占めているということでございます。

それから二つ目の質問でございますけども、国有資産等所在市町村交付金、中身は何かというご質問でございますが、これにつきましては二つあります、これも国から示されるものでございますが、本町にあります国有林野、その固定資産税分ということで、27年度の場合ですと国有林野分で285万ほど固定資産税が入ってございます。

それからもう一つですが、西会津高校の校長宿舎、建物及び土地の固定資産税分でございます。それにつきましては、1万4,800円、年間で入ってまして併せて27年度286万4千円の予算計上ということでございます。

三つ目のご質問でございますが、入湯税についてであります、入湯税につきましては、ロータスインの宿泊者、それも中学生以上の宿泊者1人あたり150円ということで、150円かける年間の利用見込み人数をかけまして27年度当初で50万3千円を計上したところであります。以上であります。

○議長 2款、地方譲与税。

3款、利子割交付金。

4款、配当割交付金。

5款、株式等譲渡所得割交付金。

10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 利子割交付金と配当割交付金、それから株式等、同じかと思うんですが、これは県の算定に従って減少したとか何とかあるんですが、これ株式等というのは株の譲渡によって交付金がくるんだということだと思うんですが、前年と変わらないということはそういう株の売買がなかったというようなことなんですか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 株式等譲渡所得割交付金でございますけれども、これは県民税の株式等譲渡所得割というのがございます。そこに100分の99を乗じた額に対して5分の3が交付金として各市町村に交付されるというものでございます。

各市町村にはその交付額に対しまして個人県民税の収入決算額、この割合で各市町村に配分されるということでございますけれども、今議員がおただしありましたように、前年度と額的には同額で計上させていただいております。これは説明申し上げましたように県の予算編成指針を基に算定したわけでございまして、前年度と大きな額の増減の要因はないということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6款、地方消費税交付金。

7款、自動車取得税交付金。

8款、地方特例交付金。

9款、地方交付税。

10款、交通安全対策特別交付金。

11款、分担金及び負担金。

12款、使用料及び手数料。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 使用料、手数料ということで、まずはケーブルテレビの使用料、5,622万2

千円、もう一つはケーブルテレビの手数料、120万あがっておりますが、その中でケーブルテレビに入っておられるのは2,711戸と伺っておりますので、今その中で104パーセントの成果があがっているということではあります、その中で今これから75歳の方は免除ということではあります、その104パーセントにあがったその理由、その中にはデジタルパックがあるのかなと思います。

それとケーブルテレビの手数料に広告料とかビデオとか、町の中での手数料と、その中に入るのか、また内訳として広告料がいくらか、ビデオがどのくらいにあがっておられるのかそれを伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビのご質問にお答えします。まず、加入の関係の話がございました。加入につきましては1月31日現在の数字が総体で2,711件の加入ということでございます。これは料金をいただいているということでなくて加入をいただいているという方でございまして100.4パーセントという数字になります。これは町の戸数から特養50戸あるわけですが、その戸数50を引きまして、それでどれだけ加入件数等の比較をした結果が100.4パーセントということで1世帯で2件の加入をしている方がいるということでございまして100.4パーセントという数値でございます。

減免の話がありました。75歳以上の町民税非課税世帯でございまして、現在528戸減免しているというようなことでございます。

手数料のお話がございました。手数料120万見込んだわけではあります、ダビングの手数料として60万円、それからCM製作の手数料として60万円ということで、これは今年度の実績、その前の年の実績、そういうものを総体的に考えながらこの金額を計上させていただきました。

デジタルパックは使用料のほうに入っているわけです。デジタルパックは現在1,122台活用していただいているということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 町営住宅等使用料で約300万プラスではありますが、純然たる町営住宅かあるいは等と書かってありますから町営住宅以外にも使用料があるのか、この299万9千円の増の理由をお聞かせください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 町営住宅等使用料のご質問にお答えいたします。

この中には町営住宅と第一定住促進住宅と第二定住促進住宅と、あと駐車場の駐車料金が含まれております。

この増の理由につきましては、入居者が増えたということでございます。

○議長 時間を延長します。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なかなか素直に、これは見込みでやったわけでしょうが、決算の、じゃあ、実績とはどうなんですか。本当に、ちょっと今の西会津の人口動態でいえば町営住宅借りる人が、ちょっと私つかんでいませんので、そこら辺をもっと、ちょっと熱く答えてください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 決算ベースでのちょっと比較はちょっと手元に資料がないものでできませんが、今入居状況につきましては、西原住宅が48戸あるうち48、下小屋住宅が24戸あるうち22、西林東住宅が30戸のうち30、第一定住が30のうち30、第二定住が12のうち12ということで、下小屋住宅だけが2戸空いてるというようなことでほぼ全部埋まっているというようなことで、入居者の増というふうに考えております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかった、わかりましたが、そうすると決算ベースがわからないということですが、そうするとこういうふうにほぼ満床というのは26年度中に、25年度中はかなり空きがあったが、26年度中に満床に近くなったのか。そう考えざるを得ないわけですが、いかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 これにつきましては、第二定住ということで教員宿舎につきまして、第二定住ということで住宅に組み入れたわけです。当初それにつきましては入居が少なかつたということでございますが、現在満床であるというようなことで、その辺の関係で増となつたと考えられます。

○議長 13款、国庫支出金。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 臨時福祉給付金と子育て世帯支援臨時特例給付金、これ昨年消費税アップに伴う給付金事業だということでご説明受けましたが、これ、昨年対象者には全て給付できたのかどうか。それと今年度これ減額されておりますけども、対象者は、件数はいかほどあるのかお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 臨時福祉給付金のご質問にお答えをいたします。昨年の消費増税増に伴って非課税者、それから子育て世帯ということで中学生以下の子どものいる世帯に対して、子どもに対しての給付でございました。昨年の給付状況でありますと、ほとんどの方に、全てではないがほとんどの方に給付になりました。中には本当にいらないという方も何人かおいでになりましたので100パーセントにはなっておりませんが、基本的にはほとんどの方に給付しました。

その人数でございますが、臨時福祉給付金で1,979人、子育て世帯臨時給付金で529の方に支給をしております。今年度、27年度減額になっておりますが、給付額が昨年は1万でありましたのが今年度は臨時福祉給付金が6千円、それから子育て世帯臨時給付金が3千円になるということでの減額になっております。世帯数は基本的には同じでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そうすると昨年の実績でいらないという方が何人かいらっしゃったという奇麗な方がいらっしゃるんですが、その方を含めて100パーセント、全員把握しているということでおいいでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 対象者については 100 パーセント把握しているというところでございます。

○議長 14 款、県支出金。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 総括の 8 ページの真ん中ころであります、多面的機能支払交付金、これ一般質問でも出ておりましたが、町を一つにするという考え方を示されたわけであります。そのために 3,514 万 3 千円のプラスになっているのかなと思いますが、この多面的機能支払交付金について、私勘違いしているかもしれません、詳しくというか、熱く説明してください。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 多面的機能支払交付金についてご説明申し上げます。

一つの組織での交付は環境保全型農業の取り組みであります、この多面的機能支払交付金はこれまで取り組んでいました農地・水、通称西会津は水土里事業の事業費につきまして制度が変わりまして、これまで西会津は基本事業、重点事業ということで分けて事業実施していたわけですが、それが国の制度として基本事業にあたる部分が農地維持支払、それから重点事業にあたる分が資源向上活動ということで支援の額が新たに支援をいただく部分が増えました。

それで事業費がこういうふうに増えたわけです。基本的に農地維持支払が反あたり 3 千円ということで、この部分で事業費の増額になっております。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そうすると農地・水と比較してこの予算はどう変わってますか。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ちょっと一部説明が漏れていた部分があります。これまで直接組織に流れられた部分が町を通して流れるようになりましたので、事業費的には多くなったというのがあります。農地・水とこの多面的機能支払、制度が変わった内容につきましては、西会津町にとっては流れ的に全く変わりなく、支援の額が上がったということで、新たにその農地を維持する部分の経費について国が新しい支援を行いますということで、農地維持支払の部分が増えましたので、西会津のように全町一つの組織で取り組んでいたところは今までの流れに沿って、その交付金も全額交付をいただいて事業が実施できるということあります。

○議長 10 番、荒海清隆君。

○荒海清隆 1 点お伺いをいたします。総務費県補助金の中の再生可能エネルギー等導入等防災拠点支援事業補助金ですが、1 億 1,610 万、これはどのような補助なのか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。町の公共施設、それも防災拠点になるような場所に太陽光発電並びに蓄電池を設置する事業でございまして、来年度は新しい役場ということで今の西会津小学校の体育館の屋根、それからよりっせの屋根に設置するということで、役場分が 9,030 万、よりっせ分が 2,580 万円の補助金を見込んでいるわけでございます。

○議長 15 款、財産収入。

16 款、寄附金。
17 款、繰入金。
18 款、繰越金。
19 款、諸収入。
20 款、町債。

続いて歳出に移ります。

1 款、議会費。
2 款、総務費。
7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 集落支援員配置事業というところで 384 万 6 千円、これは今までの集落のしていた人がまた頼むということなんでしょうか、新しい人が頼むんでしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 集落支援員についてのご質問にお答えします。集落支援員 2 名体制ということでこれからも維持していこうということで考えています。集落支援員は 1 期 2 年ということでございまして、今 1 人の方を募集、公募して募集をしているところでございまして、現時点は 3 人の方から申し込みがございました。面接をして決定していきたいというふうに考えております。

○議長 7 番、鈴木満子君。

○鈴木満子 今説明を受けましたけれども、奥川、新郷というところだけ、ほかのほうにも移っていくんですか。地域。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 現時点では奥川と新郷を中心にとってございます。これからの方につきましては、集落支援部会とかというような形で町で立ち上げておりますので、十分話し合いをしながら今後の支援体制というのを検討してまいりたいと考えています。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 33 ページの 2 款総務費、15 節のところの役場新庁舎改修工事に関する内容であります。これ非常に町民の皆さんも関心を持っておられまして、今現在の役場庁舎は耐震はいかがなものなのかということ。それによってここに新しく空き校舎を修繕していくわけであるんですが、その中で一般質問させていただいた中の地盤、それから地質については異常はないということです。

そうなりますと防災拠点を重視する関係上、安心安全の立場から河川のほうをある程度監視しなければならない防犯カメラ等の設置等、今後考えていかないとやはりそういう部分、この予算の中に監視カメラが一番大事なことだと思われますので、体育館のほうの下の河川あたり見ていただくとよくわかるかと思います。

そういったところも含めて、いつも監視しておかないと非常に安心安全が問われるであろうということでもありますので、今は何もないといえどもその状況をよく監視しますと、何も言っておかなかったのかというようなことでも困りますので、その点の確認をしておきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 それではお答えをいたします。現在の西会津小学校、空いた後に役場庁舎を移転したいということで、これまでご説明申し上げてきたところでございます。その地盤につきましては先の一般質問でもお答えしましたように、ボーリング調査した結果、地質調査をした結果すぐ岩盤が出てくると。非常に強固な岩盤ということでございます。

今ご質問がありました、後ろに長谷川、河川が流れております。そこに監視カメラをということでございましたけれども、現時点の計画の中にはそこまでの検討はしておりませんでしたので、今後その必要性等を検討いたしまして、検討していくみたいということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 なぜこれを申し上げましたのかといいますと、非常に川底のほうの岩盤のほうにかなり弱そうなところが見えると、私はそう判断いたしましたものですから申し上げたわけです。再度検討していっていただきたいと、こんなふうに重ねて申し上げておきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今ご提案あった内容につきまして、十分に検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 その中で総合情報政策費ということでケーブルテレビ管理委託業務、それからインターネット管理委託等の今後4月1日から西会津ケーブルネットという形で民営化されるという感じで受け取ってはいるんですが、ここに対する委託料がすべてこういうような形になったというような形でしょうか。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 総合情報政策費の質問にお答えします。この総合情報政策費という形で今年から新しく目を設けまして、ケーブルテレビの業務、それからインターネットの業務、それから携帯電話の設置の関係、情報政策を一括してこの目に上げようということで今回調製させていただきました。

この13の委託料でございますが、ケーブルテレビの管理業務委託料、7,115万1千円、インターネット管理運営業務委託料、2,214万6千円、この金額が指定管理という形で西会津ケーブルネットに委託してまいる金額でございます

○議長 1番、小柴敬君。

○小柴敬 そうなりますと先ほど同僚議員がケーブルテレビ等の収入等で質問をいたしましたけれども、今後は収入等はこの項目はやはり載ってはくるんですか、この予算書という形で。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの使用料、それからインターネットの使用料につきましては、今までどおり町が徴収をして、集めた金額、収入から委託料を支払っていくというような形態は今までどおりでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 事項別明細書のページでまず28ページ、ふるさと応援寄附金、一番上ですが、

寄附金の記念品、先ほど質問がありましたけれども、10万円です。これ100万に対して10万ということは1割ですね。前に私質問したときには、たぶん3割のお返しをするんだというような話であったかと思いますが、その辺の違いはどうでしょうか。

それから33ページですね。町長車購入であります。聞くところによりますと、キロ数が12万キロだということであります。以前の車ですと更新する、これ車種も違いますからその違いはあるんでしょうけども、20万近く乗っていたという話もちょっと聞いたんですが、その辺はいかがでしょうか。

それとあと、年間だったですか、だいたい2万5千くらいは年間、今までね、乗っていましたということですが、このキロ数からいくと2万ちょっとくらいかなということですが、それである程度車が寿命というか、ちょっと故障が多くなってきたというようなことについての、この車種の選択についての、今までの町長車の車種の選択についての、反省ということはないでしょうが、いろんな評価といいますか、今使ってみて、また今後の車種を選択する上においての、どのような考え方を持っておられるかということです。

あと、38ページの今の地域おこし協力隊、今度4名になるというようなことでありますが、今度おいでになる1名の方にはどんな分野をお願いするようになるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それあと41ページ、活力ある地域づくり支援事業補助金、これは50万を限度に一生懸命やる地域の方に助成をすることで今までやってきたわけですが、これは何年まで、仮に同じ団体といいますか、にやってきたのかなということと、また新たに、新年度に取り組みが、これから募集ということになるんでしょうけども、それらについて何年まで同じ団体には応援ができるのかなということでお聞きしたいと思います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 ふるさと応援寄附金の贈呈記念品の金額についてお答えをいたします。

ふるさと応援寄附金の見直しにつきましては全員協議会でもご説明いたしましたとおり、見直しを図りまして返戻品、贈呈記念品につきましてはいただいた寄附金の3割をということでお話したとおりでございます。

なかなか予算編成時までに方針が固まりませんでこのような結果になりましたけども、町としては先ほどご答弁しましたとおり、できるだけ多くの方に寄附をしていただけるような取り組みについて努力してまいりたいと思います。

なお、記念品の予算が足りなくなれば早急に補正をしながら対応してまいりたいと考えてございますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 私のほうからは町長車につきましてお答えをしたいと思います。現在の町長車でございますけれども、登録したのが平成22年の2月であります、ちょうどまる5年が経過したところでございます。走行距離につきましては、昨日現在でございますけれども、12万3,971キロということでありまして、年間にいたしますと2万4,794、約2万5千キロということでございます。

現在の町長車の状況でございますけれども、かなり走行中に異音といいますか、車内がドアのきしこみ、あるいはエンジンから異音がするというような状況もございまして、一部

クレーム対応で直したりもしておりますけれども、かなり老朽化といいますか、走行しておりますので故障が増えてきたということでございます。

かつての町長車といいますのは、メーカーの中でも最高級クラスの車ということがございまして、やはりかなり耐久性なり、そういったところでは前の車は何といいますか、素晴らしい車だったのかなというふうに思います。

現在の車、2千CCのワゴン車でございますので、そういったところでやはり力不足というところもございます。そういった現在の状況を踏まえまして更新をお願いしたいということでございます。

今後どんな車を購入するんだということでございますけども、まだ車種についてはこれだというものは決めてございません。ただ、今乗ってる車が、先ほど申し上げましたように2千CCということでやはり力不足がございますので、2,400 クラスで環境に配慮した車ということでお願いしたいなというふうには考えております。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まず、地域おこし協力隊の活動分野ですけども、グリーンツーリズム、定住関係を支援していただこうかなというふうに考えております。

それから活力ある地域づくり事業ですけども、この支援期間ですけども、同一事業については3年間というようなことで支援しているところでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 1点だけ、今の地域の応援で50万ということで、それは今までどのくらい、3年間をフルに使われた、名前まではいいんですけど、団体がどのぐらいあって、今年度からは変わるんだというような、何団体ぐらいあったかお聞きします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 3年間継続で事業実施した方はこれまでと1団体で、今年また出てくるとちょっと複数の団体が3年間の事業を継続して実施するのかなということでございます。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 今度なります社会保障等税番号制度なんんですけど、それはいつよりスタートするのかと、あとセキュリティーとかプライバシーの問題。あと、それについて国とかはどこまで求めているというのか。町の考え、どこまで含めるのかをお聞きしたい。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 マイナンバー制度についてのご質問にお答えをいたします。

当初予算でもマイナンバー制度にかかるシステム改修費等の予算が計上してございます。マイナンバー制度につきましては、町民税務課ですと住基情報、それから税務情報等々、あと福祉の部分でもいろんなかかわり、各課にまたがってございます。

今現在、総務省管轄、厚生労働省管轄ということでさまざまなシステム改修等の作業を進めているところでございますが、本年、27年の10月には各住民の方、国民に番号の連絡がある予定ということで、ただ、あくまでも予定ですので、今現在、国の作業がかなり遅れている部分もございまして、予定としては本年10月に皆さんに、あなたの番号は何番ですよというような通知を出す予定です。

それからカードの交付につきましては、28年の1月にカードが交付される予定と。あと順次整備ができたものから稼働していくというような、現在国の流れといいますか、そういったことで今作業を進めているところであります。

○議長 3番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、西会津町は高齢者が結構多いんですけど、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。番号の通知は全町民にされます。カードの交付につきましては、あくまでも個人希望になります。ですから、私はいらないというような方に対しては交付はしない。高齢者の方、なかなかわかりづらい制度だと思います。そこら辺、始まる前によく周知をしながら、あまりいろんなことを言ってもかえってわからなくなると思いますので、簡単にできるだけこうなりますよというような周知は町でしてまいりたいと考えてございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私も2点ほどお尋ねします。私も総括でお話しましたので、町長車に対する考え方。町長はご就任当時と大きな差はないし、一般的な範囲内で更新をしていきたいということのご答弁がありました。そうすると、いわゆる当時私の一般質問等々のやりとりの中で、町長は黒塗りの高級車をやめて普通車を乗っていきたいと。その際、私が黒塗りの高級車というのはどういう概念だとお尋ねしましたら、黒はわかりますから、一般的に価格とすれば600万、700万する内容が高級車と言っても差し支えない。

それで、ご自身が乗りたい車というのは、まず燃費のいい車であること。いわゆるエコカーという考え方でありますし、価格については、例えば一般的に車検も含めて300万円以下ぐらいで乗れるということが一般通年上一般的な車という、車検も含めてというのはおそらく新車ですから、諸費用等々のことをおっしゃられていると思いますけども、当時とその考え方には変りはないということですから、私、町長車というものは、いわゆる一番は安全な車であること。あとは移動する間ゆっくり休めて、エンジンの異音だったりガタピシ音がしたり、そんなことがないのが当然だと思っています。

そんな中で、私はそういう車をぜひ乗るべきだなという当時もお話をしました。そんな中、今回の予算措置を見ますと、いわゆる町長車の購入費として650万円、当時の町長がおっしゃっていたいわゆる高級車の範囲の価格帯なんです。具体的な車種はまだ決まっていないということですから、おそらく私は排気量にこだわることないと思いますが、ハイブリッド等々のお車をお考えになっているのかなという感じしますが、まず、その650万の算定した内容についてもう少し丁寧に説明していただきたいと思います。

それと、その次のページの事項別の35ページの中段にあります会津電力の出資金100万円というのがあります。これ、会津耶麻町村会で足並みをそろえて出資をしたということでありますからこれはこれでいいでしょうけども、出資する以上はこの会津電力という会社の経営状況はどうなのかと心配するところであります。

昨年10月、東北電力がいわゆる再生可能エネルギー事業者からの契約の受け入れを中断をしたというニュースが流れましたけども、その後の進展がよくわからないので、今後の

展望も含めてこの点もお伺いをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今次の当初予算の中で650万の自動車購入費ということで計上させていただいたところでございます。先ほど申し上げましたように具体的な車種等についてはまだ決まっておりませんので、これですよということは申し上げることができない状況でありますけれども、先ほども申し上げましたように、車としては2,400の、議員もおただしのハイブリッド、そういうところを検討していきたいというふうに考えております。

金額、あくまでも本当に概算といいますか、つかみの額を計上させていただいたということでございますので、実際車種が決まって購入する段階でどのくらいの金額になるかというのはそこで決まるかと思いますけれども、ある程度の車が購入できるような金額を当初予算には計上をお願いしたということでご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 会津電力の出資金についてのご質問にお答えします。先ほども質問の中にございましたように、会津耶麻町村会での4町村が100万円ずつの出資をしていくことで決定をしまして足並みをそろえる形で100万円を計上させていただきました。

ちょっと会社の内容説明する資料用意していませんでしたので、詳しくはその会社の経営状況等については後から説明をさせていただきます。

会津電力ですが、広く会津管内において今原発に頼らない地域づくりを進めようということで取り組んでいるところでございまして、広くこの会津管内に太陽光を中心に再生可能エネルギーを導入をしているということです。

さらには最近になると、再生可能エネルギー、バイオマスであったり、それから風力発電であったり、そういうところについてもいろいろ調査研究をして会津地域をすべて再生可能エネルギーで賄っていこうというような大きな展望を持ってやっているということでございます。

出資者ずっと見てみると、まだ自治体は耶麻町村会だけでございましたが、大手の金融機関も出資者に名を連ねているというようなことでありまして、耶麻町村会と足並みをそろえようということで今回計上させていただいたということでございます。

○議長 東北電力の売電の関係の状況。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 東北電力の売電、今新たに整備をしようとすれば制限が加わっている部分もございます。そういうことがこの会社にどれだけ影響を与えてるのかというのはちょっと現時点で情報がございませんので、後から答えさせていただきます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 町長車に関しましては、私は何度も言うようすけども、しっかりした安全な車を、いわゆる町長がご就任当時批判なさっていた黒色でなくてもいい、しっかりした普通乗用車を乗って公務にあたるべきだという、私、思いであります。

でもそのときにはやっぱりいろいろ1期と何年か経験した中で、やっぱり今のミニバンではいろいろ支障があると、都合が悪いことが多いと。それで前は批判していたけども、そういう乗用車を乗りたいと、乗るのが筋だということをやっぱりしっかりと説明しなき

やいけないと、その点だけを申し上げておきます。

あと東北電力の買い取り中止になったと。私もその後の詳しいニュースは聞いておりませんが、そうすれば以前に設置したものに関しては変わらない価格で計画どおり売電できてやっていけるという状況であるんだということでおろしいですね。その確認だけです。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。売電、これから新しく整備する部分、それから認可を受けていたけどもまだ事業着手していない。その辺で制限が加わった部分はあるというふうに聞いておりますが、既に設置している事業についてはなんら今までどおりという形で売電もできるということで聞いております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 まず1点ほどお伺いします。まず、空き家情報バンクの事業についてけども、これら取り組みの経過と内容についてお伺いします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 空き家バンク事業についての取り組みということでありますけども、空き家バンクにつきましては、町内に200軒以上ある空き家の有効活用を図ろうというようなことで移住者、それから町内で住宅等困っている方々にそういった空き家を提供しようということで25年度立ち上げた事業でございます。

今現在、登録件数は1件ということでございます。今現在、当初、その空き家を持っている方々にアンケートなどをしまして、こういった空き家バンクに登録しないかというようなことでいろいろとこちらから手紙などを出してやったわけですが、なかなか相続の関係とか、それから家族間の話し合いとか、あとは家自体もなかなかそういうのに提供しにくい家だと、それから自分の荷物があるとかというようなことでなかなか登録件数が進んでいない状況でございます。

来年は空き家に関するセンターなどを立ち上げまして、もう少し細かい電話等などしながらそういった空き家などを空き家バンクに登録していただけるような作業を進めていきたいというふうに考えております。

○議長 12番、五十嵐忠比古君。

○五十嵐忠比古 町で区長さんを通じて空き家調査した結果あったら、何軒かちょっとお知らせ願います。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 空き家調査のご質問にお答えいたします。自治区長さんに照会をしましたのは危険な空き家の把握ということで、空き家等の適正管理に関する条例が施行されたことに伴いまして、まず町内の実態を調査しようということで照会をしたところでございます。

各自治区の区長さんのほうからご報告が上がりまして、比較的、比較的といいますか、きちんと管理している空き家であったり、あと少し傷んでいるとか、あとかなり老朽化が激しいというような区長さんの見た目も併せて入れた中での調査をしたところであります。

全ての自治区長さんから回答が、出てないところもありますが、出た自治区の合計で、これは住宅だけではございません。附属屋、土蔵等も含めまして387棟という数字が上

ってございます。ですから、まだ出てないところを加えれば400棟は超える住宅、附属屋等があるということでございます。

なお、町といたしましては雪が消えましたら現地の調査をするということで考えてございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 何点かお尋ねします。役場移転、私はこれ釈然としてないんだ、本当のこと言うと。

今の役場が2階建てで、今の西会津小学校が3階建て。面積的には十二分にあるなど。ただ、制約受けるのは学校だと。同じような、学校を役場にした平田村、これは2階建てでみな収まっている。

西会津は分庁舎も建てなくちくやならない。教育委員会も入らない。こういうことで、本当に役場の小学校移転が町民の方々に理解されているのか。そこが疑問なんです。分庁舎、それから駐車場関係ですとこれから土地を買うとか、ゆづるとかも、しなくちゃならないようなふうにも見受けられますが、本当に町民の理解を得られるか得られないか。

我々議会にも説明あったときには、ほとんど固まってしまっていて我々の考えも反映されてないわけです。そこら辺で町民の理解得られるか得られないのか。

それとケーブルテレビでは私は人件費、1人分のプラスだと思っていましたならば792万というわけですからこれをもう一回わかりやすく説明していただきたい。

それから公用車にいかざるを得ませんね、これ。伊藤町長が1期目、1,300の差をつけた当選した。私の見方ですが、一つは報酬の50パーセントカット、もう一つは黒塗り乗用車の廃止、いわゆる高級車の廃止。これが今2期目では報酬がもとに戻りました。今買おうとしているのは町長の言った300万円、一般的にいえば普通の車300万円だと。それに650万予算を取ってあります。いわゆる高級車であろうと。

我々はそんなことすることない。報酬はきちんと定められた金額をもらって、いい仕事をしてくださいと。車もそんなこと言わないで長距離の運転で安全安心を考えればゆったりとした車が必要なんだと、こう言っていたんですよ。それが今、町長の口からはこの件に関しては何らの言及がない。

やっぱり基本的な面で変わるわけでありますから、町長から説明すべきだろうと。私は報酬がすべてもらうようになったいいことだと思っている。車も安全安心を考えればこういう車にすべきだと。それはきちんとあなたの口から説明をして、みんなの理解を得るべきだと。

これはそうすると、私等の主張が正しかったということになるわけですから。そこら辺をお答えをいただきたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 公用車の、特に町長車のお話ありましたので私からお答えしたいと思いますが、確かに議員おっしゃるとおり、当時そうした考え方に基づいて現在の車の購入というふうに実はなりました。実際5年間乗ってまいりまして、これは確か当時一般的な町長車にふさわしいのかどうか、あるいは色にこだわらずともやっぱり町長の車だと、こう西井会津の町長車だと、こういうふうなものも必要じゃないのかというような言葉をいただいた経

緯がございました。

実際にこの5年間を経ってみて、やっぱりご指摘ありました安心安全、こういったことを考えるべきだろうというふうに思いますし、また、実際に私は乗ってるほうであります。が、運転しているほうについても、やっぱりゆったりと安心安全な車の対応というのは、これは自分だけの考えではなくて、そういうことの配慮も必要ではないのかなというふうに考えも実は変わってきておったところであります。

今回、当時のことについていわゆる反省をしながら、今回、こうした車の買い替えについては十分検討して、そしてこれにふさわしい車の購入というふうに考えてまいりたいと思いますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 役場庁舎の関係についてお答えをしたいと思います。これまで何回かにわたりましてご説明を申し上げてきたところでございますけれども、今回の検討にあたりまして府内に検討組織を設けまして、何回かにわたりまして検討を進めてきたところでございます。その中で1階部分については町民の皆さんのが比較的用事を足す機会の多い、町民、税務、それから健康福祉を配置したいということで考えたところでございます。

この1階部分には現在南庁舎にございます健康支援係、ここも1階部分に入るということでございますので、今の庁舎に、今の現在の本庁舎には入っていない部分がここに含まれるということでございます。

また、2階には町長室をはじめ総務、それから企画情報、商工観光課ということでございます。

3階には議会の議場、それから議会事務局、議員控室、委員会室、それから会議室ということで配置を計画したということでございます。

これらをすべて配置していった中で、何度も申し上げますけれども、農林振興、それから建設の部分についてはなかなかこの中には入りきれない。仮にその会議室を全部つぶしてそこに押し込むような形で配置すれば、もうかなり窮屈な状況になるということでございまして、町民の皆さんのが用足しに来たときに窮屈な思いをされたり、ゆったり休む場所もないなど。

また、検討する中で話があったのは町民の皆さんのがおいでになったときに相談する場所がないということで、相談室なんかも今回配置をしたいということで考えてございます。

そういうなかなかストレートに目に見えないような部分でのスペースもかなりあるということでございまして、町民の皆さんのがより使いやすい庁舎として、そういう庁舎づくりをしていきたいという視点でもって検討させていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

平田村の例を出されておりましたけれども、なかなか平田村さんの現在の組織のあり方、あるいは職員数ですとか、不明な点がございますので、一概には比較できないのかなというふうに考えておりますけれども、町のほうで検討した中ではこういった配置が一番いいのかなということで検討したところでございます。

それから、町民の皆さんに理解を得られているのかということでございます。ご承知のようにこれまで町民懇談会、町内五つの地区にわたりまして町民懇談会を開催させていた

いただきました。

また、意見公募ということで一定の期間をとりまして町民の皆さんからの意見もいただく機会を設けたということでございます。

ただ、しかしながら、町民の皆さん全部にそれが理解されているかといえば、出席者の方、あるいは意見の件数、そういうものにつきましては、かなり多いという数字ではございませんので、そういうところでは 100 パーセント理解されているのかというのではなくか難しいのかなというふうに思います。

それから、もうほとんど固まった段階での説明だったんじゃないかなということでございますけれども、ある程度の姿が見えない中で説明を申し上げてもなかなか実際の感じが理解されないのかなというふうに考えたところでございまして、我々としてはある程度目に見えるような形になったところで議員の皆さま方、それから町民の皆さんとのところにお示しをしてご意見をいただきたいということで進めてきたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 ケーブルテレビの関係のご質問にお答えします。

今回、指定管理をするということで費用について試算をさせていただいたところでございます。今次の人件費の部分につきましては、今までケーブルテレビは公社派遣の職員が 6 人いたわけでございます。それに加えて今度、今までそこに町の職員が 3 人派遣していたわけであります。町の職員は基本的に今回 3 人引き上げて、1 人は責任者というような形でちょっと派遣をしているということで 2 人引き上げをしていくという考え方でございまして、今回、指定管理者には経理の専属の職員 1 人、それから保守管理用の職員、今まで町の職員が補佐的にあたっていた部分でございますが、そこに臨時職員という形で 1 人ということで 6 人プラス 2 人ということで 8 人という形で人件費を見積もらせていただきました。

そんなことでありまして、ケーブルテレビにつきましては、今回、今までの予算と比べますと昨年の、25 年度の決算でございますが 7,512 万 3 千円。それに対して 27 年度今回予算計上したのが 7,290 万くらいでございまして、ケーブルテレビに関しては職員を 2 人分、インターネットのほうに回しておりますので 220 万の減額でございます。

ただインターネットの経費につきましては、職員が増やしているということで 920 万ほどプラスというような形で今回の予算は計上させていただいているということでござります。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 役場移転だけれども、それは固まらないうちはお話できなかったということですが、これは町の姿勢だと思いますよ。例えばケーブルテレビが社団法人にするときには全員協議会で 4 回ですか、5 回ですか、全員協議会で話し合ってよりよい社団法人にしようということでやったわけです。

今回の役場は制約があるんですね、これ。学校だったということで。学校を役場にするわけですから、そういう点では制約があるわけですよ。制約があるということはかなり難しい面がある。ならばそこら辺もきちっと議会にお話を来て、そういうその理解をしてく

ればね、私はこういう議論にならなかつたのではないのかなと。

そういう点では、みんなの声が響くとか、協働のまちづくりだとかとおっしゃっていますが、固まっちゃって、あとほとんど動かせないということで相談かけられたっていうのがないでしょう。そういう点ではこれからもいろんな計画を立てていく場合には、そこら辺は十二分に考慮をすべきだと思いますが、その点だけを聞いておきます。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回の役場庁舎の関係につきましては今ほど申し上げたとおりでございまして、ある程度の姿が見えない中でお示しして説明するのはちょっとなかなか難しいのかなというような観点がございましたので、こういった対応となつたところでございます。

今、議員からおただしさいましたように、町民の皆さんのが響く、あるいは協働のまちづくりという視点から、改めて皆さま方の、いろんな機会、これから計画策定業務、そういったところには町民の皆さんのが響くようなそういう対応を今後進めてまいりたいというふうに考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 先ほどの多賀議員の会津電力の質問に対してお答えします。

会津電力は26年4月31日現在の資本金5千万というような会社でございます。それで25年の8月1日に設立されたということでございまして、26年7月31日で1期の経営状況が出ているわけでありますが、太陽光発電中心にやっているということで、まだ最初の段階はまだ投資だけしているということでありまして、1期目は650万くらいの赤字だったというような決算の報告でございます。

2期目が26年8月1日から27年3月31日までというような形で2期目やっているわけですが、売電が26年の9月からようやくスタートしたということでございまして、まだ、会社経営が黒字になるような段階にはなつてないということでございます。

これからできあがった施設が売電等によって利益を上げれるというようなことの内容でございます。

○議長 3款、民生費。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これもまた町の姿勢にかかわることだと思ってんですが、認定子ども園に対して地元産材をどう使うか。これ一般質問で出ていました。その議論を聞いて私感じたんですが、もっと町から積極的に地元産材を使う設計をしてくださいよと。そうでもしないとなかなか地元産材の利用促進にはならないのではないかと。

例えば上材なんか隠れるところはなんら地元産材でいいはずでありますから、そういう点では積極的に、できるだけ多く町産材を使うように設計業者に申し入れといいますか、協議をすべきだと思いますがそこら辺の考え方をお聞かせください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定子ども園の地元産材の活用についてのご質問にお答えします。

設計業者、先日プロポーザルで業者決定しましたので、今契約を結ぼうとしている段階でございます。契約の事務を進めている段階でありますが、その後実際に基本設計のほうに入っていただくなつたわけですが、その中で今ほどのご意見等についてもしっかり町のほうか

らも地元産材利用についての活用方法なんかについてもしっかりと町と設計業者のほうと話し合いしながら利活用できる部分についてはなるべく利活用してもらうような方向で進めていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 私も同じ関連の質問に入るわけですけれども、その業者が例えば設計関係が決まったとも受け止めていいのかどうかわかりませんが、できるだけこういう大きな事業が発注されるんであれば、地元の建築関係の方々とかあるいは大工さんとか、そういう方々が非常に今の経済が低迷している中、できるだけ使っていただけないだろうかというお話を伺っているわけでありますが、そこら辺をお尋ねいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認定子ども園の建築の関係についてのご質問でございますが、これから基本設計をやっていく中において、地元業者の方が入れるような設計になるのかについても含めて、これから設計業者と町と話し合いをしながら進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ぜひともそういう形でこの西会津町の経済が活性化できるように、本当にこの認定子ども園が立派なものにできあがりますようにご期待申し上げたいと思います。以上です。それに対してお答えください。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 地元の活性化にもつながるように進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4款、衛生費。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 先ほどはどうも失礼しました。

今度は、先ほどと同じことなんですかけれども、機能回復訓練事業、これ先ほど課長にちょっと聞きましたら、240万ではないんだと、もう少し予算が組んでありますと、そういうわれたんですが、先生等、作業療法士とか、ああいう方とお話しながらおそらくやっておると思うんですけども、今後作業療法士とか理学療法士の方を増やすとか、そういう考え方方はございませんか。

そしてこの予算は実際どのくらいなんですか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 機能回復訓練のことについてのご質問にお答えをいたします。

まず、機能回復訓練ですが、現在、群岡の保健センターを利用してやっておるところでございますが、事業費としましては、一般会計では245万ですが、介護保険の特会のほうに400万ほど計上されておりまして、合わせて645万ほどの金額で計上されております。

事業の内容ですが、保健センターにある機械を使ったりしながら機能の回復のためにいろいろなトレーニング等しているわけですが、週1回理学療法士、作業療法士の方に週2回か、来ていただいてやっております。

理学療法士、作業療法士の方につきましては、にしあいづ福祉会のほうから委託をして派遣をしていただいてやっておるところでございまして、にしあいづ福祉会のほうに理学療法士2名、作業療法士1名、合計3名の方がおいでになります。

その増員等については、にしあいづ福祉会との話し合いになりますが、現在のところは3名で、老健含めて、今現在町で理学療法士お願いしているものにつきましては機能訓練、それからリハビリプールの指導、それから診療所への訪問看護の際に在宅リハビリというような形でお願いをしております。

あとは当然老健で自分の仕事をやっておられるということでございますが、現在、3名である程度仕事的には賄っているというような状況でありますと、今後在宅でのリハビリとかそういったニーズが増えてきた段階ではまた増員等については福祉会のほうと話し合いしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そうしますと、この報酬というのは福祉会のほうでお支払いになっておるんでしょうか。療法士の方々の。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。町からは来ていただいて1回いくらということでお支払いとして町からにしあいづ福祉会のほうに支払いをしております。給与とかなんかについてはにしあいづ福祉会の職員でありますので、にしあいづ福祉会のほうから給与は支払われているという状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 簡易水道にかかわることでありますが、私、簡易水道に関して町は姿勢が後退しているなと思っているんです。というのは安座、屋敷が補助でやると。私は要件を満たせば簡易水道、飲料水供給施設やるべきだと、こう言っています。

今回の1,920万の予算も橋屋と高目ということでありますと、やはり要件を満たせば町の水道として設置をすべきだと。これはなぜ補助金になるのか。私は町の責任で水道やつていく。それが基本方針だ。

で、その簡易水道なり飲料水供給施設に該当しないようなところはそれはそのまま対応でしようが、そういう簡易水道、飲料水供給施設の要件をかなうならばそれによって整備をすべきだと思いますが、なぜこれ補助金なんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 簡易水道の補助金のご質問にお答えいたします。

まず高目地区でございますが、高目地区につきましては近くに、小清水までについては新郷の簡易水道がきております。高目地区では、高目地区単独で飲料水供給施設はちょっと該当しないということで、やるとするならば新郷の簡水の拡張ということになるわけですが、その場合、まず新郷地区の水源の水量について検討しなくちゃならないということでございまして、高目地区を含めると水源の水量が若干足りなくなるというようなことも考えられます。

それとあと、高目まで新郷から送るとなると、まず、配水管の径の検討、またポンプの能力の増大というようなことで非常にそういう問題がございます。

また、一つとして新郷地区の簡水事業につきまして認可の取り直しということになってまいります。それについての時間もかかるというようなことで今回につきましては補助事業によって水道水の確保を図りたいと、このように考えたわけでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 なにも新郷の簡易水道から上げてくれなどと言ってない。そうなれば莫大な費用がかかるわけですから、これは効率的でありませんよ。ただ、今の答弁ですと、飲料水供給施設に該当しない。じゃ、今、例えば八重窪ですか、あるいは松峯だとか、松峯は簡易水道かな、飲料水供給施設あるでしょう。八重窪だと戸数が10軒前後かな。高目だと24、5軒あるわけです。

私は十二分に飲料水供給施設なり簡易水道に該当するなと思っているわけでありますが、飲料水供給施設の条件ていうのはいつどういうふうに変わったんですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 飲料水供給施設につきましては、50戸未満ということでなっております。それと今厚労省で進めておりまして、水道事業の経営について統合化を図れということで指導がまいったております。それにつきましては、単独で飲料水供給施設をつくるんではなくて、近くにある簡易水道とか、飲料水供給施設についてのその拡張で水道の施設をつくれというような指導がまいったおりますので、高目地区について、もしやるとするならば新郷簡水の拡張ということになるもんですから、そのようなことで今回補助事業というようなことで考えたわけでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そんなこと理屈に合わないでしょう。小清水から高目までに何千万かかるんですか。そんなこと国から言われて、はい、そうですか、なんていいの。50戸未満で飲料供給施設できるならば、今でもその制度があるならば、なぜそれを使わないの。何もなんとかんで新郷簡易水道から上げなければならないなんて話ないでしょう。わかりますよ。何千万かかりますよ。2千万、4千万かかるかもしれないですよ。それはやっぱり不可能ですよ。

じゃ、飲料水供給施設、町が責任をもって、私は町が責任をもって水道普及していくべきだと。補助の該当になるのはそれをやっていけばいい。簡易水道に該当する場合は簡易水道。でなければ飲料水供給施設に該当するところはそうすべきだと。それでないところは今までどおり地元負担が2割で、町の補助でやっていく。その制度というのは堅持してやっていくべきだと思うんですよ。いかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまで町の方針として、全く水道の普及がなされていない地区を対象にしながら、今後完全に100パーセント近くこれを普及させたいという方針で取り組んでまいりました。そこでいろいろ現在新しく事業を行うというところについては、町の本来の水道、あるいは簡水から相当外れている地区が今回残っているということあります。

本来でありますと町の簡水等に直接つながりながら安心してその安全な対応をとつて行くというのが筋でありますけれども、しかしながらなかなかその地区が相当離れて、その地域で対応できるということであればその地域のいわゆる供給施設をつくりながら対

応するという基本的な考え方というのは現在も踏襲をしているということあります。

しかしながら、管理運営の面について、これは集落でそれを維持管理をするよりもこういうところにつないでくれないかという地元の要望等もあるところについては聞いておりますので、十分この水道の普及とそして新しくつくるところについては協議をしながら取り組んでまいりたいというふうに思っておりますし、全く今までと違うような内容をすぐさま構築していくということではありません。ですから地元と十分その維持管理も含めて検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 資本投下を考えるならば、やっぱり今の施設を延長するというのは私は難しいだろうと思うんです。本管から替えていかなくちゃいけないわけでしょう。そこを足せばいいというわけじゃありませんから。それはやっぱり私は不可能だと。今の高目の件に関しては何千万もかかるというのは、これはもう不可能だと。

だったら、飲料水供給施設で整備をして町が責任を持って水道をしていくと。そういう姿勢で、これから高目だけじゃないのな。これからもそういう該当するところは町が責任をもってやっていくと、そういう姿勢で私は臨むべきだと、こう言ってるんです。そちら辺でもう一回、答弁してください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これまでもそうですが、例えばその地区で主体的につくったところはその地区だけにすべて任せることであります。やっぱり指導・監督、そういう経営内容等々についても十分町としてこれを精査しながら、その地域に合った運営方法というものについては町もしっかりとこれに対応してまいりたいというふうには思っております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 事項別明細書の69ページ、中ほどに健康づくりポイント達成記念品とあります。健康がいちばんの事業の一環かなというふうに思うわけですが、以前私受診率を上げていくのに近隣の町村でポイント制を採用しているというようなことも申し上げましたけども、この内容ですね、ポイント達成というその事業の内容、どのようなことをやられるのかお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 健康がいちばんの健康づくりのポイント制度のご質問にお答えいたします。これにつきましては、27年度新たに取り組む部分でございまして、今ほど議員おっしゃいましたようにいろんな健診であったり、講演会に参加したりとか、講習会に参加したり、健診受けてその後の指導会に参加したりとか、あるいはあとは毎日自分が目標立てもらって、毎日1万歩ずつ歩きますとか、5千歩ずつ歩きますといったものを個人の目標設定をしていただいて、そういういろいろなメニューを作つて、そのメニューに沿つて実施できた場合そのポイントを与えて、そのポイントがある程度の点数になつたらば記念品なり、そういうものをやるというような制度でございます。

ですので、生活習慣病の改善につながるいろんなものに対しての取り組む姿勢をあおるというか、やっていただくような形での事業設計にしたいということで、今具体的なもの

に、どういうポイントをつけるかというものについてはこれからしっかりと考えていくといふうに考えております。

○議長 課長、あおるという言葉はないでしょう。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 そういう新しい取り組みをされるというので大変喜ばしいことあります。つきましては、やはり町民総参加というか、そういうような感じの今の課長の気持ちが出てきましたけど、そのぐらい入れ込んでやって成果を上げていただきたいと思いますが、いろんな周知方法とか、いろいろあると思いますが、その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えをいたします。新しい事業でありますので、これから、先ほど言いましたように制度設計をしっかりとやりまして、その制度が固まり次第、固まつたらば町民の皆さん、全戸に周知、あるいはケーブルテレビ、そういういたものを通しながら周知をしてなるべく多くの皆さんに参加していただけるような体制づくりもしていきたいというふうに考えております。

○議長 5款、労働費。

6款、農林水産業費。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 簡単にご説明いただきたい。まず、新規就農者支援補助金120万。それと同じ内容かなと思いますが青年就農給付金事業補助金900万。その裏の林業費、森林環境交付金、基本枠として430万の内容について伺いたいと思います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。まず、1点目の新規就農者支援補助金120万につきましては、町独自の支援策でありまして、新規に農業に取り組む方に対しまして55歳までの方を対象に、町外から入った方に対しては研修費、生活費の一部支援ということで8万、それから住宅費支援ということで2万、月10万の支援で1年間分の予算を計上しております。

町内非農家からの、自立しての方の場合については8万の部分が6万になったり、そういうことで支援の見直しをして27年度からについては120万の予算で計上させていただきました。

それから青年就農給付金といいますのは、国の制度で農業経営開始をしてから5年間、経営不安定な時期を支援するための事業であります45歳までの新規就農者に対して、夫婦について年額225万、個人経営については年額150万の支援をするという制度であります。

3点目の森林環境交付金基本枠事業430万1千円でありますが、これは県の森林環境交付金の交付のその財源を利用して、各市町村に交付されます。基本的に基本割100万だったり、あとは森林面積割、それから児童数割、あとは地域提案型ということですが、町のほうではこの交付金を使いまして、公民館、それから学校等の森林環境に関する活動に対する支援。

それからあとは有害鳥獣対策で里山整備の部分で 300 万、それから団体が森林を利用したイベントをやってます。大山ウォーキング等の活動に対する補助金、それらを合計しまして 430 万 1 千円の事業費になっております。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 ちょっと聞き取れなかったんですが、町内の方、町外の方の対象者という、町外という説明だったんですか、町内ですか。そのことと、青年就農給付金というのは昨年度よりも多くなってますが、現在何人ぐらいいらっしゃって就農されているのか。また、町外の方がその中には何人ぐらいいらっしゃるのか。また、その農業の内容はどういう内容なのか。

それと森林環境交付金は、環境税って我々一人 1,500 円の中で納めた中での、西会津町はこれだけ使いなさいよという交付金なのか、もう一度伺います。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。新規就農者の支援事業につきまして、町独自の支援につきましては、町外からの方も該当になりますし、町内の農家さんで U ターンしてきたとか、自立をして始めたいという方についてもこの事業は該当になります。

それから青年就農給付金につきましては、現在活用されている方がキノコ栽培に取り組むご夫妻が 2 組、それから水稻と施設園芸に取り組んでいる個人の方 3 名ということで、人数で言いますと 7 名の方がこの事業を活用されております。3 月の補正予算でちょっと計上させていただきましたが、27 年度分前倒しで 3 月補正で計上させていただきましたので、27 年、今後の議会で補正でその分については減額をさせていただきたいと思います。

それから森林環境交付金事業基本枠につきましては青木議員のご質問のとおり、森林環境基本税の中で、その中で各市町村ごとに一定の要件のもとに交付されて、それぞれの町村がそれぞれの目的に合った形で活用する事業であります。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 80 ページ、81 ページの中でお尋ねをいたします。園芸ハウス整備工事というふうな 1,300 万、ハウス戸数、それから直接支払推進事業補助金 361 万、これらの内容。

それから奥川ライスセンター機能強化支援事業補助金 252 万、それから同じく購入補助金の 150 万、そこに 81 ページのほうにいきまして生産販売力強化事業補助金、これは今 80 ページの地域連携販売力強化施設整備工事との兼ね合いがあっての補助金とうかがつていいのかどうか、それとも別な補助金であるのかどうか、お尋ねをいたします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問にお答えいたします。1 点目の園芸ハウス整備工事 1,333 万 3 千円につきましては、ミネラル栽培園芸施設に取り組む方に対してハウス、今年度 7 棟予算計上しております。

それから直接支払推進事業補助金 361 万につきましては、国の各種制度、直接支払だつたり経営安定所得対策だつたり、町の農業再生協議会が、国の制度が変わりましてそういう事務は市町村ごとに農業再生協議会を立ち上げて、そこが事務を担うというふうになりましたので、そういう国の各種制度を農家さんが利用するための事務を農業再生協議会のほうに補助をしているということで、臨時職員の賃金だつたり、事務経費を含めて 361 万、

再生協議会のほうに補助をします。

それから奥川ライスセンター機能強化支援事業補助金、これにつきましては、西会津米のさらに品質向上を図るために光選別機の購入補助の3分の1を町で支援したいということで252万予算計上させていただきました。

それからその下のミネラル栽培農業用機械等購入費補助金、これにつきましては26年度から園芸振興、ミネラル栽培の生産拡大を図るために、国の補助が100万以上の補助が該当するような事業がありますが、それに該当しないような、上限2分の1補助で、上限50万を上限にしまして、施設園芸のための省力化、それからコスト削減を目指す農家さんに購入費の2分の1を補助しております。27年度については概ね3件程度の予算を計上させていただきました。

それから81ページの生産販売力強化事業補助金268万7千円につきましては、法人化を目指している団体がありますので、そのそこのコンバイン購入費の3分の1補助、それからライスセンター等の組織を持っている集落で、催芽機、芽出し機の購入を希望されている方がいますので、その組織に対して3分の1補助、国県合わせて268万7千円の予算を計上して、西会津産米の生産、それから販売力の強化に努めていきたいということを考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 議長、大変一つただすものが一つ漏れましたが、お許しいただいてよろしいでしょうか。種粒の購入補助金170万、今農家の方が非常に苦しい立場にあるこの日に、種粒補助金うんぬん農家を活性化させるというのはとてもじゃないけど、私自身は考えられないということなんですが、実際は育苗苗のほうがなにほど農家を維持していく人々は多ございます。その育苗ハウスの箱に対する補助ができなかつたのかどうか。本当にこの種粒だけでこの農家を救うことができるのかどうか、そこら辺の考え方をお尋ねします。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 ご質問の種粒購入補助170万の事業内容について説明をさせていただきます。福島県では26年度の補正予算で福島米生産意欲向上支援緊急対策事業ということで種粒購入費の3分の1を県が補助しますよということで新たな取り組みをされたところです。それに基づきましてJA会津いいでも同じように6分の1補助したいということで事業を進められているところであります。

その詳細の内容についてはまだ町のほうとも話し合いは進んでおりませんが、それを受けまして町としても独自に農協さんと同じく6分の1、種粒代に相当する6分の1を補助したいということで、全体の3分の1は県、全体の3分の1は農協と町、残りの3分の1が農家さん負担ということで営農の稻作の少しでも支援になればということで考えてます。

町が今回170万予算を計上しましたのは、全ての米の作付けをされてる農家に対して同じように一律に支援をしたいということで考えて予算計上しておりますので、そのやり方については育苗苗を買った方、種粒を買った方、等しく恩恵が受けられるような形で、これから内容を詰めていきたいというふうに考えてますので、県のほうでも、県は全農のほうに補助するということで最終的に農家さんにお金の請求がいったときにこのうちの何分

のーは県補助ですよ、という示し方をしてやるということですので、町のほうもそれらの上からの流れがどうなるのかをしっかりと把握した上で、等しく農家の皆さんに同じような条件で支援をしていきたいというふうに考えてます。種粒、育苗苗とは区別をしないでやっていきたいと考えてます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容はよくわかりました。実際、1箱箱苗をやるに、1箱700円もするやつ、

1反あたり20枚も使う方もいらっしゃいます。30枚も使う方もいらっしゃいます。だけどもそこのお金というのは、例えばですよ、この種粒のこの補助金170万で本当に農家の方を救ってくれるのかどうか、効果があるのかどうかということになると私はちょっと疑問が生じてならないわけでありますが、どうしても農家の言つてることは、箱苗の補助を何とかできないのかと、こういう状況なことを訴えているわけなんですが、もう一度その点についてお答え願いたいんですが。

○議長 農林振興課長、佐藤美恵子君。

○農林振興課長 先ほども説明させていただきましたが、町としては種粒、箱苗と区別をしないで反あたり1,500円、そのうちの6分の1を等しく農家さんにお支払いをするような形で進めたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 7款、商工費。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 観光交流協会が発足して活動しておるわけでありますが、あまり活動の実績というのが見えない。私、感じたのは雪国まつりのとき、壇上にいろんな人、主催者で上がっておられましたが、なぜ観光交流協会が入らないのか。あれは町長、実行委員長の次は観光交流協会の会長、そういう位置付けで観光交流協会というのをつくったと思ってんですが、そこら辺何があるのかなと、しつくりいってないのか。

あともう一点は民宿・民泊が20戸近くだっかけかれ、23だっかけか、13。これを組織化する必要があんではないのかなと、そういう指導といいますか、そういうふうに担当課としては進めるべきじゃないかなと思いますが、そのことについてお尋ねいたします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 まず観光交流協会についてのおただしであるわけですけども、26年度にこれまでの町の観光協会、それからグリーンツーリズム協議会、それから大山まつり実行委員会ということで三つの団体が統合しまして西会津観光交流協会という団体を設立したわけですけども、なかなか設立したばかりでして、いろいろな事業などを進める上においてもスムーズにいかない面も多々あったのかなというふうに感じております。

ただ、事業的にはそれぞれ今度は部会をつくりまして、観光振興部会、グリーンツーリズム部会、それから霊地観光部会、それから物産部会というようなことで、本当に一つ一つ今度細かく町の観光振興にあたろうというようなことでそれぞれの部会活動も軌道に乗ってきてるのかなと思っているところであります。

また、観光協会自体も、ご存じのように商工観光課内にありますので、観光協会と町の連携というのは本当にいろいろな面ではお互いに協力し合って観光行政の推進にあたっているのかなと思っております。

確かに雪国まつりの壇上の上に、観光協会長がいなかつたというようなそういうたご指摘もありましたので、今後はそういう面でもっと観光にいろいろ連携していくということありますので、そういう点も改善できるところは改善していきたいなというふうに思っております。

それから農家民宿につきましても、今年2軒増えまして13軒というようなことであります。まだまだ今農家民宿を育成している段階であります、まだ観光協会、それから町、それからいろいろなグリーンツーリズム、そういう中でまだまだちょっと農家民宿の方々との連携は不足しているのかなというふうには感じております。

来年も事業の中で、農家民宿の育成というような事業費も取っておりますので、来年度においてはもう少しいろいろな事業の中で農家民宿の皆さんにも活躍できるような、そういう連絡会、協議会なんか、もしできるんでしたらそういうのも検討していきたいなというふうに考えております。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 90ページの一番下なんですが、それぞれ負担金があります。それぞれの協議会とか負担金があるわけですが、今回福島県が観光の特区ですか、特区の申請をしたとか、何か浜通りのほうの8町村だかを除いた福島県全体で特区になったということを新聞なんかでちょっと見たんですが、それらについて、本町ではどのようにそれらの影響といいますか、それらの優位性というか、あるかなというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 観光特区についてのおただしであるわけですけども、震災以降福島県は特に風評被害ということで観光客が激減したというようなことで、県をあげてそういうた県外から観光客を誘致しようというようなことで、そういう中で国のほうに特区を申請しましていろいろな補助事業とか、そういう優遇制度などを導入しようというようなことで、特にいわきとか浜はまた別個にやってまして、特に中通り、会津が落ち込みが激しいということですので、県が主導して各市町村がその中に入りまして、県全体で官公庁のほうに特区申請して、いわゆるそういう特区事業とか、あとは優遇制度、又は今回のデステイネーションキャンペーンにかかるようなそういういろいろな企画とかそういうやうなものを呼び込めるようなそういうことで県全体で特区を申請したということです。

○議長 町のかかわりは。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 その特区の、先ほど言いましたように市町村がそれぞれ構成員というか、なってまして、そしてそれをまとめたのが県という形になっております。ですから、町自体もその特区の一員という形になっております。

基本的に、先ほども言いましたように、国の補助金とかそういう観光にかかる補助金なんかを、特区をつくったことによって国からも導入できるとか、あとは先ほども言いましたようにデステイネーションキャンペーンなども中央の旅行会社なんかとも提携しながらこちらに誘導できるという形になるわけです。

町としましても今回観光力づくり支援補助金というようなことでデステイネーションに

あわせて今回 250 万ほど、5 分の 4 の補助事業ですけども、そういったのも導入して今回町外からの観光誘客を図ろうかなというような、そういった取り組みをしているところでございます。

○議長 11 番、清野佐一君。

○清野佐一 ということは今地方再生ということもあって、地域でいろんな企画をして進めていくというようなこととだいたい似ているのかなというふうに思うわけですが、それはやっぱり西会津町の独自の企画でやっていろんな補助をいただくというようなことでできるということでおろしいですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 今回の特区につきましては、特に震災以降の風評対策というか、先ほども言いましたように福島県全体の観光客が激減しているということに対して県全体で盛り上げて、いわゆるよそから観光客を誘致しようというような。ですから、そういった企画とかそういった面も、例えば町でこういった事業に対して県でもこういう補助事業を使ってはどうですかとか、そういったような指導なんかもしていただけますし、町としてもいろいろな企画をつくって、町外から、県外から誘客を図ろうと、そんな取り組みをしているところです。

○議長 8 款、土木費。

9 款、消防費。

8 番、多賀剛君。

○多賀剛 簡単にお尋ねします。産業廃棄物処理手数料 250 万これ計上されております。お尋ねしたらばこれはいわゆる危険家屋の撤去にかかる手数料だというお話をしました。これ、今までいろいろ取り沙汰されてきたわけですけども、なかなかやりたくてもできなかつた。これどのような手続、どのような方法で今後進めていくのか、このやり方等わかれればお示しいただきたい。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。基本的には昨年度制定いたしました、昨年 4 月ですか、6 月制定いたしました空き家等に関する条例に即しましてそういった危険な空き家、もしくは周辺に悪影響を及ぼすようなそういったものを撤去する際に、助言、指導、勧告等に基づいて、それに従わない場合があれば町で撤去をし、その所有者に請求をしていくといった流れで進めてまいるということでございます。

あとは緊急にそういった措置をしないと、例えば隣の家に被害を及ぼす恐れがある場合、又は通行人等に被害を及ぼす恐れがある場合については町で緊急な対策を講じるための予算でもございます。

なお、かかった経費については当然所有者、原因者に請求をしていくということでございます。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 今のご答弁ですと、空き家等の適正管理条例に照らし合わせてということでありましたけども、いわゆる危険家屋、空き家以外の危険家屋は対象としないということですか。

それともう一つは、いわゆる緊急性を要する場合、どこが判断して、どういう形で進めるのか、その点をお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 お答えをいたします。一応予算計上しました経費については空き家等を対象に計上いたしました。

それから何を判断してやるのかというご質問でございますけども、それにつきまして今町で考えていますのは、空き家の実態調査を今考えてございまして、その中で建築士さん等の専門家の方の意見を聞きながらどういった対処方法が必要なのかという部分も併せて調査しまして、例えば大型の台風がきそうだといった場合に緊急的に措置を講じないと隣の家に被害を及ぼす恐れがあるとか、そういった部分で判断をしながら随時対応してまいるという考え方でございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 そうするとその専門家等の意見を聞くための組織、それは組織しておいて、その危険性が高まれば招集してその判断を仰ぐという考え方でよろしいのか、それを最後にお尋ねします。

○議長 町民税務課長、新田新也君。

○町民税務課長 組織までは今時点考えてございませんでした。実態調査につきましては専門家の方にお願いしながら職員と一緒に調査をし、判断をしていただくということで、組織化までは現在のところ考えてございません。

○議長 10款、教育費。

14番、長谷沼清吉。

○長谷沼清吉 小学校のプールについてまたお話するわけですが、私と教育長の議論は噛み合わなかったというか平行線をたどったわけです。そこで教育委員会制度が4月1日から変わるということあります。町長は総合教育会議を設けなくちゃならないわけですから、その中で十 分子どもの安全、それから尾野本小学校のプールを利用する場合の経費だとか問題点だとか、それを十二分に総合教育会議で検討していただきたいと。そして6月の議会に検討会議の結果を報告をして、町と教育委員会と議会が共通理解に立ってこれには対処すべきだと思いますが、町長にその考えがあるかないかをお尋ねします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 議員から総括質疑でおただしがありました尾野本プールとさゆりプールの活用について、その基本的な考え方について教育長から説明があったところであります。しかしながら、どちらが正しいのか、あるいは適正なのかということは、これはあくまでも使用するのは子どもたちでありますので、今後新たな教育会議の中で、4月早々に開催をする予定をしておりますので、私のほうから提起をしたいというふうに思います。

したがって、今次予算に計上しております内容については、執行にあたっては留保していただいて、6月議会までに報告を申し上げ、そして最善の状況で子どもたちの水泳授業ができるような配慮をしてまいりたいというふうに考えておりますのでご了解いただきたいと思います。

○議長 11款、災害復旧費。

12 款、公債費。

13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算についての討論を行います。

討論がありますので、まず原案に反対者の発言を許します。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 私はこの一般会計予算につきましては反対であります。理由 2 つあります。

まず、私は平成 24 年の 12 月議会で一般質問してます。それはこれから使われる庁舎に対して耐用年数はいくらなのか、経費はどのぐらいかかるのか、そして自分の対案を示して質問した経緯があります。

また、昨年同じような内容でいろんな町民の皆さん的心配と併せて同じような内容で、これから何年もつか、経費はどのぐらいかかるのかという質問をさせていただいております。その中の回答ということですが、今いろいろ皆さんの庁舎に対する意見も伺っておりまして、いざ、この立場に立たせていただいた決意というのは、総務課長が、姿がある程度見えないと示されなかつたということであります。

というのは我々に示された図面、最終的な図面、今年であります。今年の中で 2 階建ての庁舎、図面を示されました。その中ではもう我々は何も言えない状態だと。分庁舎のこととで示されました。その中で最初の平成 24 年でもう使うんだということでありましたので、それから約 3 年近く経過をしております。その中でなぜ全体的な総額、ある程度のそういう予想、入るあれができなかつたのかということで、よくよく見ると一般の方は 3 階はほとんど、会議があれば使用される可能性もあるんだろうけども、ほとんど 3 階は議場と大会議室、中会議室 2 つ、小会議室というような中身がありました。

とにかくそういう内容でありますので、我々はこの予算に対しては私自身正直なところ今回初めてこういう反対の立場に立たさせていただいております。正直なところ私はこの予算に対しては反対の立場を取らせていただきます。

皆さまのご賛同をいただきたいと思います。以上です。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 5 番、伊藤一男です。私は原案に賛成の立場でこれから討論を行います。役場庁舎の移転については旧野沢小学校の跡地の利活用ということで町民の皆さんから提言もあり、また、財政面を考慮した中での整備計画であり、私は平成 27 年度予算については賛成であります。

したがって、議員各位の皆様方のご賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから、議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議案第 24 号、平成 27 年度西会津町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会いたします。(18時10分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月19日（木）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第14号）

平成27年3月19日 午前10時開議

開 議

日程第1	議案第25号	平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算
日程第2	議案第26号	平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算
日程第3	議案第27号	平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算
日程第4	議案第28号	平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算
日程第5	議案第29号	平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算
日程第6	議案第30号	平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算
日程第7	議案第31号	平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算
日程第8	議案第32号	平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算
日程第9	議案第33号	平成27年度西会津町介護保険特別会計予算
日程第10	議案第34号	平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算
日程第11	議案第35号	平成27年度西会津町水道事業会計予算
日程第12	議案第36号	平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算
日程第13	議案第37号	町道の認定について
日程第14	議案第38号	西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について
日程第15	議案第39号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

散 会

(議会運営委員会)

○議長 おはようございます。

平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 25 号、平成 27 年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

9 番、青木照夫君。

○青木照夫 工業団地は 10 年とは言いませんが、地目変更して葬祭場に売り払ったという事実がありますが、その以降ほとんどそのままの状態であります。工業誘致ということでいろいろな問題、優先的なこともあるわけですが、今までそういう工業団地を譲ってもらいたいとか、そこに進出をしたいという事例は今までございましたか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 工業団地への企業、進出関係のおただしであるわけでありますけども、今議員おただしのように工業団地、最終的に最後に分譲いたしましたのは平成 17 年の 12 月に J A 会津いいでさんに分譲したのが最後というようなことでございます。

その後第 1 番目に分譲いたしました山登さんが廃業というかそういったことになりました、その跡地をいろいろな企業さんが引き受けてそこで操業したという、そういう経緯もございます。

最近では新潟県の畜産を営んでいる方があそこに倉庫代わりというか、お借りしていろいろと事業展開しているというような状況でございます。

そういったあと動きのほかに 2、3、工業団地ではないですけどもいろいろな西会津町内に土地を求めるといふようなそういったお話はありましたけども、現実的には今工業団地のほうには新しい企業の進出はないというような状況でございます。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 平成 17 年、10 数年経つておるようです。話もないというような説明であります、もし企業的なことで有利なそういうアイディアというか、例えば塩漬けしている土地を、もうそれじゃ、来てくれる人にここ無償で提供しますからぜひ来てくださいとか、あとは 5 年でも税金はいりませんとか、そういう条件を示したような企業の誘致の方法などはしたらどうなのかなと思います。もちろんいろんな不況の中でなかなかその会社が継続できないというような状況にありますが、これから本当にそういう土地を有効活用するには思い切ったことで手立てを、手段をとることが必要ではないかと思いますが、そういうお考えはいかがですか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 優遇措置というか、ある程度条件を緩和して企業誘致をしたらどうかというようなお話でございますけども、確かに今なかなか新しい企業が進出してないということありますので、今年平成 26 年度に東京のコンサルタントにお願いしまして、いろいろと町内の状況など分析していただいたりとか、全国的な状況などもいろいろと報告していただいたりとかしているわけですけども、やっぱりその中でも西会津、今まで企業誘致に取り組んでいる中で、そういう優遇制度というか、そういうのがほか町村と比べて確立

されてないというか、魅力度が低いというようなそういういたご指摘をいただいております。

ですから、平成 27 年度におきましては、他町村などを参考にしながらそういういた優遇制度なども調査・検討して、そういういた企業の、他地区から企業が進出していただけるようなそういういた制度などを十分検討・調査していきたいなとは考えております。

○議長 9 番、青木照夫君。

○青木照夫 優遇措置をすればという努力をするというようなことで前に進んでいただければと思います。西会津町は立地条件がいいわけです。アクセス道路も他の自治体よりも恵まれているのではないかと思います。新潟県には近いし、国道、高速、そういう恵まれている状況の中で P R の内容によっては私はそういう優遇措置を示せば企業でも考えるところがあるのではないかと申し上げて、ご提案して終わりにします。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 9 番議員と関連するというか、私も同じような考え方でおりましたけども、いわゆる平成 17 年 12 月以降なかなか販売できない。いろんな方策を講じているけども成果が上がらないということあります。

どうしたら販売しやすい環境なのかな。よそから来てもらうのも大切でしょう。あといわゆる地元の起業家、いわゆる起こす起業の方、おそらく課長は相談等は受けておりますでしょうけども、そういう方が起業しやすい、そこで仕事をしやすい環境づくり私大変重要だと思います。

住宅団地のようにいわゆる分割して分譲するとか、あるいは原野の状況でなくてある程度整地をしてきれいな状況で見てもらうようなことをすると、イメージとして具体的に頭の中でイメージがわきやすい、そんなこともあるでしょうし、あとは 9 番議員が言ったように販売価格の見直し等と、そんなことは考えられると思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 販売価格の見直しというようなお話をされども、今、工業団地につきましては平米あたり 3,300 円というようなことで価格をお示ししているわけですけども、他地区によりも安いような状況なんですが、やはり他地区については、他自治体というか、そういうところでやっぱり企業誘致などやっている優遇制度などを見ますと、例えば土地取得には町の補助をいくらか出すとか、また、税制面の補助を厚くするとか、そういうものを取り入れているところもございます。

ですから今回もそういうコンサルタントにいろいろと指導受けているわけですけども、そういういた他地区の先進的な事例なども考慮しながら 27 年度、そういういた優遇措置などを、価格面も含め、また町としてどの程度そういう補助などができるのかとか、そういうのも十分調査・検討していきたいなと考えております。

○議長 8 番、多賀剛君。

○多賀剛 ゼひそうしていただきたいと思います。私、大切にしたいのはいわゆる町内で起業したい。そういう方のやっぱり熱意というのは大変これから活力あるまちづくりには大変重要なと思いますし、そういう方にやっぱり成功してもらうことがやっぱり次につながることであるという思いがあります。ゼひそういう、いつも言いますけども、成功

事例を一つでも積み上げていくことが大切だなという思いがあります。

ぜひ、販売価格等々の補助も検討するということありますから、若い起業家が会社を起しやすい環境づくりを進めていただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第25号、平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号、平成27年度西会津町工業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第26号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今計画している建物を建てるというの、あそこで町が購入した土地はすべて利用されるというふうに思っているんですが、それで間違いないでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 商業団地についてのご質問ですけども、区画的にはA区画からE区画ということで設定したわけですけども、今これから地域販売力強化施設をつくるところがA区画なわけですけども、それからBからDまでは今現在よりせ、それから駐車場等に使われております。それからあとE区画については金融機関が入っているところというところで、基本的には全区画今利活用されている、これから地域販売力施設ができるこによって全区画利用されるというようなことになります。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 新しいA区画ができるわけですね。いろんなものができるわけですが、今まででは国土交通省、情報センター、トイレ、あれなくなるわけですよね。そうするとあの辺の環境整備と申しますか、いろんなことがもう少しできるんじゃないかなと。いくらか考えておられますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 今、国道49沿いにあります情報ステーション、それから24時間トイレ、これについて今郡山国道事務所といろいろと協議しておるわけですけども、国道事務所としては、前にもご説明したように、今よりせと新しい地域販売強化施設の間にそういう施設をつくりまして、本当に国道利用者の利活用を図りたいという、そういう意向でございます。

それをつくった際には、現在の国道側にある情報ステーション、それからトイレについ

ては解体するというような今構想でいるわけですけども、今跡地利用につきましては、今国道事務所とも今十分協議している段階でありますて、もう少し内容等については詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私思うんですけどね。あの入り口もいろいろ入る人によってね、これは入りづらいと、いろんなふうに入り口も今度はもう少し考えたほうがいいんじゃないかと、出入りをね、車の、駐車場が今度少しだ大きくなるわけですから、使う方も。そして道の駅のそばにこの前飯豊町ですか、山形県、あの道の駅のそばには素晴らしいハウスがありまして、イチゴ採ったり食ったりできるような場所があるわけです。そういうこともね、ひとつ考えて、なんとかんでイチゴやれというわけじゃないんですけどね、そういう発想の転換といいますかね、そういうこともある程度必要で、あの川からこっちのほうね、あの辺もいろんなふうに環境整備できると思うんです。いろんなアイディアを町民の皆さんとかいろんな方からいただいたて、もう一度あの辺をもう少し有効利用できるように活用していただきたい。どうですか、考えございませんか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 道の駅の入り口につきましてのご質問ですけども、これは当然国道、それから県道ということで二つの国と県というようなこともございますので、十分そちらとの協議が必要だということですので、ここは町だけの考えではなかなかできないということですので、その辺はご了解いただきたいなと思います。

またあと、全体の道の駅周辺も含めてということになりますとかなり構想的にもいろいろな方々と協議したりとか当然民地の方々ともかかわりますし、あとは町全体の総合計画とかそういういったことにもかかわってきますので、今後の課題というようなことでひとつご了承いただければと思います。

○議長 ほかに。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第26号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号、平成27年度西会津町商業団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第27号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算の質疑を行います。

9番、青木照夫君。

○青木照夫 住宅団地、現在のところまだ16区画ですか、未販売ということを報告をいた

だいております。なかなか販売に至らないということではあります、課題があるわけですね。

やっぱり北向きの住宅の空き地があります。やっぱり前にも取り上げられたこともあります、買う人にとっては日の当るところ、日当たりのいいところを選ぶわけです。そういう大きな課題を克服するにはどうしたらいいのかということではありますが、いろんなPRとかやってらっしゃいますが、私はいろんな方法、PRのほかに、例えばそこに現在今住んでらっしゃる方のある方のお話ですと、西会津町はサービスが悪いと。都会から来た方でのある方であります。

どういうことかというと、こういう冬の状態で一人暮らしとか、ある程度の身体が高齢者になったという方が漏らした言葉。もう、冬になるとここには住めないという方の中で、私の言いたいことは、やっぱり売る側として、来てもらいたい側として、今の状態どうですか、冬の状態はどうですか、というような声かけが全くないと。そういうことをもし温かい職員の方が来て、見守りをしていただかうといふことであれば、住んでる方がPRをしてくれるわけです。

ここはいいよ。ここに来てもいいよというようなそういう住んでる方が勧誘してくれるわけです。ということではありますので、冬の状況は見守るというか、特に一人暮らしの方もいらっしゃるわけです。冬になれば住まわれない方もいらっしゃいます。

その状況を把握していらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。冬季間ですか、雪の状況によって、雪の状況で冬季間だけ住んでないという方がいらっしゃるかどうかということをお問い合わせですけども、我々担当課としてはちょっと掌握していないというような状況でございます。

○議長 9番、青木照夫君。

○青木照夫 そういう現実を見るとやはりさっき申し上げたように、お互いに助け合う町、よりそう町、やさしい町、そういうことであれば私は特別大きなPRをしなくとも、お金をかけなくても必ずそこには人が集まると、住んでいただけるという思いがしてなりませんので、そういうことを、こういう冬の場合であればあるほど私はそういう温かいおもてなし大事なのではないかなと。そういうことが、心遣いをしていただければ、販売につながるという思いがしてなりませんので、今後そういう、四季にわたって、特に一人住まいや高齢者の方の状況を把握して、やっぱり訪問をして声をかけてあげられるということで、いただけるような心遣いをやっぱり職員の方にぜひお願ひしたいと思います。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 平成26年度で1区画販売をされたということではあります。今こういう社会情勢といいますか、経済情勢の中で1区画を販売するというのは、やはり大変なことだったのかなというふうに思います。それに至るまでですね、どのくらいの問い合わせ件数も、いろいろ宣伝というかPRされているわけですから、どれくらいあったのか。また、そのあとはその中でいろいろ話し合いしたり、現地を見てもらった中でのいろいろな課題というかね、お客様と話が合わなかったというか、合意に至らない場合のそれについての反省等ありましたらお聞きをしたいと思います。まず、それ。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。今回、26年度1区画販売できたわけですけども、この方につきましては、娘さんが町内に嫁がれて、そういった関係でその親族の方の紹介というような形で販売に至ったというようなそういう経過がございます。

あと、問い合わせ的には実際2、3件ほどきております。当然個人的に町内の方がよこされたりとか、ハウスメーカーあたりからよこされたりとかという形で来ております。

あとは実際にまだ細かい打ち合わせとか、販売価格とか、やっぱりそういった面に入っていますと当然やっぱり販売価格の面とか、あとは冬の、やっぱり先ほどお話あったような雪の状況とか、そういった面もどうなんだろうかというようなそういうお話もございます。

ただ、具体的にまだ、そういった2、3件の方については継続的に今お話をさせているところでありまして、ぜひこちらとしてもできれば販売に至れればというようなこといろいろ協議させていただいているというようなところでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 いろいろ努力をされているようでございますが、今まで紹介していただいた方に50万の謝礼をやったり、先ほど青木議員からありましたいろんな向きの関係で区画を大きいやつを半分にしたり、そういうことも検討されてきたわけです。

あとは、今提言の中でもおもてなしという話ありました。それは町職員だけじゃなくてね、やっぱり今のデスティネーションキャンペーンを通じてでもそうですけど、やはり町全体がおもてなしの気持ちで、それが本当に町長の言う、行ってみたい、住んでみたいというか、つながると思うんです。

ですから、それらも含めて、やはりお客様が問い合わせがあって、折り合いがつかなかつた、いろんな希望にそえなかつたというところにヒントがあると思うんです。それをよく研究というか、していただいて、また、ある程度要望に応えられるようなサービスというか、さらにやっていくのがいいんじゃないかなというふうに思いますが、今後取り組むお考えはいかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 住宅団地についてまだ残っているわけですが、これまでいろいろいろいろやってきました。特に向きが悪いとか、あるいはもう少し土地を安くできないかとかということで分割をしてみたり、しかしながらどうしてもそこから一步も出ることができないというのがいくつか実はあるんですね。

それは例えば発想の転換をこれからしようと言っても、やっぱり以前買っていただいた、購入された皆さんとの比較で極端に安くした場合いったいどうなんだろうかというようなものも実はございます。こういったところをやっぱりいまでもこのままの状態ということではなくて、そこにまず一つは格安でもっと値段を下げることができないかというようなことの検討もこれからしなくちゃならないというふうに思ってます。

それからもう一つは、商業スペースという区画があるんですね。ここは非常に皆さん目をつけていただいて、ここだったらば買ってもいいというような方も実はございます。しかし、あの区画の中ではここはいわゆる店のスペースですよというようなことですから、

なかなかその条件がそういったところについているということで、これもやっぱりクリアして、例えばそういうのを取つ払っちゃって、一般化して、一般の住宅地にでもいいですよと、こういうようなことをもっと掘り下げて考えることもできないか。

それからやっぱり生活環境をもっと整えていく必要があるんじやないかなというふうに思います。現在の団地しているところと、それから住宅団地、いろいろございますから、そういったところにいわゆる食品店、さらには日常雑貨のようなお店がある。あるいは若干の食堂があつたりということになると、やっぱりもう少し生活環境を変えていくことも必要じやないのかなというふうに実は思ってます。

そういったことがそのスペースの、あの全体の中に網羅されてクリアされる部分をもつと検討していけば、これは間違いなくもっと進むんじやないかなというふうに思いますので、そういったことを今後検討してみたいというふうに私自身思ってます。

ですから、やっぱり発想の転換をしていかないとこれからいくら土地を、こうだああだといって旗を立てても、そんなにくるものではないなというふうに思います。

それからもう一つは、やっぱり土地と建物を一体化して売ると。こういうことも必要じやないのかなというふうには思ってます。これは町でできることでもありませんけれども、例えは建築業者さんと連携を図って、いわゆる、じゃあ、町の土地は建築業者が買って、若干、いただくと。そして建物はその中に建築業者が建てる。で、土地と建物を一体化して、これでどうですかというようなはかり方もあるんじゃないかなというふうに思います。

そういういろいろなことをこれから検討していかない限り、やっぱりなかなか土地だけを見せて、そしてさあここに住んでくださいというのは少し、非常にさっき言った雪の問題とかいろんな環境問題でありますので、そういったところを掘り下げて、少し考えさせてみたい。そしてできればご提案をして議会の皆さんのご意見をいただきたいなというふうに思っておりますので、今年1年かけてそういうことができるかできないか、しっかり検討してみたいというふうに思ってます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長のほうからこうする、したいというような思いが述べられました。あとは実行あるのみですから、期待をしたいと思います。以上です。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 私は今町長の言われたとおり、清野議員さんも言われたとおり、やっぱりここは12月から4月までは雪なんですよ。だから、来て良かった、住んで良かった、そして何と申しますか、皆さんやっぱり最初住んでる人たちが、ああこんな12月から4月まで雪で閉じ込められてとんでもないところに来たなんていうことになると、これは何のためにやったかわからないということになりますので、せめて、冬はこの団地に住んでもらえる方には雪の心配はないんだと。そしてできれば私はあの団地だけでもいいからロードヒーティングとか散水をして、あそこは雪がないから心配ないですよと、雪が一番心配するんですよ、向こうから来る人たちは。

だからそういうことも、何でそんなこと言うかと、おれはあそこで郵便配達やつたらわかるんです。とても雪で走るよもなく、配達もろくにできない。そうだったら我々がなん

ぼ雪に慣れていて本気になって歩いてやっと配達してくるのに、都会の人たちはそんなことできるわけないんですよ。

だからそういうのをちゃんと考えて、本当にここで住んで良かった、来て良かったとかね、安心安全の町だというんだつたらそういうとこもちゃんとやらなきや、冬のことを本当に真剣に考えて、1年中4カ月くらい雪の中に閉じ込められるんだつたら別なところに行つたほうがいいというふうになつちまいますからね。

そういうところを、環境整備も含めてもっとしっかりやってほしいんです。売るんだつたらそういうことも考えて、してほしい。ここ買ってくださいというんだつたらそこもちゃんとやってほしい。どうですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津は豪雪地帯でありますから、これ降る雪はどうしようもないんですね。ただ、最大限、やっぱり高齢化している家庭もございましょうし、さらには今申されたようにもう少し環境整備できないかというようなこともありますので、そういったことも含めながら、今後検討していきたいと。最大限生活環境というものは大事でありますから、今後、集落の方々とのいろいろなお話を聞く機会などを設けながら、話を聞いていきたいというふうに思っています。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 お尋ねをいたします。住宅団地分譲事業費 585万4千円という大きな金額を上げております。私もこれで4回目を数える状況で、この分譲住宅の関係をずっと聞いてまいりました。

しかしながら、解決していく糸口すらなかなか見つけられないということになると、それならば広告料、この新聞等の広告料をいかに、97万2千円をどのように使っていくのか。

そして団地内の整備委託料、この10万5千円、こういった金額、樹木の伐採委託料21万6千円、どんな現状になっているのか、伐採しなくちゃならないような状態が、現状がどんなふうになっているのか、ここら辺の広告の仕方、これをお尋ねしたい。

どのように広告をもって、新聞広告をしながら、ただ、広告するだけではとてもじゃないけど来る方はいないだろうと思うし、ある町村では自ら出て、お客様に、こういうところがあるんですよ。そういうところもテレビ等でよく見させていただいていることがあります、そういったところのこの広告、どのようにこれを生かしていくのか、この金額を見ただけでも、方法、方策を聞かせていただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 広告料についてのおただしですけども、広告料97万2千円とさせていただいておりますけども、計上させていただいておりますけども、新聞広告とそれからあといわゆる移住者とか、田舎暮らしなどを希望される方の専門誌あるんですけども、そういった田舎暮らしの雑誌とか、そういった雑誌が2冊ほどあるもんですから、そちらに掲載するというようなことで計上させていただいております。

新聞広告については夏のお盆前の時期とか、いわゆる人が移動するような時期ですね、といった時期とか、あとこちらに帰つてくる時期に、地方紙のほうに計上させていただ

くということと、それからふるさとまつり、これも西会津でかなり町外から来ますのでそういうときに合わせて宣伝を兼ねて広告をさせていただいているという状況です。

情報誌については都会のほうの情報誌にそういった田舎暮らしをしたいとか、移住したいとか、そういった方々向けに広告を出しているというようなことでございます。そういうことで97万ほど上げさせていただいているということでございます。

ただあと、実際に広告だけではないですけども、例えば首都圏のほうでイベントなどあった際には、当然チラシ等持っていきまして、西会津にはこういう住宅団地もあって、田舎で過ごしてみたい方についてということで紹介をしたりとか、あとは例えば今友好都市を結んでいる横浜鶴見区とか、あとは三郷市にでかけた際にもそういうチラシを持って紹介したりとかそういうこともさせていただいております。

あとはやっぱり、今いろいろと観光とも兼ねるわけですけども、モニターツアー等、そういう方が首都圏のほうからおいでになりますので、そういう方が来た際も、現地を見ていただいて、こういった風光明媚な土地もありますよというようなことで現地を見ていただいたりとかも、そういうこともやりながらPR活動を進めているところでございます。

ただ、基本的に一回見ただけではなかなかそういう移住まで結びつかないということですので、継続的にそういうおいでになった際にいろいろと町をPRしながら、先ほどおもてなしという言葉もありましたけども、町全体でそういう西会津の風土とか人柄とか、そういうのも売りにしながらこういう住宅団地もありますよというのを併せてPRなどをさせていただいているというような状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第27号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、27号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第28号、平成27年度西会津町下水道施設事業特別会計予算の質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 課長の説明ですと計画に対して事業費ベースでは98.9パーセント。接続といいますか、加入の戸数、あるいは加入人口でいえば60パーセントちょっと切ってる、59パーセント、58パーセントということあります。このサービスね、そうすると加入戸数が増えていく、もっともっと増えていかなくちゃならないわけですが、その場合事業費ベ

ースではもうなくなってしまっている。これら辺で、そうすると、この加入戸数が 70 パーセントに達した場合には、80 パーセントに達した場合には事業費ではもうどのくらい余計かかるといいますか、最初の計画のもう 98.9 パーセント使っているわけですから、これら辺の事業費をどう積算というか、見積もっておられるかをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 下水道の事業費のご質問にお答えいたします。この公共下水道につきましては、来年度高速のインターまで下水道を、本管を整備いたしまして、本事業についてはこれでほぼ完了したいというふうに考えております。これで各住宅につきましては、宅地の枠がつきますので、あとそれに接続していただくのは個人の住宅の方が接続するということでございます。来年度、高速の事務所に本管を持っていって事業としてはだいたいすべて完了するということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 28 号、平成 27 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、平成 27 年度西会津町下水道施設事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 29 号、平成 27 年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

11 番、清野佐一君。

○清野佐一 農集排につきましては、工事といいますか、排水事業に取り組むときにはその地域の意向調査もあり、相当数の合意があって始めてきたわけであります。現在のところ 699 軒でしたか、加入されているということですが、これら加入率とその後、ほぼ農集排、野尻地区やつからは最後だったと思いますが、それ以降の未加入者の加入率の伸びですか、そういうのはいかほどありましたか。

あと、使用料及び手数料の中で、これ、公共下水道のほうも同じなんですが、下水道施設使用料、これ存目の千円で、これはどのようなときに、この施設使用料というのはどのような場合に使用料がかかるのか、その内容ですね、それだけお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 まず、農集排の加入の伸び率ということでございますが、一応農集排におきましては 6 施設ございますが、そのうち 4 施設についてはほぼ 90 パーセントを超えているという状況でございます。笛川地区については 86 パーセントということで、90 パーセント近いということでございます。その中で加入率がちょっと伸び悩んでいるというのは野尻地区でございまして、70.3 パーセントということでございます。26 年度の加入率、

接続につきましては、6件接続が増えております。

それと下水道使用料でございますが、下水道使用料につきましては、各施設に電柱が立っております。それ東北電力の電柱でございまして、その電柱の借地料というか使用料ということで一本300円程度東北電力からいただいているということで3本いただきしております千円ということでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第29号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号、平成27年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第30号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第30号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号、平成27年度西会津町個別排水処理事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第31号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第31号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第32号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第32号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号、平成27年度西会津町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第33号、平成27年度西会津町介護保険特別会計予算の質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 介護計画ですか、そのときの質疑でお尋ねしたわけですが、給付額ですか、
給付額が増加しているがその要因はといったときに、施設介護が増えるからということでした。見ますとあれですね、小規模多機能型で15人見てられますし、これは1人から3人であったと。認知症も24ということで増えています。これらを指して言ったんだろうと思いませんが、ただ、そのとき私問題にしたわけですが、1人あたりの介護にかかる費用が増えてんですね、これ。これがわからぬわけです。介護サービス、予防じゃなくて介護サービスのほうを見れば82万7,600円、27年。28年では82万4千円ですか、1人あたり。次は86万4千円ということで、予防と比べても76万、76、それで29年に81万と上がっている。これが私わからぬんです。1人あたりどうしてこれだけ上がるのか、そこを再度またお尋ねをいたします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 介護保険に関する質問にお答えいたします。給付費の増額の理由として
私、施設介護が増えたという話はしていないと思います。この間あったように1人あたりの給付費が伸びる理由として施設の給付が伸びているというようなお話をしたと思いまして、給付費全体が伸びる理由に施設介護伸びたということは私言ってないと思いますので、
1人あたりの給付費が伸びる要因として施設介護の需要が増えたというような話をさせてい

ただいたと思いますので、やはり1人あたりの、施設介護につきましてはやはり給付費が在宅よりもやっぱり1人あたり高くなるんですね。在宅ですと平均15万程度ですが、施設でと1人月30万ほど給付費がかかるという部分がございますので、そういう施設の利用が増えると当然1人あたりの給付費も上がってくるというようなことでありますのでご理解をいただければと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私の勘違いもあったみたいですが、なぜ施設利用しても1人あたりなぜ上がるのかなと、そこがまだ私理解できないんです。介護サービスで施設を利用すると。それは1人あたりというのは、私はそう変わらないんじゃないかな。総額は上がりますよ、大勢の方利用するんですから。1人あたりが、第5期の場合には、24年度は84万9千円ということですからあれですが、あとみな70万台でおさまっているのに今回は80万を超えている。総額はわかります。1人あたりなぜこれだけ上がるのかなという点でまだ理解をできないわけですが、そこについてお答えをしていただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。まず、給付総額についても上がります。給付額も上がりますし、反対に介護保険に加入者は下がってきてます。そういう部分もありますし、先ほど言いましたように、その施設、今回は第6期では老健の施設増加させたという部分がありますので、老健施設の入所者というのは1人月30万ほど給付費がかかります。

在宅ですと1人平均15万程度で済むという部分もございます。そういうものをトータルで計算した結果1人あたりが上がったというふうにと私は判断しているところでございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第33号、平成27年度西会津町介護保険特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号、平成27年度西会津町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算の質疑を行います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 1世帯といいますか、1戸あたりといいますか、この使用料はどのような変化で、生活が多様化してきて使用料が増えているのか、あるいは横這いかその傾向

についてお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 水道使用料のご質問にお答えいたします。水道使用料につきましては、簡易水道につきましては過疎地が多いということで、まず人口も減っておりまして、そのほか1人あたりの使用料につきましても若干下がっているというような状況でございます。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第34号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号、平成27年度西会津町簡易水道等事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第35号、平成27年度西会津町水道事業会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第35号、平成27年度西会津町水道事業会計予算を採決します。
お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号、平成27年度西会津町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第36号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第36号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号、平成27年度西会津町本町財産区特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時04分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第13、議案第37号、町道の認定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第37号、町道の認定についてご説明申し上げます。

本議案で町道認定を提案した路線は2路線であります。町長提案理由にもありましたが、順次その認定理由等について説明させていただきます。併せて説明資料をご覧ください。

まず初めに尾登4号線についてご説明申し上げます。議案第37号参考資料ナンバー1の尾登4号線をご覧ください。

本路線は寺ノ上線の道路整備により、町道尾登中央線から尾登南1号線までの間、道路整備が完了したことから、別路線として新たに認定するものであります。

本路線の起点は、町道尾登中央線に接する登世島字早稲田甲1815-1で、終点は尾登南4号線に接する、登世島字寺ノ上甲2051-1であります。延長が222.3メートル、幅員は5.0から14.3メートルであります。

次に、真ヶ沢4号線であります。議案第37号参考資料ナンバー2の真ヶ沢4号線をご覧ください。

本路線は真ヶ沢3号線の道路整備により、真ヶ沢3号線から宮野平6号線までの間について道路整備が完了したことから、別路線として新たに認定するものであります。認定する区間は、起点が町道真ヶ沢3号線に接する奥川大字飯里字関根2930-1で、終点は町道宮野平6号線に接する、奥川大字飯里字関根2919-2であります。延長が49.15メートル、幅員は5.0メートルから15.4メートルであります。

これで説明を終わりますが、道路法第8条第2項の規定により議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 参考資料ですが、尾登4号線はわかりました。これは観音寺というお寺があるから、だいたい場所の検討はつきましたが、真ヶ沢の線はいったい、真ヶ沢のどちら辺かというのがちょっと、これ北、方角入れてくれれば見やすいのではないかなと。私の勉強不足だと思いますが、県道奥川宝川線、それから宮野平6号線、真ヶ沢に宮野平という、こういう出て来るのが理解できないわけです。場所がだいたい真ヶ沢のどちら辺かということ。

それから提案理由の中でも真ヶ沢3号線の改良工事だといっていますが、今度町道は4号線ということですが、ここら辺、なぜ3号線が4号線かということもわかりませんので、ということです。

それと学校の設置ですか、のときに番地と、桁の次に番地と入れましたが、町道のこのあれば番地と入ってませんが、そこら辺は大丈夫だからこういうこととしたわけでしょうが、条例と、町道認定する場合には、条例にならって番地と入れたほうがいいではないのかという気がしますが、それはどうでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 ご質問にお答えいたします。まずここの場所でございますが、大変申し訳ございませんでした。県道については奥川宝川線でなくて熱塩加納山都西会津線の間違いました。大変申し訳ありませんでした。ご訂正願います。熱塩加納山都西会津線です。459から弥平四郎に向かう道路でございます。

場所につきましては、真ヶ沢集落の弥平四郎よりに小さいこの真ヶ沢橋という橋がかかっているんですが、その手前から右に曲がるのが宮野平6号線でございます。

それで真ヶ沢3号線につきましては、熱塩加納山都西会津線に接する路線ですが、登り口がほとんど人くらいしか通れない1メートルくらいの道路でございます。場所につきましてはその真ヶ沢の集落の一番はずれのほうということでございます。

それで真ヶ沢3号線で改良してなぜ真ヶ沢4号線になったかということでございますが、これにつきましては交付金事業を活用いたしまして真ヶ沢3号線の代替えというようなことで改良しました。それで宮野平線と真ヶ沢3号線がその改良工事により整備が終わりましたので、真ヶ沢3号線はそのまま残して、この部分だけまた別路線として今回認定をお願いするものでございます。

あと、地番についてのご質問でございますが、道路台帳につきましては、町道の認定につきましてはすべて番地をつかないようなことで全路線を認定しております。これにつきましては公図に載っておりますその数値をそのまま載せているものでございまして、公図につきましては番地という表示はないもので、それを採用させていただいたということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 この真ヶ沢3号線ですが、3号線として改良したと。すると真ヶ沢3号線の起点も終点も変わりないということですが、じゃ、今回4号線に認定しようとするところは真ヶ沢3号線と認定してた道路なのかどうなのか。真ヶ沢3号線の改良工事をしたことですから、今4号線に認定しようとする道路は3号線として認定してやったのかどうなのか、お尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 この路線につきましては、真ヶ沢3号線として区域の変更を行っております。真ヶ沢3号線が2本持ってるというようなことで、この分は真ヶ沢3号線に一応区域の変更ということで足して、それについて今度新たにまた町道の認定をするというような手法をとらせていただいたということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 ますますわからなくなるわけですが、3号線というの2つあったということですか。終点と起点と道路台帳見てませんからわかりませんが、そういうような記述をちゃんとしてるのかどうか。私は今回4号線に認定しようとしている道路は全く新しく工事をしたと思ってんですが、新設の道路なのか。いわゆる真ヶ沢3号線ではなくて新設した道路だというふうに理解をしていたわけですが、工事は3号線の工事ということですからここら辺の整合性といいますか、町道が二又に分かれていますV字型になってなってるなんていう町道はこのほかあるんですか。おそらく起点と終点、終点2つなんという町道はないはずだと思いますがいかがですか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 これにつきましては、交付金事業ということで国庫補助事業を活用いたしまして工事を進めたわけですが、その交付金事業に採択するために一応町道真ヶ沢3号線という名目で計画を組みまして、真ヶ沢3号線の区域の中に入っている道路ということで工事を進めたわけです。工事が完成しましたので、これにつきましては真ヶ沢4号線として、路線として今回認定をお願いするというものでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 わかりました。そういう理由で有利な事業採択していただいて、工事をするためにこういう手続であったと。苦しい胸のうちはわかりました。

あと、答えていただいているわけですが、北、方位をやっぱしこの図面に入れるべきではないのかな。そうするとほぼ予測ができますので、これからは方位を入れるつもりがあるかないか最後に聞いておきます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 大変申し訳ございませんでした。この次からはきちんと方位を入れ、十分わかるような図面でご提案申し上げたいと思います。大変申し訳ありませんでした。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第37号、町道の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号、町道の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第14、議案第38号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 議案第38号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について、ご説明申し上げます。

西会津町地域連携販売力強化施設につきましては、平成 26 年 12 月議会におきまして、施設設置に係る条例をご議決いただきまして、本年 2 月には、平成 26 年度国の補正予算の採択を受け、施設整備に向けた作業が始まったところであります。また、併せてテナント出店者の募集を開始するなど、具体的な施設運営についての事前準備や関係者との事前協議を進める必要があり、平成 27 年 4 月 1 日からの指定管理者の指定に向け、作業を進めてきたところであります。

それでは、議案書をご覧ください。

議案第 38 号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定について。

地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者を次のとおり指定する。

1. 指定管理者となる団体の名称は株式会社西会津町振興公社であります。

西会津町振興公社を指定管理者として、選定した理由につきましては、振興公社は隣接する交流物産館よりつせをはじめ、温泉健康保養センターなどで指定管理者としての管理運営の実績とノウハウを持ち、さらに物産販売などにおいても十分な経験と実績を有しております。

また、新たに指定する地域連携販売力強化施設は、交流物産館よりつせとの一体的な営業と管理運営により、それぞれの相乗効果が発揮され、利用者へのサービス向上及び効果的かつ効率的な管理運営と経費の縮減が見込まれます。

今後の管理運営にあたっても、交流物産館よりつせのみならず、振興公社全体で連携した、人的配置も計画されているところであります。

これらのことから、地域経済の活性化はもとより、本施設と交流物産館よりつせ、野沢まちなか商店街、さらにはさゆり公園周辺施設との連携による相乗効果が期待でき、施設の適正かつ有効な管理運営が図られるものと判断し、西会津町公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例第 5 条に基づき、公募によらない指定管理者の選定を行い、株式会社西会津町振興公社を指定管理者として指定するものであります。

次に、2 の指定の期間でありますが、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間であります。

指定の期間につきましては、昨年の振興公社に対しての評価検証ヒアリング結果を踏まえ、計画的な人材の確保と育成等、また、持続・安定したサービスの提供等から判断して、一定の長期的な視点に立てる適切な期間が必要であることや、一体的な営業・管理運営となる交流物産館よりつせとの指定期間を合わせることから、指定管理の期間を平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの 5 年間としました。ただし、3 年後の時点で中間評価を実施するとしております。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長 これから質疑を行います。

14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 4 月 1 日から指定することであります。まだ建物も着工もしていないのに、いわゆる管理をお願いする建物がないのに管理をお願いするという、ここら辺が

理解できませんのでお答えをいただきたいと。それと 32 年の 3 月 31 日まで 5 年間ということですか。よりっせの指定管理者の指定の期間はどうなってますか。それも 32 年 3 月 31 日まで同じですかということです。

それと委託料はどんなふうになっておりますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。まず、まだ建物が建っていないのに施設の管理運営を指定管理者として認めてどうすんだというようなお話ですけども、先ほどもご説明申し上げましたように、今現在、新たな地域連携施設の中に出店されるテナント、それらについての募集も 2 月から始めまして今年度内にはそういった出店者を選定するということで作業することになります。

そうした中で 4 月以降今度はそういった出店者の皆さん、それから町関係者、それから施設全体を管理する指定管理者、そういった皆さんで一つの協議体などをつくりまして、今後の地域連携販売強化施設の販売強化に向けていろいろと話し合いをしていきたいというふうに考えてます。

ですから、そういった中で全体の施設のまとめ役というか、運営、そういった形で今回指定管理者を指定していただきまして、今後の施設が円滑に運営できるようなそういう仕組みづくりしたいということで、まだ施設はできておりませんが、指定管理者を認定していただくという運びでございます。

それから、よりっせの指定期間ですけども、これについては 12 月議会で指定していただいたように 27 年の 4 月 1 日から平成 32 年の 3 月 31 日ということで、これもよりっせと一体的な管理運営にするということで指定期間は同じくしております。

それから委託料につきましては、今のところ現在のところはよりっせの運用利益がありますし、今回の指定にあたってもよりっせと一体的な指定管理者となるものですから、共同の経営というような形になれば今のところ委託料は発生しないで、その店舗全体の売上で経営などもできんじやないかというようなことでありますので、そういう考えのもとに、今のところはまだ委託料については実際町から支出するかどうかというのは今後十分検討させていただきたいなというふうに考えてます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 委託をお願いする建物ができないのに委託料払うなんていうのは、これはやっぱりおかしいと私は思います。施設の管理お願いするわけですから。

あともう一つは、いわゆる指定管理にしなくても、4 月 1 日からしなくとも振興公社へ指定管理お願いするということで進んでいくわけですから、じゃ、今のスタッフですか、振興公社の、スタッフの中でのやりくりということで、この 4 月 1 日からこの施設のために職員を新しく雇うなんていうならばまた別かもしませんが、素朴な疑問なんですよ。建物もないのになぜ管理を委託するのか。委託する建物があつて私は初めて管理委託となるんでないのか。その前の事前の相談とか打ち合わせとかというのは今の振興公社の人たちと十二分にやっていけば済むのではないかなと思っているわけでありまして、そこら辺についての見解をお尋ねします。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 今回の地域連携販売力強化施設、これは一つの補助事業で建てる施設ですので、当然今よりつせとは別な施設という考えになるわけですので、当然これはこれで指定管理者という形の指定は必要になるわけです。

ですから当然一体的な管理ということを考えれば、振興公社が隣のよりつせにいるからということで、まだ、その別な施設の指定管理者でもないのに、それで共同でやるというのはちょっと本来の、別な施設の指定管理者でもないわけですから、そこで今回新たに指定管理者という立場に振興公社をきちんと指定して、これから新たな管理運営が始まるわけですから事前にそういった準備に参画していただくという、そういった趣旨で、まだ建物もないんですけども、先に指定管理者を指定させていただいたというようなことでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これも水掛け論にみたいになってしまいますが、私は振興公社に指定管理をお願いするというのはこれでいいと思っているんです。ただ、今年の4月1日からが果たしていいのかなと、建物もないのに。いずれにしろ振興公社へお願いするとするならばそのスタッフの人たちと相談をしながらやっていくというのは、それは4月1日に指定しなくともそれは十二分にやっていかなきゃ、また、ならないでしょうと。それはやるべきだと。

そこまでこの強化施設に関しては配慮というのかな、しておられるわけですが、これは町全体としても、例えば役場庁舎いろいろ出てましたが、ほんとど固まってしまって、俺等がなんぼ言っても取り上げられないようながんじがらめの中での提案なんです。

ところは今はもう最初からまぜて皆さんのがんじがらめの声を聞くという、開かれているわけですから、その点では評価しますが、町とすればいずれにしろ今のようなことでやるならば、今後十二分にみんなの声が響く町と言っているんですから、そこら辺の関係もあったのでお尋ねしたわけであります。この件に関して、課長、もう一回、なんで4月1日からということをもう一回だけ言ってください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 確かに今建物はいよいよ今年から始まる計画であります。今現在、テナント募集を締め切った結果、ほぼ出そろってまいりまして、この件について4つのテナントですが、現在5件の応募がございました。今後その中から4件に選定をするわけでありますが、こういった方々といろいろ図面上だけではやっぱりなかなかこれからの将来的な、あるいはテナントをするほうについても出品もありますので、そういった意見を聞きながら対応していくということが一つと、当然町もかかわりを持ってまいりますし、そして今お話をあつたように、当然よりつせとの関係もこれから出てくるわけであります。

そうした中で当然ながらスタッフもそろえなければなりません。そうした意識を持ちながらよりつせ全体を見るができるような、そんなスタッフの募集もこれから始めていくということありますので、あらかじめしっかりとそういうスタッフ体制のもとに進めていきたいというふうに考えたわけであります、今後工事が始まるわけでありますので、まだ入札はしておりませんけれども今年からいよいよ本格的になります。

そうした中での対応策ということで理解をいただければ非常にありがたいというふうに

思っております。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 そのとおりなんです。やっぱり準備を万端にしてきっちとした対応をしていくというのはこれは当然です。そのためには4月1日に指定管理者しなくて当然やらなくちゃならない仕事じゃないのかな。建物ができない。これが例えば今年いっぱいできるならば28年の4月1日だって私はおかしくないのではないのかなと。そういうことなんですね。私の言つてることご理解いただけましたでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 十分理解はしているつもりであります。これから当然町とそして振興公社のほうで責任ある方が入っていった場合、どういう立場で入っているんだと、こういうふうにいろいろなりますので、ここでしっかりと将来はこの振興公社を含めて管理体制をやるんだよと。

その場合にいろいろ最初からこういった事前に理解を求めるというようなことと、共同体の協議会的なものを組織していく段階においてもやっぱり今からお願いしていったほうがいいのかなということでご理解をいただければありがたいというふうに思います。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 私は常にこの指定管理者の指定にあたっては地域の活性化がなくてはならないというふうに考えております。今回の指定管理者、振興公社にするんだというようなことなんですが、今これからテナント募集しておられる。そして4店で決まる。あと物産のほうも入るということですよね。私としてはそういうところで組合みたいのをつくって、そこに指定管理者制度を入れたほうがかえって地域の振興になるんじゃないのかなというような考えを持っているんですが、そういう点まではお考えになったことがありますか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。これから地域連携販売力強化施設の中には農産物の直売施設、これも入ってきます。そしてテナントということで飲食店関係が4店舗入るというような形になります。

この施設については、これから施設の整備のハード面が始まるわけですから、それと併せてソフト面の、この施設を使ってさらに地域の農産物の販売強化にあたろうというようなことで、来年度ソフト事業ということでコンサルタントなんかに頼んでどういう店舗づくりしたらいいかとか、どういう営業戦略をしたらいいかとか、そういうものをちょっと予算計上させていただいております。

その中でやっぱりそういったコンサルタントに指導いただく中で、今おっしゃったように生産者の方々、それから出店者の方々、町も入って共同体的な協議会をつくりまして、そういう方々の指導を受けて営業戦略に努めようかなと思っております。

当然施設の指定管理者となる団体についてもその協議会の中に入っていたら、一緒になって営業強化、販売強化に当たるというような、そういう組織づくりはしていく考え方でございます。

○議長 10番、荒海清隆君。

○荒海清隆 よりっせと、ほうは今のところ全然関係なく、強化施設であるというような

ことですよね。それだったら新しい指定管理者、常に競い合うような環境、それはつくることによって地域が活性化するんじゃないかなと考えているんですが、町でかなり指定管理者があるわけなんです。この前はケーブルテレビがケーブルネットになって、そういう指定をされたということなんですが、これもやっぱり地域に振興、貢献するようなケーブルテレビでなければならないというように考えておりますので、振興公社がこれからますます地域振興のためになっていただける、いけるように考えていただければなと、これはお願ひです。

○議長 ほかに。

4番、渡部憲君。

○渡部憲 1つだけ、この建物は今よりっせとありますよね。新しい地域連携販売力強化施設、これは別に新たな名前がつくんでしょうか。

あとこれ指定管理者は3年で取り替えるということもあり得るんだという場合は、どういう状況になった場合に3年で交換するんだということでしょうか。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 お答えしたいと思います。よりっせというのは今現在の、今あります道の駅にしあいづのほうの物産館の通称というか、これは募集しまして皆さん方から出してもらった名前から採用したというような形なんですけども、新しいほうの名前をどうするかというのはまだそこまでは検討してない状況ですけども、今後そういった新しい、そこに入られる方とか、そういった方々といろいろ話しながらそういう通称名が必要なのか、それともあそこ2つの施設を一体にしてそのままの名前にしたほうがいいのかとかいろいろ考えがあると思いますのでそういったのは今後十分検討していきたいなと思っております。

あと、指定管理者については、先ほど言いましたように、3年後には中間的な検証はやらせていただきます。その際にどういった管理状況なのかとか、販売状況なのかとか、十分それは検討させていただきまして、その時点でさらにいろいろな今後の指定管理についてお話をあったようなことがある場合にはやっぱりこちらから、町側からもいろいろ注文つけながら、指導していきたいなと思っております。

基本的には5年間の指定期間の間を指定するというようなことで期間設定をさせていただいているところでございます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 わかりました。ただ、この指定管理者の3年で見直しもあり得るんだということは、一応5年と、原則はね。だけど3年間で、実績が上がらないとか、そして町のほうに逆らうとかつという場合には取り替えもあり得るんだと、そういうことでよろしいですね。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 先ほども言いましたように、3年後にはそういう中間評価をするんだということですので、そういった指定管理の状況がどうなんだということは一度検証させていただくということですので、その内容を十分審査、評価しましてその後どうするかというのは判断したいなというふうに思っています。

○議長 ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第38号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号、西会津町地域連携販売力強化施設の管理に係る指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について説明させていただきます。議案書並びに、辺地に係る公共的施設の総合整備計画書、変更をご覧いただきたいと思います。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところであります、辺地債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が計画書に盛り込まれていることが条件となります。

現計画につきましては、平成22年から26年までを計画期間とする計画ですが、平成26年度事業として新たに追加したい事業が1事業生じましたので、計画の変更を本議会に提出したところでございます。

それでは、辺地に係る公共施設の総合計画、変更をご覧いただきたいと思います。

今次の変更でありますが、尾野本辺地1地区に係る総合計画の変更でございます。その内容でありますが、3ページをご覧いただきたいと思います。施設名、電気通信施設(携帯電話基地局施設整備)、事業内容3基から4基に、事業費については8,940万7千円から1億422万3千円に、うち辺地債充当額2,170万円を2,530万円に変更するものであります。

これは小杉山地区の携帯電話基地局施設整備が、本年度追加採択され、去る12月議会の補正予算により予算化させていただきました。県との協議の結果、本事業の町負担額への辺地債活用が可能との回答がありましたことから、計画に追加させていただくものであります。

これまでの説明を終わりますが、本案につきましては、辺地に係る公共的施設の整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に

より、議会のご議決をお願いするものでございます。よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

このあと議会運営委員会を開催してください。

本日はこれで散会いたします。(13時43分)

平成27年第3回西会津町議会定例会会議録

平成27年3月20日（金）

開 会 10時00分

出席議員

1番	小柴 敬	6番	猪俣 常三	11番	清野 佐一
2番	三留 正義	7番	鈴木 満子	12番	五十嵐 忠比古
3番	長谷川 義雄	8番	多賀 剛	13番	武藤 道廣
4番	渡部 憲	9番	青木 照夫	14番	長谷沼 清吉
5番	伊藤 一男	10番	荒海 清隆		

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町長	伊藤 勝	会計管理者兼出納室長	会田 秋広
総務課長	伊藤 要一郎	教育委員長	五十嵐 長孝
企画情報課長	杉原 徳夫	教育長	新井田 大
町民税務課長	新田 新也	教育課長	成田 信幸
健康福祉課長	渡部 英樹	代表監査委員	佐藤 泰
商工観光課長	大竹 享	農業委員会長	佐藤 忠正
農林振興課長	佐藤 美恵子	農業委員会事務局長	佐藤 美恵子
建設水道課長	酒井 誠明		

会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 高橋 謙一 議会事務局主査 薄清久

第3回議会定例会議事日程（第15号）

平成27年3月20日 午前10時開議

開 議

日程第1 報告第1号 委任専決処分事項

日程第2 陳情第1号 充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への
山荘移転新設陳情書

日程第3 経済常任委員会の継続審査申出について

日程第4 議会運営委員会の継続審査申出について

日程第5 議会広報特別委員会の継続審査申出について

閉 会

(全員協議会)

(議会広報特別委員会)

第3回議会定例会議事日程（第15号の追加1）

平成27年3月20日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第43号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第3 議案第44号 西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結について

追加日程第4 議案第45号 副町長の選任につき同意を求めることについて

第3回議会定例会議事日程（第15号の追加2）

平成27年3月20日

追加日程第1 議会案第1号 町長の給与の特例に関する条例

追加日程第2 議会案第2号 東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議
する決議

○議長 おはようございます。

平成 27 年第 3 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

監査委員、佐藤泰君から遅れる旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、報告第 1 号、委任専決処分事項の報告を行います。

本件の報告説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 報告第 1 号、委任専決処分の報告について、ご説明を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により、昭和 53 年 6 月 30 日にご議決をいただいている町長の専決処分事項の指定に基づき、損害賠償並びに和解に関する件について、委任専決処分を行ないましたので、その内容についてご報告を申し上げます。件数は 2 件で、事故に係るものであります。

それでは、報告第 1 号をご覧いただきたいと思います。

まず 1 件目の事件であります。発生年月日は平成 26 年 8 月 29 日であります。その内容であります。東京都千代田区鍛冶町地内の交差点において、町公用車が直進で進入したところ、反対車線から右折してきた相手方車両と接触したものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成 27 年 2 月 24 日、賠償額 16 万 6,466 円で和解したところであります。過失割合は、当方 50 パーセント、相手方 50 パーセントであります。なお、事件発生から示談締結まで 6 カ月の期間を要したところであります。これは相手方との過失割合にかかる合意に時間を要したためであります。

次に、2 件目の事件であります。発生年月日は平成 26 年 12 月 27 日であります。その内容であります。野沢字下條地内の駐車場において、町除雪車が後退したところ、後方に駐車していた相手方車両に接触したものであります。

事件の相手方は記載のとおりであります。和解の年月日は平成 27 年 1 月 28 日、賠償額 46 万 608 円で和解したところであります。過失割合は、当方 100 パーセント、相手方ゼロ パーセントであります。

以上をもちまして、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づき委任専決処分事項の報告といたします。

○議長 ただいまの報告に対し質疑を行います。

4 番、渡部憲君。

○渡部憲 この西会津町野沢下條地内でこれ事故ということですが、除雪車が普通の一般の方の車を壊したと。金額が 46 万と大きいものですからね、相手方にけがなどはなかったんでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 この駐車場につきましては、いわゆる道の駅の駐車場でございまして、その駐車場の除雪作業をしている際に後方に止まっていた相手方車両に接触したものでございます。幸いに相手方にけがはございませんでしたので理解をいただきたいと思います。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 まず1件目のこの事件に関してですが、事件の発生場所が東京都内であるということであります。和解に至るまで過失割合等々の調整に時間がかって半年かかったというご説明でありますが、遠方での事故の場合、誰がどのような体制でいわゆる示談交渉、あるいは和解に至る交渉をなさっているのかお尋ねをいたします。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今回、1件目の事故につきましては、東京都内ということでございまして、事故発生いたしましてすぐに町のほうに連絡がございました。もちろん現地の警察の方にも届出をいたしまして、現場検証等していただいたところでございます。

直ちに町のほうから、町が加入している町の共済がございますので、そちらのほうに連絡をいたしまして、そちらのほうの保険屋さん、全国規模の保険屋でございますので、そちらのほうに行っていただいて、相手方と調整をしていただくというようなことでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 我々も仕事がいろいろこの交通事故に関する示談交渉、和解交渉、いろいろ関連しているケース多いんですが、この役場のいわゆる全国ネットの規模の共済担当者がやったということですが、なぜ時間がかかるなあという認識、感じを私しております。

それで一つの提案なんですが、いわゆる50対50の過失割合決める。これ本当に一番難しいケースだと思いますけども、今いわゆるドライブレコーダーというのが結構普及しております。個々の自家用車に付けている方も多くなってきております。また、いわゆる運送事業者等は相当な割合で付けているところであります。価格もいろいろ、お聞きしますと下は数千円程度からあるということでありまして、私は一番過失割合を算定する上で民間運送事業者なんかはこのドライブレコーダーがあることによってずいぶんと成果を上げている、時間短縮につながっているという話も聞いておりますので、一つの提案ですが、いわゆる役場の公用車、ドライブレコーダーを取り付ければ少しは危険運転の、危険運転することもないんでしょうけども、抑止効果もあるし、いわゆる無茶な運転を抑制効果もあると私は思うんですが、そんなことは考えられないでしょうか。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 今、議員のほうから大変貴重なご提案をいただいたというふうに考えております。我々の総務担当課長の場合、町の安全運転管理者という立場になってございます。毎年、年1回は必ず講習会を受けるということでございまして、その際にも今お話をありましたドライブレコーダーの取り付けの関係なんかも話がございます。

今ご提案あった内容につきましては、十分に検討させていただきまして対応させていただきたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 これだけ車社会となれば事故ある程度防げないという面もあるとは思っておりますが、第1件目ですが、町の車は直進だと。相手は右折、すると直進が優先じゃないのかなと。それが50、50というのはどういうことでかと。信号機があったのかないのか、

この交差点。

それと2件目ですが、業者委託の除雪か、直営の除雪か。直営ですと2人で乗って除雪をしているわけですから、そうすると後方確認が完全でなかったという感じをしますので、そこの2点をお答えしていただきたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 1件目についてお答えしたいと思います。東京の交差点でございまして、大きな道路の信号もついている道路であります、道路といいますか、交差点でございます。なかなか過失割合、その事故の発生の状況によっていろんなケースがあるようでございますけれども、その辺につきましては専門家でありますその保険の方にその調整は、今現在、そういった過失割合の調整につきましては保険屋さん同士でやっていただいているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 2件目の事故の件でありますけども、道の駅の事故ということで商工観光のほう担当しているわけですけども、この除雪につきましては郡山国道事務所が業者に委託して実施しているところです。ただ、除雪機械自体は町の除雪ドーザを貸与しているというようなことであります、その貸与した申し合わせ事項の中に保険料、それを町のほうでお支払いするというようなことでありますので、今回こういった事故に対して町の保険を適用して損害賠償をお支払いしたという状況でございます。

業者委託につきましては、民間の方に、郡山国道事務所から委託しているというような状況でございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 国道交通事務所という話が出てきましたが、あなたがイントネーションがあつてなかなかわかりづらかったからもう一回国道事務所との関係をイントネーションつけないで説明していただきたい。

○議長 商工観光課長、大竹享君。

○商工観光課長 道の駅の除雪につきましては、郡山国道事務所が民間業者に委託して除雪をしているという状況でございます。

除雪機械につきましては、町の機械を貸し出しております。その際、申し合わせ事項の中で町の除雪ドーザを貸与しておりますので、保険料については町からお支払いしているということで、そうしたことでの保険の適用については町の保険を適用させて損害賠償をお支払いしたというようなことでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 それはわかりましたが、やはりこういう場合は国土交通省の、町で貸してるわけですから、それは借りた人のというような気もしますので、そこら辺、ほかの道の駅等がどういうケースであるのか、そこら辺を参考にして、私はこういう場合は町というよりも国の責任範囲に入るんじゃないかなと思いますので、そこら辺はいろんな道の駅等の除雪を参考にして、今後、来年度以降交渉していただきたいなど、ご要望だけ申し上げておきます。

○議長 これで報告第1号、委任専決処分事項の報告を終わります。

暫時休議にします。(10時14分)

○議長 再開します。(13時00分)

追加議案として、町長から議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結について、及び議案第45号、副町長の選任につき同意を求めるについてが提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第1とし、議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を追加日程第2、議案第44号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結についてを追加日程第3、議案第45号、副町長の選任につき同意を求めるについてを追加日程第4として日程の順序を変更し、ただちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明、議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、議案第44号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結について、及び議案第45号、副町長の選任につき同意を求めるについてを日程に追加し、追加日程第1、第2、第3、第4として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、提案理由の説明を行います。町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第2、議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。本案についての説明を求めます。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 議案第43号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

本案につきましては、職員給与の一部改正であります、平成26年の国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告において、職員給与に係る世代間の配分見直し等を目的とした給与制度の総合的見直しが勧告されたところであります。

その主な内容といたしましては、県人事委員会の勧告では、高齢者層を中心として、最大3パーセント程度の引き下げ、一方で若年層を引き上げることにより、平均1パーセントの引き下げを行うものであります。

本町における給与等の改定につきましては、従来から勧告制度の意義を尊重し、国の人事院勧告及び県の人事委員会勧告に準じて改定を行なってきたところであります、今次の改定にあたりましても国・県の勧告等に準じて行うものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、併せて、本日お配りいたしました条例改正案新旧対照表の1ページをご覧いただきたいと思います。

まず、第11条の2第2項は、単身赴任手当の月額を定めるものであります、支給基礎額について2万3千円を3万円とし、単身赴任の距離によって加算する額の上限である4万5千円を7万円に引き上げるものであります。

第19条の2第1項及び第2項は、管理職員特別勤務手当の支給対象を定めるものであります。

ますが、これまで管理職員が災害への対処やその他の臨時又は緊急の必要により勤務した場合、土曜、日曜及び祝日等に限り、その支給対象としておりましたが、管理職員の勤務実態を考慮し、平日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合についても、支給の対象とするものであります。

改正案の同条第3項は、管理職員特別勤務手当の額を定めるものであります。第1号は休日等に勤務した場合、2万円を超えない範囲で支給し、6時間を超える場合は支給額を1.5倍とするものであります。具体的には、管理職のうち医師については2万円、その他の課長等の管理職については6千円とするものであります。第2号は、平日の深夜に勤務した場合の額を定めるものであります。

第24条の2は、再任用職員についての適用除外を定めるものであります。住居手当等について適用除外から削除して、新たに支給の対象とするものであります。

附則第11項は、55歳以上で6級の職にある職員については、給料月額及び期末勤勉手当の支給額から100分の0.9を減じる規定であります。その減じる期間について、当分の間を平成32年3月31日までの間とするものであります。

次に、別表第1は行政職の給料表で、県人事委員会の勧告に基づき改正いたしますと、本町においては、高齢者層を中心として最大2.6パーセントの引き下げ、一方若年層を引き上げることにより、平均で0.75パーセントの引き下げを行うものであります。

次に、附則でありますが、第1条は施行期日であります。平成27年4月1日から施行するものであります。

第2条は、給料の切り替えに伴う経過措置であります。給料表の見直しに伴い、新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けている給料月額に達しない職員に対しては、平成32年3月31日までの5年間に限り、経過措置としてその差額を給料として支給することなどであります。

第3条は、単身赴任手当に関する特例であります。平成30年3月31日までの間においては、支給基礎額を3万円を超えない範囲で町長が規則で定める額とするものであります。

第4条は、町長への委任であります。この条例の施行に関し必要な事項は、町長が規則で定めるとするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

8番、多賀剛君。

○多賀剛 この条例改正に伴いまして手当の見直しがあります。まず本町においていわゆる単身赴任者というのは何人ぐらいいらっしゃるのか、それを1点お尋ねしたいのと、あと高齢者を大きく引き下げて若年層を引き上げて平均0.75パーセントの引き下げとなるということですが、この給与改定によります影響額はどのくらいになるのか、その2点をお尋ねしたいと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 まず1点目の単身赴任手当の対象者でございますが、本町においては現在ゼロ人でございます。

それから、今次の給与制度の総合的見直しによりまして受ける影響額ということでございますが、給料の月額で申し上げますと 32 万 5,900 円でございます。これ全職員を対象としての金額でございます。

そこに時間外手当、それから期末勤勉手当、共済組合負担金、総合事務組合負担金と、こちらのほうにも跳ね返ってまいりますので、それらを総合的に合計いたしますと、年間で 766 万 4,027 円となる見込みでございます。

○議長 14 番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 私も 11 条の 2 でお尋ねをするわけですが、人事院、人事委員会はいわゆるマイナスということで勧告してゐるわけですが、なぜこの単身赴任手当だけがプラスというふうなことになったのか、そういう背景といいますか、それをお聞かせいただきたいと。

今はゼロ人ということではあります、かつては横浜市とですか、人事交流等しました。あるいは県に出向したということではあります、例えば横浜の場合は、西会津から横浜に行つた職員の分は西会津でみる、横浜から西会津に来た場合は西会津でみていた。そこら辺までお答えをしていただければと思います。

○議長 総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 単身赴任手当の今回見直しということでございますが、これは現在の社会経済情勢等に鑑みまして、やはり長距離にわたる単身赴任のケースがでてきているということでございます。そういったところで遠方から来た場合の交通費、そういったところを勘案いたしますと限度額を引き上げるということでございます。

それからかつて横浜市と人事交流をしておりましたが、町から派遣した職員の給料については町が支給する。それから横浜市からおいでいただいた職員の分は横浜市が支給するというような取り扱いをさせていただいております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 43 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 43 号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第 3、議案第 44 号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結についてを議題とします。本案についての説明を求めます。

建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 議案第 44 号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結について説明させていただきます。

お手元に入札結果並びに議案説明資料を配付してございますので、議案書と一緒にご覧

ください。

議案の説明に入ります前に工事の概要等について説明させていただきます。

本工事概要ですが、空調設備といたしまして、1階南校舎では天井カセット4方向型エアコンが、校長室、各会議室、3会議室あります、に1基ずつと、職員室に3基、事務室1基、音楽室に2基、理科室に2基、南校舎2階では各教室に天井吊り型エアコンが1基ずつで13基、多目的ホールの1階に天井吊り型エアコンが6基、多目的ホール2階に床置型エアコン5基、合計36基を設置いたします。その他冷媒用配管887.5メートル。キュービクルー式工事が主な工事内容でございます。

本工事につきましては、電機設備一式工事といたしまして、予定価格が5千万円を超えることから、町に指名参加願いを提出しており会津管内の電気設備工事資格者で、福島県のAランク業者を指名し、去る3月17日に入札会を執行しました。

入札の結果、最低の価格で入札した業者は、株式会社八重電業社会津営業所であり、その価格は4,600万円がありました。この入札額に消費税及び地方消費税相当額368万円を加えた合計額4,968万円を契約金として、3月18日付、会津営業所長、高瀬豊氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成27年9月15日であります。

これをもちまして説明を終わりますが、工事予定価格が5千万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

よろしくご審議くださいまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

1番、小柴敬君。

○小柴敬 非常に予定価格とそれから落札価格に差があるように感じられますが、器具等の能力、そういったものに差はないのか。それから耐久性に問題ないのか、その辺お聞かせください。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 予定価格と入札額が差があるというようなご質問でございますが、これは入札により差金によりまして入札額が下がったということでございます。設計内容につきましては変わることはございませんのでその能力等には影響がないということでございます。

○議長 11番、清野佐一君。

○清野佐一 今1番議員言われたのと同じようなことなんですが、私もやっぱりこれを見て差が大きいなという感じは受けました。今まで、町でバスなんか購入する場合に、いろんな内容について条件を付すといいますか、最低ここまでだとあれだととかというようなことで、例えば車だったらステップの低いやつだとか、あとは四輪駆動だとかなんかというようなそういういろいろな条件を付した中でやってきた経緯があります。

こういう空調設備についてもメーカーみな同じみたいな話ではありましたけども、いろいろこれテレビなんかで見てますと急速の冷却ができるとかなんかといをいろんな性能的に差があるように思われますが、そういうことでいろんな条件を付してやられたかどうか

をお伺いします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。工事につきましては、図面を起しまして、その機種につきましてはこういう性能のものであるというようなことで設計書に明示しております。その性能についてはこれくらいのものというようなことで、それについて工事業者からこういうものを使いたいということでうちのほうに上がるわけですが、それについてその能力については町で確認をして、間違いないということで承認してそれを使うということをございますので、先ほど申しましたように、性能等については何ら問題がないということでございます。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 先ほどの竣工期日ですけども、27年の9月の15日ということでありました。そうすると、いわゆる9月の15日ということはだんだん秋風が吹き始めるころであって、今シーズン、この夏は間に合わないのかなと。いわゆる夏休み等の大型休日を利用して工事をしたいということであろうかと思いますが、その点まず間違いないのかお尋ねします。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。この工事につきましては、室内でやる工事でございまして、どうしても生徒さんが休みの日でないと工事ができないということで、土日又は夏休みを利用して工事を進めるということになります。なるべく急ぐようには努力いたしますが、夏休み中には完成させたいと、そのように考えております。

○議長 8番、多賀剛君。

○多賀剛 私もそういう思いであります。要は、この図面見ますと1階と2階とありますけども、工事を分割して進められるんであれば、まず、5月のゴールデンウィークあたりは子どもたちの教室から始めていただいて、次は校長室とか1階の空調関係進めるような形であれば、全く今シーズン使えないというのは、せっかく空調整えるわけですから、子どもたちもかわいそうだなという思いありますので、できれば休日等も利用してやることでありますから、工事の進め方、子どもたちが一番多くいる時間、どこにいるのか、教室が一番多いと思いますので教室等を先に工事を、土日を利用して始めていって、なるべく今シーズン使えるような環境づくりを進めるというお考えはないでしょうか。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。工事につきましては、先ほど申しましたように生徒さんのいないときに工事を進めるということでございます。これにつきましては、まだ入札になったばかりということで工程についてもまだ協議していないということでございます。十分学校の先生方等にも一緒になって工程を十分検討し、できるだけ早い完成を目指したいとこのように考えております。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 この工事価格は5千万近いという金額でございますけれども、今後この工事するにあたってまた補正を組まなくちゃならないなんていうことはありませんよね。人件費だのなんだの、材料費が上がったから、そのようなことはないということでおろしいですね。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。その物価の上昇によりまして単価が上がったということになれば当然設計単価も上げなくちゃならないということでございますので、そういう状況になりましたら補正を組んで変更契約を結ぶというようなことはあり得るのかなと、そのように考えます。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 そのような話は、たとえどこの家だって一応契約すればそれでやってもらう。そういう方針をちゃんと貫いてもらいたい。後でなんだかんだあってもそんなことは認めないんだ。これでやってくれと、こういう方針を堅持していただきたい、そういうことでございます。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。この工事につきましては、公共工事であるということでございまして、県の単価が上がったりそのようなことになればどうしてもそれに沿つて設計単価も変更しなくちゃならないというようなことでございますのでご理解願いたいと思います。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 今の話ですが、課長としての答弁はそうでしょうが、実質的には今発注して、7月、夏休みやってしまうということですから、そんな補正組むほどの価格の変動なんてあり得ないと思うのね。なお、十分にそこら辺は予算を組むときにそこら動向踏まえてあなた方は積算してると思ってますので、そんなことのないようにしていただきたいということを言っておきます。

町民の方々はおそらくなぜ今の、本体工事と合わせてこの工事ができなかつたのかなと、こう思っておられる方がたくさんおられると思いますので、なぜこの今回の空調設備だけが別な発注になったのか、そこら辺町民の方々に理解していただくためにも説明をしていく必要があると思いますので、説明をしていただきたいと思います。

あと、10社ということですが、町内には電気屋さん、たくさんといいますか、かなりおられます、この方々はいわゆるランク付けでなってないからいわゆるまぜなかつたのかと。そうならば小学校の工事で建築にしろ電気にしろ、共同企業体を組みましたね。今回はそういうような共同企業体を、町内の業者と組むというようなことは考えなかつたわけですか。お答えをしていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 お答えいたします。まず、町内業者はなぜ入札参加に指名しなかったのかということのご質問にお答えいたします。まず、今回は予定価格が6,500万円以上ということで町うち業者としてはランクには到達しないということと、あと一応キュービクル等がございまして、非常にまた高度な工事だと、キュービクルの増設というようなことで高度な工種であるということと、学校が休みの日しかできないということで、ある程度機動力のある会社でないとなかなか難しいのかなというようなことで、そのようなことで総合的に判断いたしまして今回は町内業者さんは指名しなかったということでございます。

あと、共同企業体についてのご質問でございますが、一応町といたしましては建築主体

工事につきましては5億円以上、その他付帯等電気工事とかそういうものについては、1億円以上については共同企業体を組むというようなことを考えておりますので、今回は1億円にならない6,500万程度ということで共同企業体については検討しなかったということとございます。

○議長 企画情報課長、杉原徳夫君。

○企画情報課長 お答えします。西会津小学校の建築工事、なぜエアコンが入っていないなくて今設置するのかというご質問にお答えします。西会津小学校につきましては、設計の段階から、西会津中学校の校舎が風通しが悪いというようなこといろいろ聞かされていましたということでありまして、設計にあたりましては十分その暑さ対策というようなことは念頭に置いていただきまして、廊下のドアを全てオープンにして反対側の窓も全て開くような形に設計をして、エアコンもいらないというような形で計画をしたところでございます。

ただ、ここ何年かの夏、本当に今まで必要のなかった場所についてもエアコンが必要だというような事態が発生しているというようなことを踏まえて、今次エアコンを設置しようというようなことになったということでございます。

今次のエアコン設置のための財源につきましては、かなり有利な形で、町の持ち出しがなくて設置ができるというようなことでありましたので、この機を逃さず設置するのが町としては得策だろうというふうに考えたということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 いわゆる企業体ですが、そうしますと、企業体を組むという基準といいますか、標準がおありなのかと。今、1億円以上とか5億円とおっしゃいましたが、それは工事の内容によって違うのか、企業体を組むのが。

かつて私の記憶に間違いがなければ、確か明神橋だと思いますが、橋の塗装の場合は地元の業者と企業体を組んで実施したと、あります。あれは1億円なんてかかっていないと思っていますので、職種によって企業体を組むか組まないか、その基準、標準というものはどうなっているのか、ということになります。お答えをしていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、酒井誠明君。

○建設水道課長 かつて明神橋についてはちょっと私も記憶がございませんのでわかりませんが、一応今現在では建築関係の工事につきましては、建築主体工事は5億円、そのほか機械設備工事とか電気工事については1億円以上で企業体というようなことで考えておるということでございます。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 塗装ともう一つ水道だか、下水道管も若松あたりの業者と西会津の業者が企業体を組んでやったと記憶してますので、なおそこら辺はきっと工事によってこれ以上は企業体を組むというのはやっぱし聞かれたらすぐ答えられるような基準をきっとつくっていただくことをお願いしておきます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第44号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、西会津小学校新校舎空調設備設置工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

議案配付のため暫時休議しますが、地方自治法第117条の規定によって、伊藤要一郎君の退場を求めます。

暫時休議します。(13時38分)

○議長 再開します。(13時40分)

追加日程第4、議案第45号、副町長の選任につき同意を求めるについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第45号、副町長の任命につき同意を求めるについてご説明申し上げます。

現在、空席となっております副町長についてであります。その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、現在、参事兼総務課長の職にあります伊藤要一郎君を適格者として認め、選任したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

伊藤要一郎君について、ご紹介申し上げますと、その人となりについては、議員各位も十分ご存知のことと思いますが、昭和34年2月、野沢、堀越の生まれで、県立喜多方高等学校を卒業後、昭和52年4月に大蔵省東京税関に入閣、昭和57年7月に退職し、この間、法政大学法学部法律学科を卒業いたしました。

昭和57年8月には西会津町職員となり、以来、32年の長きにわたり、地方自治の発展と住民福祉の向上に貢献してまいりました。

この間、企画調整課長、町づくり政策室長を歴任し、平成20年5月から参事兼総務税政課長を、機構改革により平成22年4月からは参事兼総務課長の重責を果たしており、その行政手腕は皆様もよくご承知のとおりであります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、伊藤要一郎君を副町長として任命したいので、何卒、満場一致をもって、ご同意を賜りますようお願いを申し上げる次第であります。よろしくお願ひいたします。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は、省略することに決しました。

これから議案第45号、副町長の選任につき同意を求めるについてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、副町長の選任につき同意を求めるについて、原案のとおり同意することに決しました。

伊藤要一郎君は、入場願います。

(伊藤要一郎君入場)

○議長 ただいま副町長として選任同意されました伊藤要一郎君からあいさつしたい旨の申出がありますのでこれを許します。

伊藤要一郎君。

○伊藤要一郎 ただいま副町長の選任につき同意をいただきました伊藤要一郎でございます。選任の同意にあたり、あいさつの機会をいただきましたので、一言あいさつを申し上げます。

まずははじめに、ただいまの選任につきまして満場一致をもってご同意を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。

私は、副町長の職責は町長を補佐し、町長が進める町政運営において政策を具現化する事務事業推進の総括責任者として、その全般にわたり適正な執行に努めることであると考えております。今その職責の重要性に鑑み身の引き締まる思いであります。

私はこの職責を全うするにあたり、その基本はまちづくり基本条例にあると考えております。町民、議会、行政の三者が一体となった協働によるまちづくりであります。このまちづくり基本条例の本旨は、まちづくりの主役は町民の皆さんであります。町民の皆さんと一緒にまちづくりを進めていくためには、総合計画の基本理念であります、みんなの声が響くまち、この実現に向け町民の皆さんと語らい、町民の皆さんのご意見を聞き、また、その代表者であります議会議員の皆さまのご意見等を十分に尊重いたしまして、伊藤町政が掲げる明るく元気なまちづくりを進めるため、事務方の責任者として誠心誠意全力で頑張ってまいります。

議会議員の皆さま並びに町民の皆さんには引き続きご指導、ご鞭撻を賜りますよう衷心よりお願い申し上げましてあいさつとさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長 これであいさつを終わります。

追加議事日程配付のため、暫時休議します。(13時49分)

○議長 再開します。(14時10分)

追加議案として、長谷沼清吉君ほか2人から、議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例及び清野佐一君ほか4人から議会案第2号、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議が提出されました。これを日程に追加し、議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例を追加日程第1とし、議会案第2号、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議を追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例、及び議会案第2号、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議を日程に追加し、追加日程第1、第2として直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例を議題とします。提出者の説明を求めます。

14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例。上記の議案を別紙のとおり地方自治法第122条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。提出者は長谷沼清吉、五十嵐忠比古、青木照夫の3人であります。

議案の説明に入る前に、これまでの経緯、なぜ提案に至ったかをか皆さんにご説明を申し上げます

昨年12月、職員の不祥事によりまして西会津町はじめて懲戒免職処分がなされました。この件については昨年の12月全員協議会が開かれ、その全員協議会のあらかたは町長の責任の問題でありました。どう感じている。そのとき清野副議長が質問に対して町長はトップとしての責任のとり方を検討するという答弁をなされているわけであります。私は一般質問でも取り上げましたが、今議会の提案理由でふれなければならない。ふれないということは議会、町民への報告・説明がなされていない。責任の回避でしかない。だから一般質問で取り上げたわけであります。

その中でも町長は責任を感じている。責任は免れないと言いながらまだ責任をとつておらないわけであります。一般質問での論点といいますか、問題点はいわゆる地方公務員法29条の解釈であります。

第1項第3号には全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合、と書かれております。町長は職務外のことだから責任は及ばないと言っているわけであります。確かに1項第2号では職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合には懲戒処分していいと。いわゆるこれは職務に関してであります。3号で全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の合った場合。これは公務も公務外も関係なく、全体の奉仕者としてふさわしくない場合は懲戒処分していいですよと。

ですから29条の1項第3号は、公務、公務外などといっておりません。これを公務外などという解釈は誰が読んでもそんなふうにはならない。

じゃ、公務外で責任がなければなぜ上司の課長が懲戒処分受けたのか。そこにいくわけであります。

トップとしての責任は減給処分しかありません。自分が自分に注意したり、戒告だということありませんから減給処分しかなわけであります。一般質問でも言いましたが、坂下町の例があります。同じような町長部局の職員が同じような、西会津の職員と同じような事故を起しました。坂下町では三役としての責任を果たすために町長は10分の1、減給処分6カ月、副町長、教育長は10分の1、3カ月。教育長までですよ。町長部局の職員の責任を教育長まで坂下ではとつておられるわけであります。

どっちがけじめの付け方として立派か、筋が通っているか。どっちが町民の信頼を得られると思いますか。

かつて伊藤町長は社会福祉協議会の会長として職員の公金使い込みのときにどうなされましたか。自ら責任を感じてわざわざこの場で記者会見を開かれまして、町民の皆さんに謝罪をしておられるわけであります。

町長を処分、処分といいますか、処分するのには本人が議会しかありません。本人がその気がなければ、やはり町民の信頼を得るためにも、これから職員が町長には絶対迷惑かけてはならない。我々も一生懸命仕事をする。そういう構えで職務に専念していただくためにも、ここで私はけじめをつける必要があるということでありまして、全員の賛成をお願いするわけであります。

それでは議案の説明に入ります。

町長の給与の特例に関する条例。町長の給料月額は平成27年9月30日までの間において、町長等の給与及び旅費に関する条例第2条の規定にからず、同条に規定する額から当該額に100分の10を乗じて得た額、その額に100円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額を減じていただくとする。

附則としてこの条例は平成27年4月1日から施行する。

提出の理由は、職員の不祥事に対する懲戒処分に関し、町長の責任を明確にするためであります。

現在、72万9千円ですが、その100分の10を減じた額、7万2,900円を減ずるということであります。

全員の賛成をお願い申し上げます。

議会としてもこの件に関しては全員でけじめをつけるべきだと思いますので、皆さん全員の賛同をお願い申し上げまして提案理由に替えさせていただきます。

○議長 これから質疑を行います。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 反対としての討論。

○議長 それは聞いていない。質疑です。今の説明に対する質疑の時間です。

○猪俣常三 それでは、これについての採決を求めるという。

○議長 それは、これから話です。今は質疑の時間です。どうぞ。

○猪俣常三 いずれにしても、ここの場で決議を求めるということです。

○議長 そんな質疑はないでしょう。今の説明に対する質疑の時間です。してください。

○猪俣常三 私が一つだけ申し上げておきたいと思います。ほかのほうの例を出されました坂下町の処分内容が示されました。実際は管理職をなされた方であったというふうに聞いております。また、本件にあたっては一般職員ということでございますので、そういった点のところを整理したいということで異議を申し上げたということです。

○議長 6番、猪俣君に申し上げます。発言が質疑の範囲に従っておりませんので発言を禁止します。ほかに。

11番、清野佐一君。

○11番 今回の件につきまして、先般町のほうから説明があり、私も町長に責任のとり方

といいますか、どのようなとり方をされるのかという質問をしたところであります。ただいま話ありましたように、検討するというようなことで、それでは町長それなりに責任を感じておられるんだなという思いでおりました。

ところがそれが今までなされることなく、今日に至りまして3月のこの定例会において一般質問や議案審議の中でいろいろ議論されたわけです。そういう中で私はやっておればこのことにはならなかつたのかなというふうに思います。

質問がありますが、そういう中で今の提出者が言わされました10パーセント、6カ月の根拠をお伺いします。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 問題は、公務も公務外も関係ない。この29条の1項の第3号は全体の奉仕者たるにふさわしくない酒気帯び運転、酒飲み運転はこれにあたるわけですから、これに関する处分がなされた。そして町始まって以来、私もね、素直に提案理由の中で町長が議会に対して、町民の皆さんに対して一言すまなかつた、それは最高責任者として、町長としては至らなかつたと、そういうようなことを言っていただければ何もここには出すつもりはありませんでした。

それで質問にお答えするわけでありますが、特に根拠というのはありませんが、おおよそほとんどやっぱし10分の1の6カ月というのが多い。ですからこれが普通か普遍的な減給のあり方かなと思っております。

例えば、10分の3にして1カ月とか2カ月とかというのもありますが、ほぼ10分の1というのが妥当な線ではないのかなということで提案をいたしました。

○議長 4番、渡部憲君。

○渡部憲 長谷沼議員の話はわかりました。しかしその責任のとり方というものは、減給、そして戒告、そのようなものでなければならないというものなんでしょうか。今後町のために、町政のために本気になって頑張ってもらう。それも一つの方法ではないかと思われんですが、どうでしょうか。

○議長 14番、長谷沼清吉君。

○長谷沼清吉 地方公務員法の29条は職員に関する規定でありまして、特別職に関する法ではありません。だから特別職町長が提案をして自らその責任を明らかにするというのが原則といいますか、建前といいますか、それなんです。

じゃあ、このまま責任を痛感する、責任は免れないと言いながらも、ひとつも責任をとろうとなされず、このままのほうがいいのか、ここでやはり議会全体の意思として、いい仕事やってもらうために。常に私言っていますね。厳しい質問してますが、それはいい仕事をもらうためだと。ここでこの議案が通れば、職員もぴりっとしますよ。あんなケーブルテレビの間違いなんて、これから私はなくなると思います。

やはりこういう町始まって以来の不祥事に対して、町長は責任をとる。そのことによって我々も襟を正して真剣に町政に取り組んでいくことによって、西会津の発展がなされるであろうと。協働のまちづくり、町民、議会、行政が一体となっていくためにもここで町長の責任というものを明らかにする必要があるということありますので、ぜひ4番もご理解をして賛同していただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。

6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど提出なされました町長の減給の問題ですが、この問題につきましては、職員の、一般職員としての行われたことであります。私も12月の26日につきましてはお話を申し上げた点がございます。町長に責任があるのかないのかまでの話も出ました。

しかし私はあくまでも時間から外れて、なおかつ行われたことであったんだろうと、こんなふうには思います。しかし、地方公務員の29条等におけるところのいろんな懲罰関係にかかわるそういう懲罰の審議特別委員会でそれぞれ規則等、あるいは条例等、あるいは県の事例等を踏まえてそれなりに結論を出されて、これが妥当であろうということでご報告がなされたわけであります。

そういうときに町長に減給をしろということは、減給そのものにつきましては、町長が決めるものであろうと、私は考えております。

先ほど申し上げましたのは、坂下町で行われたのは管理職の関係であります。これは当然町長にもいくでしょうし、あるいは教育長のほうにもいくでしょうし、あるいは管理職にもいくでしょうし、そのような処分がなされたと聞いております。私としては町長に減給のものはふれるものではないと、私はそのように考えますので、同僚議員のご理解をいただきまして反対いたしますところのご賛同をよろしくお願いを申し上げたいと思います。

懲戒委員会のご判断が示されたということですので訂正させていただきます。そのようにご賛同いただきたいと思います。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 私は、この度の件について賛成の立場から申し上げます。

今回の議会の中で、協働のまちづくりというようなことが数多く言われてまいりました。協働のまちづくりをよく進める、それは町民、議会、行政、それぞれが信頼関係を持ち、そして公平、公正な中で進めてこそはじめて成り立つものと考えております。

行政においてでもそうですが、これを家庭の中にたとえまして、一家の主がいる。家族がいる。そういう中で、例えば不幸にして家族が不祥事を起したと、そういう場合には何よりも一家の長である立場の人間が頭を下げ、それなりにそれなりの社会的に償いをしていくというのが一般的ではないかと思います。

これは町においてもやはり首長さんとそれぞれの職員の皆さん、そういう中で、信頼関係を持ってこそ初めていい行政が行われるというふうに考えております。

やはり一人ひとりの職員が全部自分の子どもだというような思いで考えていくならば、まさに率先して職員の深い傷を癒すようなことを先んじてやるべきでなかつたのかなと思います。

したがいまして私は、町長と職員のつながりの中で、信頼関係をもつにはやはり町長が毅然とした態度で責任をとり、その後ろ姿を見て職員の皆さんのが信頼関係保てるんじゃない

いかというふうに思ってます。

以上のようなことを申し上げまして、よりよい町をつくるためにここで町長にそれだけの責任を、本来であれば町長自らの口から言ってほしかったわけですが、このような事態になったことは大変残念です。それを申し上げて賛成討論といたします。

○議長 これにて討論を終結いたします。

これから議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例を採決します。

本案は原案のとおり決するに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長 起立多数です。

したがって、議会案第1号、町長の給与の特例に関する条例は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2、議会案第2号、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議を議題とします。提出者の説明を求めます。

11番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは、議会案第2号についてご説明を申し上げます。

ただいま提出をいたしました東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出、断固抗議する決議についてご説明を申し上げます。

皆さま既にご承知のとおり、この度の福島第一原子力発電所の構内の排水路から高濃度の放射性物質を含む雨水が港湾外へ流出していたこと、さらにその事実を10ヵ月間も公表しなかったことが判明いたしました。このような行為は断じて許すわけにはいきません。

よって東京電力株式会社へ強く抗議すべくここに提出をするものであります。

それでは、議会案第2号をご覧いただきたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議。

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び西会津町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

提出者は、長谷沼清吉議員、青木照夫議員、五十嵐忠比古議員、鈴木満子議員、そして私、清野佐一でございます。

次のページをご覧いただきたいと思います。

東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議。

東京電力株式会社は、2月22日に東京電力福島第一原子力発電所において、構内の排水路から高濃度放射性物質を含む汚染水が港湾へ流出していたこと、また、24日には、2号機原子炉建屋の屋上にたまつた高濃度放射性物質を含む雨水が、構内の排水路を経由して港湾外へ流出していたことを公表した。さらに、24日に公表した箇所における汚染水の流出については、昨年4月には把握していたにもかかわらず、10ヵ月間にわたり、これまで明らかにしてこなかった。

汚染水対策をはじめとする原子力発電所の安全確保は、福島県復興の前提となる最重要課題であり、県では、汚染土壌を安定的に保管しなければ復興再生は進まないとの考えから、関係自治体と協議を重ね、苦渋の決断で中間貯蔵施設の建設受け入れや廃棄物搬入受け入れを表明しました。

そのような中で、明らかになった汚染水流出の問題は、風評被害に苦しむ福島県民の心を踏みにじる行為であり、このような事態を招いたことは誠に遺憾である。

よって、本町議会は、東京電力株式会社に対して、断固抗議するとともに、原因究明及び再発防止策を徹底し、県民に対して迅速かつ十分な情報提供・公開を行うよう強く求めるものである。

以上、決議する。

平成27年3月20日、福島県西会津町議会。

議員皆さまの、全員のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議会案第2号、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会案第2号、東京電力福島第一原子力発電所の汚染水流出に断固抗議する決議は、原案のとおり可決されました。

日程第2、陳情第1号、充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への山荘移転新設陳情書を議題とします。

委員長の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、五十嵐忠比古君。

○経済常任委員長 それでは、経済常任委員会より陳情審査報告を申し上げます。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので会議規則第93条の規定により報告いたします。

記。朗読をもって報告申し上げます。

受理番号、付託年月日、件名、審査の結果、委員会の意見。

陳情第1号、平成27年3月6日、件名、充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への山荘移転新設陳情書。

委員会の意見、継続審査を要する。

以上でございます。

○議長 これから陳情第1号、充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への山荘移転新設陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから、陳情第1号、充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への山荘移転新設陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第1号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第1号、充実した飯豊山・鏡山登山基地とする祓川駐車場隣接場所への山荘移転新設陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3、経済常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

経済常任委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、経済常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第4、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第5、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配りました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

専決処分事項について、総務課長より申出がありましたので発言を許します。

総務課長、伊藤要一郎君。

○総務課長 3月議会定例会の閉会を迎えるにあたりまして平成26年度中における西会津町税条例の一部を改正する条例及び平成26年度西会津町一般会計補正予算（第13次）の専決処分、並びに臨時会開催についてお願ひを申し上げます。

まず、町税条例の一部改正ですが、平成27年度の税制改正に伴い、地方税法の一部改正が本年3月末日に予定されていることから、町税条例の改正が必要となるものであります。

その主な内容ですが、昨年6月議会定例会でご議決をいただきました軽自動車税の税率について、二輪車及び農耕作業用の小型特殊自動車等に係る税率引き上げ時期が1年延長され、平成28年4月1日からなります。

このほか個人町民税における住宅ローン制度の適用期限の延長や固定資産税の特例の延長等であります。

次に、一般会計補正予算（第13次）ですが、地方交付税や地方譲与税等各種交付金の額の決定が本定例会終了後の年度末までに画定する予定であることから、額の決定に伴い予算を調製するものであります。

これらの手続が本年3月31日付けとなる予定であることから、議会を招集する時間的余裕がありませんので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたく議員各位のご理解をお願いするものであります。

なお、特別地方交付税につきましては、本日閣議決定が行われまして、本町における平成26年度の決定額は5億812万8千円となり、昨年度に比較いたしますと7,889万1千円の増となったところであります。現計予算は2億9,150万円でありますので、その差額2億1,662万8千円を補正予算として計上をお願いいたしまして後ほど財政調整基金への積み立てをしたいと考えております。

次に、町議会臨時会の開催のお願いでございます。道の駅よりせの脇に建設を予定しております地域連携販売力強化施設につきまして、現在一般競争入札の手続を行っているところですが、その開札日が3月30日であります。落札者が決定されると予定価格5千万円を超えることから工事請負契約の締結につきましてご議決をお願いするものであります。

以上、専決及び臨時会開催につきましてよろしくお願ひを申し上げます。

○議長 本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 3月議会定例会閉会にあたり一言あいさつを申し上げます。

本定例会は平成27年度一般会計予算案をはじめ、各事業特別会計、条例の制定、条例の一部改正など45件の議案をご審議いただきました。議員各位の熱心なご審議等をいただき、全ての議案とも原案どおりご議決を賜りましたことを衷心より厚く御礼を申し上げます。

本会議でいただきましたご意見、ご要望等につきましては今後執行する町政運営において十分、意をもって対応してまいりたいと存じますので、ご理解、ご協力のほどよろしく

お願いいいたします。

さて、待望の西会津小学校新築落成式典を3月15日に執り行い、町民の皆さんには同日内覧していただきました。約400名の参加があったところであります。4月には元気な小学生が通うことになります。これからも学校教育に対するご理解をお願いいたします。

また、本定例会をもって最後となります5名の課長、主幹が退職となります。議員各位にはこれまで議案審議及び各種事業にあたってご意見ご助言をいただき、職務を遂行できましたことを私からも厚く御礼を申し上げます。

これから新年度を迎える、町政も本格的に稼働する時期となります。総合計画後期計画や介護福祉計画、地域創生など新たな課題に取り組んでまいりますが、議会におかれましても適切なるご助言、ご審議をお願いいたします。

さらに町民の安心安全には万全を期しておるところですが、過般の屋根からの落雪による事故や、度重なる火災などに対して大変ご心配をおかけしております。消防団及び自治区長をおおしてさらなる注意喚起をしてまいりたいと存じます。

結びになりますが、ようやく春の兆しが感じられるようになりました。今年は議會議員改選期の年でございます。議員各位におかれましては健康には十分留意され、ますます活発なる議会改革と町勢進展にご尽力賜りますようお願いを申し上げ、3月議会定例会閉会のあいさつといたします。どうもありがとうございました。

○議長　　会議を閉じるにあたり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は、去る3月6日以来、本日まで15日間にわたり、平成27年度当初予算をはじめ条例制定、計画策定、補正予算など多数の重要な案件について議員各位の終始極めて真剣なご審議をいただき、本日をもって全議案議決、成立を見ました。

議員各位には年度末を控え、何かとご多忙中にもかかわらず熱心にご審議を賜り、議事進行にご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

また、町当局におかれましても審議の間、実に真摯な態度をもって審議に協力されましたことに対し深く敬意を表しますとともに、本会議において議員各位から述べられました意見なり要望事項につきましては、特に留意され、適切なる執行に十分反映されますよう切望し、町勢伸展のため一層のご努力をお願い申し上げます。

議会と町は信頼と協働を基本として相互信頼の上での議論が重要と考えます。議会は議会基本条例による議会報告会を5月に開催する予定であります。議会といたしましては町民の皆さんと議会、町と議会の絆をしっかりとつなげながら町勢伸展のため取り組む所存でありますのでご理解いただきたいと思います。

本年3月31日をもって退職されます各課長等の皆さんにおかれましては、町勢伸展のため、行政全般にわたりご尽力されました。長きにわたるご労苦に対し深く敬意を表しますとともに心から感謝を申し上げます。

春3月、三寒四温の春めいた温かさを感じるこのごろですが、議員の皆さん方、執行部の皆さん方におかれましては一層ご自愛の上、ご精励賜りますようお願い申し上げごあいさつといたします。

これをもって、平成27年第3回西会津町議会定例会を閉会します。（15時02分）